

昭和三十三年法律第二百二十八号

国家公務員共済組合法

国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 組合及び連合会
- 第一節 組合（第三条―第二十條）
- 第二節 連合会（第二十一條―第三十六條）
- 第三章 組合員（第三十七條・第三十八條）
- 第四章 給付
- 第一節 通則（第三十九條―第四十九條）
- 第二節 短期給付
- 第一款 通則（第五十條―第五十三條の二）
- 第二款 保健給付（第五十四條―第六十五條）
- 第三款 休業給付（第六十六條―第六十九條）
- 第四款 災害給付（第七十條・第七十一條）
- 第三節 長期給付
- 第一款 通則（第七十二條）
- 第二款 厚生年金保険給付（第七十三條）
- 第三款 退職等年金給付
- 第一款 通則（第七十四條―第七十五條の十）
- 第二款 退職年金（第七十六條―第八十二條）
- 第三款 公務障害年金（第八十三條―第八十八條）
- 第四目 公務遺族年金（第八十九條―第九十三條）
- 第四節 給付の制限（第九十四條―第九十七條）
- 第五章 福祉事業（第九十八條）
- 第六章 費用の負担（第九十九條―第一百零二條）
- 第六章の二 地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金（第一百零二條の二―第一百零五條）
- 第七章 審査請求（第一百零三條―第一百零五條）
- 第八章 雑則（第一百零七條―第一百零九條）
- 第九章 罰則（第一百一十條―第一百一十一條）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国家公務員の病氣、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に關して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び福祉事業に關して必要な事項を定め、もつて国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率の運営に資することを目的とする。

2 国及び行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三號）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）は、前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十號）第七十九條又は第八十二條の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休業又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定められた期間を超えて使用されることが見込まれないものに限る。第百二十四條の三において同じ。）その他の政令で定める者を含むものとする。）をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に關する法律（昭和五十七年法律第八十號）第五十條の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一條の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）その他健康保険法（大正十一年法律第七十號）第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて財務省令で定める者を除く。）で主として組合員（短期給付に關する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入に

より生計を維持するものであつて、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして財務省令で定めるものをいう。

イ 組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの

ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で 組合員と同一の世帯に属するもの

三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。）の者によつて生計を維持していたものをいう。

四 退職 職員が死亡以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。）をいう。

五 報酬 一般職の職員（給与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五號）の適用を受ける職員）については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他の政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に關する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他の政令で定める給与（報酬に該当しなく給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

七 各省各庁 衆議院、参議院、内閣（環境省を含む。）、各省（環境省を除く。）、裁判所及び会計検査院をいう。

前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項

第三号の規定の適用上組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第三号の規定の適用については、夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか、又は二十歳未満で厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五號）第四十七條第二項に規定する障害等級（以下単に「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、まだ配偶者がいない者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなす。

4 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

第二章 組合及び連合会

第一節 組合

第三条 各省各庁ごとに、その所属の職員及びその所管する行政執行法人の職員（次項各号に掲げる各省各庁にあつては、同項各号に掲げる職員を除く。）をもつて組織する国家公務員共済組合（以下「組合」という。）を設ける。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。

- 一 法務省 矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び政令で定める機関に属する職員
- 二 厚生労働省 国立ハンセン病療養所に属する職員
- 三 農林水産省 林野庁に属する職員

3 組合は、第五十條第一項各号に掲げる短期給付、長期給付及び第九十八條第一項第一号の二に掲げる福祉事業を行うものとする。

4 組合は、前項に定めるもののほか、高齢者の医療の確保に關する法律第三十六條第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）、同法第百十八條第一項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四條の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金

附則

- 第七十條 罰則（第一百一十條―第一百一十一條）
- 第九十三條
- 第九十四條―第九十七條
- 第九十八條
- 第九十九條―第一百零二條
- 第一百零二條の二―第一百零五條
- 第一百零三條―第一百零五條
- 第一百零七條―第一百零九條
- 第一百一十條―第一百一十一條

- （以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（第九十九条第一項において「流行初期医療確保拠出金等」という。）、厚生年金保険法第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）、並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に関する業務を行う。
- 5 組合は、前二項に定めるもののほか、組合員の福祉の増進に資するため、第五十一条に規定する短期給付及び第九十八条第一項各号（第一号の二を除く。）に掲げる福祉事業を行うことができる。
- （法人格）
- 第四条 組合は、法人とする。
- （事務所）
- 第五条 組合は、各省各庁の長（第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）の指定する地に主たる事務所を置く。
- 2 組合は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。
- （定款）
- 第六条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 運営審議会に関する事項
 - 五 組合員の範囲に関する事項
 - 六 給付及び掛金に関する事項（第二十四条第一項第八号に掲げる事項を除く。）
 - 七 福祉事業（第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業をいう。第五章を除き、以下同じ。）に関する事項
 - 八 資産の管理その他財務に関する事項
 - 九 その他組織及び業務に関する重要事項
- 2 前項の定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 組合は、前項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを財務大臣に届け出なければならない。

- 4 組合は、定款の変更について第二項に規定する認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。（住所）
- 第七条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
- （管理）
- 第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二、第三号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する行政執行法人の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。
- 2 各省各庁の長（以下「組合の代表者」という。）は、組合員（組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものを含む。）のうちから、組合の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
- （運営審議会）
- 第九条 組合の業務の適正な運営に資するため、各組合に運営審議会を置く。
 - 2 運営審議会は、委員十人以内で組織する。
 - 3 委員は、組合の代表者がその組合の組合員のうちから命ずる。ただし、その組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものがある場合には、組合の代表者は、委員のうち一人をその者のうちから命ずることができる。
 - 4 組合の代表者は、前項の規定により委員を命ずる場合には、組合の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから命ずるものとし、一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払わなければならない。
- 第十条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。
 - 一 定款の変更
 - 二 運営規則の作成及び変更
 - 三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
 - 四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
- 2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、組合の代表者の諮問に応じて組合の業務に関する

- 重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき組合の代表者に建議することができる。（運営規則）
- 第十一条 組合の代表者は、組合の業務を執行するために必要な事項で財務省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。
- 2 組合の代表者は、運営規則を定め、又は変更する場合には、あらかじめ財務大臣に協議しなければならない。
- （職員及び施設の提供）
- 第十二条 各省各庁の長又は行政執行法人の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他国に使用される者又は行政執行法人に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。
- 2 各省各庁の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。（組合の事務職員の公務員たる性質）
- 第十三条 組合に使用され、その事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（秘密保持義務）
- 第十三条の二 組合の事務に従事している者又は従事していた者は、組合の事業に関して職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。（事業年度）
- 第十四条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。（事業計画及び予算）
- 第十五条 組合は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、事業年度開始前に、財務大臣の認可を受けなければならない。
 - 2 組合は、事業計画及び予算の重要な事項で政令で定めるものを変更しようとするときは、そのつど、財務大臣の認可を受けなければならない。
- （決算）
- 第十六条 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。
 - 2 組合は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に財務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

- 3 組合は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び事業状況報告書を各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。（借入金の制限）
- 第十七条 組合は、借入金をしてはならない。ただし、組合の目的を達成するため必要な場合において、財務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- 第十八条 削除
- （資金の運用）
- 第十九条 組合の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。（省令への委任）
- 第二十条 この節に規定するもののほか、組合の財務その他その運営に関して必要な事項は、財務省令で定める。
 - 第二節 連合会
 - （設立及び業務）
 - 第二十一条 組合の事業のうち次項各号に掲げる業務を共同して行うため、全ての組合をもつて組織する国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）を設ける。
 - 2 連合会の業務は、次に掲げるものとする。
 - 一 厚生年金保険給付の事業に関する業務（厚生年金拠出金の納付及び厚生年金保険法第八十四条の三に規定する交付金（以下この号において「厚生年金交付金」という。）の受入れ、基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出（第百二条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。以下この号及び第九十九条第三項において同じ。）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第百六条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。以下この号において同じ。）に関する業務を含む。）のうち次に掲げるもの
 - イ 厚生年金保険給付の裁定及び支払
 - ロ 厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整

拠出金の拠出に要する費用その他政令で定める費用の計算
ハ 厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に充てるべき積立金(以下「厚生年金保険給付積立金」という。)の積立て

ニ 厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付の支払上の余裕金の管理及び運用
ホ 厚生年金拠出金の納付及び厚生年金交付金の受入れ

ヘ 基礎年金拠出金の納付
ト 第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ

チ その他財務省令で定める業務

二 退職等年金給付の事業に関する業務(第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出(第百二条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。以下この号において同じ。))及び地方公務員等共済組合法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ(同法第百十六条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。以下この号において同じ。))を含む。)のうち次に掲げるもの

イ 退職等年金給付の決定及び支払
ロ 退職等年金給付に要する費用(第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用その他政令で定める費用を含む。)の計算

ハ 退職等年金給付(第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出を含む。)に充てるべき積立金(以下「退職等年金給付積立金」という。)の積立て
ニ 退職等年金給付積立金及び退職等年金給付の支払上の余裕金の管理及び運用
ホ 第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ

ヘ その他財務省令で定める業務

三 福祉事業に関する業務

3 前二項の規定は、組合が自ら前項第三号に掲げる業務を行うことを妨げるものではない。

4 連合会は、第二項に定めるもののほか、国家公務員共済組合審査会に関する事務を行うものとする。

(法人格)
第二十二條 連合会は、法人とする。

第二十三條 連合会は、主たる事務所を東京都に置く。
2 連合会は、必要な地に従たる事務所を設けることができる。

(定款)
第二十四條 連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所所在地
四 役員に関する事項
五 運営審議会に関する事項
六 厚生年金保険給付の決定及び支払に関する事項
七 退職等年金給付の決定及び支払に関する事項
八 第七十五条第一項に規定する付与率及び同条第三項に規定する基準利率、第七十八条第一項に規定する終身年金現価率、第七十九条第一項に規定する有期年金現価率並びに退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期束手当等の額と掛金との割合に関する事項
九 第百二条の二に規定する財政調整拠出金に関する事項
十 福祉事業に関する事項
十一 国家公務員共済組合審査会に関する事項
十二 資産の管理その他財務に関する事項
十三 その他組織及び業務に関する重要事項
十六 第六条第二項から第四項までの規定は、連合会の定款について準用する。

3 財務大臣は、第一項第八号及び第九号に掲げる事項について、前項の規定により準用する第六条第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。
(登記)
第二十五條 連合会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)
第二十六條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第七十八条の規定は、連合会について準用する。

(役員)
第二十七條 連合会に、役員として、理事長一人、理事十人以内及び監事三人以内を置く。
2 前項の理事のうち六人以内及び監事のうち二人以内は、組合の事務を行う組合員をもつて充てる。
(役員職務及び権限)

第二十八條 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。
2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して連合会の業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
3 監事は、連合会の業務を監査する。
(役員任命)
第二十九條 理事長及び監事(第二十七条第二項の規定による監事を除く)は、財務大臣が任命する。

2 理事(第二十七条第二項の規定による理事を除く。以下第三十二条第三項において同じ。)は、理事長が、財務大臣の認可を受けて任命する。
3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が任命する。
第三十條 役員は、二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とす。
31 役員は、再任されることができない。
(役員欠格事項)
第三十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。ただし、第二十七條第二項の規定の適用を妨げない。
一 国務大臣、国会議員、政府職員(非常勤の者を除く)、独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員(非常勤の者を除く)、国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の役員(非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤職員
二 政党的役員
三 連合会と取引上密接な関係を有する事業者又はその者が法人であるときはその役員(い

かなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
(役員解任)
第三十二條 財務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたとき(第二十七条第二項の規定による理事又は監事が組合の事務を行う組合員でなくなつたときを含む。)は、その役員を解任しなければならない。
2 財務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。
(役員兼業禁止)
第三十三條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
(理事長の代表権の制限)
第三十四條 理事長又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

2 連合会と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が連合会を代表する。
(運営審議会)
第三十五條 連合会の業務の適正な運営に資するため、連合会に運営審議会を置く。
2 運営審議会は、委員十六人以内で組織する。
3 委員は、理事長が組合員のうちから任命する。
4 理事長は、前項の規定により委員を任命する場合には、組合及び連合会の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから任命しなければならない。この場合において、委員の半数は、組合員を代表する者でなければならない。

かなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
(役員解任)
第三十二條 財務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたとき(第二十七条第二項の規定による理事又は監事が組合の事務を行う組合員でなくなつたときを含む。)は、その役員を解任しなければならない。
2 財務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。
(役員兼業禁止)
第三十三條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
(理事長の代表権の制限)
第三十四條 理事長又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

- 5 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならぬ。
一 定款の変更
二 運営規則の作成及び変更
三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
五 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて連合会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。
六 前各項に定めるもののほか、運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、財務省令で定める。
七 (積立金の積立て)
第三十五条の二 連合会は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金として厚生年金保険給付積立金を積み立てるとともに、退職等年金給付積立金を積み立てなければならない。
(退職等年金給付積立金の管理運用の方針)
第三十五条の三 連合会は、その管理する退職等年金給付積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようするため、管理及び運用の方針(以下この条において「退職等年金給付積立金管理運用方針」という。)を定めなければならない。
2 退職等年金給付積立金管理運用方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 退職等年金給付積立金の管理及び運用の基本的な方針
二 退職等年金給付積立金の管理及び運用に關し遵守すべき事項
三 退職等年金給付積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
四 その他退職等年金給付積立金の管理及び運用に關し必要な事項
3 連合会は、退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を得なければならない。
4 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。
5 連合会は、退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 連合会は、退職等年金給付積立金管理運用方針に従って退職等年金給付積立金の管理及び運用を行わなければならない。
(退職等年金給付積立金の管理及び運用の状況に関する業務概況書)
第三十五条の四 連合会は、各事業年度の決算完了後、遅滞なく、当該事業年度における退職等年金給付積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の財務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、財務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。
(政令への委任)
第三十五条の五 前二条に定めるもののほか、退職等年金給付積立金の運用に關し必要な事項は、政令で定める。
第三十六条 第七条、第十一条から第十七条まで、第十九条及び第二十条の規定は、連合会について準用する。この場合において、第十一条中「組合の代表者」とあるのは、「理事長」とし、第十三条中「組合」とあるのは、「連合会の役員及び連合会」と、第十三条の二中「組合の事務」とあるのは、「連合会の役員若しくは連合会の事務」と、「従事していた」とあるのは、「これらの方者であった」と、第十六条第二項中「作成し」とあるのは、「作成し、これらに監事の意見を記載した書面を添付し」と、同条第三項中「及び事業状況報告書」とあるのは、「事業状況報告書及び監事の意見を記載した書面」と読み替えるものとする。
第三章 組合員
(組合員の資格の得喪)
第三十七条 職員となつた者は、その職員となつた日から、その属する各省各庁及び当該各省各庁の所管する行政執行法人の職員をもつて組織する組合(第三条第二項各号に掲げる職員については、同項の規定により同項各号の職員をもつて組織する組合)の組合員の資格を取得する。
2 組合員は、死亡したとき、又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。
3 一の組合の組合員が他の組合を組織する職員となつたときは、その日から前の組合の組合員の資格を喪失し、後の組合の組合員の資格を取得する。
(組合員期間の計算)
第三十八条 組合員である期間(以下「組合員期間」という。)の計算は、組合員の資格を取得

- した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの期間の年月数による。
2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として組合員期間を計算する。ただし、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は厚生年金保険の被保険者(組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。)若しくは国民年金の被保険者(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)の資格を取得したときは、この限りでない。
3 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、元の組合の組合員期間は、その者が新たに組合員の資格を取得した組合の組合員期間とみなす。
4 組合員がその資格を喪失した後再び元の組合又は他の組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員期間を合算する。
第四章 給付
第一節 総則
第三十九条 短期給付及び退職等年金給付を受け権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて組合(退職等年金給付にあつては、連合会。次項、第四十六条第一項、第四十七条、第九十五条及び第九十六条において同じ。)が決定し、厚生年金保険給付を受ける権利は厚生年金保険法第三十三条の規定によりその権利を有する者の請求に基づいて連合会が裁定する。
2 組合は、短期給付又は退職等年金給付の原因である事故が公務又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)により生じたものであるかどうかを認定するに当たつては、同法に規定する実施機関その他の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。
(標準報酬)
第四十条 標準報酬の等級及び月額額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分(第三項又は第四項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)によつて定め、各等級に対応する標準報酬の月額額は、その月額の二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額額	標準報酬の報酬月額
第一級	八八、〇〇	九三、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇	九三、〇〇〇円以上一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇	一〇一、〇〇〇円以上一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇	一〇七、〇〇〇円以上一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇	一一四、〇〇〇円以上一二二、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇	一二二、〇〇〇円以上一三〇、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇	一三〇、〇〇〇円以上一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇	一三八、〇〇〇円以上一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇	一四六、〇〇〇円以上一五五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇	一五五、〇〇〇円以上一七〇、〇〇〇円未満
第一一級	一七〇、〇〇	一六五、〇〇〇円以上一七五、〇〇〇円未満
第一二級	一八〇、〇〇	一七五、〇〇〇円以上一九〇、〇〇〇円未満
第一三級	一九〇、〇〇	一九〇、〇〇〇円以上一九五、〇〇〇円未満
第一四級	二〇〇、〇〇	一九五、〇〇〇円以上二二〇、〇〇〇円未満
第一五級	二二〇、〇〇	二二〇、〇〇〇円以上二四〇、〇〇〇円未満
第一六級	二四〇、〇〇	二四〇、〇〇〇円以上二六〇、〇〇〇円未満
第一七級	二六〇、〇〇	二五〇、〇〇〇円以上二七〇、〇〇〇円未満
第一八級	二八〇、〇〇	二七〇、〇〇〇円以上二九〇、〇〇〇円未満
第一九級	三〇〇、〇〇	二九〇、〇〇〇円以上三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三二〇、〇〇	三三〇、〇〇〇円以上三三三、〇〇〇円未満
第二一級	三四〇、〇〇	三三〇、〇〇〇円以上三五〇、〇〇〇円未満

第二二級	三六〇、〇〇〇円以上三七〇〇〇円未満	三五〇、〇〇〇円以上三七〇〇〇円未満
第二三級	三八〇、〇〇〇円以上三九〇〇〇円未満	三七〇、〇〇〇円以上三九〇〇〇円未満
第二四級	四一〇、〇〇〇円以上四二〇〇〇円未満	三九五、〇〇〇円以上四二〇〇〇円未満
第二五級	四四〇、〇〇〇円以上四五〇〇〇円未満	四二五、〇〇〇円以上四五〇〇〇円未満
第二六級	四七〇、〇〇〇円以上四八〇〇〇円未満	四五五、〇〇〇円以上四八〇〇〇円未満
第二七級	五〇〇、〇〇〇円以上五一〇〇〇円未満	四八五、〇〇〇円以上五一〇〇〇円未満
第二八級	五三〇、〇〇〇円以上五四〇〇〇円未満	五一五、〇〇〇円以上五四〇〇〇円未満
第二九級	五六〇、〇〇〇円以上五七〇〇〇円未満	五四五、〇〇〇円以上五七〇〇〇円未満
第三〇級	五九〇、〇〇〇円以上六〇〇〇〇円未満	五七五、〇〇〇円以上六〇〇〇〇円未満
第三一級	六二〇、〇〇〇円以上六三〇〇〇円未満	六〇五、〇〇〇円以上六三〇〇〇円未満

2 短期給付等事務（短期給付の額の算定並びに短期給付、介護納付金及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。

第九級	一二六、〇〇〇円以上一三三〇〇円未満	一二二、〇〇〇円以上一三三〇〇円未満
第一〇級	一三四、〇〇〇円以上一四一〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円以上一四一〇〇円未満
第一一級	一四二、〇〇〇円以上一四九〇〇円未満	一三八、〇〇〇円以上一四九〇〇円未満
第一二級	一五〇、〇〇〇円以上一五七〇〇円未満	一四六、〇〇〇円以上一五七〇〇円未満
第一三級	一六〇、〇〇〇円以上一六七〇〇円未満	一五五、〇〇〇円以上一六七〇〇円未満
第一四級	一七〇、〇〇〇円以上一七八〇〇円未満	一六五、〇〇〇円以上一七八〇〇円未満
第一五級	一八〇、〇〇〇円以上一九一〇〇円未満	一七五、〇〇〇円以上一九一〇〇円未満
第一六級	一九〇、〇〇〇円以上二〇二〇〇円未満	一八五、〇〇〇円以上一九一〇〇円未満
第一七級	二〇〇、〇〇〇円以上二一二〇〇円未満	一九五、〇〇〇円以上二〇二〇〇円未満
第一八級	二一〇、〇〇〇円以上二二三〇〇円未満	二〇〇、〇〇〇円以上二二三〇〇円未満
第一九級	二二〇、〇〇〇円以上二三二〇〇円未満	二一〇、〇〇〇円以上二三二〇〇円未満
第二〇級	二三〇、〇〇〇円以上二四一〇〇円未満	二二〇、〇〇〇円以上二四一〇〇円未満
第二一級	二四〇、〇〇〇円以上二五〇〇〇円未満	二三〇、〇〇〇円以上二五〇〇〇円未満
第二二級	二五〇、〇〇〇円以上二六〇〇〇円未満	二四〇、〇〇〇円以上二六〇〇〇円未満
第二三級	二六〇、〇〇〇円以上二七〇〇〇円未満	二五〇、〇〇〇円以上二七〇〇〇円未満
第二四級	二七〇、〇〇〇円以上二八〇〇〇円未満	二六〇、〇〇〇円以上二八〇〇〇円未満
第二五級	二八〇、〇〇〇円以上二九〇〇〇円未満	二七〇、〇〇〇円以上二九〇〇〇円未満
第二六級	二九〇、〇〇〇円以上三〇〇〇〇円未満	二八〇、〇〇〇円以上三〇〇〇〇円未満
第二七級	三〇〇、〇〇〇円以上三一〇〇〇円未満	二九〇、〇〇〇円以上三一〇〇〇円未満
第二八級	三一〇、〇〇〇円以上三二〇〇〇円未満	三〇〇、〇〇〇円以上三一〇〇〇円未満
第二九級	三二〇、〇〇〇円以上三三〇〇〇円未満	三一〇、〇〇〇円以上三三〇〇〇円未満
第三〇級	三三〇、〇〇〇円以上三四〇〇〇円未満	三二〇、〇〇〇円以上三四〇〇〇円未満
第三一級	三四〇、〇〇〇円以上三五〇〇〇円未満	三三〇、〇〇〇円以上三五〇〇〇円未満
第三二級	三五〇、〇〇〇円以上三六〇〇〇円未満	三四〇、〇〇〇円以上三六〇〇〇円未満
第三三級	三六〇、〇〇〇円以上三七〇〇〇円未満	三五〇、〇〇〇円以上三七〇〇〇円未満
第三四級	三七〇、〇〇〇円以上三八〇〇〇円未満	三六〇、〇〇〇円以上三八〇〇〇円未満
第三五級	三八〇、〇〇〇円以上三九〇〇〇円未満	三七〇、〇〇〇円以上三九〇〇〇円未満
第三六級	三九〇、〇〇〇円以上四〇〇〇〇円未満	三八〇、〇〇〇円以上四〇〇〇〇円未満
第三七級	四〇〇、〇〇〇円以上四一〇〇〇円未満	三九〇、〇〇〇円以上四一〇〇〇円未満
第三八級	四一〇、〇〇〇円以上四二〇〇〇円未満	四〇〇、〇〇〇円以上四二〇〇〇円未満
第三九級	四二〇、〇〇〇円以上四三〇〇〇円未満	四一〇、〇〇〇円以上四三〇〇〇円未満
第四〇級	四三〇、〇〇〇円以上四四〇〇〇円未満	四二〇、〇〇〇円以上四四〇〇〇円未満
第四一級	四四〇、〇〇〇円以上四五〇〇〇円未満	四三〇、〇〇〇円以上四五〇〇〇円未満
第四二級	四五〇、〇〇〇円以上四六〇〇〇円未満	四四〇、〇〇〇円以上四六〇〇〇円未満
第四三級	四六〇、〇〇〇円以上四七〇〇〇円未満	四五〇、〇〇〇円以上四七〇〇〇円未満
第四四級	四七〇、〇〇〇円以上四八〇〇〇円未満	四六〇、〇〇〇円以上四八〇〇〇円未満
第四五級	四八〇、〇〇〇円以上四九〇〇〇円未満	四七〇、〇〇〇円以上四九〇〇〇円未満
第四六級	四九〇、〇〇〇円以上五〇〇〇〇円未満	四八〇、〇〇〇円以上五〇〇〇〇円未満
第四七級	五〇〇、〇〇〇円以上五一〇〇〇円未満	四九〇、〇〇〇円以上五〇〇〇〇円未満
第四八級	五一〇、〇〇〇円以上五二〇〇〇円未満	五〇〇、〇〇〇円以上五二〇〇〇円未満
第四九級	五二〇、〇〇〇円以上五三〇〇〇円未満	五一〇、〇〇〇円以上五三〇〇〇円未満
第五〇級	五三〇、〇〇〇円以上五四〇〇〇円未満	五二〇、〇〇〇円以上五四〇〇〇円未満

第三一級	五三〇、〇〇〇円以上五四〇〇〇円未満	五二〇、〇〇〇円以上五四〇〇〇円未満
第三二級	五四〇、〇〇〇円以上五五〇〇〇円未満	五三〇、〇〇〇円以上五五〇〇〇円未満
第三三級	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五四〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第三四級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第三五級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第三六級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第三七級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第三八級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第三九級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第四〇級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第四一級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第四二級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第四三級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第四四級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第四五級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第四六級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第四七級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第四八級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第四九級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満
第五〇級	五六〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満	五五〇、〇〇〇円以上五六〇〇〇円未満

- 3 短期給付等事務に関する前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうち最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額等級のうち最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。
- 4 退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する第一項の規定による標準報酬の区分については、厚生年金保険法第二十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうち最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額等級のうち最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。
- 5 組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日（財務省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。）未満である月があるときは、その月を除く。）を受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。
- 6 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。
- 7 第五項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第十項又は第十二項及び第十三項若しくは第十四項及び第十五項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。
- 8 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。
- 9 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日（六月一日から十二月三十一日までの間

に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。

10 組合は、組合員が継続した三月間(各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、財務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

11 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。

12 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八十号)第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九十九号)第三条第一項(同法第二十七條第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第一百一十号)第二条第一項の規定による育児休業(以下「育児休業等」という。)を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日(以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。))において育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号、国会職員の育児休業等に関する法律第三条第一項、国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項(同法第二十七條第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の時措置法(第七号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。又は裁判官の育児休業に関する法律第二条第一項に規定する子(第六十八條の二及び第七十五條の三において「子」という。)であつて、当該育児休業等に係る三歳に満たないものを養育する場合におい

て、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。

13 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。

14 組合は、産前産後休業(出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない組合員に限る。)をいう。以下同じ。))を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日(以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。))において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月の以後三月間(産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十四項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

15 前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。

16 組合員の報酬月額が第五項、第八項、第十二項若しくは第十四項の規定によつて算定するこ

とが困難であるとき、又は第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定によつて算定するに著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。(標準期末手当等の額の決定)

第四十一条 組合は、組合員が期末手当等を受けたい月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 短期給付等事務に関する前項の規定の適用については、同項後段中「標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円」とあるのは、「組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百七十三万円(前条第三項の規定による標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。))を超えることとなる場合には、当該累計額が五百七十三万円となるその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零」とする。

3 前条第四項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合における退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する標準期末手当等の額については、第一項後段中「百五十万円を」とあるのは、「百五十万円(前条第四項の規定による標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。))とする。

4 前条第十六項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

第四十二条 給付を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。

- 一 配偶者及び子
- 二 父母
- 三 孫
- 四 祖父母

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母

の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 第一項の規定にかかわらず、父母は配偶者又は子が、孫は配偶者、子又は父母が、祖父母は配偶者、子、父母又は孫が給付を受けるべき権利を有することとなつたときは、それぞれ当該給付を受けることができる遺族としない。

4 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることのできる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることのできる者については、前三項の規定は、その生じた日から適用する。

第四十三条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十四条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていたもの(次条第二項において「親族」という。)に支給する。

2 前項の場合において、死亡した者が公務遺族年金の受給権者である妻であつたときは、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていた組合員又は組合員であつた者の子であつて、その者の死亡によつて公務遺族年金の支給の停止が解除されたものは、同項に規定する子とみなす。

3 第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、政令で定める。

4 第一項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。(給付金からの控除)

第四十五条 組合員が第一百一条第三項の規定により第百一条第一項に規定する掛金等に関する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金(家族埋葬料に係る給付金を除く。)があり、かつ、その者が第一百一条第三項の規定により払い込まなかつた金額がある

ときは、当該給付金からこれを控除することができる。

2 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその者の親族（前条第二項の規定により同条第一項に規定する子とみなされる者を含む。）に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が組合員に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

（不正受給者からの費用の徴収等）

第四十六条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第三項の規定により支払った一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医（第五十八条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

3 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

（損害賠償の請求権）

第四十七条 組合は、給付事由（第七十条又は第七十一条の規定による給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた給付の価額の限度で、受給権者（当該給付事由が組合員の被扶養者を含む。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

（給付を受ける権利の保護）

第四十八条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第四十九条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金については、この限りでない。

第二節 短期給付

第一款 通則

（短期給付の種類等）

第五十条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

- 一 療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費
- 二 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費
- 三 出産費
- 四 家族出産費
- 五 削除
- 六 埋葬料
- 七 家族埋葬料
- 八 傷病手当金
- 九 出産手当金
- 十 休業手当金
- 十一 育児休業手当金
- 十二 介護休業手当金
- 十三 弔慰金
- 十四 家族弔慰金
- 十五 災害見舞金

2 短期給付に関する規定（育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分を除く。以下この条において同じ。）は、後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員には、適用しない。

3 短期給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項の規定によりその適用を受けない組合員となつたときは、短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

4 第二項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない組合員が後期高齢者医療の被保険者等に該当しないこととなつたときは、短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に組合員となつたものとみなす。

（附加給付）

第五十一条 組合は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

（短期給付の給付額の算定の基礎となる標準報酬）

第五十二条 短期給付（前二条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基礎となるべき第四十条第一項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）又は同項に規定する標準報酬の日額（以下「標準報酬の日額」という。）は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）の標準報酬の月額又は標準報酬の日額とする。

（被扶養者に係る届出及び短期給付）

第五十三条 新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その組合員は、財務省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならない。

- 一 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。
- 二 被扶養者がその要件を欠くに至つたこと。

2 被扶養者に係る短期給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行つたものとす。ただし、同項（第二号を除く。）の規定による届出がその組合員となつた日又はその事実の生じた日から三十日以内になされない場合には、その届出を受けた日から行つたものとする。

（組合員の資格の確認に必要な書面の交付等）

第五十三条の二 組合員又はその被扶養者が第五十五条第一項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該組合員は、財務省令で定めるところにより、組合員に対し、当該状況にある組合員若しくはその被扶養者の資格に係る情報として財務省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該組合は、財務省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行つた組合員に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた組合員に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の財務省令で定める事項の提供を受けた組合員又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を財務省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第五十五条第一項（第五十七条第七項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

（療養の給付）

第五十四条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行つたもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員（以下「特定長期入院組合員」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行つたもの（特定長期入院組合

員に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ 食事の提供である療養
ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三 健康保険法第六十三条第二項第三号に掲げる療養（以下「評価療養」という。）

四 健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養（以下「患者申出療養」という。）

五 健康保険法第六十三条第二項第五号に掲げる療養（以下「選定療養」という。）

（療養の機関及び費用の負担）

第五十五条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、財務省令で定めるところにより、保険医療機関等（次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、組合員に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号））第二項第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記載された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号））第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の財務省令で定める方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合員から回答を受け当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から組合員又は被扶養者であることの確認を受けることを行う。以下同じ。）その他財務省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、組合員であることの確認を受け、その給付を受けるものとする。

一 組合又は連合会の経営する医療機関又は薬局

二 組合員（地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）で療養の給付に相当

する給付を行うものの組合員及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）を含む。）に対し療養を行う医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの

三 保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

一 七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の二十

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 百分の三十

3 組合は、運営規則で定めるところにより、第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者については、前項の規定の例により算定した金額の範囲内で運営規則で定める金額を一部負担金として支払わせることができる。

4 保険医療機関又は保険薬局は、第二項に規定する一部負担金（次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、組合員が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、組合は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた組合員から、これを徴収することができる。

5 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用から組合員が支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額を負担し、第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用から組合員が支払うべき第二項に規定する一部負担金（次条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金）に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払うものとする。

6 前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した金額（当該金額の範囲内において組合が第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたとるにより算定した金額）とする。

7 第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

（一部負担金の額の特例）

第五十五条の二 組合は、災害その他の財務省令で定める特別の事情がある組合員であつて、前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に同条第二項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができ。

一 一部負担金を減額すること。

二 一部負担金を免除すること。

三 当該医療機関又は薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた組合員は、前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた組合員にあつてはその減額された一部負担金を同条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うもつて足り、前項第二号又は第三号の措置を受けた組合員にあつては一部負担金を当該医療機関又は薬局に支払うことを要しない。

3 前条第七項の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

（入院時食事療養費）

第五十五条の三 組合員（特定長期入院組合員を除く。）が公務によらない病気又は負傷により、

財務省令で定めるところにより、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から同項に規定する食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3 組合員（特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。）が第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額の支払を免除したときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合には、組合は、その組合員が当該医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

6 第五十五条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しななければならない。

（入院時生活療養費）

第五十五条の四 特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷により、財務省令で定めるところにより、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定す

る厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から同項に規定する生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3 前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。

第五十五条の五 組合員が公務によらない病気又は負傷により、財務省令で定めるところにより、保険医療機関等から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額との合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額との合算額）とする。

1 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について健康保険法第八十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額を算定する。

2 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額を算定する。

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額を算定する。

4 前項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額を算定する。

5 前項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額を算定する。

3 第五十五条の三第三項から第六項までの規定は、保険外併用療養費の支給について準用する。

4 第五十五条第七項の規定は、前項において準用する第五十五条の三第四項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

5 前項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額を算定する。

第五十六条 組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合がやむを得ないと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

2 組合は、組合員が第五十五条第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十四条第一項各号に掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払った場合において、組合が必要と認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額を算定する。

4 前項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額を算定する。

5 前項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額を算定する。

6 前項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額を算定する。

養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

7 前項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額を算定する。

第五十六条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、財務省令で定めるところにより、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、同項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合において、組合が必要と認めるときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額とする。

3 組合員が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合には、組合は、その組合員が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し訪問看護療養費を支給したものとみなす。

5 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

6 指定訪問看護は、第五十四条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

7 第五十五条第七項の規定は、第三項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額

から当該指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

8 前項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額を算定する。

9 前項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額を算定する。

第五十六条の三 組合員が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めるときは、その移送に要した費用について移送費を支給する。

2 移送費の額は、健康保険法第九十七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるところによりされる算定の例により算定した金額とする。

第五十七条 被扶養者が保険医療機関等から療養を受けたときは、その療養に要した費用について組合員に対し家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額）とする。

1 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額イ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の七十

ロ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合 百分の八十

ハ 被扶養者（ニに規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の七十

ニ 第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の七十

三 当該生活療養について算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額

又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

- 一 当該病气又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費（次項に規定する移送費を除く）、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項に規定する家族移送費を除く）の支給を受けることができるに至つたとき。
- 二 その者が、他の組合の組合員（地方の組合でこれらの給付に相当する給付を行うもの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者を除く）及び船員保険の被保険者を含む。第六十一条第二項ただし書、第六十四条ただし書、第六十六条第五項ただし書及び第六十七条第三項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

三 組合員の資格を喪失した日から起算して六月を経過したとき。

4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病气又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第四百四十五条第六項において準用する同法第三百二十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費（当該特別療養費に係る療養費を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。）の支給を受けることができる間は、行わない。

（他の法令による療養との調整）

第六十条 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは高額療養費の支給は、行わない。

2 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の病气又は負傷に関し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償が行われるときは、行わない。

3 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の病气又は負傷に関し、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付が行われるときは、行わない。

第六十条の二 療養の給付につき支払われた第五十五条第二項若しくは第三項に規定する一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

（高額介護合算療養費）

第六十条の三 一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に支給額に相当する金額を控除した金額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受ける者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第六十一条 組合員が産出したときは、出産費として、政令で定める金額を支給する。

2 前項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職後六月以内に産出した場合について準用する。ただし、退職後産出するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

3 組合員の被扶養者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が産出したときは、家族出産費として、政令で定める金額を支給する。

第六十二条 削除

第六十三条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合には、埋葬を行った者に対し、同項に相当する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

4 埋葬料及び家族埋葬料は、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償が行われるときは、支給しない。

第六十四条 組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。ただし、退職後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

（日雇特別被保険者に係る給付との調整）

第六十五条 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産費又は家族埋葬料は、同一の病气、負傷、出産又は死亡に関し、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

第三款 休業給付

第六十六条 組合員（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。第五項、次条

第一項及び第三項並びに第六十八条から第六十八条の三までにおいて同じ。）が公務によらないで病气にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができなかつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬の月額（組合員が現に属する組合により定められたものに限り。以下この項において同じ。）の平均額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬の月額が定められている月が十二月に満たない場合にあつては、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。

- 一 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬の月額の平均額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）
- 二 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の同月の標準報酬の月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

3 前項に規定するもののほか、傷病手当金の額の算定に關して必要な事項は、財務省令で定める。

4 傷病手当金の支給期間は、同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）については、第一項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日（同日において第六十九条第一項の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）から通算して一年六月間（結核性の病気については、三年間）とする。

5 一年以上組合員であつた者が退職した際に傷病手当金を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

6 傷病手当金は、同一の傷病について厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができる）ときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を基準として財務省令で定めるところにより算定した額（以下この項において「障害年金の額」という。）が、第二項の規定により算定される額より少ないときは、当該額から次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額を控除した額を支給する。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 障害年金の額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 出産手当金の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれが多い額

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 当該受けることができる報酬の全部又は一部の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれが多い額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合

けることができる場合 報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれが多い額

7 傷病手当金は、同一の傷病について厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつたときは、当該障害手当金の支給を受けることとなつた日からその日以後に傷病手当金の支給を受ける場合の第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害手当金の額を超える場合において、報酬の全部若しくは一部又は出産手当金の支給を受けることができるときその他の政令で定めるときは、当該合計額から当該障害手当金の額を控除した額その他の政令で定める額については、この限りでない。

8 第五項の傷病手当金（政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。）は、厚生年金保険法又は国民年金法による老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができない退職老齢年金給付の額（当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額）を基準として財務省令で定めるところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該財務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

9 組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があると認めるときは、第六項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第七項の障害手当金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者（次項において「年金支給実施機関」という。）に対し、必要な資料の提供を求めらるる。

10 年金支給実施機関（厚生労働大臣を除く。）は、厚生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託することができる。

11 厚生労働大臣は、日本年金機構に、前項の規定により委託を受けた資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）を行わせるものとする。

12 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

13 傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合（第六項又は第七項に該当するときは除く。）には、その期間内が、支給しなかつたならば支給されることとなる出産手当金の額が、第二項の規定により算定される額より少ないときは、同項の規定により算定される額から当該出産手当金の額を控除した額を支給する。

14 傷病手当金は、同一の傷病に關し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償（次項において「休業補償等」という。）が行われるときは、支給しない。

15 組合は、前項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があると認めるときは、休業補償等の支給状況につき、休業補償等の支給を行う者に対し、必要な資料の提供を求めらるる。

（出産手当金）

第六十七条 組合員が出産した場合には、出産の日（出産の日が産定の予定日後であるときは、産定の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができる。かつ、前条第二項及び第三項の規定は、出産手当金の額の算定について準用する。

3 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取つたときは、この限りでない。

第六十八条 組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合には、休業手当金として、その期間（第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠

勤した期間）一日につき標準報酬の日額の百分の五十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

一 被扶養者の病気又は負傷
二 組合員の配偶者の出産 十四日
三 組合員の公務によらぬ不慮の災害又はその被扶養者に係る不慮の災害 五日
四 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭 七日
五 前各号に掲げるもののほか、運営規則で定める事由 運営規則で定める期間

（育児休業手当金）
第六十八条之二 組合員が育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を除く。）をした場合から、育児休業手当金として、当該育児休業等により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業等に係る子が一歳（その子が一歳に達した日以後の期間において育児休業等をする必要と認められるものとして財務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月（その子が一歳六か月に達した日以後の期間において育児休業等をする必要と認められるものとして財務省令で定める場合）に達する日までの期間一日につき標準報酬の日額の百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）に相当する金額を支給する。

2 組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の一歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業を含む。）をしている場合における前項の規定の適用については、同項中「係る子が一歳」とあるのは「係る子が一歳二か月」と、「日までの期間」とあるのは「日までの期間（当該期間において当該育児休業等をした期間（一般職の職員の勤務

勤した期間）一日につき標準報酬の日額の百分の五十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十九条の規定による特別休暇（出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものに限る。）の期間その他これに準ずる休業であつて政令で定めるものをした期間を含む。）が一年（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業等を行うことが必要と認められるものとして財務省令で定める場合に該当するときは、二年）以下この項において同じ。）を超えるときは、一年」とする。

3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により支給すべきこととされる標準報酬の額の百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）に相当する金額が、雇用保険給付相当額（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十七条第四項第二号ハに定める額（当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）に相当する額に三十分を乗じて得た額の百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）に相当する額を二十二で除して得た額をいう。）を超える場合における第一項の規定の適用については、同項中「標準報酬の額の百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」とあるのは、「第三項に規定する雇用保険給付相当額」とする。

4 育児休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法の規定による育児休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。
（介護休業手当金）

第六十八条の三 組合員が介護のための休業（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける組合員（同法第二十三条の規定の適用を受ける組合員を除く。）については同法第二十条第一項に規定する介護休暇を、その他の組合員についてはこれに準ずる休業として政令で定めるものをいい、以下この条において「介護休業」という。）により勤務に服することができない場合においては、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服することができない期間一日につ

き標準報酬の額の百分の四十に相当する金額を支給する。

2 前項の介護休業手当金の支給期間は、組合員の介護を必要とする者の各々が介護を必要とする一継続する状態ごとに、介護休業の日数を通算して六十六日を超えないものとする。

3 前条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」とあるのは「百分の四十」と、「第十七条第四項第二号ハ」と読み替えるものとする。

4 介護休業手当金は、同一の介護休業について雇用保険法の規定による介護休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。
（報酬との調整）

第六十九条 傷病手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受けるとき（第六十六条第六項、第七項又は第十三項に該当するときは除く。）には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

2 出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受けるときは、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第四款 災害給付

第七十条 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については標準報酬の月額に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については当該金額の百分の七十に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。
（災害見舞金）

第七十一条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を標準報酬の月額に乗じて得た金額を支給する。

第三節 長期給付

第一款 通則

第七十二条 この法律における長期給付は、厚生年金保険給付及び退職等年金給付とする。

2 長期給付に関する規定は、次の各号のいずれかに該当する職員（政令で定める職員を除く。）には適用しない。

- 一 任命について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員
- 二 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条の規定により国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職にある職員
- 三 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定められる
- 四 臨時に使用される職員その他の政令で定める職員

3 長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

4 第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員がその適用を受ける組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に新たに組合員となつたものとみなす。

第二款 厚生年金保険給付

第七十三条 この法律における厚生年金保険給付は、厚生年金保険法第三十二条に規定する次に掲げる保険給付（同法第三十二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）とする。

- 一 老齢厚生年金
- 二 障害厚生年金及び障害手当金
- 三 遺族厚生年金

第一節（第三十九条第一項及び第四十五条を除く。）及び次節（第九十六条を除く。）並びに第八章（第十六条、第十七条の二、第二百二十四条の二から第二百二十六条の三まで及び第二百六条の六から第二百二十七条までを除く。）の規定は、厚生年金保険給付については、適用しない。

第三款 退職等年金給付

第一目 通則

第七十四条 この法律による退職等年金給付は、次に掲げる給付とする。

- 一 退職年金
- 二 公務障害年金
- 三 公務遺族年金

第七十五条 退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付の額の算定の基

礎となるべき額（以下「給付算定基礎額」という。）は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に当該各月において適用される付与率を乗じて得た額に当該各月から当該給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額の総額とする。

2 前項に規定する付与率は、退職等年金給付が組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることその他政令で定める事情を勘案して、連合会の定款で定める。

3 第一項に規定する利子は、掛金の払込みがあつた月から退職等年金給付の給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に應じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。

4 各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される前項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）は、毎年九月三十日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して、連合会の定款で定める。

5 前各項に定めるもののほか、給付算定基礎額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。

（退職等年金給付の支給期間及び支給期月）
第七十五条の二 退職等年金給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

2 退職等年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 退職等年金給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

4 退職等年金給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にか

かわらず、その際、その月までの分を支給する。
（二歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例）

第七十五条の三 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた組合員又は組合員であつた者が、組合（組合員であつた者にあつては、連合会）に申出をしたときは、当該子を養育することとなつた日（財務省令で定める事由が生じた場合にあつては、その日）の属する月の翌日の各号のいずれかに該当するに至つた日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬の月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月（当該月において組合員でない場合にあつては、当該月前一年以内における組合員であつた月のうち直近の月。以下この条において「基準月」という。）の標準報酬の月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされた基準月の標準報酬の月額）を当該下回る月（当該申出が行われた日の属する月の前月）にあっては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。）については、従前標準報酬の月額を当該下回る月の標準報酬の月額とみなして、第七十五条第一項の規定を適用する。
一 当該子が三歳に達したとき。
二 当該組合員若しくは当該組合員であつた者が死亡したとき、又は当該組合員が退職したとき。
三 当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなつたときその他これに準ずるものとして財務省令で定めるものが生じたとき。
四 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこととなつたとき。
五 当該組合員が第百条の二第一項の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。
六 当該組合員が第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。
七 前項の規定による給付算定基礎額の計算その他同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。
八 第一項第六号の規定に該当した組合員（同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が基準月の標準報酬の月額とみなされている場合を除く。）に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合」にあっては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされる場合」にあっては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬の月額」とする。
（併給の調整）
第七十五条の四 次の各号に掲げる退職等年金給付（第七十九条の二第三項前段、第七十九条の三第二項前段若しくは第三項又は第七十九条の四第一項に規定する一時金を除く。以下この条において同じ。）の受給権者が当該各号に定められている場合にあつたときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。
一 退職年金 公務障害年金を受けることができるとき。
二 公務障害年金 退職年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。
三 公務遺族年金 公務障害年金を受けることができるとき。
四 前項の規定によりその支給を停止するものとされた退職等年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。
五 現にその支給が行われている退職等年金給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該退職等年金給付に係る前項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該退職等年金給付に係る同項の申請があつたものとみなす。
六 第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合には、当該申請に係る退職等年金給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は行わない。ただし、その者に係る他の退職等年金給付について、第二項の申請があつたとき（次項の規定により当該申請が撤回された場合を除く。）は、この限りでない。

準報酬の月額が基準月の標準報酬の月額とみなされている場合を除く。）に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合」にあっては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされる場合」にあっては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬の月額」とする。
（併給の調整）
第七十五条の四 次の各号に掲げる退職等年金給付（第七十九条の二第三項前段、第七十九条の三第二項前段若しくは第三項又は第七十九条の四第一項に規定する一時金を除く。以下この条において同じ。）の受給権者が当該各号に定められている場合にあつたときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。
一 退職年金 公務障害年金を受けることができるとき。
二 公務障害年金 退職年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。
三 公務遺族年金 公務障害年金を受けることができるとき。
四 前項の規定によりその支給を停止するものとされた退職等年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。
五 現にその支給が行われている退職等年金給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該退職等年金給付に係る前項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該退職等年金給付に係る同項の申請があつたものとみなす。
六 第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合には、当該申請に係る退職等年金給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は行わない。ただし、その者に係る他の退職等年金給付について、第二項の申請があつたとき（次項の規定により当該申請が撤回された場合を除く。）は、この限りでない。

第二項の申請は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。
（受給権者の申出による支給停止）
第七十五条の五 退職等年金給付（この法律の他の規定により支給を停止されているものを除く。）は、その受給権者の申出により、その支給を停止する。
一 前項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。
二 第一項の規定による支給停止の方法その他前二項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。
（年金の支払の調整）
第七十五条の六 退職等年金給付（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者が他の退職等年金給付（以下この項において「甲年金」という。）を受ける権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたいときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。
二 退職等年金給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として退職等年金給付が支払われたときは、その支払われた退職等年金給付は、その後支払うべき退職等年金給付の内払とみなすことができる。退職等年金給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の退職等年金給付が支払われた場合における当該退職等年金給付の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。
三 第七十九条の二第三項前段又は第七十九条の三第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、公務障害年金の支給を受けるときは、その支払われた一時金は、その後支払うべき公務障害年金の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額の限度において、当該支給期月において支払うべき公務障害年金の内払とみなす。
第七十五条の七 退職等年金給付の受給権者が死亡したためその受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該退職等年金給付の過誤払が行われ

た場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき退職等年金給付があるときは、財務省令で定めるところにより、当該退職等年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。
（死亡の推定）
第七十五条の八 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、公務遺族年金又はその他の退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日とし、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合にも、同様とする。
（年金受給者の書類の提出等）
第七十五条の九 連合会は、退職等年金給付の支給に必要必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の異動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。
二 連合会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、退職等年金給付の支払を差し止めることができる。
（政令への委任）
第七十五条の十 この款に定めるもののほか、退職等年金給付の額の計算及びその支給に必要必要な事項は、政令で定める。
第二目 退職年金
（退職年金の種類）
第七十六条 退職年金は、支給期間を終身とするもの（以下「終身退職年金」という。）及び支

給期間を二百四十月とするもの（以下「有期退職年金」という。）とする。

2 有期退職年金の受給権者が連合会に当該有期退職年金の支給期間の短縮の申出をしたときは、当該有期退職年金の支給期間は百二十月とする。

3 前項の申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に、退職年金の支給の請求と同時にしなければならない。
（退職年金の受給権者）

第七十七条 一年以上の引き続く組合員期間を有する者が退職した後六十五歳に達したとき（その者が組合員である場合を除く。）、又は六十五歳に達した日以後に退職したときは、その者に退職年金を支給する。

2 第八十二条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失つた者が前項に規定する場合に該当するに至つたときは、同条第二項の規定にかかわらず、その者に有期退職年金を支給する。この場合において、当該失つた権利に係る組合員期間は、この項の規定により支給する有期退職年金の額の計算については、組合員期間に含まれないものとするほか、当該有期退職年金の額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十八條 終身退職年金の額は、終身退職年金の額の算定の基礎となるべき額（以下「終身退職年金算定基礎額」という。）を、受給権者の年齢に応じた終身年金現価率で除して得た金額とする。

2 終身退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間に於ける終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。

3 終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年（終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間に於ける終身退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における終身退職年金の額に同日において当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に

対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。
4 第一項及び前項の規定の適用については、終身退職年金の給付事由が生じた日からその日の属する年の九月三十日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間においては終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年の前年の三月三十一日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の三月三十一日）における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、当該受給権者の年齢とする。
5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する終身年金現価率（第八十四条第一項及び第九十条第一項において「終身年金現価率」という。）は、毎年九月三十日までに、基準利率、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、連合会の定款で定める。
6 前各項に定めるもののほか、終身退職年金の額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。
第七十九條 有期退職年金の額は、有期退職年金の額の算定の基礎となるべき額（以下「有期退職年金算定基礎額」という。）を、支給残月数に応じた有期年金現価率で除して得た金額とする。

3 有期退職年金の給付事由が生じた日の属する年（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間に於ける有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に對してその年の九月三十日において適用される有期年金現価率を乗じて得た額とする。
4 前項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第七十七条、前条及び第八十二条第二項を除く。）を適用する。
第七十九條之三 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五條第一項第二号に掲げる者（一年以上の引き続く組合員期間を有する者であつて、六十五歳未満であるものに限る。）は、同法の退職をした日から六月以内に、一時金の支給を連合会に請求することができる。
2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に同項に規定する退職をした日における給付算定基礎額の二分の一に相当する金額の一時金を支給する。この場合において、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五條第一項第二号の退職をした日」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「同法の退職をした日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「同項に規定する退職をした日」とする。
3 第一項の請求をした者が、他の退職に係る同項の請求（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに基づく請求を含む。）をした者であるときは、前項の規定にかかわらず、その者に同項の規定の例により算定した金額から当該他の退職に關し同項の規定（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものを含む。）により支給すべき一時金の額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の一時金を支給する。
4 前二項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第七十七条、第七十九條及び第八十二条第二項を除く。）を適用する。
5 連合会は、第二項又は第三項の規定による一時金の支給の決定を行うため必要があると認めるときは、当該支給の請求をした者が当該請求に係る退職をした時就いていた職又はこれに相當する職に係る任命権者又はその委任を受けた者に対し、当該退職に關し必要な資料の提供を求めることができる。

2 有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間に於ける有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。
3 有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間に於ける有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。
4 前項の請求があつたときは、その請求をした者に給付事由が生じた日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。この場合においては、第七十七条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。
第七十九條之二 有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に、一時金の支給を連合会に請求することができる。
2 前項の請求は、退職年金の支給の請求と同時にしなければならない。
3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に給付事由が生じた日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。この場合においては、第七十七条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。

2 有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間に於ける有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。
3 有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間に於ける有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。
4 前項の請求があつたときは、その請求をした者に給付事由が生じた日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。この場合においては、第七十七条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。
第七十九條之二 有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に、一時金の支給を連合会に請求することができる。
2 前項の請求は、退職年金の支給の請求と同時にしなければならない。
3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に給付事由が生じた日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。この場合においては、第七十七条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。

6 前各項に定めるもののほか、第二項又は第三項の規定による一時金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十九条の四 (遺族に対する一時金)

第七十九条の四 一年以上の引き続く組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合
その者が死亡した日における給付算定基礎額(組合員であった者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額)の二分の一に相当する金額(当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額)
二 その者が退職年金の受給権者である場合(次号に掲げる場合を除く。)
その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額

三 その者が退職年金の受給権者であり、かつ、組合員である場合
その者が死亡した日において退職をしたものとした場合における有期退職年金算定基礎額に相当する額として政令で定めるところにより計算した金額
前項第一号に規定する給付算定基礎額に係る第七十五条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「一年以上の引き続く組合員期間を有する者が死亡した日」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」とする。

3 第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により公務遺族年金を受けることができるときは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と公務遺族年金のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。

4 第一項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定(第七十七条、第七十九条及び第八十二条第二項を除く。)を適用する。(支給の繰下げ)

第八十条 退職年金の受給権者であつて当該退職年金を請求していないものは、連合会に当該退職年金の支給の繰下げの申出をすることができ

- 2 退職年金の受給権を取得した日から起算して十年を経過した日(以下この項において「十年経過日」という。)後にある者が前項の申出(第四項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。)をしたときは、十年経過日において、前項の申出があつたものとみなす。
3 第一項の申出(次項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。第五項及び次条第七項において同じ。)をした者に対する退職年金は、第七十五条の二第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

4 退職年金の受給権者が、退職年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日以後に当該退職年金を請求し、かつ、当該請求の際に第一項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が退職年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にあるときは、この限りでない。

5 第一項の申出があつた場合における第七十五条から前条までの規定の適用については、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「同条第一項の申出(同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。以下この条において同じ。)があつた日」と、「給付事由が生じた日」とあるのは「申出があつた日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十条第一項の申出があつた日」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 前各項に定めるもののほか、退職年金の支給の繰下げについて必要な事項は、政令で定める。

第八十一条 (組合員である間の退職年金の支給の停止等)
終身退職年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、終身退職年金の支給を停止する。

2 前項の規定により終身退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合における当該退職をした日からその年の九月三十日(当該退職をした日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における終身退職年金算定基礎額は、第七十八条第三項の規定にかかわらず、最後に組合員となつた日(以下この条において「最終資格取得日」という。)の前日における終身退職年金算定基礎額に最終資格取得日の属する月からの当該退職をした日の前日の属する月までの期間に

3 有期退職年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、有期退職年金は支給しない。

4 前項の規定により有期退職年金の支給を受けないこととされている者が退職をした場合における当該退職をした日からその年の九月三十日(当該退職をした日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における有期退職年金算定基礎額は、第七十九条第三項の規定にかかわらず、最終資格取得日の前日における有期退職年金の額に同日における二百四十月から給付事由が生じた日の属する月の翌月から最終資格取得日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に最終資格取得日の属する月からの当該退職をした日の前日の属する月までの期間に

5 前項に規定する退職をした場合における第七十九条から前条までの規定の適用については、第七十九条第四項中「有期退職年金の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十一条第四項に規定する退職をした日(以下この項において「最終退職日」という。)から」と、「有期退職年金の給付事由が生じた日」とあるのは「最終退職日」と、「とし、同日」とあるのは「から有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月から最後に組合員となつた日(以下この項において「最終資格取得日」という。)の属する月までの月数を控除した月数とし、最終退職日の属する年の九月三十日(最終退職日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)」と、「とする」とあるのは「に最終資格取得日の属する月の翌月から最終退職日の属する月までの月数を加えた月数とする」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第二項及び第四項に規定する利子は、最終資格取得日の属する月から退職をした日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。

7 前条第一項の申出をした者に対する第四項の規定の適用については、同項中「給付事由が生じた日」とあるのは「前条第一項の申出(同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。)があつた日」と、「同条第二項」とあるのは「第七十九条の二」とする。

8 前各項に定めるもののほか、終身退職年金算定基礎額及び有期退職年金算定基礎額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。(退職年金の失権)
第八十二条 退職年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。
2 有期退職年金を受ける権利は、前項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、消滅する。
一 第七十六条第一項又は第二項に規定する支給期間が終了したとき。
二 第七十九条の二第一項又は第七十九条の三第一項の規定により一時金の支給を請求したとき。

第三目 公務障害年金 (公務障害年金の受給権者)

第八十三条 公務により病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病(以下「公務傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその公務傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が見込まない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に

至つた日。以下「障害認定日」という。)において、その公務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に公務障害年金を支給する。

2 公務により病気がかかり、又は負傷した者で、その公務傷病の初診日において組合員であつた者のうち、障害認定日において障害等級に該当する程度の障害の状態になつた者が、障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その公務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に前項の公務障害年金の支給を請求することができる。

3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の公務障害年金を支給する。

4 公務により病気がかかり、又は負傷した者で、その公務傷病の初診日において組合員であつた者のうち、その公務傷病(以下この項において「基準公務傷病」という。)以外の公務傷病(以下この項において「その他公務傷病」という。)により障害の状態にある者が、基準公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準公務傷病による障害(以下この項において「基準公務障害」という。)とその他公務傷病による障害とを併合して障害等級の一级又は二级に該当する程度の障害の状態になつたとき(基準公務傷病の初診日が、その他公務傷病(その他公務傷病)が二以上ある場合は、全てのその他公務傷病)に係る初診日以後であるときに限る。)は、その者に基準公務障害とその他公務傷病による障害とを併合した障害の程度による公務障害年金を支給する。

5 前項の公務障害年金の支給は、第七十五条の二第一項の規定にかかわらず、当該公務障害年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

(公務障害年金の額)
第八十四条 公務障害年金の額は、公務障害年金の額の算定の基礎となるべき額(次項において「公務障害年金算定基礎額」という。)を、組合員又は組合員であつた者の公務障害年金の給付事由が生じた日における年齢(その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳)に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。

2 公務障害年金算定基礎額は、次に掲げる額の合計額とする。
一 給付算定基礎額に五・三三四(障害の程度が障害等級の一级に該当する者にあつては、八・〇〇一)を乗じて得た額を組合員期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た額
二 給付算定基礎額(障害の程度が障害等級の一级に該当する者にあつては、給付算定基礎額に一・二五を乗じて得た額)を組合員期間の月数で除して得た額に組合員期間の月数(組合員期間の月数が三百月以下であるときは、三百月)から三百月を控除した月数を乗じて得た額
3 第一項に規定する者が退職年金の受給権者である場合における前項の規定の適用については、同項各号中「給付算定基礎額」とあるのは、「公務障害年金の給付事由が生じた日におけるその者の終身退職年金算定基礎額(その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額)に二を乗じて得た額」とする。
4 第一項に規定する組合員又は組合員であつた者の年齢については、第七十八条第四項の規定を準用する。
5 第一項に規定する調整率は、各年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を公務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における改定率で除して得た率とする。
6 公務障害年金の額が、その受給権者の公務傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た金額より少ないときは、当該控除して得た金額を当該公務障害年金の額とする。
一 障害等級一级 四百五十万二千六百元
二 障害等級二级 二百五十六万四千八百円
三 障害等級三级 二百三十二万六百元
7 前項に規定する厚生年金相当額は、公務障害年金の受給権者が受ける権利を有する厚生年金保険法による障害厚生年金の額(同法第四十七条第一項ただし書(同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び第九十条第七項において同じ。))の規定により同法による障害厚生年金

を受け権利を有しないときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額)、同法による老齢厚生年金の額、同法による遺族厚生年金の額(同法第五十八条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額)、同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるもの額又はその者が二以上これらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。
8 前各項に定めるもののほか、公務障害年金の額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。(障害の程度が変わつた場合の公務障害年金の額の改定)
第八十五条 公務障害年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後に於ける障害の程度に応じ、その公務障害年金の額を改定する。
2 公務障害年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一级又は二级に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)の受給権者であつて、後発公務傷病(公務傷病であつて当該公務障害年金の給付事由となつた障害に係る公務傷病の初診日後に初診日があるものをいう。以下この項及び第八十七条第二項ただし書において同じ。)の初診日において組合員であつたものが、当該後発公務傷病により障害(障害等級の一级又は二级に該当しない程度)のものに限る。以下この項及び第八十七条第二項ただし書において「その他公務障害」という。)の状態にあり、かつ、当該後発公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該公務障害年金の給付事由となつた障害とその他公務障害(その他公務障害が二以上ある場合は、全てのその他公務障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が当該公務障害年金の給付事由となつた障害より増進した場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後に於ける障害の程度に応じて、その公務障害年金の額を改定する。

3 第一項の規定は、公務障害年金(障害等級の三级に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。)の受給権者(当該公務障害年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。)であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。
(二以上の障害がある場合の取扱ひ)
第八十六条 公務障害年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一级又は二级に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この条において同じ。)の受給権者に対して更に公務障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十三条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。
2 公務障害年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による公務障害年金を受ける権利を取得したときは、従前の公務障害年金を受ける権利は、消滅する。
3 第一項の規定による公務障害年金の額が前項の規定により消滅した公務障害年金の額に満たないときは、第八十四条第一項の規定にかかわらず、従前の公務障害年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による公務障害年金の額とする。
(組合員である間の公務障害年金の支給の停止)
第八十七条 公務障害年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、公務障害年金の支給を停止する。
2 公務障害年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、その該当しない間、公務障害年金の支給を停止する。ただし、その支給を停止された公務障害年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一级又は二级に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)の受給権者が後発公務傷病の初診日において組合員であつた場合であつて、当該後発公務傷病によりその他公務障害の状態にあり、かつ、当該後発公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該公務障害年金の給付事由となつた障害とその他公務障害(その他公務障害を併合した障害)とを併合した障害の程

度を受ける権利を有しないときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額)、同法による老齢厚生年金の額、同法による遺族厚生年金の額(同法第五十八条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額)、同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるもの額又はその者が二以上これらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。
8 前各項に定めるもののほか、公務障害年金の額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。(障害の程度が変わつた場合の公務障害年金の額の改定)
第八十五条 公務障害年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後に於ける障害の程度に応じ、その公務障害年金の額を改定する。
2 公務障害年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一级又は二级に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)の受給権者であつて、後発公務傷病(公務傷病であつて当該公務障害年金の給付事由となつた障害に係る公務傷病の初診日後に初診日があるものをいう。以下この項及び第八十七条第二項ただし書において同じ。)の初診日において組合員であつたものが、当該後発公務傷病により障害(障害等級の一级又は二级に該当しない程度)のものに限る。以下この項及び第八十七条第二項ただし書において「その他公務障害」という。)の状態にあり、かつ、当該後発公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該公務障害年金の給付事由となつた障害とその他公務障害(その他公務障害が二以上ある場合は、全てのその他公務障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が当該公務障害年金の給付事由となつた障害より増進した場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後に於ける障害の程度に応じて、その公務障害年金の額を改定する。

度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

（公務障害年金の失権）

第八十八条 公務障害年金を受ける権利は、第八十六条第二項の規定によつて消滅するほか、公務障害年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 障害等級に該当する程度の障害の状態にならぬ者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。
- 三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

第四目 公務遺族年金

（公務遺族年金の受給権者）

第八十九条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に公務遺族年金を支給する。

- 一 組合員が、公務傷病により死亡したとき（公務により行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされたときを含む。）
- 二 組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日がある公務傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。
- 三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある公務障害年金の受給権者が当該公務障害年金の給付事由となつた公務傷病により死亡したとき。

二年以上の引き続く組合員期間を有し、かつ、国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間、同条第二項に規定する保険料免除期間及び同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間が二十五年以上である者が、公務傷病により死亡したときの前項の規定の適用については、同項第二号中「当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した」とあるのは「死亡した」と、同項第三号中「一級又は二級に該当する」とあるのは「に該当する」とする。

第九十条 公務遺族年金の額は、公務遺族年金の額の算定の基礎となるべき額（次項において「公務遺族年金算定基礎額」という。）を、組合員又は組合員であつた者の死亡の日における年齢（その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳）に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。

公務遺族年金算定基礎額は、給付算定基礎額に二・二五を乗じて得た額（組合員期間の月数が三百月未満であるときは、当該乗じて得た額を組合員期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た額）とする。

第一項に規定する者が退職年金の受給権者である場合における前項の規定の適用については、同項中「給付算定基礎額」とあるのは、「死亡した日におけるその者の終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額）に二を乗じて得た額」とする。

第一項に規定する組合員又は組合員であつた者の年齢については、第七十八条第四項の規定を準用する。

第一項に規定する調整率は、各年度における改定率を公務遺族年金の給付事由が生じた日の属する年度における改定率で除して得た率とする。

第一項の規定による公務遺族年金の額が百三万八千円に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た金額より少ないときは、当該控除して得た金額を当該公務遺族年金の額とする。

前項に規定する厚生年金相当額は、公務遺族年金の受給権者が受ける権利を有する厚生年金保険法による遺族厚生年金の額（同法第五十八条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受け権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による老齢厚生年金の額、同法による障害厚生年金の額（同法第四十七条第一項ただし書の規定により障害厚生年金を受け権利を有しないときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）と同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものの額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けること

ができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。

（公務遺族年金の支給の停止）

第九十一条 夫、父母又は祖父母に対する公務遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、夫に対する公務遺族年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受け権利を有するときは、この限りでない。

子に対する公務遺族年金は、配偶者が公務遺族年金を受け権利を有する間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する公務遺族年金が第七十五条の五第一項、前項本文、次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

配偶者に対する公務遺族年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金を受け権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受け権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する公務遺族年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、配偶者に支給する。

第三項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、子に支給する。

第九十二条 公務遺族年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があつたときは、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に支給する。（公務遺族年金の失権）

第九十三条 公務遺族年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）
- 三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。
- 四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。
- 五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。
 - イ 公務遺族年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該公務遺族年金と同額の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しなかつたとき
 - ロ 公務遺族年金と当該公務遺族年金と同額の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき

当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

- 一 公務遺族年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。
 - 一 子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。
 - 二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。
 - 三 子又は孫が、二十歳に達したとき。

第四節 給付の制限

第九十四条 この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病氣、負傷、障害、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病氣、負傷、障害、死亡又は災害に係る給付は、行わない。

公務遺族年金である給付又は第四十四条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項及び百十一条第五項にお

いて「遺族給付」という。)を受けるべき者が組合員、組合員であった者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行わない。組合員又は組合員であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったことにより、病氣、負傷、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病氣若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病氣、負傷、障害又は死亡に係る給付の全部又は一部を行わず、また、当該障害については、第八十五条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして同項の規定による公務障害年金の額の改定を行うことができる。

第九十五条 組合がこの法律に基づく給付の支給に関し必要があると認めるとその支給に係る者に、つき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第九十六条 第一百一条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る給付の一部を行わないことができる。

第九十七条 組合員若しくは組合員であった者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分(国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。)を受けたとき又は組合員(退職した後に再び組合員となつた者に限る。)若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分(国家公務員退職手当法第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等(同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。))

の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。)を受けたときは、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。

2 公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、公務遺族年金の一部を支給しないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

4 連合会は、第一項の規定により退職手当支給制限等処分を受けたことを理由として退職年金又は公務障害年金の支給の制限を行うため必要があると認めるときは、国家公務員退職手当法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関又はこれに相当する機関に対し、当該退職手当支給制限等処分に関して必要な資料の提供を求めることができる。

第五章 福祉事業

第九十八条 組合又は連合会の行う福祉事業は、次に掲げる事業とする。

一 組合員及びその被扶養者(以下この条において「組合員等」という。)の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業(次号に掲げるものを除く。)

二 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査(次項において単に「特定健康診査」という。)及び同法第二十四条の規定による特定保健指導(第十九条の三において「特定健康診査等」という。)

二 組合員の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

三 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

四 組合員の貯金の受入れ又はその運用

五 組合員の臨時の支出に対する貸付け

六 組合員の需要する生活必需物資の供給

七 その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

八 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2 組合は、前項第一号の規定により組合員等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて必要があると認めるときは、組合員等を使用している事業者等(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断(特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。)を実施する責務を有する者その他財務省令で定める者をいう。以下この条において同じ。)又は使用していた事業者等に対し、財務省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該組合員等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして財務省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している組合員等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、財務省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

4 組合は、第一項第一号及び第一号の二に掲げる事業を行うに当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報、事業者等から提供を受けた組合員等に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

5 財務大臣は、第一項第一号の規定により組合又は連合会が行う組合員等の健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

6 前項の指針は、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

第六章 費用の負担

第九十九条 組合の給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第四項において同じ。)のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用並びに長期給付(基礎年金拠出金を含む。)及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用(第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替へて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。))を含み、第四項(同項第二号を除く。)の規定による国の負担及び次条第一項の出産育児交付金に係るものを除く。次項第一号において同じ。)については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第二号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

三 退職等年金給付に要する費用(退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用(第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替へて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。))を含む。次項第三号において同じ。)については、将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる同号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額(第百二条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。)と地方公務員等共済組合法第百三十三条第一項第三号に規定する地方の積立基準額(第百二条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。))との合計額と、退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金(同法第二十四条の二(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。))に規定する退職等年金給付積立金及び同法第三十八条の八の二第一項に規定する退職等年金給付調整積立金をいう。第百二条の三第一項第四号において同じ。)の額と

うち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用並びに長期給付(基礎年金拠出金を含む。)及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用(第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替へて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。))を含み、第四項(同項第二号を除く。)の規定による国の負担及び次条第一項の出産育児交付金に係るものを除く。次項第一号において同じ。)については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第二号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

三 退職等年金給付に要する費用(退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用(第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替へて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。))を含む。次項第三号において同じ。)については、将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる同号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額(第百二条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。)と地方公務員等共済組合法第百三十三条第一項第三号に規定する地方の積立基準額(第百二条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。))との合計額と、退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金(同法第二十四条の二(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。))に規定する退職等年金給付積立金及び同法第三十八条の八の二第一項に規定する退職等年金給付調整積立金をいう。第百二条の三第一項第四号において同じ。)の額と

の合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことが出来るようにすること。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

- 一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
- 二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
- 三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
- 四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

3 厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による国の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第百二条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合における第百二条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 国は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。

- 一 育児休業手当金及び介護休業手当金の支給に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額
- 二 基礎年金拠出金の納付に要する費用 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額

5 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、国は毎年度の予算で定める金額を負担する。

6 専従職員（国家公務員法第八八条の二の職員団体又は行政執行法人の労働関係に関する法律

（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。）である組合員（行政執行法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「国の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 行政執行法人の職員（専従職員を除く。）である組合員に係る第二項及び第五項に規定する費用については、第二項中「国の負担金」とあるのは「行政執行法人の負担金」とあり、第五項中「国は毎年度の予算で定めるところにより行政執行法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

8 行政執行法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項及び第五項に規定する費用については、第二項中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、第五項中「国は毎年度の予算で定めるところにより行政執行法人は政令で定めるところにより行政執行法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

第九十九条の二 出産費及び家族出産費の支給に要する費用（第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第十九号）による社会保険診療報酬支払基金が組合に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

2 健康保険法第五十二条の三から第五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、前項の出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十九条の三 国は、予算の範囲内において、組合の事業に要する費用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができる。

（掛金等）
第百条 掛金等（掛金及び組合員保険料（厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により組合員たる厚生年金保険の被保険者が負担する厚生年金保険の保険料をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）につき、徴収するものとする。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月（介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）の掛金等を徴収する。ただし、第九十九条第二項第三号に規定する掛金（以下「退職等年金分掛金」という。）及び組合員保険料にあつては、その月に、更に組合員資格を取得したとき、又は厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七十条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、それぞれその喪失した資格に係るその月の退職等年金分掛金及び組合員保険料は、徴収しない。

3 掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、組合（退職等年金分掛金に係るものにあつては、連合会）の定款で定める。

4 退職等年金分掛金に係る前項の割合については、第七十五条第一項に規定する付与率を基礎として、公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況その他政令で定める事情を勘案して、千分の七・五を超えない範囲で定めるものとする。

5 第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該組合員が介護保険法第九十九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する日を含む月（政令で定めるものを除く。）をいう。

（育児休業期間中の掛金等の特例）
第百条の二 育児休業等をしていない組合員（次条の規定の適用を受けている組合員及び第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。次項において同じ。）が組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の掛金等（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬の月額に係る掛金等に限る。）は、徴収しない。

- 一 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合 その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月
- 二 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として財務省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合 当該月

2 組合員が連続する二以上の育児休業等をしていない場合（これに準ずる場合として財務省令で定める場合を含む。）における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

（産前産後休業期間中の掛金等の特例）
第百条の二の二 産前産後休業をしていない組合員（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、第百条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金等は、徴収しない。

（掛金等の給与からの控除）
第百一条 組合員の給与支給機関は、毎月、報酬その他給与を支給する際、組合員の給与から掛金等に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2 組合員（組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。）の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金等の金額があるときは、報酬その他の給与（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この項及び次項において同じ。）を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、報酬その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定に

掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の掛金等（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬の月額に係る掛金等に限る。）は、徴収しない。

- 一 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合 その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月
- 二 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として財務省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合 当該月

2 組合員が連続する二以上の育児休業等をしていない場合（これに準ずる場合として財務省令で定める場合を含む。）における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

（産前産後休業期間中の掛金等の特例）
第百条の二の二 産前産後休業をしていない組合員（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、第百条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金等は、徴収しない。

（掛金等の給与からの控除）
第百一条 組合員の給与支給機関は、毎月、報酬その他給与を支給する際、組合員の給与から掛金等に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2 組合員（組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。）の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金等の金額があるときは、報酬その他の給与（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この項及び次項において同じ。）を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、報酬その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定に

よる掛金等に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行われないうときは、政令で定めるところにより、その控除が行われるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金等に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

4 組合は、掛金等のうち退職等年金分掛金及び組合員保険料については、前三項の規定による払込みがあることに、これを連合会に払い込まなければならない。

5 第一項から第三項までの規定により組合に払い込まれた掛金等のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合（前項の規定により当該掛金等のうち退職等年金分掛金及び組合員保険料が連合会に払い込まれている場合には、連合会）は、財務省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた掛金等を組合員に還付するものとする。

（負担金）

第二百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む）、行政執行法人又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により国、行政執行法人又は職員団体が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百条の第二項及び第百条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

2 前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができる。この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

3 国は、第九十九条第四項の規定により負担すべき金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第三号及び第四号に掲げる費用並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する費用に充てるため国、行政執行法人又は職員団体が負担すべき金額（組合員に係るものに限る。）の全部又は一部を、当該金額の払込みがあることに、連合会に払い込まなければならない。

第六章の二 地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金

（地方公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金の拠出）

第二百二条の二 連合会は、厚生年金保険給付費（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用その他政令で定める費用をいう。次条第一項第一号において同じ。）の負担の水準と地方の組合の地方公務員等共済組合法第六十六条の二に規定する厚生年金保険給付費の負担の水準との均衡及び組合の長期給付と地方の組合の同法第七十四条第一項に規定する長期給付の円滑な実施を図るため、次条第一項各号に掲げる場合に該当するときは、その事業年度において、地方公務員共済組合連合会（同法第三十八条の二第一項に規定する地方公務員共済組合連合会をいう。以下同じ。）への拠出金（以下「財政調整拠出金」という。）の拠出を行うものとする。

第二百二条の三 財政調整拠出金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該二以上の各号に定める額の合計額）とする。

- 一 当該事業年度における厚生年金保険給付費のうち政令で定めるものの額（以下この号において「国の調整対象費用の額」という。）を当該事業年度における全ての組合員（厚生年金保険給付に関する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。）の厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額額の合計額及び当該組合員の同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額の合計額の合算額（以下この号において「標準報酬等総額」という。）で除して得た率が、当該事業年度における地方公務員等共済組合法第六十六条の三第一項第一号に規定する地方の調整対象費用の額（以下この号において「地方の調整対象費用の額」という。）を当該事業年度における同項第一号に規定する標準報酬等総額（以下この号において「地方の標準報酬等総額」という。）で除して得た率を下回る場合 当該事業年度における国の調整

対象費用の額に一定額を加算して得た額を当該事業年度における標準報酬等総額で除して得た率と当該事業年度における地方の調整対象費用の額から当該一定額を控除して得た額を当該事業年度における地方の標準報酬等総額で除して得た率とが等しくなる場合における当該一定額に相当する額

二 当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る収入の額が当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る支出の額を上回り、かつ、当該事業年度における地方の厚生年金保険給付等に係る収入の額（地方公務員等共済組合法第六十六条の三第二項に規定する地方の厚生年金保険給付等に係る収入の額をいう。以下この号及び次号において同じ。）が当該事業年度における地方の厚生年金保険給付等に係る支出の額（同条第三項に規定する地方の厚生年金保険給付等に係る支出の額をいう。以下この号及び次号において同じ。）を下回る場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該事業年度における地方の厚生年金保険給付等に係る支出の額から当該事業年度における地方の厚生年金保険給付等に係る収入の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る収入の額から当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る支出の額に前号に掲げる場合における同額の不足額をいう。）を超え、当該限度額）

三 当該事業年度における地方の厚生年金保険給付等に係る支出の額に地方公務員等共済組合法第六十六条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額が地方の厚生年金保険給付等に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額（以下この号において「地方の不足額」という。）が前事業年度の末日における地方厚生年金保険給付積立金（同法第二十四条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する厚生年金保険給付積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する厚生年金保険給付調整積立金をいう。以下この号において同じ。）の額を上回る場合 地方の不足額から前事業年度の末日における地方厚生年金保険給付積立金の額を控除して得た額（当該控除

して得た額が、限度額（前事業年度の末日における厚生年金保険給付積立金の額から当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る支出の額に第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除し、当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る収入の額を加算した額をいう。）を超え、当該限度額）

四 当該事業年度の末日における地方退職等年金給付積立金の額が地方の積立基準額を下回り、かつ、退職等年金給付積立金の額が国の積立基準額を上回る場合 地方の積立基準額から地方退職等年金給付積立金の額を控除して得た額の五分の一に相当する額（当該額が当該事業年度の末日における退職等年金給付積立金の額から国の積立基準額（当該国の積立基準額が零を下回る場合には、零とする。）を控除して得た額を超える場合にあつては、当該限度額）

2 前項第二号及び第三号に規定する「国の厚生年金保険給付等に係る収入の額」とは、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の連合会の収入として政令で定めるものの額の合計額に、地方公務員等共済組合法第六十六条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額をいう。

3 第一項第二号及び第三号に規定する「国の厚生年金保険給付等に係る支出の額」とは、厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の連合会の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。

（資料の提供）

第二百二条の四 連合会は、地方公務員共済組合連合会に対し、財政調整拠出金の額の算定のために必要な資料の提供を求めることができる。

（政令への委任）

第二百二条の五 この章に定めるもののほか、財政調整拠出金の拠出に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 審査請求

第七十三条 組合員の資格若しくは短期給付及び退職等年金給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第二号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認

又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関し不服がある者は、文書又は口頭で、国家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に審査請求をすることができ

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3 審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。
4 審査会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

（審査会の設置及び組織）
第百四十二条 審査会は、連合会に置く。
第百四十三条 審査会、委員九人をもつて組織する。委員は、組合員を代表する者、国を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、財務大臣が委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5 委員は、再任されることができない。
6 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する公益を代表する委員がその職務を行う。

（議事）
第百五十二条 審査会は、組合員を代表する委員、国を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。
2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決す可。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（組合又は連合会に対する通知等）
第百六十二条 審査請求がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求に係る組合（審査請求のうち長期給付に係るもの）については、連合会）にこれを通知し、かつ、利害関係人に對し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

（政令への委任）
第百七十二条 この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第三十四条の規定により事実の陳述を求め、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手續に関し必要な事項は、政令で定める。
第百八十二条から第百九十二条まで 削除
第八章 雑則

（時効）
第百九十一条 短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から二年間、退職等年金給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から五年間、退職等年金給付の返還を受ける権利はこれを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

2 退職等年金給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。
3 掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

4 前項に規定する権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。
5 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができなくなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの
二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者
（期間計算の特例）
第百九十二条 この法律の規定により給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付に要した日数は、その期間に算入しない。

（組合員等記号・番号等の利用制限等）
第百九十二条の二 財務大臣、組合、連合会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等（保険者番号（財務大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び組合員等記号・番号（組合が組合員又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、組合員又は被扶養者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として財務省令で定める者（以下この条において「財務大臣等」という。）は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 財務大臣等以外の者は、短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等の利用が特に必要な場合として財務省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。
3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしよとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 財務大臣等が、第一項に規定する場合に、組合員等記号・番号等を告知することを求めるとき。
二 財務大臣等以外の者が、前項に規定する財務省令で定める場合に、組合員等記号・番号等を告知することを求めるとき。
4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、組合員等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る組合員等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができ、よるに体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されること予定されているもの（以下この項

において「提供データベース」という。）を構成してはならない。
一 財務大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。
二 財務大臣等以外の者が、第二項に規定する財務省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。
5 財務大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するため必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 財務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。
（戸籍書類の無料証明）
第百九十三条 市町村長（特別区の区長を含むもの）とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長）は、組合又は受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（資料の提供）
第百九十四条 連合会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付（これに相当する給付として政令で定めるものを含む。）の支給状況につき、厚生労働大臣、地方の組合又は日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託）
第百九十四条の二 組合は、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。
一 第五十条第一項に規定する短期給付のうち財務省令で定めるものの支給に関する事務
二 第五十条第一項に規定する短期給付の支給、第九十八条第一項に規定する福祉事業の

において「提供データベース」という。）を構成してはならない。
一 財務大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。
二 財務大臣等以外の者が、第二項に規定する財務省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。
5 財務大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するため必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 財務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。
（戸籍書類の無料証明）
第百九十三条 市町村長（特別区の区長を含むもの）とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長）は、組合又は受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（資料の提供）
第百九十四条 連合会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付（これに相当する給付として政令で定めるものを含む。）の支給状況につき、厚生労働大臣、地方の組合又は日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託）
第百九十四条の二 組合は、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。
一 第五十条第一項に規定する短期給付のうち財務省令で定めるものの支給に関する事務
二 第五十条第一項に規定する短期給付の支給、第九十八条第一項に規定する福祉事業の

において「提供データベース」という。）を構成してはならない。
一 財務大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。
二 財務大臣等以外の者が、第二項に規定する財務省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。
5 財務大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するため必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 財務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。
（戸籍書類の無料証明）
第百九十三条 市町村長（特別区の区長を含むもの）とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長）は、組合又は受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（資料の提供）
第百九十四条 連合会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付（これに相当する給付として政令で定めるものを含む。）の支給状況につき、厚生労働大臣、地方の組合又は日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

実施その他の財務省令で定める事務に係る組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの被扶養者（次号において「組合員等」という。）に係る情報の収集又は整理に関する事務

三 第五十条第一項に規定する短期給付の支給、第九十八条第一項に規定する福祉事業の実施その他の財務省令で定める事務に係る組合員等に係る情報の利用又は提供に関する事務

2 組合は、前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて財務省令で定めるところと共同して委託するものとする。

（関係者の連携及び協力）
第百十四条の三 国、組合及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（端数の処理）
第百十五条 長期給付を受ける権利を決定し又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金等に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

（財務大臣の権限）
第百十六条 組合及び連合会の業務の執行は、財務大臣が監督する。

2 組合及び連合会は、財務省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を財務大臣に提出しなければならない。

3 財務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に組合又は連合会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

4 財務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合又は連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第百十七条 財務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問し、又は当該給付に係る療養を行った保険医療機関若しくは保険薬局若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 財務大臣は、組合の指定訪問看護に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者であつた者（以下この項において「指定訪問看護事業者等」という。）に対し、その行った訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に関し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、当該指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所に係る物件を検査させることができる。

3 財務大臣は、第百十二条の二第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反し

ていると認められるに足りる相当の理由がある者に對し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 当該職員は、前三項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）
第百十七條の二 財務大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。

（医療に関する事項等の報告）
第百十八條 組合は、財務省令・厚生労働省令で定めるところにより、この法律に定める医療に関する事項その他この法律の規定による短期給付に関する事項について、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（船員組合員の資格の特例）
第百十九條 船員保険の被保険者（以下「船員」という。）である組合員（以下「船員組合員」という。）の船員組合員としての資格の得喪については、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の定めるところによる。

（船員組合員の療養の特例）
第百二十條 船員組合員が公務又は通勤によらな

いて病状にかかり、若しくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病状にかかり、若しくは負傷した場合における療養に関しては、第五十四条から第五十九条まで、第六十条の二及び第六十条の三の規定にかかわらず、船員保険法第五十三条（第四項を除く。）、第五十四条から第六十八条まで、第七十六条から第七十九条まで及び第八十二条から第八十四条までの規定の例による。

（船員組合員の療養以外の短期給付の特例）
第百二十一條 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十条第一項第三号から第十三号までに掲げる短期給付（その給付事由が通勤によるものを除く。）は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。

一 組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付

（船員組合員についての負担金の特例）
第百二十二條 国又は行政執行法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第二百五条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

（外国で勤務する組合員についての特例）
第百二十四條 外国で勤務する組合員に対するこの法律の適用については、政令で特例を定めることができる。

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）
第百二十四條の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第三十九条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための

退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは、「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む）、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号に掲げる費用並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとする者（以下この条において「継続長期組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

1 転出の日から起算して五年を経過したとき。

2 引き続き公庫等職員又は特定公庫等役員として在職しなくなったとき。

3 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む）、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）その他の政令で定める場合における前二項の規定の適用については、その者は、公庫等職員又は特定公庫等役員

として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 第一項の規定は、継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の公庫等に公庫等職員として転出をした場合、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の特定公庫等に特定公庫等役員として転出をした場合その他の政令で定める場合については、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（行政執行法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱

第二百二十四条の三 行政執行法人以外の独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（行政執行法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者を含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する行政執行法人」とあるのは「並びにその所管する行政執行法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第二号中「国立ハンセン病療養所」とあるのは「国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センター」と、同項第三号中「林野庁」とあるのは「林野庁及び国立研究開発法人森林研究・整備機構」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する行政執行法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する行政執行法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する行政執行法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する行政執行法人、

独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第一項第一号及び第三号中「行政執行法人の負担に係るもの」とあるのは「行政執行法人の負担に係るもの（第二百二十四条の三の規定により読み替えられた第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。）」と、同条第六項中「（行政執行法人」とあるのは「（行政執行法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等）」と、同条第七項及び第八項中「行政執行法人」とあるのは「行政執行法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二条第一項及び第四項並びに第二百二十二条中「行政執行法人」とあるのは「行政執行法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組合員職員の取扱）

第二百二十五条 組合員に使用される者であつて職員に準ずるものとして政令で定めるもの（以下「組合員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律（第三十九条第二項及び第二百二十四条の二を除く。）の規定を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「国の負担金」とあるのは「組合の負担金」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（連合会役員職員の取扱）

第二百二十六条 連合会の役員及び連合会に使用される者であつて、職員に準ずるものとして政令で定めるもの（以下「連合会役員」という。）をもつて組織する共済組合を設けることができる。

2 前項の規定により共済組合を設けた場合には、連合会役員は職員と、同項の共済組合は組合とそれぞれみなして、この法律の規定（第三十九条第二項、第六十八条の二、第六十八条の三及び第二百二十四条の二の規定を除く。）を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（地方公務員等共済組合法との関係）

第二百二十六条の二 組合員が退職し、引き続き地方の組合の組合員のうち地方公務員等共済組合

法の長期給付に関する規定の適用を受けるものとなつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職は、なかつたものとみなす。

2 組合員が地方の組合の組合員となつたときは、当該地方の組合を他の組合と、当該地方の組合の組合員を他の組合の組合員とそれぞれみなして、第三十七条第三項の規定を適用する。

3 組合員又は組合員であつた者が地方の組合の組合員となつたときは、連合会は、政令で定めるところにより、厚生年金保険給付積立金及び退職等年金給付積立金の額のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額を当該地方の組合（地方公務員等共済組合法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会を組織する地方の組合にあつては、当該全国市町村職員共済組合連合会）に移換しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、組合員又は組合員であつた者が地方の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百二十六条の三 地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律（第六章を除く。）の規定の適用については、その者の当該地方の組合の組合員であつた間組合員であつたものと、地方公務員等共済組合法の規定による給付はこの法律中の相当する規定による給付とみなす。ただし、長期給付に関する規定の適用については、地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた地方の組合の組合員であつた間に限る。

2 前項に定めるもののほか、地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百二十六条の四 削除

（任意継続組合員に対する短期給付等）

第二百二十六条の五 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（後期高齢者医療の被保険者等でないものに限る。）は、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認められた日）までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、別

法に規定する短期給付を受けることとなる場合、当該地方の組合の組合員となつたものとみなす。

法に規定する短期給付を受けることとなる場合、当該地方の組合の組合員となつたものとみなす。

段の定めがあるものを除き、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(以下この条において「任意継続組合員」という。)は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び国の負担金(介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。)の合算額を基礎として定款で定める金額(以下この条において「任意継続掛金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

3 任意継続組合員は、将来の一定期間に係る任意継続掛金を前納することができる。この場合において、前納すべき額は、当該期間の各月の任意継続掛金の合計額から政令で定める額を控除した額とする。

4 任意継続組合員が初めて払い込むべき任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項の規定にかかわらず、その者は、任意継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めるときは、この限りでない。

5 任意継続組合員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日(第四号又は第六号に該当するに至つたときは、その日)から、その資格を喪失する。
一 任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき。
二 死亡したとき。

三 任意継続掛金(初めて払い込むべき任意継続掛金を除く。)をその払込期日までに払い込まなかつたとき(払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めるときを除く。)
四 組合員(地方の組合で短期給付に相当する給付を行うもの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者(健康保険法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者を除く。))及び船員保険の被保険者を含む。)となつたとき。

五 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

六 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。
6 第一項及び前項第五号の申出の手續、任意継続組合員に対する短期給付の支給の特例その他任意継続組合員に関し必要な事項並びに任意継続掛金の前納の手續、前納された任意継続掛金の還付その他任意継続掛金の前納に関し必要な事項は、政令で定める。
(国家公務員法との関係)
第二百二十六条の六 この法律の定めるところにより行われる長期給付の制度は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員については、同法第七十条に規定する年金制度とする。
(経過措置)
第二百二十六条の七 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と認められる範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。
(省令への委任)
第二百二十七条 この法律の実施のための手續その他この法律の執行に関し必要な細則は、財務省令で定める。

第九章 罰則

第二百二十七条の二 第十三条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第二百二十七条の三 第十二条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十六条第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
二 正当な理由がなく第一百七十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百二十八条の二 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第七十二条の三又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
2 人格のない社団等については前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
第二百二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした組合職員、連合会役員その他組合又は連合会の事務を行う者は、二十万円以下の過料に処する。
一 この法律により財務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第十九条(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、組合の業務上の余裕金を運用したとき。
三 第三十五条の三第五項又は第三十五条の四の規定により公表しなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
四 第十六条第四項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。
五 この法律に規定する業務又は他の法律により組合若しくは連合会が行うものとされた業務以外の業務を行つたとき。
第二百三十条 連合会の役員が第二十五条の規定による政令に違反して登記をすることを怠つたときは、二十万円以下の過料に処する。
第二百三十一条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第一百七十七条第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則 抄
第一条 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、附則第三条第三項(同条第四項及び附則第二十条第二項後段において準用する場合を含む。)の規定は、公布の日から、

第十九条第二項、第三十八条第三項、第四十一条第二項及び第三項、第四十二条第二項から第四項まで、第四章第三節、第百零三条第三項並びに附則第二十条第六項の規定は、昭和三十四年一月一日から施行する。
(旧法の効力)
第二条 改正前の国家公務員共済組合法(以下「旧法」という。)中第三章第三節から第五節までの規定その他これらの規定に規定する給付に係る規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、昭和三十三年十二月三十一日まで(これらの規定を他の法令において準用し、又は適用する場合については、当分の間)は、なおその効力を有する。
2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定による給付については、この附則に別段の規定があるもののほか、当該旧法の規定に抵触する限度において、本則の規定は、適用しない。
3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定は、第二百二十五条第一項又は第二百二十六条第二項の規定により職員とみなされる者についても適用する。
第三条 旧法第二条の規定により設けられた共済組合(以下この条において「旧組合」という。)又は旧法第六十三条の二の規定により設けられた共済組合連合会(以下この条において「旧連合会」という。)は、昭和三十三年七月一日(以下「施行日」という。)において、それぞれ第三条又は第二十一条の規定により設けられた組合又は連合会となり、同一性をもつて存続するものとする。
2 旧法の規定により定められた旧組合の運営規則及び旧連合会の定款でこの法律の規定に抵触するものは、施行日(前条第一項に規定する給付に係る部分については、昭和三十四年一月一日)からその効力を失うものとする。
3 各省各庁の長は、この法律の施行前に、旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六条及び第十五条の規定の例により、組合の定款を定め、施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、並びに当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受けるものとする。
4 前項の規定は、連合会について準用する。この場合において、同項中「各省各庁の長」とあ

るのは「連合会の理事長」と、「旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六條及び」とあるのは「第二十四條の規定及び第三十六條において準用する」と、「定款を定め」とあるのは「定款を変更し」と読み替えるものとする。

（組合の運営審議会の委員の特例）

第三条の二 組合の運営審議会の委員の任命については、当分の間、第九條第三項本文中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者（運営審議会の委員であつた者に限る。）」として、同項の規定を適用する。

（連合会の役員の特例）

第四条 この法律に基いて最初に任命された連合会の理事及び監事のうち第二十七條第二項の規定によるものの半数については、理事長の定めるところにより、第三十條第一項の規定にかかわらず、その任期は、一年とする。

（連合会の運営審議会の委員の任命の特例）

第四条の二 連合会の運営審議会の委員の任命については、当分の間、第三十五條第三項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者（組合の運営審議会の委員であつた者に限る。）」として、同項の規定を適用する。

（従前の給付等）

第五条 この附則に別段の規定があるもののほか、旧法（附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法を含む。）の規定に基いてした給付、審査の請求その他の行為又は手続は、この法律中の相当する規定によつてした行為又は手続とみなす。

（被扶養者に関する経過措置）

第六条 施行日の前日において旧法第十八條に規定する被扶養者であつた者で第二條第一項第二号に掲げる被扶養者に該当しないものうち次の各号の一に該当するものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き主として当該組合員又は組合員であつた者の収入により生計を維持している間に限り、同項同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一号に該当する者にあつては、当該傷病手当金及びその給付事由である病気又は負傷により生じた病気による傷病手当金以外の給付、第二号に該当する者にあつては、その傷病により生じた病気についての家族療養費以外の給付については、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に傷病手当金の支給を受け、かつ、病院又は診療所に収容されて

いる組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持している者
二 その病気又は負傷につき、この法律の施行の際現に組合員又は組合員であつた者が家族療養費の支給を受けている者
（一部負担金に関する経過措置）

第七条

この法律の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、その収容に係る傷病については、第五十五條第二項の規定にかかわらず、健康保険法第四十三條ノ八第一項第二号の規定の例により算定する一部負担金に相当する金額を支払ふことを要しない。ただし、その者がこの法律の施行後引き続き当該傷病により病院又は診療所に収容されている間に限り、

第八条

組合は、当分の間、組合員が第五十五條第二項又は第三項に規定する一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財産の範囲内で、当該一部負担金の払戻しその他の措置で財務大臣の定めるものを行うことができる。

（療養費に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。

（資格喪失後の給付に関する経過措置）

第十条 この法律の施行の際現に旧法第三十四條第二項（旧法第五十五條第五項において準用する場合を含む。）、旧法第三十六條第三項若しくは旧法第五十六條第三項の規定により支給されている給付又は施行日前に組合員の資格を喪失し、かつ、施行日以後に出生し、若しくは死亡したときに、旧法第三十五條第二項（旧法第三十六條第二項において準用する場合を含む。）、旧法第三十八條若しくは旧法第五十六條第一項後段の規定が適用されるものとした場合にこれらの規定により支給される給付については、第五十九條第二項（第六十六條第四項において準用する場合を含む。）、第六十一條第二項、第六十二條第二項及び第三項、第六十四條並びに第六十七條第二項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第五十九條第三項又は第六十二條第三項若しくは第四項の規定は、前項の規定により家族療養費又はほ育手当金を受けている者が死亡した場合についても、適用する。

（傷病手当金の支給に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行の際現に旧法第五十五條の規定により傷病手当金の支給を受けている

者については、前条第一項に定めるもののほか、第六十六條第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（介護休業手当金に関する暫定措置）

第十一条の二 第六十八條の三第一項及び第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「百分の四十」とあるのは、「百分の六十七」とする。

（令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例）

第十一条の三 令和六年度及び令和七年度においては、第九十九條の二第二項において準用する健康保険法第五十二條の四及び第五十二條の五中「に同年度」とあるのは、「の二分の一に相当する額に同年度」とする。

（特例退職組合員に対する短期給付等）

第十二條 財務省令で定める要件に該当するものとして財務大臣の認可を受けた組合（以下この条において「特定共済組合」という。）の組合員であつた者で健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十三條の規定による改正前の国民健康保険法第八條の二第一項に規定する退職被保険者であるべきものは、財務省令で定めるところにより、当該特定共済組合の組合員として短期給付を受けることができる。ただし、第二百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員であるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により申出をした者は、この法律の規定中短期給付に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、当該特定共済組合の組合員であるものとみなす。

3 前項の規定により特定共済組合の組合員であるものとみなされた者（以下この条及び附則第十四條の二第二項において「特例退職組合員」という。）は、第一項の申出が受理された日からその資格を取得するものとする。

（特例退職組合員は、同時に二以上の組合の組合員（地方の組合で短期給付に相当する給付を行うもの組合員、私学共済制度の加入者及び健康保険の被保険者（健康保険法第三條第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）を含む。）となることができる。）

5 特例退職組合員の標準報酬の月額は、第四十條の規定にかかわらず、前年（一月から三月ま

での標準報酬の月額にあつては、前々年）の九月三十日における当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員（特例退職組合員を除く。）の標準報酬の月額の平均額の範囲内で定款で定める金額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額とする。

（特例退職組合員は、当該特定共済組合が、その者の短期給付に係る掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額を基礎として定款で定める金額を、毎月、政令で定めるところにより、当該特定共済組合に払い込まなければならない。）

6 特例退職組合員は、当該特定共済組合が、その者の短期給付に係る掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額を基礎として定款で定める金額を、毎月、政令で定めるところにより、当該特定共済組合に払い込まなければならない。

（第六十六條、第六十八條から第六十八條の三まで、第七十條及び第七十一條の規定にかかわらず、特例退職組合員については、傷病手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、弔慰金及び家族弔慰金並びに災害見舞金は、支給しない。）

7 第六十六條、第六十八條から第六十八條の三まで、第七十條及び第七十一條の規定にかかわらず、特例退職組合員については、傷病手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、弔慰金及び家族弔慰金並びに災害見舞金は、支給しない。

（特例退職組合員は、第二百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項、第四項並びに第五項第一号及び第三号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは、「附則第十二條第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十三條の規定による改正前の国民健康保険法第八條の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。）

8 特例退職組合員は、第二百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項、第四項並びに第五項第一号及び第三号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは、「附則第十二條第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十三條の規定による改正前の国民健康保険法第八條の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。

9 第一百條の二及び第一百條の二の二の規定は、特例退職組合員については、適用しない。

10 特例退職組合員に対する短期給付の支給の特例その他特例退職組合員に関し必要な事項は、政令で定める。

（遺族の範囲の特例）

第十二條の二 退職等年金給付に関する規定の適用については、当分の間、組合員（海上保安官その他職務内容の特殊な職員で財務省令で定める者に限る。）が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で

財務省令で定めるものに従事し、そのため公務
 傷病により死亡した場合において、その死亡し
 た者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母
 (第二十条第二項第三号に掲げる者に該当するも
 のを除く。)があるときは、これらの者を同号
 に規定する遺族とみなす。

2 前項に規定する場合における退職等年金給付
 に関する規定の適用については、当分の間、第
 二条第三項中「夫、父母又は祖父は五十五歳
 以上の者に、子若しくは孫は」とあるのは「子
 又は孫は」と、「二十歳未満で」とあるのは「
 組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当
 時から引き続き」とし、第九十三条第二項(第
 三号に係る部分に限る。)の規定は、適用しな
 い。

(支給の繰上げ)

第十三条 当分の間、一年以上の引き続く組合員
 期間を有する者であり、かつ、退職している者
 であつて、六十歳以上六十五歳未満であるもの
 は、退職年金の支給を連合会に請求することが
 できる。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした
 者に退職年金を支給する。この場合において
 は、第七十七条の規定は、適用しない。

3 第一項の請求があつた場合における第七十五
 条から第七十九条の四までの規定の適用につ
 いては、第七十五条第一項中「退職等年金給付の
 給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十三
 条第一項の請求をした日」と、「給付事由が生
 じた日」とあるのは「請求をした日」と、
 同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生
 じた日」とあるのは「附則第十三条第一項の請
 求をした日」とするほか、必要な技術的読替
 えは、政令で定める。

4 前三項に定めるもののほか、退職年金の支給
 の繰上げについて必要な事項は、政令で定め
 る。

第十三条の二 当分の間、組合員期間が一年以上
 である日本国籍を有しない者であり、かつ、退
 職している者(第三十九条第一項の規定による
 退職等年金給付の請求を行つた者を除く。)で
 あつて、当該組合員期間に係る厚生年金保険法
 附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金
 の支給を請求したものは、一時金の支給を請求
 することができる。ただし、その者が公務障害
 年金その他政令で定める給付を受ける権利を有
 したことがあるときは、この限りでない。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした
 者に一時金を支給する。

3 前項の規定による一時金の額は、退職をした
 日における給付算定基礎額の二分の一に相当す
 る金額とする。この場合において、第七十五条
 第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた
 日における当該退職等年金給付」とあるのは
 「退職をした日における一時金」と、「当該給付
 事由が生じた日」とあるのは「当該退職をし
 た日」と、同条第三項中「退職等年金給付の
 給付事由が生じた日」とあるのは「同項に規定
 する退職をした日」とする。

4 第二項の規定による一時金の支給を受けたと
 きは、その額の算定の基礎となつた組合員であ
 つた期間は退職等年金給付に関する規定の適用
 について組合員期間でなかつたものとみなし、
 当該期間に係る給付算定基礎額は零とみなす。

5 第二項の規定による一時金については第四十八
 条及び第四十九条の規定を適用する場合は、
 第四十八条中「退職年金」とあるのは「退職年
 金若しくは一時金」と、第四十九条中「退職年
 金及び」とあるのは「退職年金及び一時金並び
 に」とする。

6 第二項の規定による一時金は、第三十九条第
 一項、第四十四条第一項、第三項及び第四項、
 第四十六条第一項、第七十五条の九、第三百三
 条、第三百六条並びに第三百五十五条第一項の規定の
 適用については、退職等年金給付とみなす。
 (公務障害年金等に関する暫定措置)

第十四条 第七十九条の三第一項、第八十四条第
 一項及び第九十条第一項の規定の適用について
 は、当分の間、第七十九条の三第一項中「六十
 五歳」とあるのは「六十歳」と、第八十四条第
 一項及び第九十条第一項中「六十四歳」とある
 のは「五十九歳」とするほか、必要な技術的読
 替えその他必要な事項は、政令で定める。
 (介護納付金に係る掛金の特例)

第十四条の二 介護納付金に係る掛金は、第百条
 第一項及び第二項の規定により徴収するもの
 ほか、組合の定款で定めるところにより、当該
 組合の組合員が介護保険第二号被保険者の資格
 を有しない日(当該組合員に介護保険第二号被
 保険者の資格を有する被扶養者がある日に限
 る。)を含む月(政令で定めるものを除く。)で
 あつて定款で定めるものにつき、徴収すること
 ができる。

2 前項の規定により介護納付金に係る掛金を徴
 収することとした組合の第二百二十六条の五第二

項に規定する任意継続組合員及び特別退職組
 員に対する同項及び附則第十二条第六項の規定
 の適用については、第二百二十六条の五第二項中
 「介護保険第二号被保険者の資格を有する任意
 継続組合員」とあるのは「介護保険第二号被保
 険者の資格を有する任意継続組合員及び介護保
 険第二号被保険者の資格を有しない任意継続組
 員(介護保険第二号被保険者の資格を有しない
 任意継続組合員にあつては、介護保険第二号
 被保険者の資格を有する被扶養者がある者で定
 款で定めるものに限る。)」と、附則第十二条第
 六項中「介護保険第二号被保険者の資格を有す
 る特別退職組合員」とあるのは「介護保険第二
 号被保険者の資格を有する特別退職組合員及び
 介護保険第二号被保険者の資格を有しない特別
 退職組合員(介護保険第二号被保険者の資格を
 有しない特別退職組合員にあつては、介護保険
 第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある
 者で定款で定めるものに限る。)」とする。

第十四条の三 連合会は、第二十一条第二項及び
 第四項に規定する業務のほか、当分の間、政令
 で定めるところにより、組合の短期給付(第五
 十一条に規定する短期給付を除く。)の掛金
 (介護納付金に係るものを含む。)に係る不均衡
 を調整するための交付金の交付の事業その他組
 合の短期給付に係る事業のうち共同して行うこ
 とが適当と認められる事業として政令で定める
 事業を行うことができる。

2 連合会が前項の規定により行う交付金の交付
 の事業に要する費用のうち、財務大臣が定める
 基準を超える著しい掛金に係る不均衡を調整す
 るための交付金の交付に要する費用として政令
 で定めるところにより算定した費用は、組合か
 らの連合会に対する特別拠出金をもつて充てる
 ものとする。

3 連合会が第一項の規定により行う事業に要す
 る費用(前項の規定により特別拠出金をもつて
 充てられる費用を除く。)は、次に掲げる調整
 拠出金又は預託金の運用収入をもつて充てるも
 のとする。

- 一 組合からの連合会に対する調整拠出金
- 二 組合からの連合会に対する預託金の運用
 収入

4 組合は、政令で定めるところにより、第二項
 の特別拠出金若しくは前項第一号の調整拠出金
 を連合会に拠出し、又は短期給付に係る業務上

の余裕金のうちから同項第二号の預託金を連合
 会に預託するものとする。

5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出
 金の拠出に要する費用は、国、行政執行法人若
 しくは職員団体、独立行政法人のうち別表第二
 に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合
 若しくは連合会が、政令で定めるところによ
 り、負担するものとする。

6 第九十九条第一項第一号及び第二項第一号の
 規定の適用については、第三項第一号の調整拠
 出金は、短期給付に要する費用とみなす。

7 第一項の規定による交付金の交付を受ける組
 合に係る第九十九条第一項第一号及び第二項第
 一号並びに第百条第三項の規定の適用について
 は、当該交付金は、掛金とみなす。

8 連合会は、第一項の規定により行う事業に係
 る経理については、その他の事業に係る経理と
 区分しなければならぬ。

9 第三十五条第五項及び第六項の規定は、第一
 項の規定により行う事業については、適用しな
 い。

10 第二項から前項までに規定するもののほか、
 第一項の規定により行う事業の実施に関し必要
 な事項は、政令で定める。

第十四条の四 組合及び連合会は、第三十三条第三 項から第五項まで並びに第二十一条第二項及び第 四項に規定する業務のほか、当分の間、政令で 定めるところにより、次に掲げる事業を行うこ とができる。

- 一 組合員で勤労者財産形成促進法(昭和四十
 六年法律第九十二号)第九条第一項の政令で
 定める要件を満たす者にその持家としての住
 宅の建設若しくは購入のための資金(当該住
 宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の
 取得のための資金を含む。)又はその持家で
 ある住宅の改良のための資金を貸し付ける
 事業
- 二 前号に掲げる事業のほか、組合員の福祉の
 増進に資する事業として政令で定める事業

2 組合及び連合会は、前項の規定により行う事
 業に係る経理については、その他の事業に係る
 経理と区分しなければならぬ。

3 第十條並びに第三十五条第五項及び第六項の
 規定は、第一項の規定により行う事業について
 は、適用しない。

第百二十条	国又は郵政会社等
六条の五	
第二項	
第百三十条	役員又は郵政会社等を代表する者
条	
第二十条	第二十五条又は附則第二十条の三
附則第十国	国又は郵政会社等
二条第六	
項	
附則第十国	国立大学法人等若しくは郵政会社等の三学法人等
第五項	

(日本郵政共済組合の登記)

第二十条の三 日本郵政共済組合（前条第四項の規定により組合とみなされた同条第一項に規定する郵政会社等役員をもつて組織する共済組合をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(運営審議会の委員の数の特例等)

第二十条の四 日本郵政共済組合の運営審議会の委員の数は、第九条第二項の規定にかかわらず、定款で定める数とする。

2 第十三条の規定は、日本郵政共済組合に使用され、その事務に従事するものについては、適用しない。

(事務に要する費用の補助)

第二十条の五 国は、予算の範囲内において、日本郵政共済組合に対し、附則第二十条の二第四項の規定により読み替えられた第九十九条第五項に規定する費用の一部を補助することができる。

(組合員の範囲の特例等)

第二十条の六 郵政会社等（附則第二十条の二第二項に規定する郵政会社等をいう。以下同じ。）とそれぞれ業務、資本、人的構成その他について密接な関係を有するものとして政令で定める要件に該当する法人であつて財務大臣の承認を受けたものを使用される者のうち職員に相当する者として政令で定める者は、日本郵政共済組合を組織する郵政会社等役員とみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。

2 附則第二十条の二第三項の規定は、財務大臣が前項の規定による承認をしようとする場合について準用する。

3 第一項の規定により財務大臣の承認を受けようとする場合の申請の手続その他同項の承認に關し必要な事項は、政令で定める。

(適用法人に対する法律の規定の適用の特例)

第二十条の七 前条第一項の規定によりこの法律の規定を適用するものとされた財務大臣の承認を受けた法人（以下「適用法人」という。）の役員（非常勤の者を除く。）は、附則第二十条の二第四項の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用については、郵政会社等の役員とみなす。

2 適用法人の業務は、第四章の規定の適用については、郵政会社等の業務とみなす。

3 適用法人は、第六章（附則第二十条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、郵政会社等とみなす。

第二十条の八 日本郵政共済組合は、掛金等又は負担金を滞納した組合員又は郵政会社等若しくは適用法人に対し、期限を指定して、掛金等又は負担金の納付を督促しなければならない。

2 前項の規定による督促は、督促状を發してしなければならない。この場合において、督促により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して十日以上を經過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促は、時効の更新の効力を有する。

4 第一項の規定によつて督促したときは、日本郵政共済組合は、掛金等又は負担金の額に、納付期限の翌日から掛金等若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント（当該納付期限の翌日から三月を經過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金等又は負担金の額が千円未満であるとき、又は延滞につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

5 前項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特別基準割合（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特別基準割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該延滞税特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算して年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

6 第四項の規定により延滞金を徴収した場合において、掛金等又は負担金の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金等又は負担金の額は、その納付のあつた掛金等又は負担金の額を控除した金額による。

7 掛金等又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

8 督促状に指定した期限までに掛金等若しくは負担金を完納したとき、又は前四項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

9 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第二十条の九 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛金等又は負担金を完納しないときは、日本郵政共済組合は、国税滞納処分例によつてこれを処分し、又は組合員若しくは郵政会社等若しくは適用法人の住所若しくは財産がある市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に對して、その処分を請求することができる。

2 日本郵政共済組合は、前項の規定により国税滞納処分例の例により処分しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分例によつてこれを処分することができる。この場合においては、日本郵政共済組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

(先取特権の順位)

第二十条の十 掛金等、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとす。

(徴収に関する通則)

第二十条の十一 掛金等、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

(政令への委任)

第二十条の十二 附則第二十条の二から前条までに規定するもののほか、郵政会社等役員、郵政会社等、日本郵政共済組合及び適用法人に對するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則（昭和三十四年四月二〇日法律第一四八号）抄

1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律百四十七号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三十四年五月一五日法律第一六三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中国家公務員共済組合法第七十二条及び第九十九条の改正規定、同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十三条の改正規定、同条の次に七条を加える改正規定並びに同法附則第十四条及び附則第二十条第一項第一号の改正規定、第二条中国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法目次（第八章及び第九章に係る部分に限る。）、第二条、第四条、第十四条、第八章、第四十九条並びに第五十一条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第五十五条の改正規定（第八章に係る部分に限る。）、同法第五十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第三条、第四条及び附則第四条から第六条までの規定 昭和三十四年十月一日

第二条 改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第六十七条第三項及び第四項、第七十九条第四項、第八十三条第四項中組合員であつた期間が十年以上である者に係る部分、第八十四条第三項、第八十七条第一項、第八十八条第二項及び第三項、第九十九条第二項から第四項まで並びに第二百二十五条第一項並びに改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法（以下「改正後の施行法」

という。)第七條第一項ただし書、第八條第二項、第十一條第二項、第十二條、第十三條第二項、第二十三條第二項、第二十四條、第二十六條第二項、第三十二條の二、第三十三條、第三十六條第四項、第四十一條、第五十一條第二項中第五十五條第一項に係る部分、第五十一條の三及び第五十五條(第八章に係る部分を除く。)の規定は、昭和三十四年一月一日から適用する。

第三條 (従前の給付の取扱)

第三條 この法律の公布の日前に給付事由の起因となる事実が生じた改正前の国家公務員共済組合法(以下「改正前の法」という。)第六十二條第二項の規定による給付及び昭和三十四年十月一日前に生じた給付事由により改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正前の施行法」という。)第十四條(同法第四十一條第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている給付については、なお従前の例による。

2

昭和三十四年一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に改正前の法又は改正前の施行法の規定により支給された給付で、改正後の法第七十九條第四項、第八十四條第三項若しくは第八十七條第一項又は改正後の施行法第八條第二項、第十一條第二項、第十二條、第二十三條第二項、第二十六條第二項若しくは第三十二條の二(これらの規定を同法第四十一條第一項において準用する場合を含む。)若しくは同法第三項若しくは第四項の規定の適用を受けることとなるものがあるときは、当該給付の支払は、改正後の法又は改正後の施行法の規定によつて支給する給付の内払とみなす。

3

昭和三十四年一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に給付事由が生じた改正前の法又は改正前の施行法の規定による年金である給付で、改正後の法第八十八條第二項若しくは第三項又は改正後の施行法第十三條第二項、第二十四條若しくは第三十三條(これらの規定を改正後の施行法第四十一條第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けることとなるもの同日の属する月分までとして支給すべき金額については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四條 (任命について)

昭和三十四年九月三十日において改正前の施行法第二條第一項第四号に規定する恩給公

務員であつた職員で同年十月一日において改正後の法第七十二條第二項の規定に該当するものについては、その者が同日以後引き続き当該職員である間、改正後の施行法第四條の規定は、適用しない。

2

昭和三十四年九月三十日において改正前の施行法第二條第一項第六号に規定する長期組合員であつた職員で同年十月一日において改正後の法第七十二條第二項の規定に該当するものについては、同項の規定にかかわらず、その者が同日以後引き続き当該職員である間、長期給付に関する規定を適用する。

第六條 (消防職員に関する経過措置)

第六條 改正前の法附則第二十條第一項第一号の規定による組合員であつた者で同号の改正規定の施行により組合員の資格を喪失したものの(以下この条において「消防職員」という。)は、昭和三十四年十月一日において、当該消防職員が属する地方公共団体の職員が組織する市町村職員共済組合の組合員又は健康保険組合の被保険者となるものとする。

2

前項の規定により市町村職員共済組合の組合員又は健康保険組合の被保険者となつた者に対する市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の保健給付及び休業給付に関する規定又は健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定の適用については、その者は、その改正前の法附則第二十條第一項第一号に掲げる組合員(以下この条において「警察共済組合」という。)の組合員であつた期間、市町村職員共済組合の組合員又は健康保険組合の被保険者であつたものとみなし、そのなつた際に改正前の法による短期給付を受けている場合には、当該給付は、市町村職員共済組合法又は健康保険法のこれに相当する給付として受けていたものとみなし、その者が組合員又は被保険者となつた市町村職員共済組合又は健康保険組合は、そのなつた日以後に係る給付を支給するものとする。

3

第一項の規定により消防職員がその組合員又は被保険者となつた市町村職員共済組合又は健康保険組合は、政令で定めるところにより、その者に係る権利義務を警察共済組合から承継するものとする。

4

消防職員で改正前の法の長期給付に関する規定の適用を受けていたものに対しては、同法附則第二十條第一項第一号の改正規定の施行によ

り組合員の資格を喪失したことによる長期給付は、支給しない。この場合において、警察共済組合は、その者に係る責任準備金に相当する金額を、政令で定めるところにより、その者が属することとなつた市町村職員共済組合(その者が市町村職員共済組合法附則第二十一項後段に規定する市町村又は都に属するときは、当該市町村又は都とする。)に引き継がなければならない。

5

前項前段に規定する者の改正前の法による長期給付の基礎となる組合員である期間は、市町村職員共済組合法に規定する退職給付、障害給付及び遺族給付の基礎となる組合員である期間に通算する。

6

市町村職員共済組合法附則第二十一項後段に規定する市町村又は都は、第四項前段に規定する者の改正前の法による長期給付の基礎となる組合員である期間を、その者に適用される市町村職員共済組合法附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付の基礎となる在職期間又はその者に適用される退職年金及び退職一時金に関する条例に規定する退職年金若しくは退職一時金の基礎となる在職期間に通算する措置を講じなければならない。

附則 (昭和三十四年五月二十五日法律第一六四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十五年六月二三日法律第九九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号) 抄

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

第二條 (経過規定)

第二條 この法律の施行の際現に総理府及び自治庁の附属機関である機関並びに国家消防本部に附置されている機関で自治省及び消防庁の相当の附属機関となるもの委員(予備委員を含む。以下この条において同じ。)である者は、それぞれ自治省及び消防庁の相当の附属機関の委員となるものとし、この法律の施行の際現に自治庁及び国家消防本部の職員である者は、別に辞令を発せられぬ限り、同一の勤務条件をもつて自治省の職員となるものとする。

第二十六條 総理府(内閣及び自治省を含む。)に所属する職員(この法律による改正後の国家公務員共済組合法第三條第二項第一号に掲げる職員を除く。)をもつて組織される組合は、政令で定めるところにより、国家消防本部に属していた職員に係る権利義務をこの法律による改正前の国家公務員共済組合法第三條第二項第一号に掲げる職員をもつて組織する組合から承継するものとする。

附則 (昭和三十六年六月一日法律第一〇二号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、国立がんセンターに関する規定及び附則第三項の規定は、昭和三十七年一月一日から施行する。

附則 (昭和三十六年六月一九日法律第一五二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七條第一項第一号及び同法別表の改正規定(同表中廃疾の程度一般に対応する金額の改正規定及び備考五の改正規定を除く。)並びに同法第九條第一号の次に二号を加える改正規定は、昭和三十六年十月一日から、同法別表備考五の改正規定は、昭和三十七年一月一日から施行する。

第二條 (給付に関する規定の一般適用区分)

第二條 改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第七十六條第二項、第八十七條第二項及び第三項、第八十八條第二項及び第三項、第二百一十一條第三項、附則第十三條の二第三項及び別表第三並びに改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第二條第一項第五号及び第十三号、第七條第一項第二号及び第五号、第十一條、第十二條、第十三條第二項、第二十三條、第二十四條、第三十一條、第三十二條の二及び第三十三條(これらの規定を改正後の施行法第四十一條第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む。)、第四十一條の二、第四十五條第二項及び第三項、第四十五條の三第二項、第四十六條第一項、第四十八條並びに別表(障害の程度一級に対応する金額に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に

給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 改正後の施行法第二項第五号及び第七号第一項第二号(同法第四十一号第一項又は第四十二号第一項)において準用する場合を含む。の規定は、前項の規定にかかわらず、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第四十四号)の公布の日(昭和四十二年四月)以後適用する。

第三条 改正後の法第四十六号第一項及び第九十六号の規定は、施行日以後の組合員期間に係る掛金及び同日以後に給付事由が生じた給付について適用する。

第四条 改正後の法第四十八号第一項の規定は、第三者の行為により施行日以後に給付事由が生じた場合について適用し、同日前に給付事由が生じた場合については、なお従前の例による。

第五条 施行日前に出産した組合員若しくは組合員であった者又は組合員の被扶養者である配偶者に係る出産費、配偶者出産費又は育児手当金の支給については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に改正前の国家公務員共済組合法(以下「改正前の法」という。)第六十六号の規定により傷病手当金の支給を受けている者に対する当該手当金の支給の期間については、なお従前の例による。

第七条 改正後の法第九十九号第二項の規定は、施行日の属する月分以後の国(同法附則第二十条第三項の場合にあつては、地方公共団体。以下この条において同じ。)の負担金について適用し、同月前の月分の国の負担金については、なお従前の例による。

第八条 改正後の法第二百二十四号の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する公庫等職員となるため退職した者について適用する。

第九条 この法律の施行の際現に住宅金融公庫に在職する者(同公庫に在職することとなつた日

の前日において国の職員であつた者に限る。)で住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二十五号)附則第二項の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定が準用されているものは、恩給に関する法令の規定の適用については、第六項の規定の適用がある場合を除き、施行日の前日において退職したものとみなす。

2 前項の規定に該当する者(以下「公庫職員」という。)が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続き公庫職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下「復帰したとき」という。)の改正後の法第三十八号の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、公庫職員となる前の組合員に申し出たときは、その者に係る恩給(次に掲げるものを除く。)は、その申出をした者(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公庫職員として在職する間、その支払を差し止める。

一 その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受ける恩給

二 その者が施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたもの

三 増加恩給、傷病年金及び傷病賜金

四 復帰希望職員が引き続き公庫職員として在職し、引き続き復帰したとき(その後六月以内に退職したときを除く。)は、改正後の法又は改正後の施行法の長期給付に関する規定(改正後の法第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、施行日以後の公庫職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

五 前項の規定の適用を受けた者に係る恩給(第二項各号に掲げるものを除く。)を受ける権利は、施行日の前日に消滅したものとみなす。ただし、増加恩給と併給される普通恩給を受ける権利は、同日からその者が復帰した日の前日まで停止したものとす。

改正後の法第二百二十四号の二第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中「当該復帰希望職員の転出の時」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十二号)の施行の日」と読み替へるものとする。

6 第一項に規定する者のうち、施行日の前日において退職したものとみなした場合に普通恩給を受ける権利を有しないこととなる者は、恩給に関する法令の規定の適用については、その者の引き続き公庫職員としての在職期間中普通恩給についての最短恩給年限に達する日において退職したものとみなし、その者については、前四項の規定を準用する。この場合において、第二項から第四項まで中「施行日」とあり、又は前項中「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十二号)の施行の日」とあるのは、「普通恩給についての最短恩給年限に達する日」と読み替へるものとする。

第十條 この法律の施行の際現に日本住宅公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、日本道路公団、森林開発公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、中小企業信用保険公庫又は首都高速道路公団(以下この項において「公団等」という。)に在職する者(公団等に在職することとなつた日の前日において国の職員であつた者に限る。)で、引き続き公団等に在職し、更に引き続き恩給法第十九号に規定する公務員(以下「公務員」という。)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下「公務員とみなされる者」という。)となつたものとし、次に掲げる法律の規定により当該公団等の役員又は職員となる者の在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者の在職年月数に通算されることとなるもの(以下「公団等職員」という。)が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続き公団等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰したときの改正後の法第三十八号の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望しない旨を、公団等職員となる前の組合員に申し出たときは、改正後の施行法第四十一号第一項の規定は、施行日以後、その者については適用しない。

一 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第五十九号第三項及び第四項

二 愛知用水公団法(昭和三十年法律第四十一号)第四十八号第三項及び第四項

三 農地開発機械公団法(昭和三十年法律第四十二号)第三十七号第三項及び第四項

四 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六十号)第三十七号第三項及び第四項

五 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)第四十四号第三項及び第四項

六 原子燃料公社法(昭和三十一年法律第九十四号)第三十七号第一項及び第二項

七 公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)第三十九号第三項及び第四項

八 労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第九十六号)第三十五号第三項及び第四項

九 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)第二十九号第一項及び第二項

十 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第一百三十三号)第四十八号第三項及び第四項並びに同法附則第二十二号第一項

十一 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第一百六十六号)附則第十三号第一項

十二 前項の申出をしなかつた公団等職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公団等職員として在職し、引き続き復帰したとき(その後六月以内に退職したときを除く。)は、改正後の法又は改正後の施行法の長期給付に関する規定(改正後の法第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、施行日以後の公団等職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

十三 前項の規定に該当する者に対する改正後の施行法第四十一号第四項の規定の適用については、同項中「当該期間」とあるのは、「当該期間(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十二号)の施行日の前日の期間に限る。）」とする。

十四 前条第五項の規定は、復帰希望職員について準用する。

第十五 (その他の公庫等職員に関する経過措置)

第十六 第十一条 この法律の施行前に公務員若しくは公務員とみなされる者又は組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き改正後の法第二百二十四号の二に規定する公庫等職員となり、引き続きこの法律の施行の際現に当該公庫等職員として在職するもの(その在職することとなつた日の前日において国の職員であつた者に限るもの)とし、公庫職員、公団等職員並びに附則第二十二号に規定する復帰希望役員及び復帰希望組合員を除く。以下「その他の公庫等職員」という。)が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き

十五 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)第四十四号第三項及び第四項

十六 原子燃料公社法(昭和三十一年法律第九十四号)第三十七号第一項及び第二項

十七 公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)第三十九号第三項及び第四項

十八 労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第九十六号)第三十五号第三項及び第四項

十九 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)第二十九号第一項及び第二項

二十 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第一百三十三号)第四十八号第三項及び第四項並びに同法附則第二十二号第一項

二十一 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第一百六十六号)附則第十三号第一項

二十二 前項の申出をしなかつた公団等職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公団等職員として在職し、引き続き復帰したとき(その後六月以内に退職したときを除く。)は、改正後の法又は改正後の施行法の長期給付に関する規定(改正後の法第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、施行日以後の公団等職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

二十三 前項の規定に該当する者に対する改正後の施行法第四十一号第四項の規定の適用については、同項中「当該期間」とあるのは、「当該期間(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十二号)の施行日の前日の期間に限る。）」とする。

二十四 前条第五項の規定は、復帰希望職員について準用する。

二十五 (その他の公庫等職員に関する経過措置)

二十六 第十一条 この法律の施行前に公務員若しくは公務員とみなされる者又は組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き改正後の法第二百二十四号の二に規定する公庫等職員となり、引き続きこの法律の施行の際現に当該公庫等職員として在職するもの(その在職することとなつた日の前日において国の職員であつた者に限るもの)とし、公庫職員、公団等職員並びに附則第二十二号に規定する復帰希望役員及び復帰希望組合員を除く。以下「その他の公庫等職員」という。)が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き

続くその他の公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰したときの改正後の法第三十八条の規定による組合員期間の計算上組合員とみなされることを希望する旨をその他の公庫等職員となる前の組合に申し出たときは、その者に係る普通恩給（改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正前の施行法」という。）第五条第二項ただし書（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた普通恩給を除く。）並びに退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び障害年金は、その申出をした者（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続きその他の公庫等職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 附則第九条第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中「恩給（第二項各号に掲げるものを除く。）」とあるのは「附則第十一条第一項に規定する普通恩給並びに退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び障害年金」と、「増加恩給と併給される普通恩給」とあるのは「改正前の施行法第六条第一項ただし書（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた退職年金」と読み替えるものとする。

第十二条 施行日前に組合職員が職員となり、又は職員が組合職員となつた場合における長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

（石炭鉱業合理化事業団の復帰希望役員等の取扱いに関する経過措置）

第二十二條 この法律の施行の際現に改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法第五十三条の三第一項に規定する復帰希望役員、改正前の炭鉱離職者臨時措置法第四十二条第一項に規定する復帰希望組合員又は改正前の医療金融庫法附則第十項に規定する復帰希望役員に該当する者に対する国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用並びにこれらの者に係る掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附則（昭和三十六年一月一日法律第一八二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十六年四月一日から適用する。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 改正後の国家公務員共済組合法第七十九条の二の規定による通算退職年金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間における退職につき改正前の国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内、その者に係る改正後の国家公務員共済組合法第八十一条第二項第二号に掲げる金額（その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額）に相当する金額（以下附則第二十二條第二項において「控除額相当額」という。）を組合員に返還したものの当該退職一時金の基礎となつた組合員期間については、この限りでない。

第二十条 改正後の国家公務員共済組合法第八十条又は第九十三条の規定は、施行日以後の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金について適用し、同日前の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金については、なお従前の例による。

第二十一条 施行日前から引き続き組合員であつた各号の一に該当する者について改正後の国家公務員共済組合法第八十条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二 施行日から八年以内で退職する者（その退職の場合に国家公務員共済組合法第七十九条の二の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女子以外の女子を除く。）

第二十二條 改正後の国家公務員共済組合法第八十条の二、第八十条の三又は第九十三条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日前の退職に係る退職一時金（次項の規定により同法第八十条第二項の退職一時金とみなされるものを除く。）を含まないものとする。

2 附則第十八条ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の退職

に係る退職一時金を改正後の国家公務員共済組合法第八十条第二項の退職一時金とみなして、同法第八十条の二、第八十条の三及び第九十三条の二の規定を適用する。この場合において、同法第八十条の二第二項中「前に退職した日」とあり、又は同法第九十三条の二第二項中「退職した日」とあるのは、「控除額相当額を組合員に返還した日」とする。

附則（昭和三十七年四月二十八日法律第九二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十七年五月二十五日法律第一三二号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。

（組合の権利義務の承継）

25 防衛施設庁に所属する職員をもつて組織される国家公務員共済組合は、政令で定めるところにより、従前の建設本部に属していた職員で防衛施設庁に所属することとなつたもの（自衛官を除く。）に係る権利義務をこの法律による改正前の国家公務員共済組合法第三条第二項第一号に掲げる職員をもつて組織する国家公務員共済組合から承継するものとする。

附則（昭和三十七年九月八日法律第一五二号）抄

第一条 この法律は、昭和三十七年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和三十七年九月二十五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行

前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和三十八年三月三十一日法律第五九号）抄

1 この法律中附則第二項の規定は公布の日から、第一条及び附則第三項の規定は昭和三十八年四月一日から、第二条の規定は昭和三十九年一月一日から施行する。

附則（昭和三十八年三月三十一日法律第六二号）抄

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合の療養の給付等に関する経過措置）

第六條 国家公務員共済組合の組合員であつた者又は被扶養者であつた者の傷病であつて、療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後この法律の施行前に三年を経過したものに關するこれらの給付の支給については、国家公務員共済組合法第五十九条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に同一の傷病に關し療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給開始

後三年を経過した国家公務員共済組合の組合員又は被扶養者の当該期間経過後のこの法律の施行までの期間に係る当該傷病及びこれによつて発した病氣に関する療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給については、なお従前の例による。

附則（昭和三十八年八月一日法律第一六一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年七月六日法律第一五二号）抄

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和三十九年七月六日法律第一五二号）抄

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下附則第五条までにおいて「改正後の法」という。）第七十六条第三項（同法附則第十三条の二第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条、第七十九条第三項から第五項まで、第八十五条第四項から第六項まで、附則第十三条の二第四項及び附則第十三条の六第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

第三条 改正後の法第九十九条第二項（同法第二百二十四条の二第四項（第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「改正後の法第九十九条第二項」という。）附則第九条第五項、第十条第四項及び第十一條第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日の属する月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

第四条 改正後の法第二百二十四条の二第二項並びに改正後の法第二百五十二号附則第九条第三項（同法附則第十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第十條第二項の規定は、これ

らの規定に規定する復帰希望職員が施行日以後に復帰したとき（改正後の法第二百二十四条の二第一項及び改正後の法第二百五十二号附則第九條第二項に規定する復帰したときをいう。以下この条において同じ。）について適用し、当該復帰希望職員が同日前に復帰したときについては、なお従前の例による。

2 施行日において現に改正後の法第二百五十二号附則第二十二條に規定する復帰希望職員又は復帰希望組合員に該当する者に対する長期給付に関する規定の適用並びにこれらの者に係る掛金及び負担金については、同条の規定にかかわらず、改正後の法第二百二十四条の二第一項に規定する復帰希望職員の例による。

3 前項の申出を行なつた者で、昭和三十四年一月一日（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百一十九号。以下「施行法」という。）第四十二條第一項に規定する恩給更新組合員にあつては、昭和三十四年十月一日。以下第五項において同じ。）から施行日の前日までの期間（組合員であつた期間に限る。）内に次に掲げる給付を受けているものに對し改正後の法の規定による退職年金、減額退職年金又は障害年金を支給するときは、その者が当該期間内に受けた当該給付の額（既に控除を受けた額があるときは、その額を控除した額。以下「普通恩給等受給額」という。）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

4 前項に規定する者が死亡したことに由り遺族年金を支給するときは、普通恩給等受給額の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

5 前三項の規定は、施行日において現に改正後の法第二百五十二号附則第十二條の規定の適用を受ける組合員（これに準ずるものとして政令で定める組合員を含む。）について準用する。この場合において、第二項中「改正後の法第三十八條第二項及び第三項の規定を適用すること」とあるのは、「改正後の法第三十八條第二項及び第三項の規定を適用すること又は昭和三十四年一月一日前の職員であつた期間（施行法第五條第四項又は第六條第三項の規定により同法第七條第一項第一号又は第二号の期間に該当しないものとみなされる期間を除く。）を改正後の法第三十八條第一項に規定する組合員期間に算入すること」と、「前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の法第二百五十五條第二項」とあるのは、「改正後の法第二百五十二号附則第十二條その他の法令の規定」と、「その適用」とあるのは、「その適用又は算入」と読み替へるものとする。

附則（昭和四〇年六月一日法律第一〇四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日等）

第三十四条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書（同法附則第十三条の二第三項において準用する場合を含む）、第七十九条の二第三項、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

第三十九条 昭和三十六年十一月一日前から引き続き国家公務員共済組合法に基づく共済組合（以下この条において「組合」という。）の組合員であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子（明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条中「退職の日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第四百四号）の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、国家公務員共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条に規定する申出をすることができない。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日

の前日において消滅する。

附則（昭和四一年五月九日法律第六七号）抄

第一条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。（施行期日）

第二十三条 旧法第十三条の規定による第二種障害補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じたことによりこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この条において「旧国家公務員共済組合法」という。）第八十六条の規定によりその一部

の支給が停止されている公務による障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五条の規定による遺族補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じたことによりこの法律の施行の際現に旧国家公務員共済組合法第九十二条の規定によりその一部

の支給が停止されている同法第八十八条第一項第一号の規定による遺族年金の支給についても、同様とする。

附則（昭和四一年七月八日法律第一二二号）抄

第一条 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、附則第六条中施行法第二十条

条並びに附則第七條及び附則第九條から附則第十三条までの規定は、公布の日から施行する。（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 昭和三十六年十一月一日前

から引き続き新法に基づく共済組合（以下この条において「組合」という。）の組合員であつて、昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した者（その退職の場合に新法

の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律

附則第二十一条中「退職の日」とあるのは、「昭和四十二年度における旧合による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第四百四号）の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日

の前日において消滅する。

附則（昭和四四年八月七日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、昭和四十四年九月一日から施行する。（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。次に掲げる規定は、昭和四十四年十一月一日から適用する。一及び二略

三 附則第三十三条の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第一百七号）第二項第一項、第三項第一項及び第二十六條の規定、附則第三十六條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五五号）附則第十六條の規定、附則第四十八條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号）附則第八條第一項及び第二項、附則第十四條第一項及び第二項、附則第十九條第三項、附則第三十八條第一項並びに附則第四十二條第三項の規定並びに附則第五十二條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第三條第四項、第二十条第三項、第二十一条及び第四百三

条の五第三項の規定（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書（同法附則第十三条の二第三項において準用する場合を含む）、第七十九条の二第三項第一号、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十九条 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員が昭和四十四年十一月一日前に退職した場合において、附則第三十八條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定及び前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十九條第三項の規定を適用したならば新たな通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十四年十一月分（同年十一月一日以後六十歳に達する場合に

は、その達した日の属する月の翌月分）から、その者に通算退職年金を支給する。

附則（昭和四四年二月六日法律第七九二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。次に掲げる規定は、昭和四十四年十一月一日から適用する。一及び二略

九二二号）抄

一時金等」という。)を含む。)の算定の基礎となる俸給については、なお従前の例による。

4 第二項の規定は、施行日以後三年以内に給付事由が生じた長期給付(施行日前退職に係る返還一時金等を除く。)の算定の基礎となる俸給について準用する。

第三條 (退職年金等の額に関する経過措置)

改正後の法第七十六条第二項、第七十七条の二、第七十六条の三、第七十八条、第七十九条第三項から第六項まで、第八十二条から第八十二条の三まで、第八十三条第六項、第八十四条から第八十八条第四項まで、附則第十三条の二第三項から第五項まで、附則第十三条の三、附則第十三条の四、附則第十三条の六第一項及び第四項並びに附則第十三条の七第一項並びに第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第十一条の二、第十二条第二項、第十三条第一項から第三項まで、第四十五条第一項、第十六条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十五條第一項、第二十六條第二項、第三十一條の二(同法第三十二条第二項において準用する場合を含む、同法第十一条の二及び改正後の法第八十八条の三の規定に係る部分に限る)、第四十一条第三項、第四十一条の三、第四十五条の二、第四十五条の二の二(同法第四十五条の二の規定に係る部分に限る)、第四十五条の三第一項から第三項まで、第四十五条の四、第四十五条の五、第四十七條の二第二項並びに第五十一条の三第二項の規定は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年九月分以後適用する。

2 昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

3 改正後の法第七十九条の二第四項の規定は、昭和四十九年八月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年九月分以後適用する。

第四條 改正後の法第八十六条第二項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第五條 改正後の法第百条第三項の規定は、昭和四十九年九月分以後の掛金について適用し、同年八月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(任意継続組合員に関する経過措置)

第六條 改正後の法第百二十六条の五の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に組合員の資格を喪失した者について適用する。

(政令への委任)

第十一條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、附則第七条に規定する更新組合員若しくは更新組合員であった者又はこれらの者の遺族が同条の申出をした場合におけるこれらの者に係る長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (昭和四十九年六月二七日法律第一〇〇号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年六月二二日法律第四二号) 抄

第一條 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第九條から第十二條まで及び第十五條の改正規定並びに第十七條の次に二條を加える改正規定中第十八條第五項及び第六項に係る部分並びに附則第三條、第七條、第九條、第十條、第十二條、第十三條及び第十六條の規定 昭和五十二年四月一日

附則 (昭和五〇年二月二〇日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(障害の程度が変わつた場合の年金額の改定等に関する経過措置)

第二條 第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第八十三条第三項及び第八十五条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に障害年金を受ける権利を有する者が国家公務員共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態に該当しなくなつた場合について適用する。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第三條 改正後の法第百条第三項の規定は、昭和五十年八月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年七月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、附則第四条に規定する更新組合員若しくは更新組合員であった者又はこれらの者の遺族が同条の申出をした場合におけるこれらの者に係る長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (昭和五一年五月二六日法律第三一〇号) 抄

(施行期日等)

第一條 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和五一年六月三日法律第五二二号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中国家公務員共済組合法附則第三条の二及び附則第十四条の二の改正規定 公布の日

二 第二条中国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書、第七十六条の二、第七十八条第二項から第四項まで、第七十九条第四項及び第五項、第七十九条の二第三項第一号、第八十二条、第八十二条の二、第八十五条第四項から第八項まで、第八十八条の二第一号、第八十八条の三第一項並びに第八十八条の四第一項及び第二項第二号の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定並びに附則第十三条の二第三項、附則第十三条の六第一項、附則第十三条の七第一項及び別表第三の改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一条の二第一項、第十三条第二項及び第三十二条の三第一項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、第四十五条の三第二項、第四十七条の二並びに第四十八条の二の改正規定並びに附則第二条の規定 昭和五十一年八月一日

三 第二条中国家公務員共済組合法目次、第二条、第十九条第二項、第四十一条第一項、第

四十三條第一項、第四十五條、第七十二條第一項、第七十四條、第八十一条第一項第二号及び第二項、第八十三条第五項並びに第八十七条第一項及び第二項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、第八十八条第三号及び第九十二条の見出しの改正規定、同条の次に二條を加える改正規定、第九十三条第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一條を加える改正規定並びに別表第二の二の改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法目次及び第四十一条第三項の改正規定、第四十一条の三の次に一條を加える改正規定、第四十八條の四の次に一條を加える改正規定並びに附則第三条から附則第五条までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(退職年金等の額に関する経過措置)

第二條 第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第七十六条第二項ただし書、第七十六条の二、第七十八条第二項から第四項まで、第七十九条第四項及び第五項、第八十一条第二項、第八十二条の二第一号、第八十八条の三第一項、第八十八条の四、第八十八条の五、附則第十三条の二第三項、附則第十三条の六第一項並びに附則第十三条の七第一項の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第十一条の二第一項、第十三条第二項、第三十二条の三第一項、第三十二条の四、第四十五条の三第二項、第四十七條の二及び第四十八條の二の規定は、昭和五十一年七月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

2 改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定は、昭和五十年四月一日から昭和五十一年七月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

第四條 改正後の法第九十二条の二の規定は、附則第一条第三号に定める日の前日において現に合法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

(他の公的年金制度から遺族年金が支給される場合の経過措置)

第四條 改正後の法第九十二条の二の規定は、附則第一条第三号に定める日の前日において現に合法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

三 第二条中国家公務員共済組合法目次、第二条、第十九条第二項、第四十一条第一項、第

四十三條第一項、第四十五條、第七十二條第一項、第七十四條、第八十一条第一項第二号及び第二項、第八十三条第五項並びに第八十七条第一項及び第二項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、第八十八条第三号及び第九十二条の見出しの改正規定、同条の次に二條を加える改正規定、第九十三条第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一條を加える改正規定並びに別表第二の二の改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法目次及び第四十一条第三項の改正規定、第四十一条の三の次に一條を加える改正規定、第四十八條の四の次に一條を加える改正規定並びに附則第三条から附則第五条までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(退職年金等の額に関する経過措置)

第二條 第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第七十六条第二項ただし書、第七十六条の二、第七十八条第二項から第四項まで、第七十九条第四項及び第五項、第八十一条第二項、第八十二条の二第一号、第八十八条の三第一項、第八十八条の四、第八十八条の五、附則第十三条の二第三項、附則第十三条の六第一項並びに附則第十三条の七第一項の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第十一条の二第一項、第十三条第二項、第三十二条の三第一項、第三十二条の四、第四十五条の三第二項、第四十七條の二及び第四十八條の二の規定は、昭和五十一年七月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

2 改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定は、昭和五十年四月一日から昭和五十一年七月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

第四條 改正後の法第九十二条の二の規定は、附則第一条第三号に定める日の前日において現に合法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

第五條 通算遺族年金に関する経過措置
第五條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号) 附則第十九条第一項又は第二項に規定する者は、改正後の法第九十二条の三の規定の適用については、改正後の法第七十九条の二第二項第一号に該当するものとみなす。

第六條 改正後の法第百条第三項の規定は、昭和五十一年七月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年六月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

第七條 改正後の法第百十五條の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた事由に基づいて行つた長期給付を受ける権利の決定又は長期給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行つた長期給付を受ける権利の決定又は長期給付の額の改定については、なお従前の例による。

第八條 改正後の法第百二十六條の五第一項の規定は、施行日以後に退職した組合員であつた者について適用し、施行日前に退職した組合員であつた者については、なお従前の例による。

第十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

附則 (昭和五十一年六月五日法律第六二号) 抄
第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附則 (昭和五十二年六月一日法律第五六号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第二条 この法律は、公布の日から施行する。
第三条 この法律は、公布の日から施行する。

共済組合法(以下「改正後の法」という。)第百条第三項の規定は、昭和五十二年四月分以後

の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

第三条 改正後の法第百二十四条の三の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条第一項に規定する公社職員となるため退職した者(改正後の法附則第十四条の四の規定に該当する者を除く。)について適用する。

第七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

第五條 この法律の施行の前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十六条第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第二条 この法律は、公布の日から施行する。
第三条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十二年五月三十一日法律第五八号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十二年五月三十一日法律第五八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中国国家公務員共済組合法第八十八条の五第一項の改正規定及び第三条中国国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正規定(同法第三十三条及び別表の改正規定を除く。)並びに次条及び附則第四条の規定は、昭和五十三年六月一日から施行する。

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(次条において「改正後の法」という。)第八十八条の五第一項の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

第三条 改正後の法第百条第三項の規定は、昭和五十三年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

第七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第二条 この法律は、公布の日から施行する。
第三条 この法律は、公布の日から施行する。

合法の長期給付に関する施行法第二十一条第二項、第四項、第六項及び第七項、第二十二條第二項、第三項及び第五項、第三十一条第二項から第五項まで、第三十三条並びに第四十五條第二項、第六項及び第七項の改正規定並びに同法別表の改正規定(同表の備考四の改正規定を除く。)、第四条の規定並びに次項、附則第八條、第九條、第十六條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十四條及び第二十五條の規定 公布の日

二 第二条中国国家公務員共済組合法第七十七條第二項及び第三項並びに第七十九條第一項、第二項及び第六項の改正規定、同法第七十九條の二第三項から第七項までの改正規定(同法第七項後段を削り、同項を同法第六項とする部分に限る。)、同法第八十九條の改正規定、同法附則第十二條の次に六條を加える改正規定(同法附則第十二條の四から第十二條の六までに係る部分に限る。)並びに同法附則第十三條の九の次に一條を加える改正規定、第三條中国国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法別表備考四の改正規定並びに附則第三條の規定 昭和五十一年七月一日次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(以下この項において「改正後の年金額改定法」という。)

第一条の七第二項、第一条の十二、第二条第五項、第二条の二第三項、第二条の十二、第三条の十二、第四条第一項及び第五項、第十条の二第二項、第十条の三、第十五條の三から第十七條まで、別表第一の十五、別表第三の十五、別表第四の十七並びに別表第九の規定、第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)

第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)

第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)

第四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)

第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)

第六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)

二の二、第三条の十二の二並びに別表第四の十八の規定、改正後の法第八十八条の五第一項の規定、改正後の施行法第十一条第二項及び第六項、第二十二條第二項及び第五項、第三十一條第二項及び第四項並びに第四十五條第二項及び第六項の規定並びに附則第八條及び第十六條第一項の規定、昭和五十四年六月一日

(退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の特例等に関する経過措置)

第二条 改正後の法附則第十二條の三の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

(退職年金等の支給開始年齢等に関する経過措置)

第三条 改正後の法第七十七條第二項及び第三項、第七十九條第一項、第二項及び第六項、第八十九條並びに附則第十二條の四から第十二條の六まで及び附則第十三條の十並びに改正後の施行法別表第一備考四の規定は、昭和五十五年七月一日以後に退職年金、遺族年金又は障害年金を受ける権利を有することとなった者について適用し、同日前に退職年金、遺族年金又は障害年金を受ける権利を有することとなった者については、なお従前の例による。

(退職年金等の停止に関する経過措置)

第四条 改正後の法第七十七條第四項から第六項までの規定(改正後の法第七十九條第三項において準用する場合を含む。)並びに改正後の施行法第七十七條の二(改正後の施行法第四十五條の四において準用する場合を含む。)、第十八條及び第四十五條の五第二項の規定は、施行日以後に退職年金を受ける権利を有することとなった者について適用する。

(通算退職年金等に関する経過措置)

第五条 改正後の法第七十九條の二及び第九十二条の三の規定は、施行日以後の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定について適用し、施行日以前の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた障害年金を受け

る権利の基礎となつた組合員期間は、改正後の法第七十九條の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

3 通算退職年金又は通算遺族年金の額を算定する場合における第二条の規定による改正前の国

家公務員共済組合法(以下「改正前の法」という。))第八十條第三項の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされた給付を含む。)の支給を受けた者、障害年金を受ける権利を施行日以後において有する者となつたことにより改正前の法第八十條の二の規定による返還一時金の支給を受けた者又は改正前の法第八十條の三の規定による返還一時金の支給を受けた者に係るこれらの一時金の基礎となつた組合員期間については、なお従前の例による。

(脱退一時金等に関する経過措置)

第六条 改正後の法第八十條の規定による脱退一時金及び改正後の法附則第十二條の七の規定による特例死亡一時金は、施行日以前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間については、支給しない。

(退職一時金等に関する経過措置)

第七条 施行日前に給付事由が生じた一時金である長期給付については、なお従前の例による。

(遺族年金に係る加算に関する経過措置)

第八条 改正後の法第八十八條の五第一項の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第九条 改正後の法第九十條第三項の規定は、昭和五十四年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(公社等に転出した継続長期組合員についての特例に関する経過措置)

第十条 改正後の法第二百二十四條の二の規定は、この法律の施行の際現に改正前の法第二百二十四條の三第二項に規定する復帰希望者に該当する者(昭和五十四年四月一日以後に同条第一項に規定する公社職員となるため退職した者に限る。附則第十三條において「特例復帰希望者」という。)及び施行日以後に改正後の法第二百二十四條の二第一項に規定する公社職員又は公庫等職員となるため退職した者について適用する。

(公庫等に転出した復帰希望職員に係る特例等に関する経過措置)

第十一条 改正前の法第二百二十四條の二第一項に規定する復帰希望職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)に該当する者が引き続き同項に規定する公庫等職員(以下この条に

おいて「公庫等職員」という。)として在職し、引き続き施行日前に復帰したとき(同項に規定する復帰したときをいう。)又は当該公庫等職員である間に死亡したときにおけるその者に対する長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日において現に復帰希望職員に該当する者に対する長期給付に関する規定の適用並びにその者に係る掛金及び負担金については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

3 施行日において現に復帰希望職員に該当する者が施行日から六月以内に復帰希望職員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、その者は、その申出をした日に改正前の法第二百二十四條の二第五項に規定する引き続き公庫等職員として在職しなくなつたときに該当するものとみなし、同項の規定の例により、掛金及び負担金を返還する。

4 復帰希望職員が施行日から起算して五年を経過する日までの間に引き続き再び組合員の資格を取得しなかつたとき(同日以前に死亡したときを除く。)は、同日において前項の規定による申出があつたものとみなして、同項の規定を準用する。

第十二條 改正前の法第二百二十四條の二第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十二號)次項において「法律第五十二號」という。)附則第九條第二項に規定する復帰希望職員については、この法律施行後も、なおその効力を有する。

2 前条第三項及び第四項の規定は、法律第五百五十二號附則第九條第二項、第十條第二項若しくは第十一條第一項に規定する復帰希望職員に該当する者又は法律第五百五十二號附則第二十二條に規定する復帰希望組合員若しくは復帰希望役員に該当する者について準用する。

(公社に転出した復帰希望者に係る特例に関する経過措置)

第十三條 改正前の法第二百二十四條の三第二項に規定する復帰希望者(次項において「復帰希望者」という。)に該当する者(特例復帰希望者を除く。次項において同じ。)が引き続き同条第一項に規定する公社職員として在職し、引き続き施行日前に組合員の資格を取得したとき又

は当該公社職員である間に死亡したときにおけるその者に対する長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日において現に復帰希望者に該当する者に対する長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

(遺族の範囲の特例に関する経過措置)

第十四條 改正後の法附則第十二條の二の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(長期給付に要する費用の負担の特例に関する経過措置)

第十五條 改正後の法附則第二十條の二の規定は、長期給付に要する費用で施行日以後に要するものについて適用し、長期給付に要する費用で施行日前に要するものについては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (昭和五十五年五月三十一日法律第七四號)抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条中国家公務員共済組合法第二百二條第一項及び第三項の改正規定並びに附則第三条の規定 昭和五十六年四月一日

2 第一条の規定による改正後の昭和四十二年度の額における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第一条の七第二項、第一条の十三第一項から第五項まで、第十二項、第十五項及び第十八項から第二十項まで、第二

条第五項、第二条の二第三項、第二条の十三第一項から第七項まで及び第十二項から第十四項まで、第三条の十三、第四条第一項及び第五

項、第十条の三第三項、第十条の四、第十五條の四から第七條まで、別表第一の十六、別表

第三の十六、別表第四の十九並びに別表第十の

規定、第二条の規定による改正後の国家公務員

共済組合法(以下「改正後の法」という。)第

百条第三項の規定、第三条の規定による改正後

の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十三条の二、第二十四条の二第一項、第三十三条、第四十五条の三の二及び別表第一の規定、第四条の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条第一項の規定並びに次条、附則第四条及び第五条の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

第二條 改正後の法第百条第三項の規定は、昭和五十五年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

第三條 改正後の法第百二条第一項及び第三項の規定は、昭和五十六年四月分以後の負担金について適用し、同年三月分以前の負担金については、なお従前の例による。

第六條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則（昭和五五年一月二六日法律第 八八号）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）の規定、第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。
- 3 退職年金等の額に関する経過措置
- 4 改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付について、同年六月分以後適用する。

附則（昭和五五年一月二九日法律第 九三号）

- （施行期日）**
- 第一条** この法律は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和五五年二月一〇日法律第 一〇八号）**
- （施行期日）**
- 第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- （国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）**
- 第六條** この法律の施行の日前の療養に係る前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十条の二の規定に基づく高額療養費の支給については、なお従前の例による。
- 2** 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に障害年金又は障害一時金の支給を受けることとなったときについて適用し、同日前に障害年金又は障害一時金の支給を受けることとなつたときについては、なお従前の例による。
- 3** 組合員又は組合員であつた者の病気又は負傷及びこれらにより生じた病氣であつて、療養の給付又は療養費の支給開始後この法律の施行の日前に三年を経過したものに關する傷病手当金の支給については、なお従前の例による。
- 附則（昭和五六年五月三〇日法律第 五五号）**
- （施行期日等）**
- 第一条** この法律は、公布の日から施行する。
- 2** 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第八十八条の五第一項、第八十八条の六、第八十九条及び附則第十三条の七第一項の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定並びに附則第三条第二項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。
- （遺族の範囲に関する経過措置）**
- 第二条** 改正後の法第二条の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。
- （遺族年金に係る加算に関する経過措置）**
- 第三条** 改正後の法第八十八条の五第一項及び第八十八条の六の規定は、昭和五十六年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。

- 一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。
- 2** 昭和五十六年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間のいずれかの日において国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定による加算が行われている遺族年金（その全額の支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。）を受ける妻が、同日において改正後の法第八十八条の六に規定する政令で定める給付（その全額の支給を停止されている給付を除く。以下この項において「公的年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、同条中「同項の規定による加算」とあるのは、「同項の規定により当該遺族年金に加算されるべき額のうち昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五十五号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定により当該遺族年金に加算されるべき額を超える部分に相當する金額の加算」として、同条の規定を適用する。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される公的年金給付がその全額の支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。
- （掛金の標準となる俸給に関する経過措置）**
- 第四條** 改正後の法第百条第三項の規定は、昭和五十六年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。
- （政令への委任）**
- 第八條** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。
- 附則（昭和五六年六月九日法律第七三 号）**
- （施行期日等）**
- 第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第十二条から第十四条まで及び第十六条から第三十二条までの規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。
- 附則（昭和五六年六月一日法律第七 八号）**
- （施行期日）**
- 第一条** この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

- 附則（昭和五七年五月一日法律第三七 号）**
- （施行期日）**
- 第一条** この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。
- （国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）**
- 第九條** 第四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第三条第二項第六号の規定により設けられた組合（施行日「アルコール専売共済組合」という。）は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、同条第一項の規定により通商産業省に属する職員をもつて組織する組合（次項において「通商産業省共済組合」という。）が承継する。
- 2** 通商産業省共済組合は、前項の規定によりアルコール専売共済組合の権利及び義務を承継したときは、その承継した権利に係る資産のうちアルコール専売共済組合の短期給付の事業及び国家公務員共済組合法第九十八条第一号に掲げる事業（以下「短期給付事業等」という。）に係るものの価額から、その承継した義務に係る負債のうちアルコール専売共済組合の短期給付事業等に係るものの金額をそれぞれ差し引いた額につき、大蔵省令で定めるところにより算出した金額を、新専売法第二十九条ノ二第一項のアルコール製造業務に係る機構の事業所（次項において「アルコール関係機構事業所」という。）についての健康保険の保険者（健康保険組合に限る。）に対して支払わなければならない。
- 3** 前項の大蔵省令は、アルコール専売共済組合の短期給付事業等に要する費用についてのその組合員の負担の割合、施行日の前日においてアルコール専売共済組合の組合員であつた者の数に対するこれらの者のうち施行日にアルコール関係機構事業所についての健康保険（健康保険組合を保険者とするものに限る。）の被保険者の資格を取得した者の数の割合その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 4** 前項に定めるもののほか、第二項の規定による支払について必要な事項は、大蔵省令で定める。
- 第十條** アルコール専売共済組合の昭和五十七年四月一日に始まる事業年度は、施行日の前日に終わるものとする。
- 2** アルコール専売共済組合の昭和五十七年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目

録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、国家公務員共済組合法第十六条第一項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは、「昭和五十七年十一月三十日」とする。

第十一條 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項の規定によりアルコール専売共済組合の組合員であるものとされていた者及び同日においてアルコール専売共済組合の組合員であつた者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続きその委任を受ける公社職員又は公庫等職員となるため退職したものである、同項中「転出（公社職員又は公庫等職員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合」とあるのは、「第三条第一項の規定により通商産業省に属する職員をもつて組織する組合」と、同条第二項第一号中「転出」とあるのは、「公社職員又は公庫等職員となるための退職」と、同条第四項中「転出」とあるのは、「公社職員又は公庫等職員となるための退職」とする。

2 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項の規定によりアルコール専売共済組合の組合員であるものとみなされていた者及び同日においてアルコール専売共済組合の組合員であつた者で同日に退職し同項の規定による申出をアルコール専売共済組合に行つたものについては、同項中「当該組合」とあるのは、「第三条第一項の規定により通商産業省に属する職員をもつて組織する組合」とする。

3 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項の規定による申出をアルコール専売共済組合にすることができるときは、施行日前に当該申出をしていないものについては、同項前段中「組合」とあるのは、「第三条第一項の規定により通商産業省に属する職員をもつて組織する組合」と、同項後段中「当該組合」とあるのは、「当該組合（昭和五十七年九月三十日以前の期間については、アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律第四条の規定による改正前の第三条第二項第六号の規定により設けられた組合）」とする。

違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（経過措置の政令への委任）
第十三条 附則第三条から前条まで及び附則第六条に定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。
附則（昭和五十七年五月二十五日法律第五六号）抄
（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第二条 この法律は、公布の日から施行する。改正後の国家公務員共済組合法（次条において「改正後の法」という。）の第百条第三項の規定は昭和五十七年四月一日から、第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（附則第三条において「改正後の施行法」という。）の規定は同年五月一日から適用する。
（掛金の標準となる俸給に関する経過措置）
第二条 改正後の法第百条第三項の規定は、昭和五十七年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第四条 前二条に定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。
附則（昭和五十七年七月一六日法律第六六号）
この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。
附則（昭和五十七年八月一七日法律第八〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第二十八條 国家公務員共済組合の組合員又は被扶養者であつて第二十五条第一項各号のいづれかに該当するものが、施行日前に受けた療養に係る療養費若しくは高額療養費又は家族療養費若しくは家族高額療養費の支給については、なお従前の例による。

けた国家公務員共済組合の組合員又は被扶養者の療養に関する費用の返還については、なお従前の例による。
3 施行日前にした行為に対する国家公務員共済組合法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（昭和五十八年二月二日法律第七八号）
（施行期日）
1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は関係行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることとができる。
附則（昭和五十八年二月三日法律第八二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中「国家公務員共済組合法附則第十三条の次に十一條を加える改正規定（同法附則第十三条の十一に係る部分を除く。）」昭和五十九年三月三十一日
二 第二条の規定並びに附則第三十五条第二項の規定及び附則第六十四条中昭和五十二年の年金額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）第十七条第二号の改正規定昭和五十九年四月一日
三 附則第三条第二項及び第三項の規定公布の日
（公共企業体職員等共済組合法等の廃止）
第二条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）
二 昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十年法律第八十三号）
三 昭和四十二年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する

る年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百六号）
（組合の存続）
第三条 前条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（以下「旧公企共済法」という。）の第三条第一項の規定により設けられた共済組合（次項を除き、以下「旧組合」という。）は、この法律の施行の日（次項を除き、以下「施行日」という。）において、第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（次項を除き、以下「改正後の法」という。）の第三条第一項の規定により設けられた国家公務員共済組合（次項を除き、以下「組合」という。）となり、同一性をもつて存続するものとする。
2 公共企業体（公共企業体職員等共済組合法（以下この項において「公企共済法」という。）の第一条第一項に規定する公共企業体をいう。以下次項までにおいて同じ。）の総裁は、この法律の施行前に、公企共済法第三条第一項に規定する組合の運営審議会の議を経て、国家公務員共済組合法第六條第一項第七号中「審査会に関する事項」とあるのは、「福祉事業に関する事項」として同項並びに同法第十一条第一項及び第十五条第一項の規定の例により、この法律の施行の日以後に係る当該組合の定款及び運営規則を定めるとともに昭和五十九年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。この場合において、公企共済法第六條及び第七十四條第一項の規定の適用は、ないものとする。
3 大蔵大臣は、前項の規定による認可をする場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる公共企業体の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。
一 日本専売公社 大蔵大臣
二 日本国有鉄道 運輸大臣
三 日本電信電話公社 郵政大臣
4 第二項の規定により定められた定款若しくは運営規則又は同項の大蔵大臣の認可を受けた昭和五十九年度の事業計画及び予算は、施行日以後においては、それぞれ改正後の法第六條第一項若しくは第十一條第一項の規定により定められ、又は改正後の法第十五條第一項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。
5 改正後の法第十六條の規定は、公共企業体の組合（改正後の法第十六條第五項に規定する

公共企業体の組合をいう。以下同じ。については、昭和五十九年度以後の年度の決算について適用し、旧組合の昭和五十八年度の決算については、なお従前の例による。

（連合会の改称に伴う経過措置）

第四条 国家公務員共済組合連合会は、施行日において、国家公務員等共済組合連合会（以下次条までにおいて「連合会」という。）となるものとする。

2 施行日の前日において国家公務員共済組合連合会の理事長、理事又は監事である者は、別に辞令を用いず、施行日に改正後の法第二十九條の規定により連合会の理事長、理事又は監事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる連合会の理事長、理事又は監事の任期は、改正後の法第三十條第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の国家公務員共済組合連合会の理事長、理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

（組合の連合会加入に伴う経過措置）

第五条 第一條の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第二十一條第一項に規定する政令で指定する組合（以下「連合会非加入組合」という。）に係る改正後の法第二十一條第二項第一号に掲げる業務については、施行日以後、連合会において行うものとする。この場合において、当該連合会非加入組合に係る権利義務の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定により連合会非加入組合が行つていた業務を連合会が行うこととなつたことに伴い連合会が連合会非加入組合の権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税又は土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 連合会が第一項の規定により承継し、かつ、引き続き保有する土地で連合会非加入組合が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

4 前三項に定めるもののほか、連合会非加入組合が行つていた業務を連合会が行うこととなつたことに伴う経過措置に関し必要な事項は、政令で定める。

（従前の給付等）

第六条 この附則に別段の定めがあるもののほか、旧公企体共済法の規定によつてした給付、

審査の請求その他の行為又は手続は、改正後の法又は第三條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の相当する規定によつてした行為又は手続とみなす。

2 施行日前に給付事由が生じた旧公企体共済法の規定による給付については、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（掛金の標準となる俸給等に関する経過措置）

第七条 旧公企体長期組合員（改正後の施行法第五十一條の十二第二号に規定する旧公企体長期組合員をいう。以下同じ。）であつた者が施行日以後において長期組合員となり、かつ、その者の施行日以後における改正後の法に規定する組合員期間（以下単に「組合員期間」という。）が十二月に満たない場合における改正後の法第四十二條第二項の規定の適用については、同項中「掛金の標準となつた俸給の総額」とあるのは、「掛金の標準となつた俸給及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二條の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第六十四條第二項に規定する掛金の標準となつた俸給の総額（その総額が第百條第三項に規定する額の十二倍の額を超えるときは、同項に規定する額の十二倍の額）」とする。

（短期給付に関する経過措置）

第八条 旧組合の組合員であつた者に対する改正後の法の短期給付に関する規定の適用については、その者が旧組合の組合員であつた間改正後の法の規定による組合員であつたものと、その者が旧公企体共済法に規定する退職をした日に改正後の法に規定する退職をしたものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、旧組合の組合員であつた者に対する改正後の法の短期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（給付の制限に関する経過措置）

第九条 改正後の法第九十四條から第九十七條までの規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、旧組合の組合員であつた者に対する改正後の法第九十四條から第

九十七條までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（公共企業体の組合に係る長期給付に要する費用の計算に関する経過措置）

第十条 公共企業体の組合に係る長期給付に要する費用の計算については、改正後の法第九十九條第一項の規定は、公共企業体の組合が同項第二号に規定する費用の計算を施行日以後最初に行うべき日として大蔵大臣が定める日から適用し、同日前における公共企業体の組合に係る当該費用の計算については、なお従前の例による。

（審査会に関する経過措置）

第十一条 国家公務員共済組合連合会に置かれた国家公務員共済組合審査会は、施行日において、「審査会」という。）となる。

2 施行日の前日において国家公務員共済組合連合会に置かれた国家公務員共済組合審査会の委員である者は、別に辞令を用いず、施行日に改正後の法第四十條第三項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱されたものとみなされる審査会の委員の任期は、改正後の法第四十條第四項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の国家公務員共済組合連合会に置かれた国家公務員共済組合審査会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（審査請求に関する経過措置）

第十二條 連合会非加入組合に置かれた国家公務員共済組合審査会に対する改正前の法第三十三條の規定に基づく審査請求又は旧組合に置かれた旧公企体共済法第六十七條第一項に規定する審査会（以下この条において「旧組合の審査会」という。）に對する旧公企体共済法第七十條第一項の規定に基づく審査請求で、施行日の前日までに裁決が行われていないもの（次項において「裁決未済事案」という。）については、改正後の法第三十三條から第七十條までの規定にかかわらず、なお従前の例により、当該国家公務員共済組合審査会又は旧組合の審査会が裁決を行うものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例により連合会非加入組合に置かれた国家公務員共済組合審査会又は旧組合の審査会が引き続き裁決を行うまでの間においては、裁決未済事案については、改正前の法第三十三條から第七十條までの規定及

び旧公企体共済法第六十七條から第七十一條までの規定は、なおその効力を有するものとする。

（審議会に関する経過措置）

第十三條 国家公務員共済組合審議会は、施行日において、国家公務員等共済組合審議会となる。

2 附則第十一條第二項及び第三項の規定は、国家公務員等共済組合審議会の委員について準用する。この場合において、これらの規定中「第百四條第三項」とあり、及び「第百四條第四項」とあるのは、「第百十一條第四項」と、「委嘱」とあるのは「任命」と読み替へるものとする。

（継続長期組合員に関する経過措置）

第十四條 施行日の前日において公社職員である継続長期組合員（改正前の法第二百二十四條の第二項に規定する継続長期組合員のうち同条第一項に規定する公社職員である者をいう。）であつた者に対する改正後の法の長期給付に関する規定の適用については、施行日において、改正後の法の規定によりその者が所属すべき組合の組合員となるものとする。

2 施行日の前日において旧公企体継続長期組合員（旧公企体共済法第八十二條の二第二項に規定する継続長期組合員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に対する改正後の法又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二號）の長期給付に関する規定の適用については、次に定めるところによる。

一 旧公企体継続長期組合員で旧公企体共済法第八十二條の二第一項に規定する国家公務員（地方公務員等共済組合法第百四十二條第一項に規定する国の職員である者を除く。）であつた者は、施行日において、改正後の法の規定によりその者が所属すべき組合の組合員となるものとする。

二 旧公企体継続長期組合員で旧公企体共済法第八十二條の二第二項に規定する地方公務員（地方公務員等共済組合法第百四十二條第一項に規定する国の職員である国家公務員を含む。）であつた者は、施行日において、同法の規定によりその者が所属すべき組合の組合員となるものとする。ただし、その者が改正後の法第二百六條の二第二項に規定する政令で定める者に該当するときは、その者は、当該旧公企体継続長期組合員となつた日から

引き続き同条第四項において準用する改正後の法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員であつたものとする。

三 旧公企体継続長期組合員で旧公企体共済法第八十二条の二第一項に規定する公団等職員であつた者は、当該旧公企体継続長期組合員となつた日から引き続き改正後の法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員であつたものとする。

(旧組合の任意継続組合員に関する経過措置)
第十五条 この法律の施行の際旧公企体共済法第八十二条の三第二項に規定する任意継続組合員であつた者については、その者は当該任意継続組合員となつた日から引き続き改正後の法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員であつたものとみなして、改正後の法の規定を適用する。

第十六条 施行日の前日において公共企業体（改正後の法第二条第一項第七号に規定する公共企業体をいう。以下同じ。）の役員であり、施行日以後引き続き役員である者については、その者が役員として引き続き在職する間、改正後の法又は改正後の施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

2 施行日の前日において旧公企体共済法第六十二条第二項ただし書の規定により、年金である給付が支給されていない公共企業体の役員に係る改正後の法の規定による年金である給付については、その者が役員として引き続き在職する間、同項ただし書の規定の例により、支給しない。

3 国家公務員等共済組合連合会の役員である者が改正後の法第二百二十六条第二項の規定により改正後の法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる期間に係る改正後の法又は改正後の施行法の長期給付に関する規定の適用については、その者の施行日以後における当該役員としての在職期間に限るものとする。

4 第一項の規定は、附則第四条第二項の規定の適用を受けた者で引き続き国家公務員等共済組合連合会の役員であるものについて準用する。（公共企業体の復帰希望職員に関する経過措置）

第十七条 施行日の前日において昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に規定する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一

部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号。以下「昭和五十四年法律第七十六号」という。）附則第十一条第一項に規定する復帰希望職員に該当する者に対する長期給付に関する規定の適用並びにその者に係る掛金及び負担金については、同条の規定の例による。（施行日前に旧公企体共済法の退職をした者に係る一時金）

第三十四条 施行日前に旧公企体共済法に規定する退職をした者について、旧公企体共済法の規定を適用したならばその者に一時金である長期給付を支給すべきこととなるときは、当該一時金である長期給付については、なお従前の例による。ただし、その者が国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定による年金である長期給付を受ける権利を有するときは、当該一時金である長期給付は支給しない。

第三十五条 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第九十九条第三項及び附則第二十條の二の規定は、昭和六十年年度以後における国又は公共企業体に係る長期給付に要する費用の負担について適用し、同年度前において国又は公共企業体が負担した長期給付に要する費用に係る負担金の額と、同年度以後においてこれらの規定（他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。）により国又は公共企業体が負担すべき当該費用に係る負担金の額との調整に関し必要な事項は、政令で定める。

(従前の行為に対する罰則の適用)
第三十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（旧公企体共済法の効力）

第三十七条 旧公企体共済法附則第三十六条の規定は、当分の間、なおその効力を有する。（政令への委任）

第三十八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、旧公企体共済法の規定による年金を受け権利を有していた者に対する経過措置その他附則第二条各号に掲げる法律の廃止に伴う経過措置に関し必要な事項並びに改正後の法（第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法を含む。）、改正後の施行法及びこの法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（昭和五九年五月二二日法律第三五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法（次条において「改正後の法」という。）第百条第三項の規定は昭和五十九年四月一日から、第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定は同年三月一日から適用する。（掛金の標準となる俸給に関する経過措置）

第二条 改正後の法第百条第三項の規定は、昭和五十九年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。（政令への委任）

第七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。附則（昭和五九年五月二五日法律第四〇号）抄

1 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、附則第九項の規定は、公布の日から施行する。附則（昭和五九年八月一〇日法律第六七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。附則（昭和五九年八月一〇日法律第七一号）抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第十四条第二項の規定は、公布の日から施行する。（国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

後の国家公務員等共済組合法（以下附則第十七条までにおいて「新共済法」という。）第三条第一項の規定により設けられた会社に所属する職員をもつて組織された共済組合（以下この条及び次条において「新組合」という。）となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧組合の代表者は、この法律の施行前に、旧共済法第九条に規定する運営審議会の議を経て、旧共済法第六條第一項、第十一條第一項及び第十五條第一項の規定により、施行日以後に係る新組合の定款及び運営規則を定めるとともに新組合の昭和六十年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。

3 旧組合の昭和五十九年度の決算については、新共済法第十六條の規定により新組合が行うものとする。第十五条 新共済法第九十九条、第二百三十三條、第二百五十五條及び附則第二十条の二の規定は、昭和六十年年度以後における新組合の長期給付に要する費用の負担について適用し、同年度前において旧組合の長期給付に要する費用及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号。以下この条及び次条において「昭和五十八年法律第八十二号」という。）附則第三条第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として旧公企体が負担すべきであつた負担金の額と、昭和六十年年度以後における新組合の長期給付に要する費用として新共済法第九十九条第三項及び附則第二十条の二の規定（他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。）により国が負担すべき額との調整に関し必要な事項は、政令で定める。

2 新組合の長期給付のうち昭和五十八年法律第八十二号附則第十八條から第二十九條まで及び第三十四條の規定により支給するものに要する費用に係る昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五條第一項の規定の適用については、同項中「公共企業体」とあるのは「日本たばこ産業株式会社」と、「第二条」とあるのは「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第二十六條」とする。

3 昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五条第二項の規定は、新組合の長期給付に要する費用については、適用しない。

第十六条 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六条第一項の規定により旧共済法及び第二十七条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員とされなかつた旧公社の役員であつた者で、施行日に会社の取締役又は監査役となつたものについては、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、新共済法又は同条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

2 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六条第二項の規定により年金である給付が支給されていない旧公社の役員に係る新共済法の規定による年金である給付については、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、同項の規定の例により、支給しない。

第十七条 新共済法附則第十三条の十一の規定は、旧組合の組合員である間の旧公社若しくは旧組合の業務若しくは通勤(同条第一項に規定する通勤をいう。)により病弱にかかり、若しくは負傷し、その傷病の結果として障害の状態にある者に係る障害給付又は当該傷病により死亡した者に係る遺族給付に関する規定の適用について準用する。

(罰則の適用に関する経過措置) 第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五十九年八月一四日法律第七十七号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第三条第一項の改正規定(同項の表に係る部分に限

る。)第二十条中船員保険法第四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定(年金保険料率に係る部分に限る。)、同法第五十九条の次に加える改正規定、同法第六十条の改正規定(年金保険料率に係る部分に限る。)、同法附則第十八項から第二十項までの改正規定並びに附則第九から第十二条までの規定は昭和五十九年十月一日から、第一条中健康保険法附則に三項を加える改正規定、第二条中船員保険法附則に三項を加える改正規定、第三条中健康保険法附則に五項を加える改正規定、附則第四十六條中国国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)附則第十二条の改正規定、附則第四十八條中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)附則第五十条中私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条第一項の改正規定及び同項の表の改正規定(第二百二十六条の五第二項の項に係る部分を除く。)は昭和六十年四月一日から、第二条中船員保険法第五十九条ノ三の改正規定は同年十月一日から、第一条中健康保険法第十三条第二号の改正規定及び附則第三条の規定は昭和六十一年四月一日から、第一条中健康保険法第四十三条ノ四第一項の改正規定及び第四十四条ノ二の前の一条を加える改正規定(同法第四十四条第十一項に係る部分に限る。)、第三条中健康保険法第五十条第一項の改正規定、同法第五十三条の改正規定(同条第九項に係る部分に限る。)、及び同法第五十章第八十一条の次に二節を加える改正規定(第八十一条の九から第八十一条の十一までに係る部分に限る。)、並びに附則第六十一条(社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)第十四条の改正規定に限る。))の規定は公布の日から施行する。

第四十七条 削除 第六十三号 附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要なる経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五十九年二月二五日法律第八十七号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項の規定は、公布の日から施行する。

(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置) 第九条 第二十六条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「改正前の共済法」という。))第三条第一項の規定により設けられた共済組合で旧公社に所属する職員をもつて組織されたもの(以下「旧組合」という。))は、施行日において、第二十六条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(以下「改正後の共済法」という。))第三条第一項の規定により設けられた会社(以下「新組合」という。))となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧組合の代表者は、この法律の施行前に、改正前の共済法第九條に規定する運営審議会の議を経て、改正前の共済法第六條第一項 第十一條第一項及び第十五條第一項の規定により、施行日以後に係る新組合の定款及び運営規則を定めるとともに新組合の昭和六十年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。

3 旧組合の昭和五十九年度の決算については、改正後の共済法第十六條の規定により新組合が行うものとする。

第十條 改正後の共済法第九十九條、第二百二十三条、第二百二十五條及び附則第二十條の二の規定は、昭和六十年以後における新組合の長期給付に要する費用の負担について適用し、同年度前において旧組合の長期給付に要する費用及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号。以下「昭和五十八年法律第八十二号」という。))附則第三条第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として旧公社が負担すべきであつた負担金の額と、昭和六十年以後における新組合の長期給付に要する費用として改正後の共済法第九十九條第三項及び附則第二十條の二の規定(他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。))により国が負担すべき額との調整に必要なる事項は、政令で定める。

2 新組合の長期給付のうち昭和五十八年法律第八十二号附則第十八條から第二十九條まで及び第三十四條の規定により支給するものに要する費用に係る昭和五十八年法律第八十二号附則第

三十五條第一項の規定の適用については、同項中「公共企業体」とあるのは「日本電信電話株式会社」と、「第二条」とあるのは「日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第八十七号)第二十六條」とする。

3 昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五條第二項の規定は、新組合の長期給付に要する費用については、適用しない。

第十一條 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六條第一項の規定により改正前の共済法及び国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員とされなかつた旧公社の役員であつた者で、施行日に会社の取締役又は監査役となつたものについては、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、改正後の共済法又は国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

2 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六條第二項の規定により年金である給付が支給されていない旧公社の役員に係る改正後の共済法の規定による年金である給付については、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、同項の規定の例により、支給しない。

第十二條 改正後の共済法附則第十三條の十一の規定は、旧組合の組合員である間の旧公社若しくは旧組合の業務若しくは通勤(同条第一項に規定する通勤をいう。)により病弱にかかり、若しくは負傷し、その傷病の結果として障害の状態にある者に係る障害給付又は当該傷病により死亡した者に係る遺族給付に関する規定の適用について準用する。

第十三條 この法律の施行の際現に旧組合が保有する電信電話債券は、新組合の責任準備金の運用に関する改正後の共済法附則第三条の二第四項の規定の適用については、旧公社の解散後も、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第九号)第七條第一項第三号に掲げる債券とみなす。

(政令への委任) 第二十八條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要なる事項は、政令で定める。

附則 (昭和五十九年八月一四日法律第七十七号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第三条第一項の改正規定(同項の表に係る部分に限

附則 (昭和六〇年五月一日法律第三四号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十六条 国家公務員等共済組合法附則第十三条の三第二項の規定の適用については、昭和六十一年三月三十一日から施行日の前日までの間に船員保険の被保険者となつた者は、当該船員保険の被保険者となつた日において厚生年金保険の被保険者となつたものとみなし、その者が施行日前に船員保険の被保険者の資格を喪失したときは、当該被保険者の資格の喪失は、厚生年金保険の被保険者の資格の喪失とみなす。

附則 (昭和六〇年六月七日法律第四九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第百条第三項の規定及び第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第二条 改正後の法第百条第三項の規定は、昭和六十一年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則 (昭和六〇年二月二日法律第九七号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十一条の六第二項の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定、第十五条、第十七条、第十九条の二第三項、第十九条の六及び第二十二条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第二

十三項から第二十九項までの規定は昭和六十一年一月一日から、第十一条第四項の改正規定は同年六月一日から施行する。

附則 (昭和六〇年二月二七日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(用語の定義)

第二条 この条から附則第六十六条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新共済法 第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法をいう。

二 旧共済法 第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。

三 新施行法 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

四 旧施行法 第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

五 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金、減額退職年金、遺族年金、遺族年金又は通算遺族年金をい、他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。

六 旧共済法による年金 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金をい、他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。

七 削除

八 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金 それぞれ国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下附則第六十六条までにおいて「共済法」という。)の規定による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

九 共済法による年金 退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金をいう。

十 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号。以下附則第六十六条までにおいて「国民年金等改正法」という。)第一条の規定による改正後の国民年金法(昭和三十四年法律第四百一

号。以下附則第六十六条までにおいて「新国民年金法」という。)の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

(施行日前に給付事由が生じた給付に関する一般的経過措置)

第三条 別段の定めがあるもののほか、新共済法及び新施行法の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 施行日前の組合員である間の通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。)により病状にかかり、又は負傷し、その病状又は負傷及びこれらにより生じた病状(以下「傷病」という。)により障害の状態にある者又は死亡した者に係る共済法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号。以下附則第六十六条までにおいて「施行法」という。)の障害共済年金若しくは障害一時金又は遺族共済年金に関する規定の適用については、その者は当該通勤による傷病によらないで障害の状態になり、又は死亡したものとみなす。

(短期給付に関する経過措置)

第四条 施行日前に退職した者に支給される出産費、埋葬料及び家族埋葬料、傷病手当金並びに出産手当金でその給付事由が施行日以後に生じたもの新共済法第六十一条第一項本文、第六十三条第一項本文及び第三項本文、第六十六条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項に規定する金額については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新共済法第六十六条の規定による傷病手当金の支給を受ける者が障害年金を受ける権利を有する場合は旧共済法による障害一時金の支給を受けることとなつた場合における当該傷病手当金の支給及び当該傷病手当金と当該障害年金又は障害一時金の額との調整については、新共済法第六十六条第五項及び第六項の規定にかかわらず、旧共済法第六十六条第五項及び第六項の規定の例による。

(施行日前に退職した者に対する共済法の長期給付に関する規定の適用関係)

第五条 共済法及び施行法の退職共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者についても、適用する。

適用する。ただし、その者が退職年金若しくは減額退職年金の受給権者若しくは通算退職年金の受給権者で大正十五年四月一日以前に生まれ、たもの(施行日において組合員である者及び施行日以後に再び組合員となつた者を除く。)であるとき、又は昭和三十六年四月一日以後に組合員であつた期間を有しない者であるときは、この限りでない。

2 共済法及び施行法の障害共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、組合員である間の傷病により、施行日以後に共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。ただし、当該傷病による障害を基礎とする障害年金を受けることができるときは、この限りでない。

3 共済法及び施行法の遺族共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

第六条 共済法及び施行法の退職共済年金に関する規定は、旧公企体長期組合員(施行法第四十条第二号に規定する旧公企体長期組合員をいう。以下同じ。)であつた者(移行組合員等(施行法第四十条第三号に規定する移行組合員、施行法第四十三条の規定により当該移行組合員とみなされた者及び施行法第四十四条各号に掲げる者をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)についても、適用する。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

2 共済法及び施行法の障害共済年金に関する規定は、旧公企体長期組合員であつた者が旧公企体長期組合員である間の傷病により、施行日以後に共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

3 共済法及び施行法の遺族共済年金に関する規定は、旧公企体長期組合員であつた者が施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

4 前三項の規定により旧公企体長期組合員であつた者に対して共済法及び施行法の規定を適用する場合においては、その者が旧公企体長期組合員であつた期間(施行法第四十条第五号に規定する旧公企体組合員期間をいう。以下同

じ。)を組合員期間とみなすほか、施行法第四十五項及び第四十七条の規定の例による。

5 前各項に定めるもののほか、旧公企体長期組合員であつた者又はその遺族に対し共済法及び施行法の規定を適用する場合において必要な技術的調整その他の旧公企体長期組合員であつた者に対する共済法及び施行法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七條 新共済法第三十八條の規定は、施行日以後の期間に係る組合員期間の計算について適用し、施行日前の期間に係る組合員期間の計算については、なお従前の例による。

(組合員期間の計算に關する経過措置)

第八條 組合は、施行日の前日において組合員であり、施行日以後引き続き組合員である者の施行日から昭和六十一年九月三十日までの間に於ける標準報酬(新共済法第四十二條第一項に規定する標準報酬をいう。以下同じ。)の等級及び月額について、その者が昭和六十一年六月に受けた新共済法第二條第一項第五号に規定する報酬(その者が同年六月二日から昭和六十一年二月二十八日までの間に組合員の資格を取得した者であるときは、その資格を取得した日の属する月の翌月を受けた当該報酬とし、その者が同年三月一日以後に組合員の資格を取得した者であるときは、その資格を取得した日の現在の当該報酬とする。)の額に基づき、施行日において、新共済法第四十二條第一項、第五項後段及び第九項の規定の例により、決定するものとする。

第九條 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものについて施行日まで引き続く組合員期間に係る平均標準報酬月額(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号)第二條の規定による改正前の共済法第七十七條第一項に規定する平均標準報酬月額をいう。以下同じ。)を計算する場合においては、その者の施行日前の組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間で施行日まで引き続いて居るもの各月における旧共済法第百條第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた俸給の額(その者が昭和六十一年三月三十一日以前から引き続き組合員であつた者(これに準ずる者とし

て政令で定める者を含む。)であるときは、その額に当該期間における給与に關する法令(給与に關する法令の適用を受けない者にあつては、給与に關する規程。第三項において同じ。)の規定の改正の措置その他の諸事情を勘案して政令で定める額を加えた額)の合計額を当該期間の月数で除して得た額に補正率を乗じて得た額をもつて、その者の当該施行日まで引き続く組合員期間の計算の基礎となる各月における標準報酬の月額とみなす。

2 前項に規定する補正率とは、一般職の職員との給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六條第一項に規定する行政職俸給表(一)の適用を受ける組合員の俸給に對する新共済法第二條第一項第五号に規定する報酬の標準的な割合を基礎として、施行日前五年間に於ける掛金の標準となつた俸給の額の平均額に對する施行日まで引き続く組合員期間に係る平均標準報酬月額に相當する額の標準的な比率に相當するものとして、組合員期間の年数に應じて政令で定める比率をいう。

3 施行日前に退職した者(旧公企体長期組合員であつた者を含む。以下同じ。)についてその施行日前の退職に係る組合員期間及び旧公企体組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算する場合においては、その者の施行日前の退職に係る組合員期間又は旧公企体組合員期間(と)に、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた通算退職年金の額(同日において通算退職年金を受ける権利を有していなかつた者にあつては、その退職時に通算退職年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されているべきであつた通算退職年金の額)の算定の基礎となつて居る俸給(旧共済法第四十二條第二項に規定する俸給又は公企体基礎俸給年額(附則第八十六條の規定による改正前の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法の統合格等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号。以下附則第六十六條までにおいて「改正前の昭和五十八年法律第八十二号」という。附則第十八條第二項に規定する公企体基礎俸給年額をいう。以下同じ。))を十二で除して得た額をいう)の額(昭和六十一年度において給与に關する法令の規定の改正の措置が講じられた場合において、その者が昭和六十一年三月三十一日以前に退職した者(これに準ずる者とし

して政令で定める者を含む。)であるときは、その額を、当該改正の措置その他の諸事情を勘案して政令で定めるところにより改定した額)に、五年換算率及び第一項に規定する補正率を乗じて得た額を、当該退職に係る組合員期間及び旧公企体組合員期間の計算の基礎となる各月における標準報酬の月額とみなす。

4 前項に規定する五年換算率とは、一般職の職員との給与に關する法律第六條第一項に規定する行政職俸給表(一)の適用を受ける組合員の退職前一年間における掛金の標準となつた俸給の額の当該一年間における平均額に對する退職前五年間における掛金の標準となつた俸給の額に相當するものとして、組合員期間の年数に應じて政令で定める比率をいう。

5 前各項に定めるもののほか、施行法第七條第一項各号に掲げる期間及び移行組合員等の旧公企体組合員期間に係る平均標準報酬月額の算定の特例その他の施行日前の組合員期間及び旧公企体組合員期間を有する者に係る平均標準報酬月額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

第十條 共済法第七十三條第四項の規定は、旧共済法による年金の支給期月についても、適用する。

(併給の調整の経過措置)

第十一條 共済法第七十四條第一項に定めるもののほか、共済法による年金の受給権者が旧共済法による年金又は国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付(退職共済年金の受給権者にあつては、これらの給付のうち退職又は老齢を給付事由とするものを除く。)の支給を受けることができるときは、その間、当該共済法による年金は、その支給を停止する。

2 次の各号に掲げる旧共済法による年金の受給権者が当該各号に定める場合に該当するとき、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。

1 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律

第十二條 共済法第七十四條第三項から第六項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第四項ただし書中「この法律による年金である給付」とあるのは、「この法律による年金である給付、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第一百五十五号)附則第十一條第一項に規定する旧共

して政令で定める者を含む。)であるときは、その額を、当該改正の措置その他の諸事情を勘案して政令で定めるところにより改定した額)に、五年換算率及び第一項に規定する補正率を乗じて得た額を、当該退職に係る組合員期間及び旧公企体組合員期間の計算の基礎となる各月における標準報酬の月額とみなす。

4 前項に規定する五年換算率とは、一般職の職員との給与に關する法律第六條第一項に規定する行政職俸給表(一)の適用を受ける組合員の退職前一年間における掛金の標準となつた俸給の額の当該一年間における平均額に對する退職前五年間における掛金の標準となつた俸給の額に相當するものとして、組合員期間の年数に應じて政令で定める比率をいう。

5 前各項に定めるもののほか、施行法第七條第一項各号に掲げる期間及び移行組合員等の旧公企体組合員期間に係る平均標準報酬月額の算定の特例その他の施行日前の組合員期間及び旧公企体組合員期間を有する者に係る平均標準報酬月額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

第十條 共済法第七十三條第四項の規定は、旧共済法による年金の支給期月についても、適用する。

(併給の調整の経過措置)

第十一條 共済法第七十四條第一項に定めるもののほか、共済法による年金の受給権者が旧共済法による年金又は国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付(退職共済年金の受給権者にあつては、これらの給付のうち退職又は老齢を給付事由とするものを除く。)の支給を受けることができるときは、その間、当該共済法による年金は、その支給を停止する。

2 次の各号に掲げる旧共済法による年金の受給権者が当該各号に定める場合に該当するとき、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。

1 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律

第一百五十二号)(第十一章を除く。以下この項及び第四項において同じ。)による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付で共済法による年金に相當するもの(退職を給付事由とする年金である給付を除く。)、国民年金等改正法第三條の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号。以下附則第六十六條までにおいて「厚生年金保険法」という。)による年金である保険給付(老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。)若しくは新国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付並びに国民年金等改正法附則第二十五條の規定により支給される障害基礎年金及び国民年金等改正法附則第二十八條の規定により支給される遺族基礎年金を除く。)を受けることができるとき。

二 障害年金 共済法による年金である給付又は地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金に相當するもの、新厚生年金保険法による年金である給付若しくは新国民年金法による年金である給付(国民年金等改正法附則第二十五條の規定により支給される障害基礎年金及び国民年金等改正法附則第二十八條の規定により支給される遺族基礎年金を除く。次号において同じ。))を受けることができるとき。

三 遺族年金又は通算遺族年金 共済法による年金である給付又は地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で共済法による年金に相當するもの、新厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは新国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。))を除く。)を受けることができるとき。

3 共済法第七十四條第三項から第六項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第四項ただし書中「この法律による年金である給付」とあるのは、「この法律による年金である給付、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第一百五十五号)附則第十一條第一項に規定する旧共

して政令で定める者を含む。)であるときは、その額を、当該改正の措置その他の諸事情を勘案して政令で定めるところにより改定した額)に、五年換算率及び第一項に規定する補正率を乗じて得た額を、当該退職に係る組合員期間及び旧公企体組合員期間の計算の基礎となる各月における標準報酬の月額とみなす。

4 前項に規定する五年換算率とは、一般職の職員との給与に關する法律第六條第一項に規定する行政職俸給表(一)の適用を受ける組合員の退職前一年間における掛金の標準となつた俸給の額の当該一年間における平均額に對する退職前五年間における掛金の標準となつた俸給の額に相當するものとして、組合員期間の年数に應じて政令で定める比率をいう。

5 前各項に定めるもののほか、施行法第七條第一項各号に掲げる期間及び移行組合員等の旧公企体組合員期間に係る平均標準報酬月額の算定の特例その他の施行日前の組合員期間及び旧公企体組合員期間を有する者に係る平均標準報酬月額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

第十條 共済法第七十三條第四項の規定は、旧共済法による年金の支給期月についても、適用する。

(併給の調整の経過措置)

第十一條 共済法第七十四條第一項に定めるもののほか、共済法による年金の受給権者が旧共済法による年金又は国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付(退職共済年金の受給権者にあつては、これらの給付のうち退職又は老齢を給付事由とするものを除く。)の支給を受けることができるときは、その間、当該共済法による年金は、その支給を停止する。

2 次の各号に掲げる旧共済法による年金の受給権者が当該各号に定める場合に該当するとき、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。

1 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律

第十二條 共済法第七十四條第三項から第六項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第四項ただし書中「この法律による年金である給付」とあるのは、「この法律による年金である給付、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第一百五十五号)附則第十一條第一項に規定する旧共

して政令で定める者を含む。)であるときは、その額を、当該改正の措置その他の諸事情を勘案して政令で定めるところにより改定した額)に、五年換算率及び第一項に規定する補正率を乗じて得た額を、当該退職に係る組合員期間及び旧公企体組合員期間の計算の基礎となる各月における標準報酬の月額とみなす。

4 前項に規定する五年換算率とは、一般職の職員との給与に關する法律第六條第一項に規定する行政職俸給表(一)の適用を受ける組合員の退職前一年間における掛金の標準となつた俸給の額の当該一年間における平均額に對する退職前五年間における掛金の標準となつた俸給の額に相當するものとして、組合員期間の年数に應じて政令で定める比率をいう。

5 前各項に定めるもののほか、施行法第七條第一項各号に掲げる期間及び移行組合員等の旧公企体組合員期間に係る平均標準報酬月額の算定の特例その他の施行日前の組合員期間及び旧公企体組合員期間を有する者に係る平均標準報酬月額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

第十條 共済法第七十三條第四項の規定は、旧共済法による年金の支給期月についても、適用する。

(併給の調整の経過措置)

第十一條 共済法第七十四條第一項に定めるもののほか、共済法による年金の受給権者が旧共済法による年金又は国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付(退職共済年金の受給権者にあつては、これらの給付のうち退職又は老齢を給付事由とするものを除く。)の支給を受けることができるときは、その間、当該共済法による年金は、その支給を停止する。

2 次の各号に掲げる旧共済法による年金の受給権者が当該各号に定める場合に該当するとき、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。

1 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律

4 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金は、その受給権者（六十五歳に達している者に限る。）が遺族共済年金又は地方公務員等共済組合法による年金若しくは私立学校教職員共済法による年金で遺族共済年金に相当するもの若しくは新厚生年金保険法による年金である保険給付で死亡を給付事由とするものの支給を受けることができるときは、第二項の規定にかかわらず、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額の二分の一に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

5 退職共済年金の受給権者が国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるときは、その者が受ける退職共済年金は、前各項、共済法第七十四条、新国民年金法第二十条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用については、退職年金とみなし、退職共済年金でないものとみなす。

6 前項の規定により退職年金とみなされた退職共済年金の受給権者が障害年金を受ける権利を有するときは、その者に有利なはずれか一の給付を行うものとする。

7 障害年金又は遺族年金若しくは通算遺族年金の受給権者が国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるときは、第二項の規定の適用については、同項第二号及び第三号中「相当するもの」とあるのは、「相当するもの（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）」とする。

（組合員期間等に関する経過措置）
第十二条 施行日前における次に掲げる期間は、共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等（以下「組合員期間等」という。）に算入する。

一 国民年金等改正法附則第八号第一項及び第二項の規定により保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなされた期間のうち組合員期間（旧公企体組合員期間その他の組合員期間とみなされた期間及び組合員期間に算入することとされた期間を含む。以下同じ。）以外の期間

二 国民年金等改正法附則第八号第五項の規定により合算対象期間に算入することとされた期間のうち組合員期間以外の期間

2 前項の規定により組合員期間等に算入することとされた期間の計算に關し必要な事項その他組合員期間等の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（退職共済年金等の支給要件の特例）
第十四条 組合員期間等が二十五年未満である者（共済法附則第十三条第一項及び第十三条の五並びに施行法第八条及び第九条（これらの規定を施行法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十五條の規定の適用を受ける者（以下「特例受給資格を有する者」という。）を除く。以下この条において同じ。）で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、共済法第八十八条第一項第四号並びに附則第十二条の八第一項、第二項及び第九項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

2 組合員期間等が十年未満である者で大正十五年四月二日以後に生まれたものが国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号のいずれかに該当するときは、共済法第七十六条、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項及び第十三条の十第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上である者であるものとみなし、組合員期間等が二十五年未満である者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）で同日以後に生まれたものが国民年金等改正法附則第十二条第一項各号（第八号から第十一号まで及び第二十号を除く。）のいずれかに該当するときは、共済法第八十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

3 組合員期間等が二十五年未満である者（第一項の規定の適用を受ける者を除く。）で大正十五年四月一日以前に生まれたものが、旧共済法、旧施行法及び旧通則法（国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）をいう。次項において同じ。）の規定の例によることとしたならば、退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなるときは、共済法第十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。

4 組合員期間等が十年以上である者で大正十五年四月一日以前に生まれたものが旧共済法、旧施行法及び旧通則法の規定の例によることとしたならば退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には、共済法第七十六条、附則第十二条の三及び第十三条の十第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上である者でないものとみなす。

5 前項に定めるもののほか、大正十五年四月一日以前に生まれた者に係る退職共済年金又は遺族共済年金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

（退職共済年金の額の一般的特例）
第十五条 附則別表第二の第一欄に掲げる者又はその遺族について共済法第七十七条第一項及び第二項（共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに第八十九条第一項及び第二項並びに共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項（共済法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「千分の五・四八」とあるのは同表の第二欄に掲げる割合に、「千分の一・〇九六」とあるのは同表の第三欄に掲げる割合に、「千分の〇・五四八」とあるのは同表の第四欄に掲げる割合に、それぞれ読み替へるものとする。

2 附則別表第二の第一欄に掲げる者の遺族について共済法第八十九条第三項及び第九十三条の三の規定を適用する場合（当該遺族が支給を受ける遺族共済年金が共済法第八十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものである場合に限る。）においては、共済法第八十九条第三項及び第九十三条の三中「千分の二・四六六」とあるのは、「千分の二・四六六（その組合員又は組合員であつた者が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十五号）附則別表第二の第一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合を加えた割合）」とする。

3 退職年金若しくは減額退職年金又は国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金

保険法による老齢年金その他の政令で定める年金の受給権者で昭和二年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれたものについて共済法第七十七条第一項及び第二項（共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに共済法附則第十二条の七の二第二項及び第十三条の十第一項においてその例によるものとしてされた共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定を適用する場合においては、第一項の規定にかかわらず、共済法第七十七条第一項（共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに共済法附則第十二条の七の二第二項及び第十三条の十第一項においてその例によるものとしてされた共済法附則第十二条の八第三項においてその例によるものとしてされた共済法附則第十二条の四の二第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の〇・三五五」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・一八三」とする。

（退職共済年金の額の経過的計算）
第十六条 退職共済年金（大正十五年四月一日以前に生まれた者又は退職年金若しくは減額退職年金若しくは前条第三項に規定する政令で定められたもの（以下この条において「施行日に生まれたもの（以下この条において「施行日に六十歳以上である者等」という。）に係るもの及び共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金を除く。）の額の算定については、当分の間、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、共済法第七十七条第一項及び第七十八条第一項の規定により算定した金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を加算した金額とする。

一 千六百二十八円に新国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）に組合員期間

等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金

等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金

等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金

の月数(当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月)を乗じて得た金額

二 新国民年金法第二十七條本文に規定する老齡基礎年金の額にイに掲げる月数をロに掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た金額

イ 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの(二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものその他政令で定める期間に係るものを除く。)の月数

ロ 附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

2 附則別表第二の上欄に掲げる者(施行日に六十歳以上である者を除く。)に対する前項第一号及び共済法附則第十二條の四の第二項第一号(共済法附則第十二條の四の第三項第一号及び第三項、第十二條の七の第二項、第十二條の七の第三項及び第四項並びに第十二條の八第三項においてその例による場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用については、これらの規定中「とする。」とあるのは、「とする。」に政令で定める率を乗じて得た金額」とする。

3 前項の規定により読み替えられた第一項第一号及び共済法附則第十二條の四の第二項第一号に規定する政令で定める率は、附則別表第二の上欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額にその率を乗じて得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)から千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)までの間を一定の割合で減減するように定められるものとする。

4 施行日に六十歳以上である者等に係る共済法第七十六條の規定による退職共済年金の額の算定については、共済法第七十七條第一項及び第七十八條第一項の規定により算定した金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、三千五百十三円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)に組合員期間の月数(当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月)を乗じて得た金額を加算した金額とする。

5 施行日に六十歳以上である者等に対する共済法附則第十二條の七の第二項及び第十二條の八第三項においてその例によるものとされた共済法附則第十二條の四の第二項第一号の規定の適用については、同号中「千六百二十八円」とあるのは、「二千五百十三円」とする。

6 特例受給資格を有する者に対する第一項第一号又は第四項の規定の適用については、退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が二百四十月未満であるときは、当該組合員期間の月数は、二百四十月であるものとみなす。

7 退職共済年金の支給を受ける者が施行法第二條第十四号に規定する控除期間並びに施行法第七條第一項第五号及び第六号の期間(以下「控除期間等」という。)を有する更新組合員等(施行法第二條第七号に規定する更新組合員及び更新組合員に準ずる者として政令で定める者)をいう。以下同じ。)である場合における施行法第十一條第一項の規定の適用については、同項第二号中「除く」とあるのは、「除き、六十五歳に達したとき以後は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第十六條第一項又は第四項の規定による加算額を除く」とする。

8 退職共済年金の支給を受ける者が追加費用対象期間(施行法第十三條の二第一項に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。)を有する更新組合員等である場合における同条の規定の適用については、同項中「並びに第十一條」とあるのは、「第十一條並びに昭和六十年改正法附則第十六條第一項又は第四項」とする。

9 第一項の規定により退職共済年金の額が算定されている者については、共済法第七十八條の二第四項中「金額」とあるのは、「金額に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第十六條第一項の規定により加算されることとなる金額を加算した金額」とする。

(退職共済年金の加給年金額等の特例) 第十七條 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合において、共済法第七十八條第一項並びに第八十三條第一項及び第四項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)附則第二條第三項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは、「配偶者」としてこれらの規定を適用し、共済法第七十八條第四項第四号(共済法第八十三條第五項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 退職共済年金の受給権者が次の各号に掲げる者であるときは、共済法第七十八條第一項の規定による配偶者に係る加給年金額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項に定める金額に、当該各号に定める金額に新国民年金法第二十七條の三及び第二十七條の五の規定の適用がないものとして改定した改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)を加算した額とする。

- 一 昭和九年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者 三万三千二百円
- 二 昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者 六万六千三百円
- 三 昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者 九万九千五百円
- 四 昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者 十三万二千六百円
- 五 昭和十八年四月二日以後に生まれた者 十六万五千八百円

3 退職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対象期間を有する更新組合員等である場合における施行法第十三條の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第七十八條第一項」とあるのは、「新法第七十八條第一項(同条第二項に定める金額について昭和六十年改正法附則第十七條第二項の規定を適用する場合を含む。)」とする。

(退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例) 第十八條 組合員期間が二十年未満である者(特例受給資格を有する者を除く。)又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合においては、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号)附則第四十五條第三項において「昭和五十四年法律第七十二号」という。)第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)附則第六十二條第一項において「昭和五十四年改正前の共済法」という。)第八十條第三項の規定による退職一時金又は昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号)第二條の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)附則第六十二條第一項において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という。)第五十四條第五項の規定による退職一時金を受けた者のこれらの退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。この場合においては、共済法附則第十二條の十二第一項及び第十二條の十三の規定にかかわらず、これらの一時金に係る同項に規定する支給額等又は同条に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額については、返還を要しないものとする。

(退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額の特例) 第十九條 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金の額を算定する場合においては、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数とを合算した月数が五百二十八月以上であるときは、共済法附則第十二條の四の二第五項の規定の適用については、その者は、退職共済年金の額の算定の基礎となつている組合員期間が四十四年以上である者であるものとみなす。

3 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金の額を算定する場合においては、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定

の基礎となつてゐる組合員期間の月数が四百八十月以上であるときは、共済法附則第十二条の四の第二項第一号（共済法附則第十二条の四の第三項及び第三項、第十二条の七の第二項、第十二条の七の第三項第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）及び第十二条の七の五の規定並びに附則第十六条の規定は適用しないものとし、当該組合員期間の月数が四百八十月未満であり、かつ、その月数が退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数とを合算した月数が四百八十月を超えるときは、共済法附則第十二条の四の第二項第一号並びに第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項の規定並びに附則第十六条第一項第一号及び第四項の規定に規定する金額の算定については、四百八十月から当該退職共済年金又は減額退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数を控除して得た月数をもつて、これらの規定に規定する金額の算定の基礎とする。組合員期間の月数とする。

4 退職共済年金又は減額退職共済年金の受給権者に支給する退職共済年金については、共済法第七十八条の規定にかかわらず、加給年金額は、加算しない。

4 (通算退職共済年金の受給権者に係る退職共済年金の額の特例)

第二十条 施行日前に退職した者で退職共済年金又は減額退職共済年金を受ける権利を有していないものが退職共済年金の支給を受けることとなつたときは、通算退職共済年金は支給しない。

2 前項の規定により支給しないこととされた通算退職共済年金の受給権者に支給する退職共済年金の額が、その者が施行日の前日において受ける権利を有していた通算退職共済年金の額（その者が大正十五年四月一日以前に生まれた者であるときは、当該退職共済年金の給付事由が生じた日の前日において受ける権利を有していた当該通算退職共済年金の額とし、その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該通算退職共済年金の額から、老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額とする。）より少ないときは、その額に相当する額をもつて、当該退職共済年金の額とする。

3 前項の規定は、組合員である間に支給される退職共済年金の額の算定については、適用しない。

4 第一項に規定する者で退職共済年金の支給を受けるものが施行日前に二回以上の退職をした者である場合における前各項の規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(退職共済年金の特例)

第二十一条 退職共済年金の受給権者が、施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものうち、次の各号に掲げる者である場合における当該退職共済年金の額については、共済法第七十七条（共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。）及び第七十八条並びに附則第十二条の四の第二項及び第三項（共済法附則第十二条の四の第二項並びに第十二条の七の第三項及び第四項においてその例による場合を含む。）並びに施行法第十一条の規定並びに附則第十五条から前条までの規定により算定した額が当該各号に定める額（その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該各号に定める額から当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額）より少ないときは、当該各号に定める額をもつて、当該退職共済年金の額とする。

一 施行日の前日において退職したとしたならば、退職共済年金を受ける権利を有することができた者、その者が同日において退職したものとみなして、旧共済法及び旧施行法の規定により算定するものとした場合の当該退職共済年金の額に相当する額

二 施行日の前日において退職共済年金又は減額退職共済年金を受ける権利を有していた者、その者が同日において退職したものとみなして、旧共済法第七十八条、第七十九条第三項から第六項まで又は附則第十三条の十六の規定により改定するものとした場合の退職共済年金又は減額退職共済年金の当該改定後の額と当該改定前の額との差額に相当する額

前項（第二号を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（施行法第十三条の二

第一項に規定する控除調整下限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

3 前項の規定による退職共済年金控除額が控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって退職共済年金の額とする。

4 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって退職共済年金の額とする。

第一項に規定する控除調整下限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

3 前項の規定による退職共済年金控除額が控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって退職共済年金の額とする。

4 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって退職共済年金の額とする。

5 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

6 第一項（第二号を除く。）の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7 前各項の規定は、組合員である間に支給される退職共済年金の額の算定については、適用しない。

第二十一条の二 共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（当該退職共済年金に係る

共済法附則第十二条の四の第二項第一号に規定する金額が当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十六条第一項第二号に規定する金額を超えるものに限る。）に係る共済法附則第十二条の四の四並びに第十二条の七の四第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、共済法附則第十二条の四の四中「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは、「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第十六条第一項第二号に規定する金額（附則第十二条の七の四第二項において「基礎年金相当部分の額」という。）と、共済法附則第十二条の七の四第二項中「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは、「基礎年金相当部分の額」と、同条第三項中「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは、「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第十六条第一項第二号に規定する金額」とする。

2 附則第十六条第一項又は第四項の規定により算定した金額が加算された退職共済年金に係る共済法第七十九条第二項及び第八十条第一項の規定の適用については、共済法第七十九条第二項中「相当する部分に」とあるのは「相当する部分並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分」と、同項第一号中「加算される金額」とあるのは「加算される金額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」と、共済法第八十条第一項中「加算される金額」とあるのは「加算される金額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」とする。

第二十一条の三 退職共済年金について、共済法第七十八条の二の規定を適用する場合において

共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額が当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十六条第一項第二号に規定する金額を超えるものに限る。）に係る共済法附則第十二条の四の四並びに第十二条の七の四第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、共済法附則第十二条の四の四中「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは、「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第十六条第一項第二号に規定する金額（附則第十二条の七の四第二項において「基礎年金相当部分の額」という。）と、共済法附則第十二条の七の四第二項中「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは、「基礎年金相当部分の額」と、同条第三項中「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは、「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第十六条第一項第二号に規定する金額」とする。

2 附則第十六条第一項又は第四項の規定により算定した金額が加算された退職共済年金に係る共済法第七十九条第二項及び第八十条第一項の規定の適用については、共済法第七十九条第二項中「相当する部分に」とあるのは「相当する部分並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分」と、同項第一号中「加算される金額」とあるのは「加算される金額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」とする。

第二十一条の三 退職共済年金について、共済法第七十八条の二の規定を適用する場合において

共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額が当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十六条第一項第二号に規定する金額を超えるものに限る。）に係る共済法附則第十二条の四の四並びに第十二条の七の四第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、共済法附則第十二条の四の四中「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは、「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第十六条第一項第二号に規定する金額（附則第十二条の七の四第二項において「基礎年金相当部分の額」という。）と、共済法附則第十二条の七の四第二項中「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは、「基礎年金相当部分の額」と、同条第三項中「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは、「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第十六条第一項第二号に規定する金額」とする。

2 附則第十六条第一項又は第四項の規定により算定した金額が加算された退職共済年金に係る共済法第七十九条第二項及び第八十条第一項の規定の適用については、共済法第七十九条第二項中「相当する部分に」とあるのは「相当する部分並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分」と、同項第一号中「加算される金額」とあるのは「加算される金額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」とする。

は、同条第一項ただし書中「、障害共済年金若しくは遺族共済年金」とあるのは、「障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金若しくは同条第十号に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付（これらの給付のうち退職又は老齢を給付事由とするものを除く。以下この条において「旧共済法等による年金」という。）と、「において障害共済年金若しくは遺族共済年金」とあるのは、「において障害共済年金若しくは遺族共済年金、旧共済法等による年金」と、同条第二項中「遺族共済年金」とあるのは「遺族共済年金、旧共済法等による年金」とする。

第二十二條

附則第十九条から前条までに定めるもののほか、施行日前に退職した者に支給する退職共済年金の額の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する共済法第八十条の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する共済法の退職共済年金に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（障害共済年金の支給要件の特例）

第二十三條 共済法第八十一条第三項の規定による障害共済年金は、同一の傷病による障害について障害年金又は国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下附則第六十六條までにおいて「旧国民年金法」という。）による障害年金を受ける権利を有していたことがある者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

（障害年金と障害共済年金とを併給する場合の取扱い等）

第二十四條 共済法第八十二条第四項及び第八十五条第一項の規定は、障害年金で障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの受給権者に対して更に障害共済年金（その障害の程度が共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度）の障害の状態にある場合に限る。次項において同じ。）を支給すべき事由が生じた場合について適用する。

昭和三十六年四月一日前に給付事由が生じた障害年金で障害基礎年金に相当するものとして

政令で定めるものの受給権者に対して更に障害共済年金又は障害基礎年金の給付事由が生じた場合における当該障害年金の特例その他障害年金の受給権者に対し更に障害共済年金又は障害基礎年金の給付事由が生じた場合における共済法の障害共済年金に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（障害一時金に關する経過措置）

第二十五條

新共済法第八十七条の五の規定は、施行日以後に退職した者について適用するものとし、施行日前に退職した者に係る障害一時金については、なお従前の例による。

2 共済法第八十七条の六の規定の適用については、旧共済法による年金は、共済法による年金とみなす。

3 前項の規定により共済法による年金とみなされた障害年金の受給権者について共済法第八十七条の六の規定を適用する場合には、同条第一号中「障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法別表第三の上欄に掲げられた障害の状態（以下この号」と、「障害共済年金」とあるのは「同法の規定による障害年金（他の法令の規定により当該障害年金とみなされたものを含む）」とする。

第二十六條 施行日前における組合員である間の傷病により施行日以後において障害の状態にある者に対する障害共済年金の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する共済法第八十七条の二の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する共済法の障害共済年金及び障害一時金に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（遺族共済年金の支給要件の特例）

第二十七條 施行日前に退職した者に対する共済法の遺族共済年金に関する規定の適用については、共済法第八十八条第一項第三号中「障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金」とあるのは「障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある障害共済年金又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（次号において「昭和六十年改正前の法」という。）の規定による障害年金（他の法令の規定により当該障害年金とみなされたものを含む）」と、同項第四号中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む）」とする。

公務員等共済組合法（次号において「昭和六十年改正前の法」という。）の規定による障害年金（他の法令の規定により当該障害年金とみなされたものを含む）」と、同項第四号中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む）」とする。

公務員等共済組合法（次号において「昭和六十年改正前の法」という。）の規定による障害年金（他の法令の規定により当該障害年金とみなされたものを含む）」と、同項第四号中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む）」とする。

第二十八條

共済法第九十条に規定する遺族共済年金の受給権者が六十五歳以上の妻であつて附則別表第四の上欄に掲げるものであるときは、当該遺族共済年金の額のうち共済法第八十九条第一項第一号イ（一）又はロ（一）に掲げる金額（同条第二項第一号イに掲げる同条第一項第一号の規定の例により算定した金額を含む。）は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を加算した金額とする。

（遺族共済年金の加算の特例）

第二十九條 配偶者に支給する遺族共済年金の額は、その配偶者が、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時遺族である子と生計を同じくしていた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないとき（新国民年金法第三十七条ただし書の規定に該当したことにより遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときを除く。次項において同じ。）は、共済法第八十九条及び第九十条の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した金額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により算定した金額を加算した金額とする。

2 子に支給する遺族共済年金の額は、その子が組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、共済法第八十九条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した金額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により算定した金額を加算した金額とする。

3 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項及び第二項」とする。

4 新国民年金法第三十九条第二項及び第三項、第三十九条の二第二項、第四十条、第四十一条第二項及び第四十一条の規定は、遺族共済年金のうち第一項又は第二項の加算額に相当する部分について適用する。

3 共済法第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金を受ける妻であつて附則別表第四の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、その者を第一項の規定に該当する者として当該遺族共済年金の額を改定する。

4 共済法第九十三条第一項の規定は、第一項の規定による加算額について適用する。

5 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が、障害基礎年金若しくは旧国民年金法による障害年金又は国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

第二十九條

配偶者に支給する遺族共済年金の額は、その配偶者が、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時遺族である子と生計を同じくしていた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないとき（新国民年金法第三十七条ただし書の規定に該当したことにより遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときを除く。次項において同じ。）は、共済法第八十九条及び第九十条の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した金額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により算定した金額を加算した金額とする。

2 子に支給する遺族共済年金の額は、その子が組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、共済法第八十九条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した金額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により算定した金額を加算した金額とする。

3 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項及び第二項」とする。

4 新国民年金法第三十九条第二項及び第三項、第三十九条の二第二項、第四十条、第四十一条第二項及び第四十一条の規定は、遺族共済年金のうち第一項又は第二項の加算額に相当する部分について適用する。

3 共済法第九十一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「配偶者に対する遺族共済年金」とあるのは「配偶者に対する遺族共済年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたものを除く。）」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

6 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金に対する共済法第九十三条第一項（前

条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、共済法第九十三条第一項中「その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができる」とあるのは、「当該遺族共済年金が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたものである」とする。

7 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金のうち、これらの規定による加算額に相当する部分は、共済法第七十四条、新国民年金法第二十条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定で政令で定めるもの及び共済法第九十三条の第二項第五号の規定の適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族共済年金でないものとみなす。
（退職年金の受給権者等に対する遺族共済年金の額の特例）

第三十条 退職年金又は減額退職年金の受給権者（特例退職年金（旧共済法附則第十三条の第十五第二項に規定する特例退職年金をいう。以下同じ。）の受給権者及び特例受給資格を有する者を除く。）で組合員期間が二十年未満のものが施行日以後に死亡した場合における共済法第八十九条第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項第一号ロ（2）中「次の（i）又は（ii）に掲げる者の区分に応じ、それぞれ（i）又は（ii）に定める」とあるのは「（i）に定める」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十条第一項に規定する退職年金又は減額退職年金の受給権者」とする。

2 退職年金若しくは減額退職年金の受給権者が施行日以後に死亡した場合、施行日の前日において組合員であつた者が施行日以後引き続き組合員である者が組合員である間に死亡した場合又は附則第二十一条第一項の規定によりその額が算定された退職共済年金の受給権者が死亡した場合における遺族共済年金の額については、共済法第八十九条及び第九十条並びに施行法第十三条の規定並びに前二条の規定により算定した額が、これらの者について施行日の前日において遺族年金の給付事由が生じていたとすれば同日において支給されるべき遺族年金の額

（当該遺族が同一の事由により遺族基礎年金の支給を受けるときは、当該遺族年金の額から、当該遺族基礎年金の額のうち組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額）より少ないときは、その額をもつて、当該遺族共済年金の額とする。

3 前二項に定めるもののほか、前項に規定する場合における遺族共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

（長期給付に要する費用の負担の特例）

第三十一条 要は、政令で定めるところにより、共済法第九十九条第四項の規定によるほか、毎年度、当該事業年度において支払われる長期給付（共済法第七十三条第一項各号に掲げる保険給付を含む。第一号において同じ。）に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。

一 昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付に要する費用（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）第二条の規定による改正前の共済法第九十九条第二項第三号に掲げるもの及び施行法第五十四条の規定により負担することとされたものを除く。）として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十の範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額

二 国民年金等改正法附則第三十五条第二項第一号に規定する旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分（旧国民年金法第二十七条第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。）として政令で定める部分に相当する額の四分の一に相当する額

共済法第二百二条第三項の規定は、前項の規定により国が負担する金額について準用する。
（船員組合員であつた者に係る組合員期間の計算の特例等）

第三十二条 施行日前の旧船員組合員（旧共済法第九十九条に規定する船員組合員及び改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十九条第一項に規定する旧公企体船員組合員であつた者をいう。以下同じ。）であつた期間を有する者又はその遺族に対する共済法及び施行法の長期給付に關する規定並びに附則第十四条から第三十条まで（附則第十六条第一項第二号を除く。）の規定（以下この条において「共済法の長期給付に關する規定等」という。）の適用は

つては、附則第七条の規定にかかわらず、旧共済法第九十九条の規定により算定した当該旧船員組合員であつた期間（施行日前において組合員でない船員（国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）以下「旧船員保険法」という。）による船員保険の被保険者をいう。以下同じ。）であつた期間（旧共済法第二百二条の規定又はこれに相当する旧公企体共済法（施行法第四十条第一号）に規定する旧公企体共済法をいう。以下同じ。）の規定に該当した者の組合員でない船員であつた期間を除く。）を有する者であるときは、当該組合員でなかつた船員であつた期間を合算した期間）の月数に三分の四を乗じて得た期間の月数をもつて、当該旧船員組合員であつた期間に係る組合員期間の月数とする。ただし、共済法第八十二条に規定する公務等による障害共済年金及び共済法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金の額の算定については、この限りでない。

2 施行日以後平成三年三月三十一日までの間の新船員組合員（共済法第九十九条に規定する船員組合員をいう。以下この条において同じ。）であつた期間を有する者又はその遺族に対する共済法の長期給付に關する規定等の適用については、共済法第三十八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した当該新船員組合員であつた期間の月数に五分の六を乗じて得た期間の月数をもつて、当該新船員組合員であつた期間に係る組合員期間の月数とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定の適用を受ける旧船員組合員であつた期間又は新船員組合員であつた期間については、共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額の算定の基礎となる組合員期間とはしない。

4 前三項の規定を適用して算定した障害共済年金又は遺族共済年金（共済法第八十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。以下この項において同じ。）の額が、前三項の規定を適用しないものとして算定した障害共済年金又は遺族共済年金の額より少ないときは、その額をもつて、当該障害共済年金又は遺族共済年金の額とする。

5 前各項に定めるもののほか、第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける旧船員組合員であつた期間若しくは新船員組合員であつた期間を有する者又はこれらの者の遺族に対する共済法の長期給付に關する規定等の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
（任意継続組合員に關する経過措置）

第三十三条 新共済法第二百二十六条の第五項の規定は、施行日において同条第二項に規定する任意継続組合員である者及び施行日以後に退職した者について適用するものとし、施行日前に当該任意継続組合員の資格を喪失した者については、なお従前の例による。

第三十四条 削除
（退職年金の額の改定）

第三十五条 退職年金（特例退職年金を除く。以下この条、附則第三十八条、第四十六条、第五十二条、第五十三条及び第五十七条において同じ。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額を合算した額に改定する。ただし、その額が施行日の前日における退職年金の最低保障の額を勘案して政令で定める額より少ないときは、当該政令で定める金額とし、その額が当該退職年金の算定の基礎となつていない俸給年額（旧共済法第四十二条第二項に規定する俸給年額又は公企体基礎俸給年額に附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率（以下「俸給年額改定率」という。）を乗じて得た額をいい、その年金が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）に係るものである場合には、これらの額に、政令で定める額に当該俸給年額改定率を乗じて得た額を加えた額とする。以下同じ。）の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは当該百分の六十八・〇七五に相当する金額とする。

一次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 当該退職年金の額の算定の基礎となつていない組合員期間の年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り捨てた年数。以下同じ。）が二十年以下である場合 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

ロ 当該退職年金の額の算定の基礎となつていない組合員期間の年数が二十年を超える場

つた期間若しくは新船員組合員であつた期間を有する者又はこれらの者の遺族に対する共済法の長期給付に關する規定等の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（任意継続組合員に關する経過措置）

第三十三条 新共済法第二百二十六条の第五項の規定は、施行日において同条第二項に規定する任意継続組合員である者及び施行日以後に退職した者について適用するものとし、施行日前に当該任意継続組合員の資格を喪失した者については、なお従前の例による。

第三十四条 削除
（退職年金の額の改定）

第三十五条 退職年金（特例退職年金を除く。以下この条、附則第三十八条、第四十六条、第五十二条、第五十三条及び第五十七条において同じ。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額を合算した額に改定する。ただし、その額が施行日の前日における退職年金の最低保障の額を勘案して政令で定める額より少ないときは、当該政令で定める金額とし、その額が当該退職年金の算定の基礎となつていない俸給年額（旧共済法第四十二条第二項に規定する俸給年額又は公企体基礎俸給年額に附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率（以下「俸給年額改定率」という。）を乗じて得た額をいい、その年金が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）に係るものである場合には、これらの額に、政令で定める額に当該俸給年額改定率を乗じて得た額を加えた額とする。以下同じ。）の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは当該百分の六十八・〇七五に相当する金額とする。

一次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 当該退職年金の額の算定の基礎となつていない組合員期間の年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り捨てた年数。以下同じ。）が二十年以下である場合 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

ロ 当該退職年金の額の算定の基礎となつていない組合員期間の年数が二十年を超える場

合 イに定める金額に当該退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間のうち二十年を超える年数(当該年数が十五年を超える場合は、十五年)一年につきイに定める金額を二十で除して得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を加えた金額

二 当該退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数(当該年数が四十年を超えるときは、四十年)一年につき俸給年額の百分の〇・九五に相当する金額

2 退職年金で旧共済法第七十八条第二項から第四項までの規定によりその額が改定されたもの又は改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第十八条第七項の規定によりその額が算定されたものについては、前項の規定にかかわらず、施行日の属する月分以後、その額を、旧共済法第七十八条第三項及び第四項の規定に準じて政令で定めるところにより算定した額に改定する。

3 前二項の場合において、これらの規定による改定後の退職年金の額が施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額より少ないときは、その額をもつて、これらの規定による改定後の退職年金の額とする。

4 第一項に規定する俸給年額改定率は、共済法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。(退職年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱い)

第三十六条 退職年金の受給権者が六十歳に達した日の属する月の翌月以後の組合員である期間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職年金の額のうち、当該各号に定める金額に共済法第七十八条の規定及び附則第十七条の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の総報酬月額相当額(共済法第七十九条第二項第一号に規定する総報酬月額相当額をいう。次号及び附則第四十四条第一項に

おいて同じ。)と当該退職年金の額のうちその算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として共済法附則第十二条の四の二第二項並びに施行法第十一条の規定並びに附則第九条及び第十五条の規定の例により算定した金額(以下この項において「在職中支給基本額」という。)を十二で除して得た金額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が共済法第七十九条第三項及び附則第十四条第一項において「停止解除調整開始額」という。)以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額

イ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が共済法第七十九条第四項に規定する停止解除調整変更額(以下この項及び附則第四十四条第一項において「停止解除調整変更額」という。)以下である場合、その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合、停止解除調整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合、その者の総報酬月額相当額の二分の一に相当する金額と基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合、その者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額を控除して得た金額

二 退職年金の受給権者が退職したときは、当該退職年金の額を、当該退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として共済法第七十八条、附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに第十三条の九並びに施行法第十一条の規定並びに附則第九条、第十五条及び第七十条の規定の例により算定した額に改定する。

2 前項第三号に掲げる者(昭和十五年七月一日以前に生まれた者を除く。)に支給する減額退職年金の額は、同項に規定する申出に係る退職年金の額から、その額に、当該退職年金の支給を開始することとされてきた年齢と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じ、保険数理を基礎として政令で定める率を乗じて得た金額を減じた金額とする。(減額退職年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱い)

第三十七条 減額退職年金については、施行日の属する月分以後、その額を、当該減額退職年金の施行日の前日における額を当該減額退職年金を支給しなかつたとしたならば支給すべきであつた退職年金の施行日の前日における額で除して得た割合を、当該退職年金を支給していたときならば附則第三十五条の規定により改定すべきこととなる当該退職年金の額に乘じて得た額に改定する。

2 附則第三十五条第三項の規定は、前項の規定による減額退職年金の額の改定について準用する。

第三十八条 退職年金の支給開始年齢の特例(減額退職年金の支給開始年齢の特例) 六月を経過する日以後に、減額退職年金の支給を受けることを希望する旨を国家公務員共済組合連合会に申し出た場合において、その者が次の各号に掲げる者であるときは、当該減額退職年金は、当該各号に掲げる年齢に達した日の属する月の翌月以後でその者の希望する月から支給する。

一 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者(旧共済法附則第十二条の五第二項及び第十三条の十第一項に規定する政令で定める者に該当し、次に掲げる旧公体共済法附則第十六条の三第二項に規定する政令で定める者に該当した者を除く。以下この項において同じ。)で昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれたもの、五十三歳

二 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者で昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれたもの、五十四歳

三 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者で昭和

十一年七月二日以後に生まれたもの、五十五歳

2 前項第三号に掲げる者(昭和十五年七月一日以前に生まれた者を除く。)に支給する減額退職年金の額は、同項に規定する申出に係る退職年金の額から、その額に、当該退職年金の支給を開始することとされてきた年齢と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じ、保険数理を基礎として政令で定める率を乗じて得た金額を減じた金額とする。(減額退職年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱い)

第三十九条 附則第三十六条の規定は、減額退職年金の受給権者が施行日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員となつたときについて準用する。この場合においては、同条第一項中「算定した金額」とあるのは、「算定した金額(当該減額退職年金の支給が開始されていたものであるときは、その算定した金額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、政令で定める金額を控除した金額)」と、同条第二項中「算定した金額」とあるのは、「算定した額(当該減額退職年金の支給が開始されたものであるときは、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、政令で定める額を控除した額)」と読み替へるものとする。

(通算退職年金等の額の改定) 第四十条 通算退職年金(特例退職年金を含む)については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

二 俸給年額の十二分の一の額の千分の九・五に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

前項の規定により改定すべき通算退職年金で旧共済法第七十九条の二第五項(改正前の昭和

五十八年法律第八十二号附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に該当することとされる場合は、旧共済法第七十九条の第二項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前項の規定の例により改定した額の合算額をもつて、当該通算退職年金の額とする。

3 特例退職年金で旧共済法附則第十三条の十六第二項の規定によりその額が改定されたものについては、第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月分以後、その額を、同条第二項の規定に準じて政令で定めるところにより算定した額に改定する。

第四十一条 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるもの（障害年金の受給権者を除く。）

（障害年金の受給権者を除く。）で施行日の前日において退職したとしたならば、同日において障害年金を受ける権利を有することとなるものには、その者が施行日の前日において退職したものとみなして、旧共済法及び旧施行法の障害年金に関する規定の例により、障害年金を支給する。この場合においては、次条から附則第四十四条までの規定を適用する。

2 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものうち、障害年金の支給が旧共済法第八十五条第一項の規定により停止されていた者で施行日の前日において退職したとしたならば同日において障害年金の額が改定されることとなるものについては、同日において当該障害年金の額を改定する。

（障害年金の額の改定）

第四十二条 旧共済法第八十一条第一項第一号の規定による障害年金（以下「公務による障害年金」という。）の額については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額の合算額の百分の七十五（旧共済法別表第三の上欄に掲げる障害の程度（以下「旧共済法の障害等級」という。）の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百とする。）に相当する額に俸給年額の百分の九・五（旧共済法の障害等級の一級に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の十九とする。）に相当する額を加えた金額に改定する。

ただし、その額が施行日の前日における障害年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額とし、その額が俸給年額の百分の九十七・二五に相当する金額を超えるときは、俸給年額の百分の九十七・二五に相当する金額とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数が二十年以下である場合 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円を上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

ロ 当該障害年金の額の算定の基礎となつていない組合員期間の年数が二十年を超える場合 イに定める金額に当該障害年金の額の算定の基礎となつていない組合員期間のうち二十年を超える年数（当該年数が十五年を超える場合は、十五年）一年につきイに定める金額を二十で除して得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を加えた金額

二 組合員期間の年数（当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。）一年につき俸給年額の百分の〇・九五に相当する金額

旧共済法第八十一条第一項第二号の規定による障害年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十一条第三項に規定する移行障害年金を含む。以下「公務による障害年金」という。）については、施行日以前の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる金額の百分の七十五（旧共済法の障害等級の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百とする。）に相当する額に改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年以下である場合 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）に俸給年額の百分の九十九に相当する金額を加算して得た金額（次号及び第三号において「障害年金基礎額」という。）

二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合 障害年金基礎額に、組合員期間十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た金額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十五年以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた金額に、二十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た金額

四 組合員期間の年数が三十五年を超える場合 組合員期間の規定により求めた金額に、三十五年を超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき俸給年額の百分の〇・九五に相当する額を加算して得た金額

3 前二項の規定による改定後の障害年金の額が当該障害年金の受給権者が施行日の前日において受ける権利を有していた障害年金の額（前条第一項の規定により支給される障害年金にあつては同項の規定により算定される額とし、同条第二項の規定により改定された障害年金にあつては同項の規定による改定後の額とする。）より少ないときは、その額をもつて、前二項の規定による改定後の障害年金の額とする。

4 前三項に定めるもののほか、障害年金の基礎となつた障害が二以上ある場合における障害年金の額の改定の特例、旧共済法第八十五条第二項から第八項までの規定によりその額が改定された障害年金の額の改定の特例その他の障害年金の額の改定に関し必要な事項は、政令で定める。

（障害の程度が変わつた場合の年金額の改定等）

第四十三条 障害年金を受ける権利を有する者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する旧共済法の障害等級に応じ、その障害年金の額を改定する。

2 障害年金を受ける権利は、障害年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して旧共済法の障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して旧共済法の障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

（障害年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱い）

第四十四条 障害年金の受給権者が組合員である期間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害年金の額のうち、当該各号に定める金額（当該障害年金が旧共済法の障害等級の一級又は二級に該当するときは、当該金額に共済法第八十三条の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額）に相当する部分に限り、支給の停止は、行われない。

一 その者の総報酬月額相当額と当該障害年金の額のうちその算定の基礎となつていない組合員期間を基礎として共済法第八十二条第一項第一号及び施行法第十二条の規定並びに附則第九条の規定の例により算定した金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た金額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が停止解除調整開始額以下である場合 在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合 在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額

イ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額

から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

口 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 停止解除調整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 その者の総報酬月額相当額の二分の一に相当する金額に基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 その者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 その者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 その者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合

2 障害年金の受給権者が退職したときは、旧共済法第八十五条第二項の規定にかかわらず、その額の改定は行わない。

(厚生年金保険の被保険者等である間における支給停止)

第四十五条 退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が共済法第八十条第一項において「厚生年金保険の被保険者等」という。）である場合において、その者の同条第一項に規定する総収入月額相当額（以下この条において「総収入月額相当額」という。）とその者に支給されるべきこれらの年金の額に百分の九十を乗じて得た額（当該退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者が六十五歳以上であるとき、又は障害年金の受給権者であるときは、更に、百分の五十を乗じて得た額とする。以下この項において「停止対象年金額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が共済法第八十条第二項に規定する支給停止調整額（以下この項において「支給停止調整額」という。）を超えるときは、当該停止対象年金のうち、総収入月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、

し、支給停止額が当該停止対象年金額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該停止対象年金額に相当する金額を限度とする。

2 国家公務員共済組合連合会は、前項の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、共済法第八十条第二項に規定する年金保険者等に対し、前項の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に關して必要な資料の提供を求めることができる。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による年金の支給の停止に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第四十六条 遺族年金（旧共済法附則第十三条の十八第二項に規定する特例遺族年金を除く。以下この条及び次条において同じ。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該遺族年金の区分に応じ、当該各号に掲げる金額に改定する。

一 公務による遺族年金（旧共済法第八十八条第一号の規定による遺族年金をいう。以下同じ。）七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）に俸給年額の百分の十九に相当する金額を加えた金額（以下この条において「遺族年金基礎額」という。）（組合員期間（当該遺族年金の基礎となつた組合員期間に限る。以下この項において同じ。）が二十年を超えるときは、二十年を超え三十五年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する金額を、三十五年を超える期間についてはその超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき俸給年額の百分の〇・九五に相当する金額を加えた金額）

二 旧共済法第八十八条第二号の規定による遺族年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十二條第三項第一号及び第二号に掲げる移行遺族年金を含む。）当該遺族年金に係る組合員であつた者が受ける権利を有していた退職年金（退職年金を受ける権利を有していなかつた者については、減額退職年金

若しくは障害年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を退職とみなした場合において支給すべきであつた退職年金）の額を附則第三十五条の規定により改定するものとした場合における当該改定後の退職年金の額の百分の五十に相当する金額

三 旧共済法第八十八条第三号の規定による遺族年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十二條第三項第三号に掲げる移行遺族年金を含む。）遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額（組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加えた金額）

四 旧共済法第八十八条第四号の規定による遺族年金 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額

2 旧共済法第二条第三項及び第八十八条の三の規定は、前項の規定により遺族年金を改定する場合について、なおその効力を有する。この場合において、旧共済法第二条第三項中「十八歳未満である」とあるのは、「十八歳に達する日以後最初の三月三十一日までの間にあつて」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定による改定後の遺族年金の額（前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の三の規定の適用があるときは、同条の規定により加えることとされた金額を加えた額）が、施行日の前日における遺族年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額を当該遺族年金の額とし、公務による遺族年金の額が、俸給年額の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは、当該百分の六十八・〇七五に相当する金額を当該公務による遺族年金の額とする。

4 旧共済法第八十八条の五、第八十八条の六及び第九十二条の二の規定は、前三項の規定により遺族年金の額を改定する場合について、なおその効力を有する。

5 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の五第一項の規定の適用については、同項第一号中「十二万円」とあるのは、「十四万九千七百円に国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないも

のとして改定した同法第二十七条本文に規定する改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）と、同項第二号中「二十一万円」とあるのは、「二十六万二千二百円に前号に規定する改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）と、同項第二号中「二十一万円」とあるのは、「二十六万二千二百円に前号に規定する改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）と、同項第三号中「十二万円」とあるのは、「十四万九千七百円に第一号に規定する改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）と読み替へるものとする。このほか、第二項及び前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の三並びに第八十八条の五、第八十八条の六及び第九十二条の二の規定の適用について必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前各項の規定による改定後の遺族年金の額が施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金の額より少ないときは、その額をもつて、第一項の規定による改定後の遺族年金の額とする。

7 共済法第八十九条第五項の規定は、遺族年金について準用する。

4 第四十六条の二 旧共済法第九十一条の規定は、遺族年金についてなおその効力を有する。この場合において、同条第五号中「十八歳に達した」とあるのは、「十八歳に達した日以後最初の三月三十一日が終了した」と読み替へるものとする。

(通算遺族年金等の額の改定)

第四十七条 通算遺族年金（旧共済法附則第十三条の十八第二項に規定する特例遺族年金を含む。）については、施行日の属する月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして附則第四十条の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

(旧船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金の額の特例等)

第四十八条 旧船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金の額については、施行日以後、

若しくは障害年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を退職とみなした場合において支給すべきであつた退職年金）の額を附則第三十五条の規定により改定するものとした場合における当該改定後の退職年金の額の百分の五十に相当する金額

三 旧共済法第八十八条第三号の規定による遺族年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十二條第三項第三号に掲げる移行遺族年金を含む。）遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額（組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加えた金額）

四 旧共済法第八十八条第四号の規定による遺族年金 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額

2 旧共済法第二条第三項及び第八十八条の三の規定は、前項の規定により遺族年金を改定する場合について、なおその効力を有する。この場合において、旧共済法第二条第三項中「十八歳未満である」とあるのは、「十八歳に達する日以後最初の三月三十一日までの間にあつて」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定による改定後の遺族年金の額（前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の三の規定の適用があるときは、同条の規定により加えることとされた金額を加えた額）が、施行日の前日における遺族年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額を当該遺族年金の額とし、公務による遺族年金の額が、俸給年額の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは、当該百分の六十八・〇七五に相当する金額を当該公務による遺族年金の額とする。

4 旧共済法第八十八条の五、第八十八条の六及び第九十二条の二の規定は、前三項の規定により遺族年金の額を改定する場合について、なおその効力を有する。

5 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の五第一項の規定の適用については、同項第一号中「十二万円」とあるのは、「十四万九千七百円に国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないも

その額を、次に掲げる年金の額のうちその者又はその遺族が選択するいずれか一の年金の額とする。

一 組合員期間に係る旧共済法による年金の附則第三十五条から前条までの規定による改定後の額

二 その者が組合員とならなかったものとした場合に船員であった者又はその遺族として受けるべき旧船員保険法の規定による年金の額

2 前項の規定による選択は、施行日から六十日を経過する日以前に、組合に申し出ることに伴って行うものとする。この場合において、同日までに申出がなかつたときは、同項各号に規定する年金のうち、その者が施行日の前日において受ける権利を有していた年金に相当するいずれか一の年金を選択したものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、旧船員組合員であつた者が組合員でない船員であつた期間を有する場合における年金の特例その他の旧船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金に關し必要な事項は、政令で定める。

(衛視等であつた者の特例)
第四十九条 退職年金の受給権者が衛視等(旧共済法附則第三条に規定する衛視等をいう。以下この条において同じ。)である場合における附則第三十五条の規定による退職年金の額の改定の特例その他衛視等であつた者に対する同条から前条までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(離婚等をした場合における特例)
第五十条 退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が共済法第九十三条の五第一項に規定する離婚等をした場合におけるこれらの年金の額の改定その他必要な事項については、同条から共済法第九十三条の十二までの規定に準じて、政令で定める。

第五十一条 削除
(更新組合員等であつた者の退職年金等の額の改定の特例)
第五十二条 退職年金又は減額退職年金の受給権者が組合員期間二十年未満の更新組合員等であつた場合における附則第三十五条第一項又は第三十七条第一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項中「次に掲げる金額を合算した額」とあるのは、「組合員期間が二十年であるものとして算定した次に掲げる金額の合算額の二十分の一に相当する金額に当該年金の額の

算定の基礎となつている組合員期間の年数を乗じて得た金額」とする。
2 退職年金又は減額退職年金の受給権者が控除期間等の期間を有する更新組合員等であつた者である場合における附則第三十五条第一項又は第三十七条第一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項各号に掲げる金額は、同項各号の規定にかかわらず、その金額から、その金額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た金額の百分の四十五に相当する金額に控除期間等の期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

3 前項の場合において、同項に規定する更新組合員等であつた者の同項に規定する組合員期間の年数が三十五年を超えるときは、同項中「控除期間等の期間の年数」とあるのは、「控除期間等の期間の年数(同項第一号に掲げる金額については当該期間以外の組合員期間と合算して三十五年を超える部分の年数を除き、同項第二号に掲げる金額については当該期間以外の組合員期間と合算して四十年を超える部分の年数を除く。）」とする。

4 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する更新組合員等であつた者が、施行日以後に七十歳若しくは八十歳又は六十歳に達した場合において、旧施行法第十一条の規定(他の法令においてその例によることとされる同条の規定を含む。以下この条において同じ。)がなおその効力を有していたとしたならば旧施行法第十一条第六項又は第七項の規定により当該退職年金又は減額退職年金の額が改定されるものであり、かつ、その達した日の属する月においてその者が支給を受けている退職年金又は減額退職年金の額が施行日の前日において旧施行法第十一条第六項又は第七項の規定による改定をするものとした場合における当該改定後の退職年金又は減額退職年金の額より少ないときは、その額を達した日の属する月の翌月分以後、その額を当該改定後の退職年金又は減額退職年金の額に相当する額に改定する。

(琉球政府等の職員であつた者の退職年金等の額の特例)
第五十九条 旧施行法第五十一条の九第一項に規定する復帰更新組合員であつた者(改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十八条第一項に規定する公団体復帰更新組合員であつた者を含む。)

に係る旧共済法による年金の額の改定に關する特例その他の施行法第三十三条第六号に規定する琉球政府等の職員であつた者に係るこの附則の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(移行組合員等に関する退職年金等の特例)
第六十条 移行組合員等が旧施行法第五十一条の十三第一項第一号の申出をした者が受ける権利を有する旧共済法による年金のうち当該申出に係るもので施行日の前日において現に支給されていた年金については、附則第三十六条、第三十九条及び第四十四条の規定は、適用しない。
2 前項に規定する年金の受給権者が組合員であるときは、その者は共済法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等であるものとみなし、その者の同項に規定する所得金額に應じ、附則第四十五条の規定の例により、その額の一部の支給を停止する。
(脱退一時金等に関する経過措置)
第六十一条 施行日前に組合員であつた期間を有する者が施行日以後に六十歳に達したとき、若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後退職したとき、又は施行日以後に六十歳未満で死亡したときにおいて、旧共済法の規定が適用されることとなつたときは、なお従前の例による。ただし、その者が退職共済年金若しくは障害共済年金を受ける権利を有するときは、又はその者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有するときは、当該脱退一時金又は特例死亡一時金は、支給しない。
(退職一時金の返還)
第六十二条 退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族年金に係る組合員であつた者がこれらの年金の額の算定の基礎となつている組合員期間につき次の各号に掲げる一時金である給付を受けた者であるときは、これらの年金の受給権者は、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する金額を加えた金額(以下この条において「支給額等」という。)を施行日から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員等共済組合連合会(これらの年金が新共済法百十一条の三第一項に規定する適用法人の組合から支給されるものであるときは、当該適用法人の組合。以下「連合会等」という。)に返還しなければならない。

二 昭和五十四年改正前の旧公団体共済法の規定による退職一時金及び返還一時金

2 前項に規定する年金の受給権者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する金額をその者が受ける当該年金の額から控除することにより返還する旨を施行日から六十日を経過する日以前に、当該年金を支給する連合会等に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたらば支給されることとなる当該年金の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額から、支給額等に相当する金額に達するまでの金額を順次に控除することにより行うものとする。この場合において、その控除後の金額をもつて、当該年金の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金である給付の支給を受けた日の属する月の翌月から施行日の属する月の前月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

5 第一項に規定する一時金である給付を受けた者に係る同項に規定する年金が施行日前に支給されたものである場合における同項の規定の適用については、同項中「支給を受けた額」とあるのは、「支給を受けた額から、その額にこれらの年金の支給を受けた期間の月数(その月数が二百四十月を超えるときは、二百四十月)を二百四十月で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額」とする。

6 前各項に定めるもののほか、旧共済法による年金の受給権者に係る一時金の返還に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧共済法による長期給付に要する費用の負担)
第六十四条 旧共済法による年金(施行日以後に支給される旧共済法又は旧公団体共済法の規定による一時金を含む。)の給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一 当該費用のうち、組合員であつた期間以外の期間として年金の計算の基礎となつているものに対応する費用については、施行法第五十四条の規定による費用の負担の例による。

二 当該費用のうち、国民年金等改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用に

二 昭和三十五年改正前の旧公団体共済法の規定による退職一時金及び返還一時金

2 前項に規定する年金の受給権者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する金額をその者が受ける当該年金の額から控除することにより返還する旨を施行日から六十日を経過する日以前に、当該年金を支給する連合会等に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたらば支給されることとなる当該年金の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額から、支給額等に相当する金額に達するまでの金額を順次に控除することにより行うものとする。この場合において、その控除後の金額をもつて、当該年金の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金である給付の支給を受けた日の属する月の翌月から施行日の属する月の前月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

5 第一項に規定する一時金である給付を受けた者に係る同項に規定する年金が施行日前に支給されたものである場合における同項の規定の適用については、同項中「支給を受けた額」とあるのは、「支給を受けた額から、その額にこれらの年金の支給を受けた期間の月数(その月数が二百四十月を超えるときは、二百四十月)を二百四十月で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額」とする。

6 前各項に定めるもののほか、旧共済法による年金の受給権者に係る一時金の返還に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧共済法による長期給付に要する費用の負担)
第六十四条 旧共済法による年金(施行日以後に支給される旧共済法又は旧公団体共済法の規定による一時金を含む。)の給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一 当該費用のうち、組合員であつた期間以外の期間として年金の計算の基礎となつているものに対応する費用については、施行法第五十四条の規定による費用の負担の例による。

二 当該費用のうち、国民年金等改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用に

ついでに、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

三 当該費用のうち、公務による障害年金又は公務による遺族年金の給付に要する費用(前二号に規定する費用を除く。)については、共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用の負担の例による。

四 当該費用のうち、附則第三十一条第一項の規定により国が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、同項の規定の例により、国が負担する。

五 当該費用のうち、前各号に規定するもの以外の費用については、共済法第九十九条第二項第二号に掲げる費用の負担の例による。

(国等が負担する費用の負担の調整に関する経過措置)

第六十五条 昭和六十一年度以後において、国又は日本国有鉄道が、新共済法第九十九条第三項(第一号を除く。)の規定並びに附則第三十一条第一項及び前条第一項の規定による負担をする場合においては、附則第八十六条の規定による改正後の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(附則第三十一条第一項及び第六十四条第一項の規定)と、「公共企業体」とあるのは「日本国有鉄道」とし、たゞこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第七十一号)附則第十五条の規定の適用については、同条第二項中「新共済法第九十九条第三項及び附則第二十条の二」とあるのは「国家公務員等共済組合法第九十九条第三項(第一号を除く。)」並びに「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第三十一条第一項及び第六十四条第一項」と、同条第三項中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条」とし、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第八十七号)附則第十条の規定の適用については、同条第一項中「改正後の共済法第九十九条第三項及び附則第二十条の二」とあるのは「国家公務員等共済組

合法第九十九条第三項(第一号を除く。))並びに「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第三十一条第一項及び第六十四条第一項」と、同条第三項中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条」とする。

(政令への委任)

第六十六条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、旧共済法による年金の受給権者に対する経過措置並びに共済法、施行法及びこの法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)

第八十五条 前条の規定による改正前の昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(附則第七項又は第四項の規定)によりその例によることとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下この条において「昭和五十四年改正前の共済法」という。)の規定による返還一時金又は死亡一時金、昭和五十四年改正前の共済法の規定による退職一時金の支給を受けた者が施行日以後に六十歳に達したとき若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後退職したとき、又は施行日以後に死亡したときにおいて昭和五十四年改正前の共済法の規定が適用されるとしたならば支給されることとなるものについては、なお従前の例による。ただし、その者が退職共済年金若しくは障害共済年金を受ける権利を有するときは又はその者の遺族が遺族共済年金を受けるとし、一時金は支給しない。

(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)

第八十七条 前条の規定による改正前の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(附則第十五条、附則第十六条関係)は、それぞれ第一条の規定による改正前の国家公務

員等共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金とみなす。
2 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた移行年金については、なお従前の例による。

附則別表第一(附則第十四条関係)

Table with 4 columns: 昭和二十七年四月一日以前に生まれた者, 昭和二十七年四月二日から昭和二十八年三月三十一日までの間に生まれた者, 昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間に生まれた者, 昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの間に生まれた者. Rows include birth dates and percentages.

附則別表第二(附則第十五条、附則第十六条関係)

Table with 4 columns: 昭和二年四月一日以前に生まれた者, 昭和二年四月二日から昭和三年三月三十一日までの間に生まれた者, 昭和三年四月一日から昭和四年三月三十一日までの間に生まれた者, 昭和四年四月一日から昭和五年三月三十一日までの間に生まれた者. Rows include birth dates and percentages.

昭和八年四月二日から昭和九年三月三十一日までの間に生まれた者
昭和九年四月二日から昭和十年三月三十一日までの間に生まれた者
昭和十年四月二日から昭和十一年三月三十一日までの間に生まれた者
昭和十一年四月二日から昭和十二年三月三十一日までの間に生まれた者
昭和十二年四月二日から昭和十三年三月三十一日までの間に生まれた者
昭和十三年四月二日から昭和十四年三月三十一日までの間に生まれた者
昭和十四年四月二日から昭和十五年三月三十一日までの間に生まれた者
昭和十五年四月二日から昭和十六年三月三十一日までの間に生まれた者
昭和十六年四月二日から昭和十七年三月三十一日までの間に生まれた者
昭和十七年四月二日から昭和十八年三月三十一日までの間に生まれた者
昭和十八年四月二日から昭和十九年三月三十一日までの間に生まれた者

Table with 4 columns: 昭和二年四月一日以前に生まれた者, 昭和二年四月二日から昭和三年三月三十一日までの間に生まれた者, 昭和三年四月一日から昭和四年三月三十一日までの間に生まれた者, 昭和四年四月一日から昭和五年三月三十一日までの間に生まれた者. Rows include birth dates and percentages.

昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者			
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月五日までの間に生まれた者	二	六	六
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月五日までの間に生まれた者	五	一	一
昭和二年四月一日以前に生まれた者	昭和三十二年四月一日以前に生まれた者	昭和三十二年四月一日以前に生まれた者	昭和三十二年四月一日以前に生まれた者

昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月五日までの間に生まれた者	昭和十九年四月二日から昭和二十年四月五日までの間に生まれた者	昭和十九年四月二日から昭和二十年四月五日までの間に生まれた者	昭和十九年四月二日から昭和二十年四月五日までの間に生まれた者
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月五日までの間に生まれた者	昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月五日までの間に生まれた者	昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月五日までの間に生まれた者	昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月五日までの間に生まれた者
昭和二年四月一日以前に生まれた者	昭和三十二年四月一日以前に生まれた者	昭和三十二年四月一日以前に生まれた者	昭和三十二年四月一日以前に生まれた者

昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月五日までの間に生まれた者	昭和十九年四月二日から昭和二十年四月五日までの間に生まれた者	昭和十九年四月二日から昭和二十年四月五日までの間に生まれた者	昭和十九年四月二日から昭和二十年四月五日までの間に生まれた者
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月五日までの間に生まれた者	昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月五日までの間に生まれた者	昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月五日までの間に生まれた者	昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月五日までの間に生まれた者
昭和二年四月一日以前に生まれた者	昭和三十二年四月一日以前に生まれた者	昭和三十二年四月一日以前に生まれた者	昭和三十二年四月一日以前に生まれた者

附則（昭和六〇年二月二七日法律第一〇八号）抄

附則（昭和六一年二月四日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和六一年五月二〇日法律第五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附則（昭和六一年二月四日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第三百三十八条中運輸省設置法第三条の二第二項及び第四條第二項の改正規定、第五百五十六条中労働省設置法第四條第五十一号及び第十條第一項の改正規定並びに附則第十四条並びに附則第十五條第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

（国家公務員等共済組合法等の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 改革法第十一条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人に使用される者（当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）のうち第八十九條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下附則第十七条までにおいて「改正前の共済法」という。）第二条第一項第一号に規定する職員に相当する者として国鉄共済組合（改正前の共済法附則第十四條の三第二項に規定する国鉄共済組合をいう。）次条から附則第十六條の二まで及び附則第十八條において同じ。）の運営規則で定める者は、当該組合を組織する職員とみなして、改正前の共済法の規定を適用する。

2 前項の規定による改正前の共済法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十五条 国鉄共済組合は、施行日において、日本鉄道共済組合となり、同一性をもって存続するものとする。

2 国鉄共済組合の代表者は、この法律の施行前に、改正前の共済法第九條に規定する運営審議会の議を経て、改正前の共済法第六條第一項、第十一條第一項及び第十五條第一項の規定の例により、施行日以後に係る日本鉄道共済組合の

附則第五十一条の改正規定(同条第一項の改正規定を除く。)、同法附則第六十四条に一項を加える改正規定及び同法附則第六十五条の改正規定、第四条の規定並びに附則第六条から第八条までの規定、平成二年四月一日

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)

第七十二条の二第二項、第七十八條第二項、第八十二条第一項及び第三項、第八十三条第三項、第八十九条第三項、第九十条、附則第十二条の四第一項並びに附則第十三条の九の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(以下「改正後の昭和六十年改正法」という。)

附則第十三条、附則第十六条、附則第十七条第二項、附則第十九条第二項、附則第二十八條第一項、附則第三十五条第一項、附則第四十条第一項、附則第四十二条第一項及び第二項、附則第四十六条第一項及び第五項、附則第五十条第一項、附則第五十一条第一項並びに附則第五十七条第一項の規定、平成元年四月一日

二 改正後の法第七十九条第二項及び第八十七条第二項の規定並びに改正後の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項及び附則第四十四条第一項の規定、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の初日(標準報酬に関する経過措置)

第二条 施行日の属する月の翌月の初日前に国家公務員等共済組合(以下「組合」という。)の組合員の資格を取得して、同日まで引き続き組合員の資格を有する者(国家公務員等共済組合法(以下「法」という。))第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員、法附則第十二条第三項に規定する特例退職組合員及び法附則第十三条の三第四項に規定する特例継続組合員を除く。)のうち、施行日の属する月の標準報酬(法第四十二条第一項に規定する標準報酬をいう。以下この条において同じ。)の月額が七

万六千円以下であるもの又は四十七万円であるもの(当該標準報酬の月額を基礎とした報酬月額が四十八万五千円未満であるものを除く。)の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額を改正後の法第四十二条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額となして、組合が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、施行日の属する月の翌月から平成二年九月までの各月の標準報酬とする。

(出産手当金に関する経過措置)

第三条 出産の日が施行日の前四十二日以前の日である組合の組合員及び組合員であつた者については、改正後の法第六十七条第一項の規定は、適用しない。

(法による年金である給付の額等に関する経過措置)

2 改正後の法第八十七条の七の規定は、施行日以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

2 改正後の法第八十七条の七の規定は、施行日以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

(日本鉄道共済組合が支給する平成六年九月分までの年金である給付に係る平均標準報酬月額等の改定率に関する経過措置)

第五条 改正後の法附則第十三条の九の規定は、平成元年四月分から平成六年九月分までの月分の日本鉄道共済組合(法第八十八条第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。以下同じ。)が支給する法による年金である給付については、適用しない。

2 前項の場合において、平成元年四月分から平成六年九月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する法による年金である給付で昭和六十二年十二月以前の組合員期間を有する者の法第七十二条第一項に規定する平均標準報酬月額を計算する場合においては、同項中「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額」とあるのは、

「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額にそれぞれ昭和六十年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額(昭和六十一年十二月以前に組合員期間があるとき(昭和六十年十二月以前の組合員期間があるときを除く。))はその月額にそれぞれ昭和六十一年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として政令で定

める率を乗じて得た額とし、昭和六十二年十二月以前の組合員期間があるとき(昭和六十一年十二月以前の組合員期間があるときを除く。))はその月額にそれぞれ昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額とする。」とする。

3 平成元年四月分から平成六年九月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金に対する改正後の昭和六十年改正法附則第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後の昭和六十年改正法附則第三十五条第一項の規定及び改正後の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「新共済法附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうち最初の期間に係る同条の規定により読み替えられた新共済法第七十七条第一項に規定する政令で定める率」とあるのは、「昭和六十三年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として政令で定める率」とする。

(日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する退職共済年金の支給開始年齢の特例等に関する経過措置)

第六条 改正後の法附則第二十条の二第五項及び第六項並びに第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第十条第五項の規定は、平成二年四月一日以後に退職した者に係る法による退職共済年金について適用し、同日前に退職した者に係る法による退職共済年金については、なお従前の例による。

第七条 改正後の昭和六十年改正法附則第五十一条第三項の規定は、平成二年四月分以後の月分の旧共済法による年金の額について適用し、同年三月分以前の月分の旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成二年六月二二日法律第三六号)抄

(施行期日等)

1 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

5 前項の規定による改正後の国家公務員等共済組合法附則第十二条の九及び附則別表第三の規定は、この法律の施行の日以後に退職した同条第一項に規定する若年定年退職自衛官について適用し、同日前に退職した当該若年定年退職自衛官については、なお従前の例による。

附則(平成三年四月一九日法律第三三号)抄

第一条 この法律は、平成三年十月一日から施行する。

(政令への委任)

第六条 附則第二条及び第三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成三年四月二六日法律第四五号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条、附則第四条、第五条及び第七條から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成三年四月二六日法律第四六号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十条及び附則第十条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成三年一〇月四日法律第八九号)抄

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中老人保健法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第六条に一項を加える改正規定、同法第七条の改正規定(二及び第四十六条の八第六項)を、「第四十六条

の五の二第三項、第四十六條の八第六項及び第四十六條の十七の五第四項」に改める部分に限る。）、同法第三章の章名の改正規定、同法第十二條の改正規定、同法第十七條の三の次に一條を加える改正規定、同法第二十條、第三十三條及び第三十四條の改正規定、同法第三章中第四節の次に二節を加える改正規定、同法第三章の二の章名の改正規定、同法第三章の二中第四十六條の六の前に節名を付する改正規定、同法第四十六條の十七の改正規定、同法第三章の二中同條の次に一節を加える改正規定、同法第四十七條の改正規定、同法第四十八條の改正規定（「医療等」の下に「（医療（老人医療受給対象者が医療法第二十一條第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの（痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものを含む。）」として政令で定めるもの（以下この項において「看護強化病床」という。）について受ける第十七條第四号に掲げる給付（当該給付に伴う同條第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。）に限る。）、特定療養費の支給（老人医療受給対象者が看護強化病床について受ける政令で定める療養に係るものに限る。）、老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給（以下「老人保健施設療養費等」という。）を除く。）」を加える部分（「含む」に係る部分（附則第七條において「老健法第四十八條改正規定中痴呆性老人部分」という。）、及び老人訪問看護療養費の支給に係る部分、及び第四十六條の二「第九項」を「、第四十六條の二第九項及び第四十六條の五の二第七項」に改める部分並びに「第四十六條の二第十項」の下に「（第四十六條の五の三において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）、同法第五十二條の改正規定（並びに）を「及び」に改める部分に限る。）、並びに同法第五十七條、第八十二條及び第八十六條の改正規定、第二條を加える改正規定を除く。）、第四條の規定（船員保険法附則に二項を加える改正規定を除く。）並

びに第五條の規定（国民健康保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第十六條の規定（国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百八十八号）附則第九條の次に一條を加える改正規定を除く。）、附則第十七條の規定（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）附則第十七條の次に一條を加える改正規定を除く。）並びに附則第十九條及び第二十條の規定、平成四年四月一日

附則（平成四年三月三十一日法律第七号）抄

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

第十四条 前条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第六十七條第一項の規定は、出産の日が施行日以後である組合員及び組合員であつた者に支給する出産手当金について適用し、出産の日が施行日前である組合員及び組合員であつた者に支給する出産手当金については、なお従前の例による。

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成六年六月一日法律第三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成六年六月二九日法律第五六号）抄

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

（国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十七條 施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る国家公務員等共済組合法の規定による給付については、なお従前の例による。

2 附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める病院又は診療所において、国家公務員共済組

合法第五十四條第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける組合員又は組合員であつた者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除き、附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める状態である者に限る。）、附則第四条第一項に規定する付添看護（附則第四条第一項の規定により承認を受けた病院又は診療所における付添看護に限る。）を受けたときは、同項に規定する厚生省令で定める日までの間、当該付添看護を国家公務員共済組合法第五十六條第一項に規定する療養の給付等とみなして同條の規定を適用する。

3 前項の規定は、国家公務員共済組合法の規定による家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

4 施行日前に入院していた組合員又は組合員であつた者であつて、被扶養者がいないものに係る施行日前までの傷病手当金及び出産手当金の額については、なお従前の例による。

5 出産の日が施行日前である組合員及び組合員であつた者のこの法律による改正前の国家公務員等共済組合法の育児手当金については、なお従前の例による。

附則（平成六年一月二六日法律第九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国国家公務員等共済組合法第四十二條第一項及び同項の表の改正規定並びに次條及び附則第三條の規定 この法律の公布の日

二 第一条中国国家公務員等共済組合法第二百二十九條及び第三百三十條の改正規定並びに附則第十二條の規定 この法律の公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第二条の規定（次号に掲げる規定を除く。）、第四条の規定、第六条の規定及び第七條中

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第八條第五項の改正規定（附則第十二條の四第二項）を「附則第十二條の四の二第三項」に改める部分に限る。）、並びに附則第四條、第六條第四項、第七條、第十一條

及び第十四條の規定、平成七年四月一日

四 第二条中国国家公務員共済組合法附則第十二條の八の次に二條を加える改正規定及び附則

第九条の規定、平成十年四月一日

2 第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第七十二條の二第二項、第七十八條第二項、第八十二條第一項及び第三項、第八十三條第三項、第八十九條第三項、第九十條、附則第十二條の四第一項、附則第十三條第一項並びに附則第十三條の九の規定、第三條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第十一條第一項及び別表の規定、第五條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和六十年改正法」という。）、附則第十六條第一項から第五項まで、附則第十七條第二項、附則第十九條第二項、附則第三十五條第一項、附則第四十條第一項、附則第四十二條第一項及び第二項、附則第四十六條第一項及び第五項、附則第五十條第一項、附則第五十一條並びに附則第五十七條第一項の規定並びに第七條の規定（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第八條第五項の改正規定（附則第十二條の四第二項）を「附則第十二條の四の二第三項」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第八條の規定並びに附則第六條第一項から第三項までの規定は、平成六年十月一日から適用する。

（標準報酬に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の翌月の初日前に国家公務員等共済組合の組合員（以下「組合員」という。）の資格を取得して、同日まで引き続き組合員の資格を有する者（国家公務員等共済組合法（以下「法」という。）、第二百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員、法附則第十二條第三項に規定する特例退職組合員及び法附則第十三條の三第四項に規定する特例継続組合員を除く。）であつて、施行日の属する月の法第四十二條第一項に規定する標準報酬の月額が八万六千円以下であるもの又は五十三万円であるもの（当該標準報酬の月額を基礎となつた報酬月額が五十四万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額を基礎となつた報酬月額を第一條の規定による改正後の法第四十二條第一項に規定する標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、国家公務員等共済組合が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、施行日の属する月の翌月から平成七年九月までの各月の標準報酬とする。

(短期給付の額に関する経過措置)

第三条 第一條の規定による改正後の法第四十二条第一項の規定は、施行日の属する月の翌月の初日以後に給付事由が生じた法による傷病手当金、出産手当金又は休業手当金の額を計算する場合の法第六十六条、第六十七条又は第六十八条に規定する標準報酬の日額について適用し、同日前に給付事由が生じた法による傷病手当金、出産手当金又は休業手当金の額を計算する場合のこれらの規定に規定する標準報酬の日額については、なお従前の例による。

(改正前の退職共済年金の取扱い)

第四条 この法律の施行(附則第一條第一項第三号の規定による施行をいう。次項及び附則第七條において同じ。)の際現に第二條の規定による改正前の法第七十六条第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、第二條の規定による改正後の法(以下「改正共済法」という。)第七十六条第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

2 この法律の施行の際現に第二條の規定による改正前の法附則第十二條の三の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、改正共済法附則第十二條の三の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

(法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第五条 平成六年九月分以前の月分の日による年金である給付の額及び旧共済法による年金(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第一條第六号に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。)の額については、なお従前の例による。

2 第一條の規定による改正後の法第八十七条の七の規定は、施行日以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

(退職共済年金の額の算定に関する経過措置)

第六条 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第一條の規定による改正後の法附則第十二條の四第一項第一号の規定並びに第一條の規定による改正後の法附則第十三條第一項及び第三

條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十四月(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第十六條第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては四百二十月、同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者以外の者にあつては四百三十二月)」とする。

(組合員である間の退職共済年金等の支給停止の特例に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に法による退職共済年金及び障害共済年金並びに旧共済法による退職年金及び障害年金(昭和六十年改正法附則第二條第五号に規定する退職年金及び障害年金をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)を受ける権利を有する者(法による退職共済年金及び旧共済法による退職年金を受ける権利を有する者にあつては、昭和十年四月一日以前に生まれた者に限る。)については、国家公務員共済組合法第七十九条第二項若しくは第八十七条第二項又は昭和六十年改正法附則第三十六條第一項若しくは第四十条第一項の規定が平成七年四月一日以後も適用されるものとしてこれらの規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額が、それぞれ第二條の規定による改正前の法第七十九条第二項若しくは第八十七条第二項又は第六條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十六條第一項若しくは第四十条第一項の規定が平成七年四月一日以後も適用されるものとしてこれらの規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額(以下この条において「旧停止解除額」という。)より少ないときは、旧停止解除額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

(障害共済年金の支給に関する経過措置)

第八条 施行日前に法による障害共済年金を受け権利を有していたことがある者(施行日において当該障害共済年金を受ける権利を有する者を除く。)が、当該障害共済年金の給付事由となつた傷病により、施行日において国家公務員共済組合法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この条において「障害状態」という。)にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日

までの間において、障害状態に該当するに至つたときは、その者は、施行日(施行日において障害状態になつた者にあつては、障害状態に該当するに至つたとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

2 施行日前に旧共済法による障害年金を受ける権利を有していたことがある者(施行日において当該旧共済法による障害年金を受ける権利を有する者を除く。)が、当該旧共済法による障害年金の給付事由となつた傷病により、施行日において障害状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害状態に該当するに至つたときは、その者は、施行日(施行日において障害状態になつたとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があつたときは、国家公務員共済組合法第八十一条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

(雇用保険法による基本手当等との調整に関する経過措置)

第九条 第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二條の八の二及び第十二條の八の三の規定は、同法附則第十二條の三又は第十二條の八の規定による退職共済年金(その受給権者が、平成十年四月一日前にその権利を取得したものに限る。)については、適用しない。

(日本鉄道共済組合が支給する平成九年三月分までの年金である給付に係る平均標準報酬月額等の改定に関する経過措置)

第十条 第一條の規定による改正後の法附則第十三條の九の規定は、平成六年十月分から平成九年三月分までの月分の日本鉄道共済組合(法第八條第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。以下同じ。)が支給する法による年金である給付については、適用しない。

2 前項の場合において、平成六年十月分から平成九年三月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する法による年金である給付で平成四年十二月以前の組合員期間を有する者の法第七十七條第一項に規定する平均標準報酬月額を計算する場合においては、同項中「各月の掛金の標準

となつた標準報酬の月額」とあるのは、「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額(その月が昭和六十二年三月以前の期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇五を乗じて得た額とし、同年四月から昭和六十二年三月までの期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇三を乗じて得た額とする。)にそれぞれ昭和六十三年の物価指数(第七十二条の二第一項に規定する物価指数をいう。以下この項において同じ。)に対する平成五年の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額(組合員又は組合員であつた者のうち昭和六十三年十二月以前の組合員期間を有しない者については、その者の各月の標準報酬の月額に、その者が最初に組合員の資格を取得した日の属する年の物価指数に対する平成五年の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額)」とする。

3 平成六年十月分から平成九年三月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金に対する改正後の昭和六十年改正法附則第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後の昭和六十年改正法附則第三十五条第一項の規定及び改正後の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「一・二二」とあるのは、「一・〇五に昭和六十三年の物価指数に対する平成五年の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た率」とする。

(脱退一時金に関する経過措置)

第十一条 改正共済法附則第十三條の十の規定は、施行日において日本国内に住所を有しない者(施行日において国民年金の被保険者であつた者及び施行日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。)については、適用しない。

2 施行日から平成七年三月三十一日までの間に、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日)がある者(同年四月一日において国民年金の被保険者であつた者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。)については改正共済法附則第十三條の十第一項の規定を適用する場合においては、同条第一項第三号中「最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日

本国内に住所を有しなくなつた日」とあるのは、「平成七年四月一日」とする。

第十二条 この法律の施行(附則第一条第一項第二号の規定による施行をいう。前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成七年三月三十一日法律第五一号)抄
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、附則第十二条の八の二第一項の改正規定は、平成十年四月一日から施行する。

第二条 この法律による改正後の国家公務員等共済組合法第六十八条の二に規定する育児休業手当金は、同条に規定する勤務に服さなかつた期間のうちこの法律の施行の日以後に係る期間について支給する。

附則 (平成七年六月九日法律第一〇七号)抄
第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条、第五条、第七条、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条及び第二十一条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

第二条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、附則第三十七条及び第四十七条第一項の規定は、同年一月一日から施行する。

第三条 この条から附則第十条まで、附則第十二条、第十三条、第十五条から第十九条まで、第二十一条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十条から第四十三条まで、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十四、第五十五条、第六十一条、第六十四条、第六十六条、第六十七条及び第六十九條において、

て、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 改正後国共済法 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法をいう。
二 改正後国共済法 附則第七十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)をいう。
三 改正前国共済法 第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。
四 改正前国共済法 附則第七十六条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。
五 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。
六 昭和六十年国民年金等改正法 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)をいう。
七 日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合又は日本鉄道共済組合 それぞれ改正前国共済法第八十二条に規定する日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合又は日本鉄道共済組合をいう。
八 旧適用法人共済組合員期間 日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合(以下「旧適用法人共済組合」という。)の組合員であつた者の当該組合員であつた期間(他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間に合算された期間を含む。)をいう。(平成二十四年一元化法改正前国共済法による給付)

第十五条 旧適用法人共済組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、平成二十四年一元化法改正前国共済法中退職共済年金の支給要件に関する規定は、その者について適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
一 改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権を有している者
二 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有している者(前号に掲げる者を除く。)

三 附則第八条第二項第一号又は第二号に掲げる者(前二号に掲げる者を除く。)
二 前項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法による年金たる給付(日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員であつた者に係るものに限る。)については、附則第七十八条による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第三十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「日本鉄道共済組合(新国共済法第八十二条に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。又は日本たばこ産業共済組合(新国共済法第八十二条に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。))とあり、及び同条第二項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合」とあるのは、「厚生年金保険の実施者たる政府」と読み替えるものとする。
第十六条 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る改正前国共済法による年金たる給付(前条第一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法による年金たる給付を含む。)については、第四項、第五項、第十項、第十一項及び第十三項から第十五項まで並びに次条第一項及び第二項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、平成二十四年一元化法改正前国共済法及び改正後国共済法施行法の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
二 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付については、第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項及び第十五項並びに次条第三項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例による。
三 前二項に規定する年金たる給付は、厚生年金保険の実施者たる政府が支給する。
四 第一項に規定する年金たる給付のうち障害共済年金については、同項の規定にかかわらず、改正後国共済法第八十四条第二項、第八十五条第一項及び第八十七条第四項ただし書の規定は適用しない。
五 第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第一項の規定を適用する。

六 第二項に規定する年金たる給付のうち障害年金については、同項の規定にかかわらず、昭和六十年国共済改正法附則第二十四条の規定は適用しない。
七 第二項に規定する年金たる給付のうち遺族年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第二項の規定を適用する。
八 第二項に規定する年金たる給付については、昭和六十年国共済改正法附則第十一条及び第三十五条から第六十条までの規定その他当該年金たる給付の額の計算及びその支給の停止に関する他の法令の規定であつて政令で定めるものを適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
九 旧適用法人共済組合が施行日前に支給すべきであつた改正前国共済法及び旧国共済法による年金たる給付であつて同日においてまだ支給していないものについては、当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例によるものとし、当該年金たる給付は厚生年金保険の実施者たる政府が支給する。
十 第一項及び第二項に規定する年金たる給付に関し、国民年金法又は厚生年金保険法の支給の停止に関する規定その他の規定であつて政令で定めるものを適用する場合におけるこれらの規定の読替えその他必要な事項は、政令で定める。
十一 厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、第一項及び第二項に規定する年金たる給付の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。
十二 第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者の附則第六条の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた改正前国共済法による標準報酬月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改正された場合における第一項及び第六項の規定により適用するものとされた規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。)の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
十三 第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金(平成二十年四月一日以後の特定期間(厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。))に係る旧適用法人共

濟組合員期間をその額の算定の基礎とするものに限る。）の額の算定及び改定その他必要な事項は、政令で定める。

14 第一項及び第二項に規定する年金たる給付は、厚生年金保険法第七十七条第一項、第七十八條第一項、第九十二條第三項、第九十六條第一項、第九十七條第一項及び第九十條の二の規定の適用については、これらの規定に規定する年金たる保険給付とみなし、同法第九十條第一項及び第五項、第九十二條第一項並びに第九十條第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する保険給付とみなす。

15 第一項及び第二項に規定する年金たる給付を受ける権利を有する者は、厚生年金保険法第九十五條、第九十六條第一項、第九十八條第三項及び第四項並びに第九十條の二の規定の適用については、これらの規定に規定する受給権者とみなす。

第十七條 前條第一項に規定する年金たる給付（日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員期間を有する者に係るものに限る。）については、改正前国共済法附則第二十条の二第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとす。

2 旧適用法人共済組合の組合員であつた者については、改正前国共済法附則第二十条の二第三項及び第四項の規定はなおその効力を有する。この場合において、同條第三項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合から」とあるのは、「厚生年金保険の実施者たる政府から」と、日本電信電話共済組合（地方）とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二條第二項に規定する存続組合のうち日本電信電話共済組合若しくは同法附則第四十八條第一項に規定する指定基金であつて当該指定基金に係る同法附則第三十條第八号に規定する旧適用法人共済組合が日本電信電話共済組合であるもの（地方）と、「前項」とあるのは「同法附則第十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二條の規定による改正前の国

家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号。次項において「改正前国共済法」という。）附則第二十条の二第二項」と、同條第四項中「前項」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法附則第二十条の二第三項」と、「第二項」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法附則第二十条の二第二項」と、「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合」とあるのは「厚生年金保険の実施者たる政府」と読み替えるものとする。

3 前條第二項に規定する年金たる給付（日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員期間を有する者に係るものに限る。）については、附則第七十八條の規定による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第五十一條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該年金たる給付の額の改定に伴う必要な措置については、政令で定める。

（保険料率の特例）

第十八條 日本たばこ産業株式会社及び改正前国共済法第九十條の六第一項に規定する指定法人（当該指定に係る旧適用法人が日本たばこ産業株式会社であるものに限る。）の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、同法第八十一條第四項の表の下欄中「千分の百三十九・三四」、「千分の百四十二・八八」、「千分の百四十六・四二」、「千分の百四十九・九六」及び「千分の百五十三・五〇」とあるのは、「千分の百五十五・五」とする。ただし、施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。）の厚生年金保険法による保険料率については、この限りでない。

2 旅客鉄道会社等（改正前国共済法第二條第一項第八号に規定する法人をいう。以下この項並びに附則第三十二條及び第五十四條において同じ。）及び改正前国共済法第五十一條の六第一項に規定する指定法人（当該指定に係る旧適用法人が旅客鉄道会社等であるものに限る。）の

事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、同法第八十一條第四項の表の下欄中「千分の百三十九・三四」、「千分の百四十二・八八」、「千分の百四十六・四二」、「千分の百四十九・九六」及び「千分の百五十三・五〇」とあるのは、「千分の百五十五・五」とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項に規定する者（昭和六十年国民年金等改正法附則第五條第十二号に規定する第三種被保険者であるものに限る。）に対する国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第三十三條の規定（同条に規定する施行日の属する月から平成十八年八月までの月分の保険料率に係る部分に限る。）の適用については、同条中「第三種被保険者」とあるのは、「第三種被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十八條第一項本文又は第二項前段に規定する者を除く。）とする。

（旧適用法人共済組合の厚生年金保険への統合に伴う費用負担の特例等）

第十九條 附則第三十二條第二項に規定する存続組合は、附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用（厚生年金相当給付費用に限る。）及び附則第五條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧適用法人共済組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による年金たる保険給付に要する費用（当該旧適用法人共済組合員期間のみに基づく部分の額に限る。）に係る積立金に相当した額として、政令で定めるところにより算定した額を厚生年金保険の実施者たる政府に納付するものとする。

第二十条 附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用（厚生年金相当給付費用を除く。）及び同條第七項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用については、政令で定めるところにより、毎年度、附則第三十二條第二項に規定する存続組合が納付する。

（旧適用法人共済組合の平成八年度以前の基礎年金拠出金等に関する経過措置）

第二十一條 旧適用法人共済組合の平成八年度以前の年度の国民年金法第九十四條の二第二項に

規定する基礎年金拠出金及び昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五條第二項の規定により国民年金の管掌者たる政府が交付する費用については、なお従前の例による。

（旧適用法人共済組合の平成八年度に係る決算等に関する経過措置）

第二十二條 旧適用法人共済組合の平成八年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

2 施行日前の期間に係る旧適用法人共済組合の改正前国共済法第九十六條第二項の規定による報告書の提出及び同條第三項の規定による監査については、なお従前の例による。

（国家公務員等共済組合連合会に関する経過措置）

第二十三條 国家公務員等共済組合連合会は、施行日において、国家公務員共済組合連合会となる。

2 施行日の前日において国家公務員等共済組合連合会の理事長、理事又は監事である者は、別に辞令を用いなく、施行日に改正後国共済法第二十九條の規定により国家公務員共済組合連合会の理事長、理事又は監事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる国家公務員共済組合連合会の理事長、理事又は監事の任期は、改正後国共済法第三十條第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の国家公務員等共済組合連合会の理事長、理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

（旧適用法人共済組合の組合員の資格に関する経過措置）

第二十四條 施行日の前日において旧適用法人共済組合の組合員（継続長期組合員（改正前国共済法第九十四條の二第二項に規定する継続長期組合員をいう。第三項並びに附則第四十條第三項及び第四十三條第一項において同じ。）及び任意継続組合員（改正前国共済法第九十六條の五第二項に規定する任意継続組合員をいう。第四項及び附則第四十條において同じ。）を除く。）であつた者（同日において退職（改正前国共済法第二條第一項第四号に規定する退職をいう。以下同じ。）又は死亡をした者を除く。）は、同日に退職をしたものとみなす。この場合においては、当該退職については、改正

（旧適用法人共済組合の平成八年度以前の基礎年金拠出金等に関する経過措置）

第二十一條 旧適用法人共済組合の平成八年度以前の年度の国民年金法第九十四條の二第二項に

前国共済法第七十七条第四項の規定の適用は、ないものとする。

2 前項に規定する者のうち施行日の前々日に六十五歳以上である者については、同項後段の規定にかかわらず、施行日の前日の属する月までの組合員期間（旧適用法人共済組合員期間及び当該組合員期間に他の法令の規定により算入された期間とし、昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項又は第二項の規定の適用があった場合にはその適用後の当該組合員期間とする。以下「旧適用法人施行日前期間」という。）を計算の基礎として、改正前国共済法による退職共済年金の額を改定する。

3 施行日の前日において旧適用法人共済組合の継続長期組合員であった者（同日において改正前国共済法第二百二十四条の二第二項各号のいずれかに該当した者を除く。）は、施行日に、継続長期組合員の資格を喪失する。この場合においては、施行日の前日に退職をしたものとみなすほか、第一項後段の規定を準用する。

4 施行日の前日において旧適用法人共済組合の任意継続組合員であった者（同日において改正前国共済法第二百六条の五第五項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当した者を除く。）は、施行日に、任意継続組合員の資格を喪失する。

（組合員期間の計算に関する経過措置）

第二十五条 旧適用法人共済組合の組合員であった者が引き続き施行日前に旧適用法人共済組合以外の国家公務員等共済組合（以下この条において「連合会組合」という。）の組合員の資格を取得したときは、旧適用法人共済組合の組合員期間とみなす。

2 旧適用法人共済組合の組合員であつた者が、施行日前に、その資格を喪失し、かつ、新たに連合会組合の組合員の資格を取得したときは、旧適用法人共済組合の組合員期間は連合会組合の組合員期間に合算されたものとする。

3 旧適用法人施行日前期間については、改正後国共済法第三十八条第四項の規定にかかわらず、当該旧適用法人施行日前期間を有する者に係る当該旧適用法人施行日前期間以外の組合員期間との合算は、しないものとする。

（従前の給付等に関する経過措置）

第二十六条 施行日前に支給事由が生じた改正前国共済法による給付又は旧国共済法による給付については、この法律及びこれに基づく政令に

別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 旧適用法人共済組合がした改正前国共済法第百三条第一項に規定する決定、徴収、確認又は審査に係る同項の審査請求で施行日の前日まで裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

（国家公務員等共済組合審査会に関する経過措置）

第二十七条 国家公務員等共済組合審査会は、施行日において、国家公務員共済組合審査会となる。

2 施行日の前日において国家公務員等共済組合審査会の委員である者のうち旧適用法人共済組合の組合員を代表する者及び旧適用法人を代表する者（第四項において「旧適用法人組合員代表者等」という。）以外の者は、別に辞令を用いないで、施行日に改正後国共済法第百四条第三項の規定により国家公務員共済組合審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱されたものとみなされる国家公務員共済組合審査会の委員の任期は、改正後国共済法第百四条第四項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の国家公務員等共済組合審査会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

4 施行日の前日において国家公務員等共済組合審査会の委員である者のうち旧適用法人組合員代表者等の任期は、改正前国共済法第百四条第四項の規定にかかわらず、その日に満了する。（国家公務員等共済組合審査会に関する経過措置）

第二十八条 国家公務員等共済組合審査会は、施行日において、国家公務員共済組合審査会となる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、施行日の前日において国家公務員等共済組合審査会の委員である者について準用する。この場合において、これらの規定中「第百四条第三項」とあり、及び「第百四条第四項」とあるのは、「第百十一条第四項」と、「委嘱された」とあるのは「任命された」と読み替えるものとする。（旧適用法人共済組合の掛金の徴収等に関する経過措置）

第二十九条 旧適用法人共済組合に係る掛金、特別掛金、負担金その他改正前国共済法の規定による徴収金の徴収並びに当該掛金、特別掛金及

び負担金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分については、なお従前の例による。当該掛金、特別掛金及び負担金の還付についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に存する改正前国共済法第百十一条の九に規定する先取特権については、なお従前の例による。

（退職一時金等の返還に関する経過措置）

第三十条 旧適用法人施行日前期間を有する者又はその遺族に係る改正後国共済法附則第十二条の十二第一項（改正後国共済法施行法第十四条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十二条の十三（改正後国共済法施行法第十五条第三項において準用する場合を含む。）、改正後国共済法施行法第十四条第一項、第十五条第一項若しくは第四十一条第二項第三号、第三項若しくは第六項又は昭和六十年国共済改正法附則第六十二条第一項（昭和六十年国共済改正法附則第六十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六十三条第一項の規定により返還すべきこととされているこれらの規定に規定する金額（以下この条において「返還額」という。）の改正後国共済法附則第十二条の十二若しくは第十三、改正後国共済法施行法第十四条、第十五条若しくは第四十一条第三項から第六項まで又は昭和六十年国共済改正法附則第六十二条第三項から第六項まで（昭和六十年国共済改正法附則第六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による返還については、これらの規定にかかわらず、返還額を一時に又は分割して返還する方法であつて、その者が受ける旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とする年金たる給付の額を勘案して政令で定めるものにより行うものとする。

2 附則第五条第一項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧適用法人共済組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による年金たる保険給付の受給権を有することとなつた者が前項の規定により返還額を返還した場合におけるその年分の当該厚生年金保険法による年金たる保険給付に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号及び第四項第二号に規定する公的年金等の収入金額については、その年中に支払われた当該厚生年金保険法による年金たる保険給付の額（以下この項において「保険給付支払額」という。）

からその年中に返還した返還額（当該返還額に係る附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付（以下この項において「特例年金給付等」という。）がその年中に支払われた場合には、当該返還額から当該特例年金給付等の額（その額が当該返還額を超えるときは、当該返還額を限度とする。）を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）を控除して得た額とする。この場合において、当該返還額が当該保険給付支払額を超えるときは、当該保険給付支払額をもつて、当該保険給付支払額から控除する限度額とする。

（平成二十四年一元化法改正前国共済法による長期給付）

第三十一条 附則第十五条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年一元化法改正前国共済法中長期給付の支給要件に関する規定は、次に掲げる者についても適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 附則第五条第一項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧適用法人共済組合員期間（以下「被保険者期間」とみなされた組合員期間」という。）以外の旧適用法人施行日前期間を有する者その他旧適用法人施行日前期間を有する者が政令で定めるもの（附則第十五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）

二 被保険者期間とみなされた組合員期間以外の旧適用法人施行日前期間を有する者が死亡した場合のその者の遺族その他旧適用法人施行日前期間を有する者が死亡した場合のその者の遺族で政令で定めるもの

（存続組合の業務等）

第三十二条 旧適用法人共済組合は、次項各号に掲げる業務を行うため、この法律の施行後も、改正前国共済法第三条第一項に規定する国家公務員等共済組合としてなお存続するものとする。この場合において、同項並びに改正前国共済法第八条第二項及び第百十一条の二の規定は、旧適用法人共済組合については、なおその効力を有するものとし、改正前国共済法第八条第二項中「大蔵大臣」とあるのは、「財務大臣」とする。

からその年中に返還した返還額（当該返還額に係る附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付（以下この項において「特例年金給付等」という。）がその年中に支払われた場合には、当該返還額から当該特例年金給付等の額（その額が当該返還額を超えるときは、当該返還額を限度とする。）を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）を控除して得た額とする。この場合において、当該返還額が当該保険給付支払額を超えるときは、当該保険給付支払額をもつて、当該保険給付支払額から控除する限度額とする。

2 前項の規定によりなお存続するものとされる旧適用法人共済組合（以下「存続組合」という。）の業務は、次に掲げるものとする。

一 前条の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法による年金たる長期給付で旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とするものを支給すること。

二 前条の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法による一時金たる長期給付で旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とするもの及び施行日以後に支給事由が生ずることとなるこれに類する一時金たる給付で政令で定めるものを支給すること。

三 改正後国共済法第三条に規定する給付のうち年金たる給付で旧適用法人共済組合に係るものを支給すること。

四 旧適用法人共済組合が施行日前に支給すべきであった一時金たる給付であつて、施行日においてまだ支給していないものを支給すること。

五 前各号に掲げるもののほか、存続組合に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 存続組合は、国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合とみなして、同法第四条から第七条まで、第十一条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第四十五条第二項及び第六十六条の規定並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第四十一条、第四十七条第一項、第四十八条、第五十条、第九十五条、第六十六条及び第七十四条の規定を適用する。この場合において、国家公務員共済組合法第五項第一項中「各省各庁の長（第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）」とあるのは「旧適用法人（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四条に規定する旧適用法人をいう。）を代表する者（以下「組合の代表者」という。）」と、同法第六項第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項」と、同項第六号中「給付及び掛金に関する事項（第二十四条第一項第八号に掲げる事項を除く。）」とあるのは「給付に関する事項」と、同法第十一条第二項中「財務大臣に協議しなけ

ればならない」とあるのは「財務大臣の認可を受けなければならない」と、平成二十四年一元化法改正前国共済法第四十一条第一項中「組合（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第六十六条、第七十四条及び第八十八条において同じ。）」とあるのは「組合」とする。

4 改正後国共済法第七十五条及び第七十四条の二の規定は、存続組合について準用する。

5 附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付については、存続組合は、当該年金たる給付の支給に関する義務を免れる。

6 財務大臣は、存続組合に関して第三項の規定により適用するものとされた改正後国共済法第六条第二項若しくは第十五条の規定による認可又は第三項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法第六十六条第二項の規定による承認をする場合には、あらかじめ、存続組合に係る次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなればならない。

一 日本たばこ産業株式会社 財務大臣

二 日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する日本電信電話株式会社をいう。附則第五十四条第一項第一号において同じ。） 総務大臣

三 旅客鉄道会社等 国土交通大臣

7 存続組合は、第二項各号に掲げる業務がすべて終了したときにおいて解散する。

8 前項の規定により存続組合が解散した場合における解散の登記その他解散に伴う必要な措置については、政令で定める。

9 前各項に定めるもののほか、前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条 存続組合が支給する前条第二項第一号に規定する年金たる長期給付（以下「特例年金給付」という。）及び同項第二号に規定する一時金たる長期給付（以下「特例一時金給付」という。）については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、平成二十四年一元化法改正前国共済法、改正後国共済法及び昭和六十年国共済法附則第三十一条から第三十二条まで（附則第三十一条を除く。）の長期給付に関する規定（以下この条において「国共済法等の規定」という。）を適用する。

2 特例年金給付の額は、国共済法等の規定に基づき計算した年金たる長期給付の額から、被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による年金たる長期給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものの額のうち当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した額を控除して得た額とする。

3 特例一時金給付の額は、国共済法等の規定に基づき計算した一時金たる長期給付の額から、被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による一時金たる長期給付で当該長期給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものの額のうち当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した額を控除して得た額とし、存続組合が支給する前条第二項第二号に規定する一時金たる給付で政令で定めるものの額は、特例一時金給付に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

4 特例年金給付の受給権を有する者が、厚生年金保険法による年金たる長期給付（昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる長期給付を含む。次項において同じ。）、附則第十六条第三項若しくは第七項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は国民年金法による年金たる給付を受けるときがでるときは、平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第一項及び昭和六十年国共済法附則第三十一条第一項の規定にかかわらず、これらの年金たる給付を受けることができる場合に該当して行われる支給の停止は、行わない。この場合においては、これらの年金たる給付に適用される厚生年金保険法第三十八条第一項その他これに相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用については、特例年金給付は、当該政令で定める規定により支給の停止が行われる年金たる給付に該当しないものとみなす。

5 特例年金給付（平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第一項又は昭和六十年国共済法附則第三十一条第一項の規定によりその支給が停止されているものを除く。）の受給権を有する者が、当該特例年金給付と併せて次の各号に掲げる年金たる給付を受けることができるときは、当該特例年金給付の額は、第二項の規定にかかわらず、国共済法等の規定に基づき計算した年金たる長期給付の額（平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項の規定（他の法令においてその例によることとされる場合を含む。）により支給の停止を行わないこととされる額（以下この項において「職域相当額」という。）があるときは、当該職域相当額を控除した額とする。）から、当該特例年金給付と併せて受けることができる当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除して得た額に職域相当額を加算した額とする。

一 厚生年金保険法による年金たる長期給付（同法第三十八条第一項その他これに相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものによりその支給が停止されているもの及び当該特例年金給付と同一の支給事由であつて当該支給事由が障害以外のものに基づいて支給されるものを除く。）

二 附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第一項その他これに相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものによりその支給が停止されているもの及び当該特例年金給付と同一の支給事由であつて当該支給事由が障害以外のものに基づいて支給されるものを除く。）

三 国民年金法による年金たる給付（同法第二十条第一項その他これに相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものによりその支給が停止されているもの及び当該特例年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除くものとし、さらに、当該特例年金給付が退職を支給事由とするもの（以下この条において「退職特例年金給付」という。）であるときは障害を給付事由とする年金たる給付（その受給権を有する者が六十五歳に達しているものに限る。）を、当該特例年金給付が死亡を支給事由とするもの（以下この条において「遺族特例年金給付」という。）であるときは老齢及び障害を支給事由とする年金たる給付（これらの受給権を有す

る者があるときは、当該特例年金給付と併せて次の各号に掲げる年金たる給付を受けることができる。第二項の規定にかかわらず、国共済法等の規定に基づき計算した年金たる長期給付の額（平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項の規定（他の法令においてその例によることとされる場合を含む。）により支給の停止を行わないこととされる額（以下この項において「職域相当額」という。）があるときは、当該職域相当額を控除した額とする。）から、当該特例年金給付と併せて受けることができる当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除して得た額に職域相当額を加算した額とする。

る者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）

6 退職特例年金給付及び障害を支給事由とするものについては、平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十七条第四項、第七十九条第一項及び第二項、第八十四条第二項、第八十五条第一項、第八十七条第一項、第二項及び第四項ただし書並びに附則第十二条の四の三第三項並びに昭和六十年国共済改正法附則第二十条第三項及び第二十一条第七項の規定は、適用しない。この場合において、これらの年金たる給付の受給権を有する者が施行日以後に国家公務員共済組合の組合員又は地方公務員共済組合の組合員となつたときは、平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十条又は第八十七条の二の規定を準用する。

7 旧適用法人施行日前期間を有する者については、平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の八の規定は、適用しない。

8 改正前国共済法附則第二十条の二第二項及び第五項（改正前国共済法附則第十二条の七の規定に係る部分に限る）、改正前国共済法附則第十條第五項並びに附則第七十八條の規定による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第三十四条の規定は、存続組合である日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合が支給する特例年金給付（日本たばこ産業共済組合が支給する退職特例年金給付にあつては、平成二十四年四月一日前に退職した者に係るものを除く。）及び特例一時金給付のうち障害を支給事由とするものについては、なおその効力を有する。

9 改正前国共済法附則第二十条の二第三項及び第四項の規定は、同条第三項に規定する連合組合を組織する組合の組合員、日本電信電話共済組合の組合員又は地方の組合又は組合員であつた者が日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員となり、存続組合である日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合から特例年金給付又は特例一時金給付のうち障害を支給事由とするものの支給を受けることとなる場合において、なおその効力を有する。

10 平成二十四年四月一日前に退職した者に係る退職特例年金給付で存続組合である日本たばこ産業共済組合が支給するものについて国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十一号）第二条の規定による改正前国家公務員共済組合法による平均標準報酬月額

を計算する場合においては、同法第七十七条第一項中「以下同じ」とあるのは「附則第十二条の四の二第二項において同じ」と、同条第十二条第一号中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額（組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額（その月が昭和六十二年三月以前の期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇五を乗じて得た額とし、その月が同年四月から昭和六十三年三月までの期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇三を乗じて得た額とする。）を平均した額において同じ）」とする。

11 平成二十四年四月一日前に退職した者に係る退職特例年金給付で存続組合である日本たばこ産業共済組合が支給するものの額のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額に相当するものについては、平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定は、適用しない。

12 退職特例年金給付又は遺族特例年金給付の受給権を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金たる給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

13 遺族特例年金給付（その受給権者が昭和七十四年四月二日以後に生まれた者であるものに限る。）の額の算定及び改定並びにその支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

14 平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の五から第九十三条の十二までの規定は、特例年金給付（遺族特例年金給付を除く。）の受給権者が平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の五第一項に規定する離婚等をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

15 前各項に定めるもののほか、存続組合が特例年金給付及び特例一時金給付を支給する場合における平成二十四年一元化法改正前国共済法その他の法令の規定に關する必要な技術的調整その他前各項の規定に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十三條の二 旧適用法人施行日前期間を有する者が厚生年金保険法第四十四条の三第一項の

申出をする場合には、当該申出と同時に前条第二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第一項の申出を行わなければならない。

2 旧適用法人施行日前期間を有する者が老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしないで当該老齢厚生年金の請求を行った場合（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされる場合に限る。）における前条第一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十四條 平成九年度における基礎年金拠出金について国民年金法第九十四条の二第二項の規定を適用する場合には、同項中「年金保険者たる共済組合」とあるのは、「年金保険者たる共済組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合及び同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金を含む。）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた国民年金法第九十四条の二第二項の規定により基礎年金拠出金を納付するものとされた存続組合又は指定基金が納付する基礎年金拠出金について同法第九十四条の三及び第九十四条の五の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第九十四條對する平成九年度	第九十四條對する平成九年度三月末日
第一項	第三項
當該被用者年金保法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二條第二項に規定する存続組合をいう。以下同じ。又は當該指定基金（同法附則第四十八條第一項に規定する指定基金をいう。以下同じ。）に係る旧適用法人共済組合（同法附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。以下同じ。）	當該被用者年金保法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二條第二項に規定する存続組合をいう。以下同じ。又は當該指定基金（同法附則第四十八條第一項に規定する指定基金をいう。以下同じ。）に係る旧適用法人共済組合（同法附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。以下同じ。）

年金保険存続組合又は指定基金にあつる者たる共済組合にあつては、当該年金当該存続組合又は当該指定基金に係る旧適用法人共済組合の組合員であつた

3 平成九年度において厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する基礎年金拠出金の額は、国民年金法第九十四条の三の規定にかかわらず、同条の規定により算定された額から、第一項の規定により読み替えられた同法第九十四条の二の規定により各存続組合又は各指定基金が納付する基礎年金拠出金の額の合計額を控除して得た額とする。

第九十四條 存続組合又は指定基金の三項及び共済組合の五

第九十四條 存続組合又は指定基金の三項及び共済組合の五

第九十四條 存続組合又は指定基金の三項及び共済組合の五

第九十四條 存続組合又は指定基金の三項及び共済組合の五

第九十四條 存続組合又は指定基金の三項及び共済組合の五

第三十六條 前二條の場合における国民年金特別會計法（昭和三十六年法律第六十三号）第三條

の二の規定の適用については、同条第一項中「以下「年金保険者たる共済組合等」という。から」とあるのは「(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合及び同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金を含む。以下「年金保険者たる共済組合等」という。から」と、同条第二項第一号中「法第九十四条の三第一項」とあるのは「法第九十四条の三第一項(厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第三十七条 旧適用法人(改正前国共済法第百一条の六第一項に規定する指定法人を含む。次項において同じ。)の事業主は、改正前国共済法第二十一条第七号イ、ロ又はハに掲げる区分ごとに、施行日において健康保険組合を設立するものとする。

2 前項の場合において、旧適用法人の事業主は、施行日の前日までに、健康保険組合の規約その他政令で定める事項につき、厚生大臣の認可を受けるものとする。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定による健康保険組合の設立に必要な事項は、政令で定める。

(旧適用法人共済組合の短期給付等に係る権利及び義務の承継に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行の際旧適用法人共済組合が有している改正前国共済法による短期給付(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第五十三条第一項に規定する拠出金及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十一条の二第一項に規定する拠出金の納付に関する業務を含む。)の事業並びに改正前国共済法第九十八条第一号及び第二号に掲げる事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)に係る一切の権利及び義務は、前条第一項の規定により設立された健康保険組合(以下「新設健保組合」という。)が承継する。

2 前項の規定により新設健保組合が旧適用法人共済組合の権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税又は土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 新設健保組合が第一項の規定により旧適用法人共済組合から権利を承継し、かつ、引き続き

保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において旧適用法人共済組合が当該土地の取得をした日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(新設健保組合に係る医療費拠出金及び療養給付費拠出金の額の特例)

第三十九条 平成九年度及び平成十年度の旧設健保組合に係る老人保健法第五十三条第一項に規定する医療費拠出金の額の算定の特例については、政令で定める。

2 前項の規定は、平成九年度及び平成十年度の旧設健保組合に係る国民健康保険法第八十一条の二第一項に規定する療養給付費拠出金について準用する。

(旧適用法人共済組合の任意継続組合員に関する経過措置)

第四十条 施行日前に退職し、改正前国共済法第百二十六条の五第一項の規定による申出を旧適用法人共済組合にすることができた者であつて、施行日前に当該申出をしていないものが、その退職の日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると新設健保組合が認めた場合は、その認められた日)までの間に当該申出を新設健保組合に行つたときは、その者は退職の日(翌日)から施行日の前日までの間は任意継続組合員であつた者とする。

2 施行日の前日において旧適用法人共済組合の任意継続組合員であつた者(前項の規定により任意継続組合員であつた者とされた者を含む。同日において改正前国共済法第百二十六条の五第五項第一号から第三号まで又は第五号のいづれかに該当した者を除く。)は、施行日において新設健保組合の健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二十条の規定による被保険者とする。この場合において、その者の当該任意継続組合員であつた期間は、同条の規定による被保険者であつた期間とみなす。

3 施行日の前日において旧適用法人共済組合の組合員(継続長期組合員及び任意継続組合員を除く。次条において同じ。)であつた者であつて、同日に退職し、かつ、同日に改正前国共済法第百二十六条の五第一項の規定による申出を旧適用法人共済組合に行つたものは、施行日において新設健保組合の健康保険法第二十条の規定による被保険者になるものとする。

(健康保険法第二十条又は第五十五条第二項の規定の適用に関する特例)

第四十一条 施行日の前日において旧適用法人共済組合の組合員であつた者であつて、施行日において新設健保組合の被保険者となつたものには、健康保険法第二十条の規定の適用については、同条中「共済組合」とあるのは、「共済組合(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三条第八号二規定スル旧適用法人共済組合ヲ除ク。）」とする。

2 施行日の前日において旧適用法人共済組合の組合員(改正前国共済法第百十九条に規定する船員組合員を除く。)であつた者であつて、施行日において政府又は健康保険組合(新設健保組合を除く。)の管掌する健康保険の被保険者となつたものに対する健康保険法第二十条の規定の適用については、同条中「共済組合」とあるのは、「共済組合(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三条第八号二規定スル旧適用法人共済組合ヲ除ク。）」とする。

3 前条第二項及び第三項に規定する者については、施行日前に旧適用法人共済組合の組合員であつた期間を健康保険法第十三条の規定による被保険者(同法第十二条第一項に規定する共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつた期間とみなし、同法第五十五条第二項(同法第五十五条ノ二第二項及び第五十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

(旧適用法人共済組合の組合員で新設健保組合の被保険者となつた者に係る給付に関する経過措置)

第四十二条 この法律の施行の際附則第四十条第二項若しくは第三項又は前条第一項に規定する者のうち改正前国共済法第六十六条第一項の規定による傷病手当金(その者が改正前国共済法第百二十一条の規定により選択した船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十条の規定による傷病手当金を含む。以下この項において同じ。)の受給権者であつた者であつて、同一の傷病手当てを受けることができるものについては、同法第四十七条の規定の適用については、当該改正前国共済法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該健康保

険法第四十五条の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

2 附則第四十条第二項若しくは第三項又は前条第一項に規定する者のうち健康保険法第四十五条又は第五十五条ノ二の規定による傷病手当金の受給権者であつて、当該傷病による障害について附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの支給を受けることができるものに対する同法第五十八条第二項の規定の適用については、これらの者が引き続き新設健保組合の被保険者である間は、当該年金たる給付を厚生年金保険法による障害厚生年金とみなす。

3 前二項に定めるもののほか、附則第四十条第二項若しくは第三項又は前条第一項に規定する者に係る改正前国共済法の規定による短期給付について必要な事項は、政令で定める。

(旧適用法人共済組合の組合員の資格喪失後の給付に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行の際現に旧適用法人共済組合の組合員(継続長期組合員を除く。次項において同じ。)であつた者若しくはその被扶養者に対し改正前国共済法第五十九条の規定により支給されている給付(改正前国共済法第百二十条の規定により船員保険法の規定の例によるものとされた給付を含む。)及び改正前国共済法第六十六条第三項又は第六十七条第四項の規定により支給されている給付(改正前国共済法第百二十一条の規定による選択に係る給付を含む。)については、なお従前の例によるものとし、新設健保組合が当該給付を支給する。

2 施行日前に旧適用法人共済組合の組合員の資格を喪失し、かつ、施行日以後に出産し、又は死亡した場合において、改正前国共済法第六十六条第三項、第六十四条又は第六十七条第二項及び第三項の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付(改正前国共済法第百二十一条の規定による選択に係る給付を含む。)を受けることができるときは、これらの給付は、改正前国共済法の規定の例によるものとし、新設健保組合が当該給付を支給する。

第四十四条 附則第四十条第二項若しくは第三項又は第四十一条第一項に規定する者が平成九年四月中に新設健保組合の被保険者の資格を喪失(保険料算定の特例)

した場合においては、当月分の健康保険法第七十一條に規定する保険料は、これを算定しない。

（審査請求に関する経過措置）

第四十五條 旧適用法人共済組合が改正前国共済法の規定により行つた短期給付に係る組合員の資格若しくは給付に関する決定又は掛金の徴収に対する審査請求であつて、施行日以後に審査請求が行われたものについては、なお従前の例による。

2 新設健保組合が改正前国共済法の規定により行つた旧適用法人共済組合の短期給付に係る組合員の資格若しくは給付に関する決定又は掛金の徴収に対する審査請求については、国家公務員共済組合法第三三條から第七七條までの規定を適用する。この場合において、改正後国共済法第六六條中「組合」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二號）附則第三十八條第一項に規定する新設健保組合」とする。

（船員組合員であつた者に係る船員保険の被保険者期間に関する経過措置）

第四十六條 施行日の前日において旧適用法人共済組合の組合員（改正前国共済法第九十九條に規定する船員組合員に限る。以下この條において同じ。）であつた者であつて、施行日において船員保険法第十五條第一項に規定する組合員である被保険者以外の船員保険の被保険者となつたものに対する船員保険の失業等給付に関する規定の適用については、旧適用法人共済組合の組合員であつた期間であつて、かつ、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六號）第十四條に規定する被保険者であつた期間は、船員保険法第三十三條ノ十二第三項に規定する算定基礎期間とみなす。

（基金の指定等）

第四十七條 財務大臣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三條第十一號に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）であつて、附則第三十二條第二項各号に掲げる業務（以下「特例業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請（当該申請が基金の成立前であるときは、当該基金を設立しようとする厚生年金保険法第六條第一項第

一號に規定する適用事業所の事業主の申請）により、特例業務を行う者として指定することができる。

2 財務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた基金の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定を受けた基金は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

4 財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（存続組合又は旧適用法人共済組合の権利及び義務の承継）

第四十八條 財務大臣が前條第一項の規定による指定をしたときは、指定を受けた基金（以下「指定基金」という。）に係る存続組合は、附則第三十二條第七項の規定にかかわらず、その指定の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その解散の時に、指定基金が承継する。

2 大蔵大臣が前條第一項の規定による指定を施行日にしたときは、附則第三十二條第一項及び前項の規定にかかわらず、当該指定に係る指定基金に係る旧適用法人共済組合は、施行日において解散するものとし、その一切の権利及び義務（附則第三十八條第一項の規定により新設健保組合が承継することとされるものを除く。）は、施行日において、指定基金が承継する。

3 附則第三十二條第八項の規定は、前二項の解散について準用する。

4 第一項又は第二項の規定により指定基金が存続組合又は旧適用法人共済組合の権利を承継する場合には、財務省令で定めるところにより登記を受けるものに限る。登録免許税を課さない。

5 第一項又は第二項の規定により指定基金が存続組合又は旧適用法人共済組合の権利を承継する場合には、当該承継に係る不動産の取得に對しては、不動産取得税又は土地の取得に對して課する特別土地保有税を課することができない。

6 指定基金が第一項又は第二項の規定により存続組合又は旧適用法人共済組合から権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法第五百九十九條第一項の規定により申告納

付すべき日の属する年の一月一日において旧適用法人共済組合が当該土地の取得をした日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

（指定基金の業務）

第四十九條 指定基金は、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「平成二十五年改正前厚年法」という。）第百三十條に規定する業務のほか、特例業務を行うものとする。この場合においては、指定基金は、附則第二條、第十九條、第二十條及び第三十三條の規定の適用については、当該指定基金に係る存続組合とみなす。

2 指定基金は、当該指定基金の加入員若しくは加入員であつた者又はその遺族に對して、特例業務として支給する旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とする年金たる長期給付に相当するものを、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第百三十條に規定する業務として支給する年金たる給付を限度として、当該年金たる給付に相当する年金たる長期給付であつて特例業務として支給するものについて、支給しないこととすることができる。

3 国家公務員共済組合法第四十五條第二項並びに平成二十四年一元化改正前国共済法第四十一條、第四十七條第一項、第四十八條、第五十條、第七十五條、第九十五條、第百六條、第百十四條及び第百十四條の二の規定は、指定基金並びに指定基金が特例業務として支給する年金たる長期給付及び一時金たる給付について準用する。

（業務規程の認可等）

第五十條 指定基金は、特例業務を行うときは、特例業務を実施するために必要な事項で財務省令で定めるものについて業務規程を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 財務大臣は、前項の認可を受けた業務規程が特例業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を變更すべきことを命ずることができる。

3 附則第三十二條第六項の規定は、指定基金に關して財務大臣が第一項の規定による認可をする場合及び前項の規定による命令をする場合について準用する。

4 指定基金は、特例業務に關する經理とその他の經理とを区分して整理しなければならない。

5 指定基金の特例業務に關する財務及び會計については、政令で定めるところによる。

（監督）

第五十一條 財務大臣は、指定基金の役員が、附則第四十七條から前條までの規定若しくはこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき、同條第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は特例業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定基金に對して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。この場合においては、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

2 財務大臣は、特例業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定基金に對して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、關係者に對して質問させ、若しくはその事務所に立ち入り、特例業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 財務大臣は、指定基金の行う特例業務の運営に關し必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定基金に對して、監督上必要な命令をすることができる。この場合においては、第一項後段の規定を準用する。

（指定の取消し）

第五十二條 財務大臣は、指定基金が合併し、若しくは分割したとき、指定基金が平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十號）第百二十二條第一

項の規定により同項に規定する企業年金基金(以下「企業年金基金」という。)となつたときは、附則第四十七条第一項の規定による指定を取り消すものとする。

2 財務大臣は、指定基金が次の各号のいずれかに該当するときは、附則第四十七条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 指定に關し不正な行為があつたとき。
二 附則第四十七条から前条までの規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

三 附則第五十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで特例業務を行ったときその他特例業務を適正かつ確実に実施することができなと認められるとき。

3 財務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

4 財務大臣は、指定基金が合併し、若しくは分割したことに、又は指定基金が平成二十五年改正法附則第五十条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第一百二十二条第一項の規定により企業年金となつたことにより、附則第四十七条第一項の規定による指定を取り消したときは、合併により設立され、若しくは合併後存続する基金若しくは分割により設立され、若しくは分割後存続する基金又は当該企業年金基金(以下「新基金」という。)を新たに指定するものとする。

5 財務大臣が前項の場合に該当して新基金を指定したときは、当該指定に係る新基金は、財務大臣の特例業務に關する一切の権利及び義務を承継する。

6 財務大臣が第四項の規定に該当して企業年金基金を新たに指定する場合における附則第四十七条第一項、第四十九条第一項及び第五十条第一項の規定の適用については、附則第四十七条第一項中「厚生年金基金」とあるのは「厚生年金基金又は企業年金基金」と、附則第四十九条第一項中「厚生年金保険法第三十条に規定する業務」とあるのは「厚生年金保険法第三十条に規定する業務又は確定給付企業年金法の規定に基づく企業年金基金の業務」と、附則第五十条第一項中「指定基金は」とあるのは

「指定基金(当該指定基金が厚生年金基金であるものに限る。以下この条、次条、附則第五十条、第五十九条及び第六十三条において同じ。)」とする。

7 指定基金が解散したことに、又は第二項各号のいずれかに該当したことに、又は附則第四十七条第一項の規定による指定が取り消された場合における当該指定が取り消された基金の特例業務に關する権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定める。

8 指定基金が解散したことに、又は第二項各号のいずれかに該当したことに、又は附則第四十七条第一項の規定による指定が取り消された場合において、前項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、財務大臣が指定する者が、政令で定めるところにより、特例業務に係る財産の管理その他の業務を行うものとする。(政令への委任)

第五十三条 附則第四十七条から前条までに定めもののほか、これらの規定による指定又は認可に關する申請の手續その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十四条 存続組合(指定基金を含む。次項、第三項及び第六項において同じ。)が特例業務として支給する年金たる長期給付及び一時金たる給付に要する費用については、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める者が負担する。

- 一 当該費用のうち、旧適用法人共済組合員期間(昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項又は第二項の規定の適用があつた場合には、その適用後の当該旧適用法人共済組合員期間とする。第三項において同じ。)以外の旧適用法人施行日前期間であつて当該年金たる長期給付及び一時金たる給付の額の計算の基礎とするものに対応する費用
日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社又は旅客鉄道会社等(以下この条において「会社等」という。)

二 当該費用のうち、昭和六十年国共済改正法附則第三十一条第一項の規定により国が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用
国

三 当該費用のうち、前二号に掲げるもの以外の費用(改正前国共済法附則第三条の二第三項の規定により積み立てられた積立金及びその運用収入をもつて充てられる部分に係る費用を除く。)
会社等(旧指定法人を含む。)

4 附則第三十二条第二項第三号に規定する年金たる給付について改正後国共済施行法第三条の二第一項の規定により行われる当該年金たる給付の額の改定により増加する費用については、政令で定めるところにより、会社等が負担する。

5 存続組合の事務(指定基金が行う特例業務に係る事務を含む。)に要する費用については、会社等(旧指定法人を含む。)が負担する。

6 国は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、存続組合に対し、同項に規定する費用の一部を補助することができる。

(指定基金であつて当該指定基金に係る旧適用法人共済組合が日本電信電話共済組合であるものに係る負担金の納付の特例)
第五十四条の二 指定基金であつて当該指定基金に係る旧適用法人共済組合が日本電信電話共済

の運用収入をもつて充てられる部分に係る費用を除く。)
会社等(改正前国共済法第一百一条の六第一項に規定する指定法人(以下この条において「旧指定法人」という。)を含む。)

2 附則第十九条の規定により存続組合が納付するものとされる額について改正前国共済法附則第三条の二第三項の規定により積み立てられた積立金及びその運用収入をもつて充てる場合において、なお不足する額があるときは、その不足額については、政令で定めるところにより、会社等(旧指定法人を含む。)が負担する。

3 附則第二十条の規定により毎年度存続組合が納付するものとされる費用については、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる当該費用の区分に応じ、当該各号に定める者が負担する。

- 一 当該費用のうち、旧適用法人共済組合員期間以外の旧適用法人施行日前期間であつて附則第二十条に規定する年金たる給付の額の計算の基礎とするものに対応する費用
会社等

二 当該費用のうち、昭和六十年国共済改正法附則第三十一条第一項の規定により国が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用
国

三 当該費用のうち、前二号に掲げるもの以外の費用(改正前国共済法附則第三条の二第三項の規定により積み立てられた積立金及びその運用収入をもつて充てられる部分に係る費用を除く。)
会社等(旧指定法人を含む。)

4 附則第三十二条第二項第三号に規定する年金たる給付について改正後国共済施行法第三条の二第一項の規定により行われる当該年金たる給付の額の改定により増加する費用については、政令で定めるところにより、会社等が負担する。

5 存続組合の事務(指定基金が行う特例業務に係る事務を含む。)に要する費用については、会社等(旧指定法人を含む。)が負担する。

6 国は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、存続組合に対し、同項に規定する費用の一部を補助することができる。

(指定基金であつて当該指定基金に係る旧適用法人共済組合が日本電信電話共済組合であるものに係る負担金の納付の特例)

第五十四条の二 指定基金であつて当該指定基金に係る旧適用法人共済組合が日本電信電話共済

組合であるものは、日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第八十七号)附則第十条第一項に規定する旧公社が負担すべきであつた負担金の額について、政令で定めるところにより、厚生年金保険の実施者たる政府に納付することができる。

2 前項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府に対し納付があつたときは、当該納付額に相当する額の厚生年金保険法第八十条第一項及び昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九条の規定による国庫の負担があつたものとみなす。

(指定基金の給付の特例)
第五十五条 附則第四十七条第一項又は第五十二条第四項の規定による指定があつたときは、指定基金は、この条から附則第五十八条までの規定に基づき、政令で定めるところにより、当該指定基金の加入員又は加入員であつた者の障害又は死亡に關し、年金たる給付の支給を行うことができる。

2 厚生年金保険法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第二項前段、第四十条、第四十条の二並びに第四十一条並びに平成二十五年改正法附則第五十条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第三十条の二、第三十二条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十六条の四第一項から第三項まで及び第五項、第四十六条、第七十条第一項及び第七十二項、第七十二条並びに第七十三条並びに平成二十五年改正法附則第三十四条第四項の規定は、前項に規定する年金たる給付(以下「障害等年金給付」という。)について準用する。

この場合において、厚生年金保険法第三十七条第一項から第三項まで及び第四十条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「政府等」とあり、及び同法第四十条の二中「実施機関」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、平成二十五年改正法附則第五十条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第三十条の二第一項中「年金たる給付」とあるのは「年金たる給付(厚生年金保険法等の一部を改正する法律

組合であるものは、日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第八十七号)附則第十条第一項に規定する旧公社が負担すべきであつた負担金の額について、政令で定めるところにより、厚生年金保険の実施者たる政府に納付することができる。

2 前項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府に対し納付があつたときは、当該納付額に相当する額の厚生年金保険法第八十条第一項及び昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九条の規定による国庫の負担があつたものとみなす。

(指定基金の給付の特例)
第五十五条 附則第四十七条第一項又は第五十二条第四項の規定による指定があつたときは、指定基金は、この条から附則第五十八条までの規定に基づき、政令で定めるところにより、当該指定基金の加入員又は加入員であつた者の障害又は死亡に關し、年金たる給付の支給を行うことができる。

2 厚生年金保険法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第二項前段、第四十条、第四十条の二並びに第四十一条並びに平成二十五年改正法附則第五十条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第三十条の二、第三十二条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十六条の四第一項から第三項まで及び第五項、第四十六条、第七十条第一項及び第七十二項、第七十二条並びに第七十三条並びに平成二十五年改正法附則第三十四条第四項の規定は、前項に規定する年金たる給付(以下「障害等年金給付」という。)について準用する。

この場合において、厚生年金保険法第三十七条第一項から第三項まで及び第四十条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「政府等」とあり、及び同法第四十条の二中「実施機関」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、平成二十五年改正法附則第五十条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第三十条の二第一項中「年金たる給付」とあるのは「年金たる給付(厚生年金保険法等の一部を改正する法律

組合であるものは、日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第八十七号)附則第十条第一項に規定する旧公社が負担すべきであつた負担金の額について、政令で定めるところにより、厚生年金保険の実施者たる政府に納付することができる。

2 前項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府に対し納付があつたときは、当該納付額に相当する額の厚生年金保険法第八十条第一項及び昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九条の規定による国庫の負担があつたものとみなす。

(指定基金の給付の特例)
第五十五条 附則第四十七条第一項又は第五十二条第四項の規定による指定があつたときは、指定基金は、この条から附則第五十八条までの規定に基づき、政令で定めるところにより、当該指定基金の加入員又は加入員であつた者の障害又は死亡に關し、年金たる給付の支給を行うことができる。

附則第五十五条第一項に規定する年金たる給付を含む。次項、第二百三十一條第一項及び第三項、第二百三十四條、第二百三十五條、第四百四十六條、第四百七十七條第一項及び第二項、第四百七十二條並びに第四百七十三條において同じ。」と、平成二十五年改正法附則第三十四條第四項中「年金たる給付」とあるのは「年金たる給付（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二號）附則第五十五條第一項に規定する年金たる給付を含む。）」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 厚生年金保険法第九十八條第三項の規定は、障害等年金給付の受給権を有する者について、同條第四項の規定は、障害等年金給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同條第三項及び第四項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二號）附則第四十八條第一項に規定する指定基金」と読み替えるものとする。

第五十六條 指定基金は、指定基金が支給する障害等年金給付に関する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

2 厚生年金保険法第八十三條、第八十四條、第八十五條から第八十七條まで、第八十八條及び第八十九條並びに平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第三百三十八條第二項から第六項まで、第三百三十九條第一項から第六項まで、第四百四十一條第二項及び第三項並びに第四百七十七條第一項及び第三項の規定は、前項に規定する掛金について準用する。この場合において、厚生年金保険法第八十三條第二項及び第三項、第八十六條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第八十七條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二號）附則第四十八條第一項に規定する指定基金」と、厚生年金保険法第八十三條第二項中「納付した保険料額」とあるのは「納付した厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六條第一項に規定する掛金（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五號）第二條第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式で納付した掛金を除く。）の額」と、同法第八十四條中「被保険者」とあるのは「加入

員」と、同法第八十五條第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、同法第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」と、同法第八十七條第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六條第一項に規定する掛金の額」と、同法第八十七條第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六條第一項に規定する掛金」と、それぞれ読み替えるものとする。

（徴収金）

第五十七條 指定基金は、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第三百二十九條第二項に規定する加入員に係る障害等年金給付の支給に要する費用の一部に充てるため、当該加入員につき前條第二項において準用する平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第三百三十八條第三項の規定により算定した額から当該加入員に係る掛金の額を控除した額に相当する金額を徴収する。

2 厚生年金保険法第八十三條、第八十四條、第八十五條から第八十七條まで、第八十八條及び第八十九條並びに平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第四百零二條第二項から第七項まで、第四百四十一條第三項並びに第四百七十七條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による徴収金について準用する。この場合において、厚生年金保険法第八十三條第二項及び第三項、第八十六條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第八十七條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二號）附則第四十八條第一項に規定する指定基金」と、同法第八十四條中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主（第十條第二項の同意をした事業主を含む。）」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所に使用される加入員である被保険者」と、同法第八十五條第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、同法第四号

中「船舶」とあるのは「設立事業所以外の船舶」と、同法第八十七條第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十七條第一項の規定による徴収金の金額」と、同法第八十七條第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十七條第一項の規定による徴収金」と、それぞれ読み替えるものとする。

（不服申立て）

第五十八條 障害等年金給付に関する処分又は附則第五十六條第一項の規定による掛金若しくは前條第一項の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは附則第五十六條第二項及び前條第二項において準用する厚生年金保険法第八十六條の規定による処分不服がある者については、同法第六章の規定を準用する。この場合において、同法第九十一條の三中「第九十條第一項又は第九十一條第一項」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二號）附則第五十八條において準用する第九十條第一項又は第九十一條第一項」と読み替えるものとする。

（指定基金の加入員に関する特例）

第五十九條 附則第四十七條第一項又は第五十二條第四項の規定による指定があつたときは、施行日の前日において指定基金に係る旧適用法人共済組合の組合員であつた者については、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十一條第三項の規定は適用しないものとする。ただし、その者が指定基金の加入員でなくなつた場合には、この限りでない。

（地方公務員共済組合の組合員期間に関する計算の特例）

第六十一條 旧適用法人共済組合員期間を有する者で施行日以後に地方公務員共済組合の組合員となつたものに対する平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第四十四條第一項の規定の適用については、同項中「国の組合の組合員であつた間」とあるのは「国の組合の組合員であつた間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二號）以下この項において「平成八年改正法」という。）第二條の規定による改正

前の国家公務員等共済組合法第八條第二項に規定する日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合の組合員であつた期間（他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間、他の法令の規定により当該組合員であつた期間に合算された期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間に算入された期間を含む。）を除く。」とする。

（罰則）

第六十二條 附則第五十一條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十三條 指定基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がなく附則第五十六條第二項において準用する平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第三百三十九條第四項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに掛金を納付しないときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 指定基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主が、正当な理由がなく附則第五十七條第二項において準用する平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第四百零二條第六項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに徴収金を納付しないときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第六十四條 附則第三十二條第三項の規定により適用するものとされた改正後国共済法第六十六條第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、附則第六十二條及び第六十三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金を科す。

第六十六條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした存続組合に使用され

る者その他存続組合の事務を行う者は、二十万円以下の過料に処する。

一 国家公務員共済組合法により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 改正後国共済法第十九条の規定に違反して、存続組合の業務上の余裕金を運用したとき。

三 改正後国共済法第十六条第四項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

四 この法律の規定により存続組合が行うこととされた業務以外の業務を行ったとき。

第六十七条 存続組合の代表者が附則第三十二条とされた改正前国共済法百十一条の二の規定による政令に違反して登記することを怠ったときは、二十万円以下の過料に処する。

第六十八条 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者が、附則第五十五条第三項において準用する厚生年金保険法第九十八条第四項の規定に違反して、届出をしないときは、十万円以下の過料に処する。

（罰則に関する経過措置）
第六十九条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成八年六月二六日法律第一〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第十条、附則第八条から第十一条まで及び附則第十三条の規定 平成十一年四月一日

附則（平成九年五月九日法律第四八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第四十六条 新共済法の施行日前において旧共済法による組合員であった者に対する前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十九条第一項の規定の適用については、同項中「私立学校教職員共済法による給付」とあるのは、「私立学校教職員共済法による給付（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による給付を含む。）とする。

（その他の経過措置の政令への委任）
第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成九年六月一八日法律第九二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定（「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。）、「同法第二十七条の改正規定（「講ずるよう」に努めなければならない）を「講じなければならない」に改める部分及び同条に二項を加える部分に限る。）、「同法第三十四条の改正規定（「及び第二十二條第二項」を「第十二條第二項及び第二十七條第三項」に改める部分、「第十二條第一項」の下に「、第二十七條第二項」を加える部分及び「第十四條及び」を「第十四條、第二十六條及び」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条の改正規定、第三条中労働基準法第六十五条第一項の改正規定（「十週間」を「十四週間」に改める部分に限る。）、「第七條中労働省設置法第五條第四十一号の改正規定（「が講ずるよう」に努めるべき措置についての）を「に対する」に改める部分に限る。）並びに附則第五

条、第十二条及び第十三条の規定並びに附則第十四条中運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）第四条第一項第二十四号の二の三の改正規定（「講ずるよう」に努めるべき措置についての指針）を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。）平成十年四月一日

附則（平成九年六月二〇日法律第九四号）抄
（施行期日等）
第一条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第十一条 施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る国家公務員共済組合法の規定による療養費、家族療養費又は高額療養費の額については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成九年二月五日法律第一〇九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月一〇日法律第一一二号）抄
（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第五条第一項の改正規定（「同じ。」の下に「、ハワイ観測所勤務手当」を加える部分を除く。）、給与法第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、給与法第十九条の四第二項の改正規定（「百分の五十」を「百分の五十五」に改める部分を除く。）、給与法第十九条の七第二項及び第十九条の十の改正規定、同条を給与法第十九条の十一とする改正規定、給与法第十九条の九第一項の改正規定、同条を給与法第十九条の十とし、給与法第十九条の八を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の七の次に一条を加える改正規定並びに給与法第二十三条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の

改正規定並びに附則第三項、第十項、第十三項、第十四項及び第十六項から第二十項までの規定 平成十年一月一日

附則（平成九年二月一七日法律第一二四号）抄
この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附則（平成一〇年三月三一日法律第二七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十九条 前条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項及び第四十八条第六項の規定は、平成十年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年六月一七日法律第一〇九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民健康保険法第二十七条及び第六十五条第三項の改正規定並びに第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条から附則第四条まで、第九条、第十三条から第二十四条まで及び第三十条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第二十一条 旧健保法保険医療機関等が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前にした偽りその他不正の行為により支払を受けた国家公務員共済組合の組合員又は被扶養者の療養に関する費用の返還については、前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第四十七条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十一年五月二八日法律第五
六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十一年十月一日から施行する。

附則（平成二十一年七月一六日法律第八
七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五
条、節名並びに二款及び款名を加える改正規
定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分
（両議院の同意を得ることに係る部分に限
る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第
九項及び第十項の改正規定（同法附則第十
項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定
（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に
係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の
規定（市町村の合併の特例に関する法律第六
条 第八条及び第十七条の改正規定に係る部
分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第
十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四
項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第
百五十七條第四項から第六項まで、第六十
條、第六十三條、第六十四條並びに第二
百二條の規定 公布の日

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過
措置）
第二百二條 この法律の施行前において、厚生省
社会保険関係共済組合に係る国家公務員共済組
合法第九條第一項に規定する運営審議会を置
き、社会保険庁長官は、当該運営審議会の議を
経て、同法第六條第一項、第十一條第一項及び
第十五條第一項の規定の例により、厚生省社会
保険関係共済組合の定款及び運営規則を定める
とともに、平成二十二年の事業計画及び予算を
作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大
蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につ
き大蔵大臣に協議するものとする。この場合に
おいて、同法の規定に関し必要な技術的読替え
は、政令で定める。

（検討）
第二百五十條 新地方自治法第二條第九項第一号
に規定する第一号法定受託事務については、で
きる限り新たに設けることのないようにすると

ともに、新地方自治法別表第一に掲げるものと
び新地方自治法に基づく政令に示すものについ
ては、地方分権を推進する観点から検討を加
え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及
び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、
国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税
財源の充実確保の方途について、経済情勢の推
移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて
必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十一年七月一六日法律第一
〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法
律（平成二十一年法律第八十八号）の施行の日か
ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 附則第十條第一項及び第五項、第十四條第
三項、第二十三條、第二十八條並びに第三十
條の規定 公布の日
（委員等の任期に関する経過措置）
第二十八條 この法律の施行の日の前日において
次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、
委員その他の職員である者（任期の定めのない
者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他
の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定に
かかわらず、その日に満了する。
一から二十まで 略
二十一 国家公務員共済組合審議会
（別に定める経過措置）
第三十條 第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措
置は、別に法律で定める。

附則（平成二十一年七月一六日法律第一
〇四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法
律（平成二十一年法律第八十八号）の施行の日か
ら施行する。
（政令への委任）
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の
施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成二十二年二月二二日法律第
一六〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）
は、平成二十三年一月六日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
、第九百九十五条、第九百九十六条、第九百九
十二条第二項、第九百九十二条第六項及び
第九百九十四条の規定 公布の日
附則（平成二十一年二月二二日法律第
一六二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年一月六日から施
行する。ただし、附則第九條及び第十條の規定
は、同日から起算して六月を超えない範囲内
において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十一年二月二二日法律第
一八九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年一月六日から施
行する。ただし、附則第七條及び第八條の規定
は、同日から起算して六月を超えない範囲内
において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十一年二月二二日法律第
一九九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年一月六日から施
行する。ただし、附則第七條及び第八條の規定
は、同日から起算して六月を超えない範囲内
において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年三月二九日法律第四
号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年三月二九日から施
行する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一
八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ
れぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国国民年金法第二百二十八條第四項及
び第二百三十七條の十五第五項の改正規定、第
四條（厚生年金保険法第八十一條の二第二項
の改正規定（「第九百三十九條第五項又は第六
項」を「第九百三十九條第六項又は第七項」に
改める部分及び「同條第五項又は第六項」を
「同條第六項又は第七項」に改める部分に限
る。）、同法第九百九十九條第四項、第九百二十條の
四、第九百三十條第四項及び第九百三十條の二の
改正規定、同法第九百三十六條の三の改正規定
及び同條を第九百三十六條の四とする改正規
定、同法第九百三十六條の二の次に一條を加え
る改正規定、同法第九百三十九條第六項を同條
第七項とする改正規定、同條第五項を同條第
六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同
條第三項の次に一項を加える改正規定、同法
第九百四十條第八項の改正規定（「前條第六項」
を「前條第七項」に改める部分に限る。）並
びに同法第九百四十一條、第九百五十九條第五
項、第九百五十九條の二、第九百六十四條第三項
及び第九百七十六條の改正規定に限る。）並び
に第二十一條中厚生年金保険法等の一部を改
正する法律附則第五十五條第二項、第五十六
條第二項及び第五十七條第八條、第二項及び第六十條の
改正規定並びに附則第八條、第二項、第九
條、第三十二條から第三十四條まで及び第
三十八條の規定 公布の日から起算して三月
以内の政令で定める日
二 略
三 第二條、第五條、第八條、第十一條中厚生
年金保険法等の一部を改正する法律附則第三
十五條第一項の改正規定（「第四十三條」を
「第四十三條第一項」に改める部分に限る。）、
第十四條、第十六條、第十九條及び第二十三
條並びに附則第十四條から第十八條まで及び
第二十九條から第三十一條までの規定 平成
二十四年四月一日
四 第六條（厚生年金保険法第四十六條第一項
及び第二項の改正規定、同法附則第十一條か
ら第十一條の三までの改正規定並びに同法附
則第十三條の六の改正規定を除く。）、第九
條、第十二條、第十五條、第十七條、第二十
條中国国民年金法等の一部を改正する法律附則
第三十五條第六項の改正規定、第二十一條中
厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則
第十八條第一項及び第二項の改正規定並びに
第二十五條並びに附則第十九條から第二十八

第一条 この法律は、平成二十三年一月六日から施
行する。ただし、附則第九條及び第十條の規定
は、同日から起算して六月を超えない範囲内
において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十三年一月六日から施
行する。ただし、附則第七條及び第八條の規定
は、同日から起算して六月を超えない範囲内
において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十三年三月二九日から施
行する。

第一条 この法律は、平成二十三年三月三十一日
から施行する。

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施
行する。

条まで、第三十五条及び第三十六条の規定
平成十五年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為及び罰則第八十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における罰則第一条第一号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十二年三月三十一日法律第二

一号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国公務員共済組合法第六十六条第二項及び第三項並びに第三十六条の改正規定、同法第五十一条第十号の二の次に一号を加える改正規定、同法第六十八条の二の次に

一条を加える改正規定並びに同法第六十九条、第九十九条第三項第一号、第二百二十五条第二項、第二百六十六条第二項及び附則第十二条第七項の改正規定、第五十五条の規定並びに次

条、附則第四条、第十七条、第十八条及び第二十一条の規定 公布の日

二 第一条中国公務員共済組合法第四十二条第一項の改正規定及び附則第三条の規定 平成十二年十月一日

三 第一条中国公務員共済組合法第八十条の見出し及び同条第一項並びに第八十七条の二第一項の改正規定、同法附則第十二条の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第十二

条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十二条の四第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三

項を同条第二項とする改正規定、同法附則第十二条の四の二第一項の改正規定、同法附則第十二条の六の次に見出し及び二条を加える改正規定、同法附則第十二条の八第二項及び

第四項、第十二条の八の二第一項及び第四項から第七項まで、第十二条の八の三第一項、第三項及び第五項並びに第十三条の十第一項の改正規定並びに同法附則第十三条第一項の表第九十条の項の次に一項を加え、及び附則

第十二条の六第二項及び第三項の項の次に三項を加える改正規定、第三条中国公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項並びに第六十条第二項の改正規定、第六条(厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十三条第六項及び第七項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第八十八条の規定 平成十四年四月一日

四 第二条(次号に掲げる規定を除く)、第四条(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第九条第一項、第十五条及び附則別表第二の改正規定に限る。)、第六十条(前号に掲げる規定を除く。)、並びに附則第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条及び第二十二條の規定 平成十五年四月一日

五 第二条(国家公務員共済組合法第七十九条第二項、第八十条、第八十七条第二項及び第八十七条の二第一項の改正規定に限る。)、第四条(前号に掲げる規定を除く。)、及び附則第十三条の規定 平成十六年四月一日

2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「法」という。第五十一条第九号の三、第六十八号の三、第六十九号、第九十九条第三項第一号、第二百二十五条第二項、第二百六十六条第二項及び附則第十二条第七項の規定並びに附則第四条及び第十七条の規定による改正後の私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

(決算の経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の法第十六条第三項及び第三十六条の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度に係るこれらの規定に規定する書類から適用する。

(標準報酬の月額に関する経過措置)

第三条 平成十二年十月一日前に国家公務員共済組合の組合員(以下「組合員」という。)の資格を取得して、同日まで引き続き組合員の資格を有する者(法第二百六十六条の五第二項に規定する任意継続組合員及び法附則第十二条第三項に規定する特例退職組合員を除く。)のうち、同年七月一日から九月三十日までの間に組合員の資格を取得した者又は法第四十二条第七項の規定により同年八月若しくは九月から標準報酬が改定された者であつて、同月の同条第一項に

規定する標準報酬の月額が九万二千円であるもの又は五十九万円であるもの(当該標準報酬の月額基礎となった報酬月額が六十万五千円未満であるものを除く。)の標準報酬は、当該標準報酬の月額基礎となった報酬月額を第一条の規定による改正後の法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額基礎となる報酬月額とみなして、国家公務員共済組合が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、平成十二年十月から平成十三年九月までの各月の標準報酬とする。

(介護休業手当金に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の法第六十八条の三に規定する介護休業手当金は、同条に規定する介護休業により勤務に服さなかつた期間のうち平成十一年四月一日以後に係る期間について支給する。

(法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第五条 平成十二年三月以前の月分の法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(以下「昭和六十年改正法」という。)附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の法第八十七条の七の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

(併給の調整の経過措置)

第六条 第一条の規定による改正後の法第七十四条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に支給の停止の解除の申請があつたものについて、なお従前の例による。

号及び第三項の規定(第一条の規定による改正後の法附則第十二条の四の三第一項及び第三項並びに法附則第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十六条第二項においてその例による場合を含む。)による金額は、これらの規定にかかわらず、第二号の規定による金額とする。

一 第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九並びに第三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 第一条の規定による改正前の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九並びに第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

○三を乗じて得た金額

2 前項第二号の規定による金額を算定する場合における平均標準報酬月額を計算する場合においては、第一条の規定による改正前の法附則第十三条の九中「次の表」とあり、及び「附則第十三条の九の表」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号)附則別表」とする。

3 前二項に定めるもののほか、平成十二年度から平成十四年度までの各年度における法の長期給付に関する規定等の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止の経過措置)

第八条 第一条の規定による改正後の法第八十条及び第八十七条の二並びに第三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第四十五条の規定は、厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五号第十三号に規定する第四種被保険者を除く。附則第十三条において同じ。)又は法第三十八条第二項に規定する私学共済制度の加入者(これらの者が昭和十二年四月一日

規定する標準報酬の月額が九万二千円であるもの又は五十九万円であるもの(当該標準報酬の月額基礎となった報酬月額が六十万五千円未満であるものを除く。)の標準報酬は、当該標準報酬の月額基礎となった報酬月額を第一条の規定による改正後の法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額基礎となる報酬月額とみなして、国家公務員共済組合が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、平成十二年十月から平成十三年九月までの各月の標準報酬とする。

(介護休業手当金に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の法第六十八条の三に規定する介護休業手当金は、同条に規定する介護休業により勤務に服さなかつた期間のうち平成十一年四月一日以後に係る期間について支給する。

(法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第五条 平成十二年三月以前の月分の法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(以下「昭和六十年改正法」という。)附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の法第八十七条の七の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

(併給の調整の経過措置)

第六条 第一条の規定による改正後の法第七十四条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に支給の停止の解除の申請があつたものについて、なお従前の例による。

(平成十四年度までの法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置)

第七条 平成十二年度から平成十四年度までの各年度における法による年金である給付の額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条並びに附則第十二条の四の二第二項第二

号及び第三項の規定(第一条の規定による改正後の法附則第十二条の四の三第一項及び第三項並びに法附則第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十六条第二項においてその例による場合を含む。)による金額は、これらの規定にかかわらず、第二号の規定による金額とする。

一 第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九並びに第三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 第一条の規定による改正前の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九並びに第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

○三を乗じて得た金額

2 前項第二号の規定による金額を算定する場合における平均標準報酬月額を計算する場合においては、第一条の規定による改正前の法附則第十三条の九中「次の表」とあり、及び「附則第十三条の九の表」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号)附則別表」とする。

3 前二項に定めるもののほか、平成十二年度から平成十四年度までの各年度における法の長期給付に関する規定等の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止の経過措置)

第八条 第一条の規定による改正後の法第八十条及び第八十七条の二並びに第三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第四十五条の規定は、厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五号第十三号に規定する第四種被保険者を除く。附則第十三条において同じ。)又は法第三十八条第二項に規定する私学共済制度の加入者(これらの者が昭和十二年四月一日

規定する標準報酬の月額が九万二千円であるもの又は五十九万円であるもの(当該標準報酬の月額基礎となった報酬月額が六十万五千円未満であるものを除く。)の標準報酬は、当該標準報酬の月額基礎となった報酬月額を第一条の規定による改正後の法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額基礎となる報酬月額とみなして、国家公務員共済組合が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、平成十二年十月から平成十三年九月までの各月の標準報酬とする。

(介護休業手当金に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の法第六十八条の三に規定する介護休業手当金は、同条に規定する介護休業により勤務に服さなかつた期間のうち平成十一年四月一日以後に係る期間について支給する。

(法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第五条 平成十二年三月以前の月分の法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(以下「昭和六十年改正法」という。)附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の法第八十七条の七の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

(併給の調整の経過措置)

第六条 第一条の規定による改正後の法第七十四条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に支給の停止の解除の申請があつたものについて、なお従前の例による。

(平成十四年度までの法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置)

第七条 平成十二年度から平成十四年度までの各年度における法による年金である給付の額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条並びに附則第十二条の四の二第二項第二

号及び第三項の規定(第一条の規定による改正後の法附則第十二条の四の三第一項及び第三項並びに法附則第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十六条第二項においてその例による場合を含む。)による金額は、これらの規定にかかわらず、第二号の規定による金額とする。

一 第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九並びに第三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 第一条の規定による改正前の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九並びに第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

○三を乗じて得た金額

2 前項第二号の規定による金額を算定する場合における平均標準報酬月額を計算する場合においては、第一条の規定による改正前の法附則第十三条の九中「次の表」とあり、及び「附則第十三条の九の表」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号)附則別表」とする。

3 前二項に定めるもののほか、平成十二年度から平成十四年度までの各年度における法の長期給付に関する規定等の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止の経過措置)

第八条 第一条の規定による改正後の法第八十条及び第八十七条の二並びに第三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第四十五条の規定は、厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五号第十三号に規定する第四種被保険者を除く。附則第十三条において同じ。)又は法第三十八条第二項に規定する私学共済制度の加入者(これらの者が昭和十二年四月一日

（従前の特別掛金）
第十四条 平成十五年四月前の期末手当等に係る特別掛金（第二条による改正前の法第百一条の二第一項に規定する特別掛金をいう。）については、なお従前の例による。

（法による脱退一時金に関する経過措置）
第十五条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する法による脱退一時金については、法附則第十三条の十第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同日前の組合員期間の各月の標準報酬の月額に一・三を乗じて得た額並びに同日以後の組合員期間の各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を合算して得た額を組合員期間の月数で除して得た額に、組合員期間に応じて支給率（同条第四項に規定する支給率をいう。）を乗じて得た金額とする。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則別表（附則第七条、附則第十二条関係）
昭和六十二年三月以前
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで
昭和六十二年四月から平成元年十一月一六日まで
平成元年十二月から平成三年三月まで
平成三年四月から平成四年三月まで
平成四年四月から平成五年三月まで
平成五年四月から平成十二年三月まで
平成十二年四月から平成十七年三月まで
平成十七年度以後の各年度に属する政令で定める率

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

九号 抄
附則（平成十二年五月二日法律第五

一及び二 略
三 第一条中雇用保険法第六十一条の四第四項、第六十一条の五第二項及び第六十一条の七第四項の改正規定、第三条中船員保険法第三十六条第四項、第三十七条第二項及び第三十八條第四項の改正規定並びに附則第七条、第八条、第十四条及び第十五条の規定、附則第二十三条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十八条の二及び第六十八条の三第一項の改正規定、附則第二十四条の規定、附則第二十八条中地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）第七十条の二及び第七十条の三第一項の改正規定並びに附則第二十九条の規定、平成十三年一月一日

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第二十四条 国家公務員共済組合法第六十八条の二に規定する育児休業により勤務に服さなかつた期間のうち平成十三年一月一日に係る期間について支給する育児休業手当金の額については、なお従前の例による。
2 国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業により勤務に服することができない期間のうち平成十三年一月一日に係る期間について支給する介護休業手当金の額については、なお従前の例による。
第二十五条 旧受給資格者であつて附則第五条の規定により同条に規定する個別延長給付の支給についてなお従前の例によることとされたものに係る附則第二十三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成十二年五月三十一日法律第九号）抄
第一条 この法律は、平成十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（処分等の効力）
第四十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手

続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。
（罰則の適用に関する経過措置）
第五十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第五十一条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成十二年五月三十一日法律第九号）抄
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
附則（平成十二年一月二七日法律第一二五号）抄
附則（平成十二年二月六日法律第一四〇号）抄
第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中健康保険法第五十八条に三項を加える改正規定、同法第六十九条の三十一の改正規定及び同法附則第十二条の改正規定、第四条中船員保険法第三十条ノ二に二項を加える改正規定、附則第十九条中国家公務員共済組合法第六十六条の改正規定及び同法第七十四条第二項の改正規定、附則第二十一条中地方公務員等共済組合法第六十八条の改正規定及び同法第七十六条第二項の改正規定並びに附則第二十三条中私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定、平成十三年四月一日

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第二十条 施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。
2 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百二条の規定は、平成十三年一月以後の月分の国又は職員団体の負担すべき金額について適用し、同月前の月分の国又は職員団体の負担すべき金額については、なお従前の例による。
（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律等の効力）
第二十八条 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める規定を改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。
一 略
二 資金運用部資金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十九号）附則第二十二條の規定、附則第十九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の規定
（その他の経過措置の政令への委任）
第二十九条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成十二年二月六日法律第一四一号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成十三年六月一五日法律第五〇号）抄
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第三十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成十三年七月四日法律第一〇一号）抄
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第八十七条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下この条において「新法」という。）第三十八条第二項の規定は、施行日以

て適用し、同月前の月分の国又は職員団体の負担すべき金額については、なお従前の例による。
（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律等の効力）
第二十八条 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める規定を改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。
一 略
二 資金運用部資金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十九号）附則第二十二條の規定、附則第十九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の規定
（その他の経過措置の政令への委任）
第二十九条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成十二年二月六日法律第一四一号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成十三年六月一五日法律第五〇号）抄
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第三十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成十三年七月四日法律第一〇一号）抄
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第八十七条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下この条において「新法」という。）第三十八条第二項の規定は、施行日以

後の期間に係る組合員期間の計算について適用し、施行日前の期間に係る組合員期間の計算については、なお従前の例による。

2 新法第六十六条第六項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた傷病手当金の支給について適用し、施行日前に給付事由が生じた傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

3 新法第七十四条第一項、第二項及び第四項、第七十九条第三項、第八十条第一項並びに第八十七条の二第一項の規定並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十号)第五条の規定による改正前の新法第七十四条の二第一項及び第三項の規定は、施行日以後の月分として支給される国家公務員共済組合法による年金である給付について適用し、施行日前の月分として支給される同法による年金である給付については、なお従前の例による。

4 新法第百条第二項の規定は、施行日以後の月分の掛金について適用し、施行日前の月分の掛金については、なお従前の例による。

5 新法附則第十三条の三第二項の規定は、施行日以前に旧農林共済組合の組合員の資格を喪失した場合についても、適用する。

(国家公務員等共済組合法等)の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置

第九十条 前条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(以下この条において「新法」という。)附則第十一条第二項及び第四項並びに第四十五条第一項の規定は、施行日以後の月分として支給される旧共済法による年金(新法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前の月分として支給される旧共済法による年金については、なお従前の例による。

附則(平成一三年二月七日法律第一四二号)抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則(平成一三年二月二日法律第一五三号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置) 第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置) 第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任) 第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一四年五月一〇日法律第四〇号)抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十条及び附則第四条の規定、附則第十条の規定(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号。附則第十一条において「繰入法」という。))第一条の改正規定中「自動車損害賠償責任再保険特別会計」を「自動車損害賠償保障事業特別会計」に改める部分に限る。並びに附則第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置) 第十四条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(第三項において「改正前国共済法」という。))第三項第二項第三号の規定により設けられた組合(次項及び次条において「旧組合」という。))は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により財務省に属する職員をもつて組織された組合(次条において「財務省共済組合」という。))が承継する。

2 旧組合及び損益計算書については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、この法律若しくは前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法又はこれらに基づく命令中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五条 施行日の前日に旧組合の組合員であつた者(施行日に財務省共済組合の組合員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」という。))は財務省共済組合の組合員であつた者と、旧組合の組合員であつた期間(次に掲げる期間を除く。))は財務省共済組合の組合員であつた期間とみなす。

一 国家公務員共済組合法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五五号。第四号において「昭和六十年国共済改正法」という。))第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。))の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第六十一条の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

2 旧組合が施行日前に国家公務員共済組合法第四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における更新組合員の同条第一項に規定する標準報酬は、当該更新組合員の属する財務省共済組合が同条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した同条第一項に規定する標準報酬とみなす。

3 施行日前に国家公務員共済組合法第五十三条第一項(第二号を除く。))の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていない場合には、施行日以後は、同項の規定により当該更新組合員が財務省共済組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。

4 退職の日が施行日前である旧組合の組合員(国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を除く。次項において同じ。))であつた者に対し同法第五十九条第六十六条第三項又は第六十七条(第一項及び第二項を除く。))の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

5 施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、施行日以後に出生し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十四条又は第六十七条第二項の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

6 施行日前に国家公務員共済組合法第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

7 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日における旧組合の組合員であつた者及び同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したものについては、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所属していた組合とみなして、同条の規定を適用する。

8 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第二項の規定により旧組合の組合員であるものとみなされていた者及び同日において旧組合の組合員であつた者及び同日に退職し、同法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出を同日に旧組合に行つたものについては、財務省共済組合を同法第二百二十六条の五第

一項又は附則第十二条第一項の規定による申出に係る組合とみなして、同法第二百二十六条の五又は附則第十二条の規定を適用する。

9 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができるときは、施行日前に当該申出をしていないものについては、財務省共済組合を同項の規定による申出に係る組合とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合（独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）の施行前の期間については、その者の所属していた同法附則第十四条第一項に規定する旧組合とする。）とする。

第十六条 この法律の施行前にした附則第十三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二條 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第九条、第十一条、第十四条から第十六条まで及び第十八条に定めるもののほか、造幣局の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一四年五月一〇日法律第四

一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに附則第四条及び第二十二條の規定は、公布の日から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（第四項において「改正前国共済法」という。第三條第二項第三号の規定により設けられた組合（以下この条及び次条において「旧組合」という。）は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法第三條第一項の規定により財務省に属する職員をもって組織された組合（第三項及び次条において「財務省共済組合」という。）が承継する。

2 旧組合の平成十四年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

3 第一項の規定により旧組合の権利を財務省共済組合が承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

4 施行日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、この法律若しくは前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法又はこれらに基づく命令中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十六条 施行日の前日に旧組合の組合員であった者（施行日に財務省共済組合の組合員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」という。）は財務省共済組合の組合員であった者と、旧組合の組合員であった期間（次に掲げる期間を除く。）は財務省共済組合の組合員であった期間とみなす。

一 国家公務員共済組合法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十條第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第六十一条の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

2 旧組合が施行日前に国家公務員共済組合法第四十二條第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における更新組合員の同条第一項に規定する標準報酬

は、当該更新組合員の属する財務省共済組合が同条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した同条第一項に規定する標準報酬とみなす。

3 施行日前に国家公務員共済組合法第五十三條第一項（第二号を除く。）の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていない場合には、施行日以後は、同項の規定により当該更新組合員が財務省共済組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。

4 退職の日が施行日前である旧組合の組合員（国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を除く。次項において同じ。）であつた者に対し同法第五十九條第六十六條第三項又は第六十七條（第一項及び第二項を除く。）の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

5 施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、施行日以後に出生し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十四條又は第六十七條第二項の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

6 施行日前に国家公務員共済組合法第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

7 施行日の前日において国家公務員共済組合法第百二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日において旧組合の組合員であつた者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したものである場合は、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所属していた組合とみなして、同条の規定を適用する。

8 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二條第二項の規定により旧組合の組合員であるものとみなされていた者及び同日において旧組合の組合

員であつた者で同日に退職し、同法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二條第一項の規定による申出を同日に旧組合に行つたものについては、財務省共済組合を同法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二條の規定による申出に係る組合とみなして、同法第二百二十六条の五又は附則第十二條の規定を適用する。

9 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができるときは、施行日前に当該申出をしていないものについては、財務省共済組合を同項の規定による申出に係る組合とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合（独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）の施行前の期間については、その者の所属していた同法附則第十五条第一項に規定する旧組合とする。）とする。

第十七條 この法律の施行前にした附則第十四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二條 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第十条、第十二條、第十五條から第十七條まで及び第十九條に定めるもののほか、印刷局の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一四年七月三一日法律第九

八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一）から別表第四までを含む。並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三項並びに第三十九條の規定 公布の日

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八條 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）第百三十三條第一項の規定により設けられた国家公務員共済組合（次項において「旧総務省共済組合」という。）又は同条第二項の規定により設けられた国家公務員共済組合（以下この条において「旧郵政共

「組合」という。は、施行日において、それぞれ第十九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により総務省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及びその所管する独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「総務省共済組合」という。）又は公社に属する職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条から附則第三十条までにおいて「日本郵政公社共済組合」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2 旧総務省共済組合又は旧郵政共済組合の代表者は、それぞれ、施行日前に、国家公務員共済組合法第九条に規定する運営審議会の議を経て、同法第六条及び第十一条の規定により、施行日以後に係る総務省共済組合又は日本郵政公社共済組合となるために必要な定款及び運営規則の変更をし、当該定款につき財務大臣の認可を受け、及び当該運営規則につき財務大臣に協議するものとする。

3 施行日の前日において旧郵政共済組合の組合員であった者（同日において総合通信局、沖縄総合通信事務所若しくは中央省庁等改革関係法施行法第三百二十三条第二項に規定する政令で定める部局若しくは機関又は独立行政法人通信総合研究所に属する職員であった者に限る。）が、施行日において総務省又はその所管する独立行政法人通信総合研究所に属する職員であるときは、施行日において旧郵政共済組合の組合員の資格を喪失し、総務省共済組合の組合員の資格を取得する。

4 前項の規定により総務省共済組合の組合員の資格を取得した者があるときは、日本郵政公社共済組合は、施行日の前日における旧郵政共済組合の短期給付の事業又は福祉事業（国家公務員共済組合法附則第十四条の四第一項の規定により行う事業を含む。次項において同じ。）に係る資産の価額から負債の価額をそれぞれ差し引いた額につき、財務省令で定めるところにより算出した金額を、総務省共済組合に対して支払わなければならない。

5 前項の財務省令は、旧郵政共済組合の短期給付の事業又は福祉事業に要する費用についてのその組合員の負担の割合、施行日の前日にお

て旧郵政共済組合の組合員であった者の数に對するこれらの者のうち第三項の規定により総務省共済組合の組合員の資格を取得した者（以下この条において「移行組合員」という。）の数の割合その他の事情を勘案して定めるものとする。

6 前項に定めるもののほか、第四項の規定による支払について必要な事項は、財務省令で定める。

7 旧郵政共済組合が施行日前に国家公務員共済組合法第四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における移行組合員の同条第一項に規定する標準報酬は、総務省共済組合が同条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した同条第一項に規定する標準報酬とみなす。

8 施行日前に国家公務員共済組合法第五十三条第一項（第二号を除く。）の規定により移行組合員が旧郵政共済組合に届け出なければならない事項についてはその届出がされていない場合には、施行日以後は、同項の規定により当該移行組合員が総務省共済組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。

9 施行日前に国家公務員共済組合法百条の規定により移行組合員が旧郵政共済組合にした申出は、同条の規定により総務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

第二十九条 施行日の前日において健康保険組合（事業団の事業所又は事務所を健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十七条第一項に規定する設立事業所とする健康保険組合をいう。以下この項において同じ。）の被保険者であった者で、施行日に日本郵政公社共済組合の組合員となつた者に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第二百六十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険組合の被保険者であつた間日本郵政公社共済組合の組合員であつたものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

2 この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であつ

て、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

3 第一項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き日本郵政公社共済組合の組合員である間は、当該障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。

第三十条 施行日の前日において厚生年金基金（事業団の事業所又は事務所を厚生年金保険法第九十九条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者で、施行日に日本郵政公社共済組合の組合員となつた者（以下この条において「事業団等の役員員であつた組合員」という。）のうち、一年以上の引き続く組合員期間（日本郵政公社共済組合の組合員である期間をいう。以下この条において同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。）と当該厚生年金保険期間に引き続く組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

2 事業団等の役員員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなされる者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者としてみなす。

3 事業団等の役員員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者としてみなす。

3 事業団等の役員員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者としてみなす。

4 事業団等の役員員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）とする。

5 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

6 事業団等の役員員であつた組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者としてみなす。

7 事業団等の役員員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の第三項又は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者としてみなす。（罰則に関する経過措置）

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十九条 この法律に規定するもののほか、公
社及びこの法律の施行に關し必要な経過措置
(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定
める。

附則 (平成一四年七月三十一日法律第一〇〇号)

(施行期日)
第一条 この法律は、民間事業者による信書の送
達に關する法律(平成十四年法律第九十九号)
の施行の日から施行する。

(罰則に關する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施
行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一四年八月二日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施
行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九
条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日
から、第二条、第五条及び第八條並びに附則第
六條から第八條まで、第三十三條、第三十四
條、第三十九條、第四十一條、第四十八條、第
四十九條第三項、第五十一條、第五十二條第三
項、第五十四條、第六十七條、第六十九條、第
七十一條、第七十三條及び第七十七條の規定は
平成十五年四月一日から、附則第六十一條の二
の規定は行政手続等における情報通信の技術の
利用に關する法律の施行に伴う関係法律の整備
等に關する法律(平成十四年法律第五十二
号)第十五條の規定の施行の日又はこの法律の
施行の日をいづれか遅い日から施行する。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過
措置)
第四十九條 この法律(附則第一条ただし書に規
定する規定については、当該規定。以下この項
において同じ。)の施行の日前に行われた診療、
手当又は薬剤の支給に係るこの法律による改正
前の国家公務員共済組合法の規定による療養
費、家族療養費又は高額療養費の支給について
は、なお従前の例による。

2 附則第四十七條の規定による改正後の国家公
務員共済組合法第六十一條第三項の規定は、出
産の日が施行日以後である組合員について適用
し、出産の日が施行日前である組合員の附則第
四十七條の規定による改正前の同法の配偶者出
産費については、なお従前の例による。
3 前条の規定の施行の日前に任意継続組合員
(国家公務員共済組合法第二百六條の五第二
項に規定する任意継続組合員をいう。以下この
項において同じ。)の資格を取得した者のその
任意継続組合員の資格の喪失については、前条
の規定による改正後の同法第二百六條の五第
五項の規定にかかわらず、なお従前の例によ
る。

附則 (平成一四年八月二日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第九條及び附則第八條から
第十九條までの規定は、公布の日から起算して
二年を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

附則 (平成一四年二月二日法律第一五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政手続等における情報通
信の技術の利用に關する法律(平成十四年法律
第五十一號)の施行の日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。
一から八まで 略

九 附則第十條の規定 健康保険法等の一部を
改正する法律(平成十四年法律第二百二號)の
公布の日又はこの法律の公布の日をいづれか
遅い日

附則 (平成一四年二月二〇日法律第一九一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施
行する。ただし、附則第十條から第二十六條ま
での規定は、同日から起算して九月を超えない
範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第二十七條 附則第二条から第九條まで、附則第
十一條から第十三條まで、附則第十五條、附則
第十八條、附則第二十一條及び前条に定めるも
ののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置そ
の他この法律の施行に關し必要な経過措置は、
政令で定める。

附則 (平成一五年四月三〇日法律第三一〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施
行する。
(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過
措置)
第二十九條 附則第十一條第一項の規定により高
年齢雇用継続基本給付金の支給についてなお従
前の例によることとされた者及び同条第二項の
規定により高年齢再就職給付金の支給について
なお従前の例によることとされた者に係る前条
の規定による改正後の国家公務員共済組合法附
則第十二條の八の三の規定の適用については、
なお従前の例による。

2 施行日以後に安定した職業に就くことにより
雇用保険の被保険者となつた旧受給資格者に対
する前条の規定による改正後の国家公務員共済
組合法附則第十二條の八の三の規定の適用につ
いては、同条第五項の規定により読み替えて準
用する同条第一項第一号中「雇用保険法」とあ
るのは「雇用保険法等の一部を改正する法律
(平成十五年法律第三十一號)附則第三條の規
定によりなお従前の例によることとされた雇用
保険法」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第四十一條 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で
定める。

附則 (平成一五年五月三〇日法律第五四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施
行する。

附則 (平成一五年六月四日法律第六二
号) 抄
1 この法律は、平成十五年十月一日から施行す
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
号に定める日から施行する。
一 第一条中国家公務員退職手当法第五條の二
及び第七條の二の改正規定並びに同條の次に
一條を加える改正規定並びに附則第五項から
第七項までの規定 公布の日から起算して二
月を超えない範囲内において政令で定める日

2 前項の公的年金制度についての見直しを行う
に当たっては、公的年金制度の一元化を展望

附則 (平成一六年六月九日法律第八三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施
行する。
(罰則に關する経過措置)
第七條 この法律の施行前にした行為及びこの附
則の規定によりなお従前の例によることとされ
る場合におけるこの法律の施行後にした行為に
對する罰則の適用については、なお従前の例に
よる。

(その他の経過措置の政令への委任)
第八條 附則第二条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置
は、政令で定める。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。ただし、附則第七條の規定は公布の日
から、附則第八條の規定は同年三月三十一日か
ら施行する。

附則 (平成一六年六月一日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ
れぞれ当該各号に定める日から施行する。
一から五まで 略

六 第五條、第十二條、第十九條、第二十條の
二、第二十三條の二、第二十五條、第三十
條、第三十三條、第四十四條、第四十七條及び
第五十三條並びに附則第四十一條から第四十
六條まで、第四十八條及び第五十五條の規
定 平成十九年四月一日
七 第六條、第十三條、第二十六條及び第三十
四條並びに附則第四十九條及び第五十條の規
定 平成二十年四月一日

(検討)
第三条 政府は、社会保障制度に關する国会の審
議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、
保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体
的な見直しを行うにつつ、これらの整合を図り、公
的年金制度について必要な見直しを行うもの
とする。

2 前項の公的年金制度についての見直しを行う
に当たっては、公的年金制度の一元化を展望

号及び 第四号	附則第百分の二十に相当する金額	百分の百分の一に相当する金額に 一に相〇・九八八を乗じて得た 当する金額
附則第 四十六 条第一 項第一 号	百分の百分の一に相当する金額に 一に相〇・九八八を乗じて得た 当する金額	百分の百分の一に相当する金額に 一に相〇・九八八を乗じて得た 当する金額
附則第 四十六 条第三 項	百分の百分の一に相当する金額に 一に相〇・九八八を乗じて得た 当する金額	百分の百分の一に相当する金額に 一に相〇・九八八を乗じて得た 当する金額

(平成二十五年年度及び平成二十六年年度における旧共済法による年金である給付の額の算定に関する経過措置の特例)

第五條の二 平成二十五年年度及び平成二十六年年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表第四欄中「〇・九八八(物価指数が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率」とあるのは「〇・九七八(当該年度の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。)の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九七八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)に当該政令で定める率」と、「〇・九八八」とあるのは「〇・九七八」とする。

(平成十七年度から平成二十年度までにおける再評価率の改定等に関する経過措置)

第六條 平成十七年度及び平成十八年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定の適用については、法第七十二条の三第一項第三号に掲げる率を一とみなす。

2 平成十九年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の三第一項第三号の規定の適用については、同号イ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

3 平成二十年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の三第一項第三号の規定の適用については、同号ロ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

(再評価率等の改定等の特例)

第七條 法による年金である給付(政令で定めるものに限る。)その他政令で定める給付の受給権者(以下この条及び次条において「受給権者」という。)のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数以下となる区分(第一条の規定による改正後の法別表第二各号に掲げる受給権者の区分をいう。以下この条及び次条において同じ。)に属するもの適用される再評価率(第一条の規定による改正後の法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は従前額改定率(第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の従前額改定率をいう。以下この条及び次条第一項第一号において同じ。)その他政令で定める率(以下この条及び次条において「再評価率等」という。)の改定又は設定については、平成二十六年年度までの間は、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定(第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第四項においてその例による場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)は、適用しない。

一 第一条の規定による改正後の法第七十二条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項又は第十二条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の規定により算定した金額(第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算定した金額とする。)の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

二 附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第七十二条の規定による改正

2 前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

2 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五第四項第一号に規定する調整率(以下この条及び次条第二項において「調整率」という。)が前項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

(平成二十七年年度における再評価率等の改定等の特例)

第七條の二 平成二十七年年度において、受給権者のうち、第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数以下となる区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定は、適用しない。

一 平成二十七年年度における第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項又は第十二条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算定した金額とする。)の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

二 平成二十六年年度における附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第七十二条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

2 受給権者のうち、平成二十七年年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、調整率が同項第一号に掲

げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

(基礎年金拠出金の負担に関する経過措置)

第八條 平成十六年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

2 国、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は日本郵政公社は、平成十六年度における国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十九条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号に定める額のほか、国にあっては二十一億八千四百三十八万二千元を、独立行政法人造幣局にあっては三百四十一万四千元を、独立行政法人国立印刷局にあっては千五百七十四万円を、独立行政法人国立病院機構にあっては一億千七百二十五万二千元を、日本郵政公社にあっては七億八千五百四十二万円を、それぞれ負担する。

5 平成十八年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「二分の一」に相当する

3 平成十七年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「二分の一」に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。

4 国、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は日本郵政公社は、平成十七年度における国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号に定める額のほか、国にあっては二十一億八千四百三十八万二千元を、独立行政法人造幣局にあっては三百四十一万四千元を、独立行政法人国立印刷局にあっては千五百七十四万円を、独立行政法人国立病院機構にあっては一億千七百二十五万二千元を、日本郵政公社にあっては七億八千五百四十二万円を、それぞれ負担する。

5 平成十八年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「二分の一」に相当する

額」とあるのは、「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」とする。

6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第八条の三において同じ。）の前年度までの各年度における法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。附則第八条の三において同じ。）の規定の適用については、同号中「三分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。

（平成二十一年度から平成二十五年年度までの基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例）

第八十条の二 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成二十一年度から平成二十五年年度までの各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）に定める額のほか、政令で定めるところにより、法第九十九条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号に定める額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額のうち国の負担に係るものについては、平成二十一年度においては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年年度にあつては平成二十二年年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融資特別会計財政融資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を

活用して、確保するものとし、平成二十四年度及び平成二十五年年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第四条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

（基礎年金拠出金の負担に要する費用の財源）

第八十条の三 特定年度以後の各年度において、法第九十九条第四項第二号の規定により負担する費用のうち前条前段の規定の例により算定した額に相当する費用（国の負担に係るものに限る。）の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

（育児休業等を終了した際の標準報酬の月額の設定に関する経過措置）

第九條 第二条の規定による改正後の法第四十二条の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第九項に規定する育児休業等について適用する。

（育児休業手当金の額に関する経過措置）

第十條 第二条の規定による改正後の法第六十八条の二第二項の規定は、平成十七年四月一日以後に開始された同条第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金の額の算定について適用し、同日前に開始された当該育児休業等に係る育児休業手当金の額の算定については、なお従前の例による。

（介護休業手当金の額に関する経過措置）

第十一條 第二条の規定による改正後の法第六十八条の三第三項の規定は、平成十七年四月一日以後に開始された同条第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金の額の算定について適用し、同日前に開始された当該介護休業に係る介護休業手当金の額の算定については、なお従前の例による。

（三歳に満たない子を養育する組合員等の標準報酬の月額の特例に関する経過措置）

第十二條 第二条の規定による改正後の法第七十三条の二の規定は、平成十七年四月以後の標準報酬の月額について適用する。

（育児休業等期間中の組合員の特例に関する経過措置）

第十三條 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正前の法第百条の二の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

2 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正後の法第四十二条第九項に規定する育児休業等を開始した者（同日前に第二条の規定による改正前の法第百条の二の規定に基づく申出をした者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第二条の規定による改正後の法第百条の二の規定を適用する。

（退職共済年金の額の算定に関する経過措置）

第十四條 第二条の規定による改正後の法附則第十二条の四の二第二項第一号（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定並びに第二条の規定による改正後の法附則第十三条第一項及び第七條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十」とあるのは、「四百八十」（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては四百二十、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百三十二、昭和四年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四、昭和四年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六、昭和四年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月」とする。

2 第十条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十六条第一号及び第十九条第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「四百八十」とあるのは、「四百八十」（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては四百二十、昭和四年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六、昭和四年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月」とする。

2 項の規定の適用については、当分の間、同項中「四十年」とあるのは、「四十年（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては三十五年、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十六年、昭和四年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十七年、昭和四年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十八年、昭和四年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十九年）」とする。

（法による脱退一時金の額に関する経過措置）

第十五條 平成十七年四月前の組合員期間のみに係る法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

（法による脱退一時金の支給の繰下げに関する経過措置）

第十六條 第五条の規定による改正後の法第七十八条の二の規定は、平成十九年四月一日以前において法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権を有する者については、適用しない。

（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置）

第十七條 第五条の規定による改正後の法第八十条若しくは第八十七条の二又は昭和六十年改正法附則第四十五条の規定は、法による退職共済年金若しくは障害共済年金又は昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金のいずれかの受給権者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。）である厚生年金保険の被保険者等（第五条の規定による改正後の法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等をいう。以下この条において同じ。）が、同項に規定する七十歳以上の使用される者又は特定教職員等であつて、他の厚生年金保険の被保険者等に該当しない者である場合には、適用しない。

（法による遺族共済年金の支給に関する経過措置）

第十八條 平成十九年四月一日前に給付事由の生じた法による遺族共済年金（その受給権者が昭和十七年四月一日以前に生まれたものに限る。）の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

2 平成十九年四月一日前において昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による

2 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正後の法第四十二条第九項に規定する育児休業等を開始した者（同日前に第二条の規定による改正前の法第百条の二の規定に基づく申出をした者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第二条の規定による改正後の法第百条の二の規定を適用する。

（退職共済年金の額の算定に関する経過措置）

第十四條 第二条の規定による改正後の法附則第十二条の四の二第二項第一号（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定並びに第二条の規定による改正後の法附則第十三条第一項及び第七條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十」とあるのは、「四百八十」（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては四百二十、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百三十二、昭和四年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四、昭和四年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六、昭和四年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月」とする。

2 項の規定の適用については、当分の間、同項中「四十年」とあるのは、「四十年（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては三十五年、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十六年、昭和四年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十七年、昭和四年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十八年、昭和四年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十九年）」とする。

（法による脱退一時金の額に関する経過措置）

第十五條 平成十七年四月前の組合員期間のみに係る法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

（法による脱退一時金の支給の繰下げに関する経過措置）

第十六條 第五条の規定による改正後の法第七十八条の二の規定は、平成十九年四月一日以前において法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権を有する者については、適用しない。

（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置）

第十七條 第五条の規定による改正後の法第八十条若しくは第八十七条の二又は昭和六十年改正法附則第四十五条の規定は、法による退職共済年金若しくは障害共済年金又は昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金のいずれかの受給権者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。）である厚生年金保険の被保険者等（第五条の規定による改正後の法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等をいう。以下この条において同じ。）が、同項に規定する七十歳以上の使用される者又は特定教職員等であつて、他の厚生年金保険の被保険者等に該当しない者である場合には、適用しない。

（法による遺族共済年金の支給に関する経過措置）

第十八條 平成十九年四月一日前に給付事由の生じた法による遺族共済年金（その受給権者が昭和十七年四月一日以前に生まれたものに限る。）の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

2 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正後の法第四十二条第九項に規定する育児休業等を開始した者（同日前に第二条の規定による改正前の法第百条の二の規定に基づく申出をした者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第二条の規定による改正後の法第百条の二の規定を適用する。

（退職共済年金の額の算定に関する経過措置）

第十四條 第二条の規定による改正後の法附則第十二条の四の二第二項第一号（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定並びに第二条の規定による改正後の法附則第十三条第一項及び第七條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十」とあるのは、「四百八十」（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては四百二十、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百三十二、昭和四年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四、昭和四年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六、昭和四年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月」とする。

2 項の規定の適用については、当分の間、同項中「四十年」とあるのは、「四十年（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては三十五年、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十六年、昭和四年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十七年、昭和四年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十八年、昭和四年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十九年）」とする。

（法による脱退一時金の額に関する経過措置）

第十五條 平成十七年四月前の組合員期間のみに係る法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

（法による脱退一時金の支給の繰下げに関する経過措置）

第十六條 第五条の規定による改正後の法第七十八条の二の規定は、平成十九年四月一日以前において法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権を有する者については、適用しない。

（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置）

第十七條 第五条の規定による改正後の法第八十条若しくは第八十七条の二又は昭和六十年改正法附則第四十五条の規定は、法による退職共済年金若しくは障害共済年金又は昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金のいずれかの受給権者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。）である厚生年金保険の被保険者等（第五条の規定による改正後の法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等をいう。以下この条において同じ。）が、同項に規定する七十歳以上の使用される者又は特定教職員等であつて、他の厚生年金保険の被保険者等に該当しない者である場合には、適用しない。

（法による遺族共済年金の支給に関する経過措置）

第十八條 平成十九年四月一日前に給付事由の生じた法による遺族共済年金（その受給権者が昭和十七年四月一日以前に生まれたものに限る。）の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

2 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正後の法第四十二条第九項に規定する育児休業等を開始した者（同日前に第二条の規定による改正前の法第百条の二の規定に基づく申出をした者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第二条の規定による改正後の法第百条の二の規定を適用する。

（退職共済年金の額の算定に関する経過措置）

第十四條 第二条の規定による改正後の法附則第十二条の四の二第二項第一号（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定並びに第二条の規定による改正後の法附則第十三条第一項及び第七條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十」とあるのは、「四百八十」（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては四百二十、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百三十二、昭和四年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四、昭和四年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六、昭和四年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月）」とする。

2 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正後の法第四十二条第九項に規定する育児休業等を開始した者（同日前に第二条の規定による改正前の法第百条の二の規定に基づく申出をした者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第二条の規定による改正後の法第百条の二の規定を適用する。

（退職共済年金の額の算定に関する経過措置）

第十四條 第二条の規定による改正後の法附則第十二条の四の二第二項第一号（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定並びに第二条の規定による改正後の法附則第十三条第一項及び第七條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十」とあるのは、「四百八十」（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては四百二十、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百三十二、昭和四年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四、昭和四年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六、昭和四年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月）」とする。

る年金（退職を給付事由とするものに限る。）その他これに相当するものとして政令で定めるものの受給権を有する者が平成十九年四月一日以後に法による遺族共済年金の受給権を取得した場合にあっては、当該遺族共済年金の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

3 第五条の規定による改正後の法第九十三条の二第一項第五号の規定は、平成十九年四月一日以後に給付事由の生じた法による遺族共済年金について適用する。
（対象となる離婚等）

第十九条 第五条の規定による改正後の法第九十三条の五第一項の規定は、平成十九年四月一日前に離婚等（同項に規定する離婚等をいう。）をした場合（財務省令で定める場合を除く。）については、適用しない。
（当事者への情報提供の特例）

第二十条 第五条の規定による改正後の法第九十三条の五第一項に規定する当事者又はその一方は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前においても、法第九十三条の七第一項の規定による請求をすることができ。
（標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の特例）

第二十一条 第五条の規定による改正後の法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者について国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八号第二項第二号、第十二条第一項第二号及び第四号並びに第十四条第一項第一号の規定を適用する場合には、同法附則第八号第二項第二号中「含む」とあるのは「含む、国家公務員共済組合法第九十三条の九第三項の規定により組合員期間であったものとみなされた期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）を除く。」と、同法附則第十二条第一項第二号及び第四号中「含む」とあるのは「含む、附則第八号第二項第二号に掲げる期間にあっては、離婚時みなし組合員期間を除く。」と、同法附則第十四条第一項第一号中「含む」の月数」とあるのは「含む、附則第八号第二項第二号に掲げる期間にあっては、離婚時みなし組合員期間を除く。」の月数」と読み替えるものとするほか、法による長期給付の額の算定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

（対象となる特定期間）
第二十二条 第六条の規定による改正後の法第九十三条の十三第一項の規定の適用については、平成二十年四月一日前の期間については、同項に規定する特定期間に算入しない。
（標準報酬の月額等が改定され、及び決定された者に対する長期給付の特例）
第二十三条 第六条の規定による改正後の法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者について国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号中「含む」の月数」とあるのは、「含む、附則第八号第二項第二号に掲げる期間にあっては、国家公務員共済組合法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であったものとみなされた期間を除く。」の月数」と読み替えるものとするほか、法による長期給付の額の算定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

（存続組合が支給する特例年金給付の額の算定に関する経過措置）
第二十四条 平成十七年度における第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則別表の備考の規定の適用については、同備考中「当該年度の前年度に属する月に係る率」とあるのは、「〇・九二六」と読み替えるものとする。
（存続組合が支給する特例年金給付の額の算定に関する経過措置）
第二十五条 平成二十六年度までの各年度における存続組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下この項において「平成八年改正法」という。）附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。）が支給する平成八年改正法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付（以下この項において「特例年金給付」という。）については、第一条の規定による改正後の法又は第九条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の国共済法等の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法又は第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項

Table with 2 columns: Article/Item and Calculation Method. It details how to calculate pension amounts based on specific laws and rates, such as multiplying by 0.988 or 0.926.

Table with 2 columns: Article/Item and Calculation Method. It details how to calculate pension amounts based on specific laws and rates, such as multiplying by 0.988 or 0.926.

附則（平成一七年四月一日法律第二五〇号）抄

第一条 この法律は、平成一七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年六月一七日法律第六四号）抄

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年六月一七日法律第六五号）抄

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年六月二九日法律第七七号）抄

第一条 この法律は、平成一八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二條、第二十三條第二項、第三十二條、第三十九條及び第五十六條の規定公布の日

（罰則に関する経過措置）

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のた

めの関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第九十三条 日本郵政公社共済組合（第六十六条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧国共済法」という。）第三条第一項の規定により旧公社に属する職員（旧国共済法第二條第一項第一号に規定する職員をいう。）をもって組織された国家公務員共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、施行日において、日本郵政共済組合（新国共済法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2 日本郵政公社共済組合の代表者は、施行日前に、旧国共済法第九条に規定する運営審議会の議を経て、旧国共済法第六条及び第十一条の規定により、施行日以後に係る日本郵政共済組合となるために必要な定款及び運営規則の変更をし、当該定款につき財務大臣の認可を受け、及び当該運営規則につき財務大臣に協議するものとする。

第九十四条 施行日の前日において日本郵政公社共済組合の組合員であった者であつて、施行日において日本郵政共済組合の組合員となつた者のうち旧国共済法第六十八条の二又は第六十八条の三の規定による育児休業手当金又は介護休業手当金の給付事由の生じた日が施行日前であるものに係るこれらの給付の支給については、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日の前日において日本郵政公社共済組合の組合員であつた者であつて、施行日において日本郵政共済組合の組合員となつた者のうち雇用保険法の規定による育児休業給付又は介護休業給付を支給すべき事由が生じた日が施行日か

ら同法の規定によるこれらの給付の受給資格を取得するまでの間にあるものに係る新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四」とあるのは、「附則第十四条の四」とする。

3 施行日の前日において旧国共済法附則第十四条の四第一項の規定により日本郵政公社共済組合が行つていた同項第一号に掲げる事業（同日において同号に規定する資金の貸付けを受けている者に係るものに限る。）については、当分の間、国家公務員共済組合法附則第二十条の二第四項及び第二十条の六第一項の規定にかかわらず、日本郵政共済組合が従前の例により行うものとする。

（罰則に関する経過措置）

第一百七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八條（第一号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年二月一〇日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日法律第二〇号）抄

第一条 この法律は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日法律第二一号）抄

第一条 この法律は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日法律第二四号）抄

第一条 この法律は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日法律第二五号）抄

第一条 この法律は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日法律第二六号）抄

第一条 この法律は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日法律第二七号）抄

第一条 この法律は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日法律第二八号）抄

第一条 この法律は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日法律第二九号）抄

第一条 この法律は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十條並びに附則第四條、第三十三條から第三十六條まで、第五十二條第一項及び第二項、第五五條、第二百二十四條並びに第三百三十一條から第三百三十三條までの規定 公布の日

二 略

三 第二條、第十二條及び第十八條並びに附則第七條から第十一條まで、第四十八條から第五十一條まで、第五十四條、第五十六條、第六十二條、第六十三條、第六十五條、第六十七條、第七十二條、第七十四條及び第八十六條の規定 平成十九年四月一日

四 第三條、第七條、第十三條、第十六條、第十九條及び第二十四條並びに附則第二條第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十一條、第四十二條、第四十四條、第五十七條、第六十六條、第七十五條、第七十六條、第七十八條、第七十九條、第八十一條、第八十四條、第八十五條、第八十七條、第八十九條、第九十三條から第九十五條まで、第九十七條から第九十條まで、第九十三條、第九十九條、第一百零四條、第一百零七條、第一百二十條、第一百二十三條、第一百二十六條、第一百二十八條及び第一百三十條の規定 平成二十年四月一日

五 略

六 第五條、第九條、第十四條、第二十條及び第二十六條並びに附則第五十三條、第五十八條、第六十七條、第九十條、第九十一條、第九十六條、第一百一十一條、第一百一十二條及び第一百三十條の二の規定 平成二十四年四月一日

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第五十九條 附則第五十五條又は第五十七條の規定の施行の日前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定による短期給付については、なお従前の例による。

第六十條 附則第五十五條の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十一條の規定は、出産の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者について適用し、出産の日が施行日前である組合員及び組合員であった者の附則第五十五條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の出産費及び家族出産費の支給については、なお従前の例による。

第六十一條 附則第五十五條の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十二條の規定は、死亡の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者について適用し、死亡の日が施行日前である組合員及び組合員であった者の附則第五十五條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の埋葬料及び家族埋葬料の支給については、なお従前の例による。

第六十二條 附則第五十六條の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続組合員となつた者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六條第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

第六十三條 附則第五十六條の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続組合員であつた者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

して、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年二月二〇日法律第七一六号）抄
（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十二条第二項の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年二月二二日法律第七一八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十二条第二項の規定は、公布の日から施行する。

第三十二条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（次項において「旧国共済法」という。）第三条第二項の規定により同項第一号に掲げる職員をもって組織された国家公務員共済組合（次項において「防衛庁共済組合」という。）は、この法律の施行の日において、前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により防衛省に属する職員及びその所管する特定独立行政法人の職員をもって組織する国家公務員共済組合（次項において「防衛省共済組合」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2 防衛庁共済組合の代表者は、この法律の施行の日前に、旧国共済法第九条に規定する運営審議会の議を経て、旧国共済法第六條及び第一一條の規定により、この法律の施行の日以後に係る防衛省共済組合となるために必要な定款及び運営規則の変更をし、当該定款につき財務大臣の認可を受け、及び当該運営規則につき財務大臣に協議するものとする。

附則（平成一九年三月三〇日法律第七一七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日法律第八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日法律第九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三十一日法律第七一七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年四月二三日法律第三〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中雇用保険法の目次の改正規定、同法第六條、第十三條、第十四條、第十七條第一項及び第二項、第三十五條、第三十七條第一項、第三十七條の二第五項、第三十七條の三第一項、第三十七條の五、第三十八條第三項、第三十九條、第四十條第一項、第五十六條第二項、第六十一條の四、第六十一條の七第二項、第七十二條第一項、附則第三条並びに附則第七条の改正規定並びに同法附則に三条を加える改正規定（同法附則第十条を加える部分を除く。）並びに第三条中船員保険法第三十三條ノ三、第三十三條ノ十第三項、第三十三條ノ十二第三項、第三十三條ノ十六ノ二第一項、第三十三條ノ十六ノ四第一項第一号及び第三十四條の改正規定、同法第三十六條に一項を加える改正規定、同法第五十九條第五項第一号の改正規定（第三十三條ノ三第二項各号）を「第三十三條ノ三第三項各号」に改める部分に限る。）、「第三十三條ノ三第二項各号」を「第三十三條ノ三第三項各号」に改める部分に限る。）、「第三十三條ノ三第一項第一号」を「第三十三條ノ三第三項各号」に改める部分に限る。）、「同項第四号の改正規定、同法附則第二十三項の改正規定並びに同法附則第二

十四項の次に六項を加える改正規定（同法附則第二十五項から第二十八項までを加える部分を除く。）並びに附則第三条から第五條まで、第十條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第十七條、第六十一條、第六十三條、第六十六條及び第六十九條の規定、附則第七十條中国国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十一條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第十二條の八の二第一項及び第五項の改正規定、附則第七十四條及び第七十五條の規定、附則第七十六條中地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第百五十二号）附則第十条の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第二十六條の二第一項及び第四項の改正規定、附則第九十五條の規定並びに附則百二十七條中郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第八十七條第一項の改正規定 平成十九年十月一日

による失業保険金の支給を受けることができる者が限る。）が平成二十二年改正前船員保険法第三十三條ノ四第一項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二條の八の二第四項及び第五項の規定は、附則第四十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三條ノ三の規定により平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて平成二十二年改正前船員保険法第三十三條ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの（前項において準用する国家公務員共済組合法附則第十二條の八の二第一項各号のいづれにも該当するに至っていない者に限る。）が国家公務員共済組合法附則第十二條の三、第十二條の六の二又は第十二條の八の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百四十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第百四十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年五月一六日法律第四二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年五月二五日法律第五八号）抄

による失業保険金の支給を受けることができる者が限る。）が平成二十二年改正前船員保険法第三十三條ノ四第一項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二條の八の二第四項及び第五項の規定は、附則第四十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて平成二十二年改正前船員保険法第三十三條ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの（前項において準用する国家公務員共済組合法附則第十二條の八の二第一項各号のいづれにも該当するに至っていない者に限る。）が国家公務員共済組合法附則第十二條の三、第十二條の六の二又は第十二條の八の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百四十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第百四十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年五月一六日法律第四二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年五月二五日法律第五八号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年七月六日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十一条(附則第八条の準用に係る部分に限る。)、第二十条から第二十二号条まで、第二十四条、第二十五条、第二十七号条から第二十九号条まで、第三十三号条から第三十五号条まで及び第三十六号条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第十六号及び第二十四号第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。)の規定並びに附則第四十号中内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)目次の改正規定及び同法第六十七号条を削り、同法第六十八号条を同法第六十七号条とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六号まで、第八条、第九号、第十二号第三項及び第四項、第二十九号条並びに第三十六号条の規定、附則第六十三号条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八号条第一項の改正規定、附則第六十四号条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第

二十三号第一項、第六十七号第一項及び第九十一号の改正規定並びに附則第六十六号及び第七十五号の規定 公布の日
(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第三十四号条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下「改正前国共済法」という。))第三号第二項第二号ロの規定により設けられた組合(以下「旧組合」という。))は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務(附則第三十七号条の規定により同条に規定する新設健保組合が承継することとされるものを除く。))は、前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後国共済法」という。))第三号第一項の規定により厚生労働省に属する職員をもって組織された組合(第三号及び次条において「厚生労働省共済組合」という。))が承継する。

2 旧組合の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
3 旧組合の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例によることとし、厚生労働省共済組合が行うものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、施行日から起算して二月を経過する日とする。
4 施行日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、改正後国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第三十五号条 施行日の前日に旧組合の組合員であった者(施行日に厚生労働省共済組合の組合員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」という。))は厚生労働省共済組合の組合員であった者と、旧組合の組合員であった期間(次に掲げる期間を除く。))は厚生労働省共済組合の組合員であった期間とみなす。

一 改正前国共済法附則第十三号の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間
二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年国共済改正法)第四号において「昭和六十年国共済改正法」という。))第一条の規定による改正前の国家公務員等共

済組合法第八十号第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。))の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間
三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第六十一条の第三号第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間
四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定

2 旧組合が施行日前に改正前国共済法第四十二条第二項、第五項、第七項又は第九項及び第四十二条の二第一項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における更新組合員の改正前国共済法第四十二条第一項及び第二十二号の二第一項に規定する標準報酬及び標準期末手当等の額は、施行日以後は、当該更新組合員の属する厚生労働省共済組合が改正後国共済法第四十二条第二項、第五項、第七項又は第九項及び第四十二条の二第一項の規定により決定し、又は改定した改正後国共済法第四十二条第一項及び第四十二条の二第一項に規定する標準報酬及び標準期末手当等の額とみなす。

3 施行日前に改正前国共済法第五十三条第一項(第一号を除く。))の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていない場合は、施行日以後は、同項の規定により当該更新組合員が厚生労働省共済組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。
4 施行日前に改正前国共済法第七十三条の二第二項又は第七百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、これらの規定により厚生労働省共済組合にした申出とみなして、これらの規定を適用する。

第三十六号条 機構は、施行日において健康保険組合を設けるものとする。

2 厚生労働大臣は、附則第五条第一項の規定により命じた設立委員に、前項の健康保険組合の設立に関する事務を処理させる。
3 設立委員は、施行日の前日までに、健康保険組合の規約その他政令で定める事項につき、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。
4 前項の認可があつたときは、健康保険組合は施行日に設立の認可を受けたものとみなし、施行日に成立する。
5 前三項に規定するもののほか、第一項の健康保険組合の設立に關して必要な事項は、政令で定める。

第三十七号条 この法律の施行の際旧組合が有している改正前国共済法による短期給付の事業(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第三十六号第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第六十八号第一項に規定する後期高齢者支学金等及び同法附則第七号第一項に規定する病床転換支学金等、国民健康保険法附則第十号第一項に規定する拠出金並びに介護保険法第五十号第一項に規定する納付金の納付に関する業務を含む。))及び改正前国共済法第九十八号第一項第一号から第二号までに掲げる事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))に係る一切の権利及び義務は、前条第一項の規定により設立された健康保険組合(以下「新設健保組合」という。))が承継する。
(旧組合の任意継続組合員に関する経過措置)
第三十八号条 施行日前に退職し、改正前国共済法第二百二十六号の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができた者であつて、施行日前に当該申出をしていないものが、その退職の日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があるとして新設健保組合が認めた場合は、その認めた日)までの間に当該申出を新設健保組合に行つたときは、その者は退職の日の翌日から施行日の前日までの間は任意継続組合員(同条第二項に規定する任意継続組合員をいう。以下同じ。))であつた者とする。

2 施行日の前日において旧組合の任意継続組合員であつた者(前項の規定により任意継続組合員であつた者とされた者を含む。同日において改正前国共済法第二百二十六号の五第五項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当した者を除く。))は、施行日において新

3 設健保組合の任意継続被保険者（健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者をいう。以下同じ。）とする。この場合において、その者の当該任意継続組合員であった期間は、任意継続被保険者であった期間とみなす。

3 施行日の前日において旧組合の組合員（継続長期組合員（改正前国共済法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員をいう。以下同じ。）及び任意継続組合員を除く。）であった者であつて、同日に退職し、かつ、同日に改正前国共済法第二百六条の五第一項の規定による申出を旧組合に行つたものは、施行日において新設健保組合の任意継続被保険者になるものとする。

（健康保険法第三条第四項及び第二百四條の規定の適用に関する特例）

第三十九條 施行日の前日において旧組合の組合員であつた者であつて、施行日において健康保険の被保険者となつたものに対する健康保険法第三条第四項及び第二百四條の規定の適用については、同項及び同条中「共済組合の組合員である被保険者」とあるのは、「共済組合の組合員である被保険者（日本年金機構法（平成十九年法律第九十九号）附則第三十四條第一項に規定する旧組合の組合員（継続長期組合員及び任意継続組合員を除く。）である被保険者を除く。）」とする。

（旧組合の組合員で新設健保組合の被保険者となつた者に係る給付等に関する経過措置）

第四十條 この法律の施行の際前条に規定する者（旧組合の継続長期組合員又は任意継続組合員であつた者を除き、新設健保組合の被保険者となつたものに限る。以下この条において同じ。）のうち改正前国共済法第六十六條第一項の規定による傷病手当金の支給権者であつた者であつて、同一の傷病について健康保険法第九十九條第一項の規定による傷病手当金を受けることができるものに対する同条第二項の規定の適用については、当該改正前国共済法第六十六條第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該健康保険法第九十九條第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

2 前条に規定する者のうち健康保険法第九十九條第一項又は第二百四條の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改

正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金の支給を受けることができるものに対する健康保険法第九十九條第二項又は第三項の規定の適用については、これらの者が引き続き新設健保組合の被保険者である間は、当該障害共済年金又は障害一時金を厚生年金保険法による障害厚生年金又は障害手当金とみなす。

3 前二項に定めるもののほか、前条に規定する者に係る改正前国共済法の規定による短期給付について必要な事項は、政令で定める。

第四十一條 施行日前に改正前国共済法第百條の二の規定による旧組合の組合員（施行日において新設健保組合の被保険者となつた者に限る。）が旧組合にした申出は、健康保険法第五十九條又は厚生年金保険法第八十一條の二の規定により新設健保組合又は厚生労働大臣にした申出とみなして、これらの規定を適用する。

（旧組合の組合員の資格喪失後の給付に関する経過措置）

第四十二條 この法律の施行の際現に旧組合の組合員（継続長期組合員を除く。次項において同じ。）であつた者又はその被扶養者に対し改正前国共済法第五十九條の規定により支給されてゐる給付又は改正前国共済法第六十六條第三項若しくは第六十七條第二項の規定により支給されてゐる給付については、なお従前の例によるものとし、新設健保組合がこれらの給付を支給する。

2 施行日前に旧組合の組合員の資格を喪失し、かつ、施行日以後に出生し、又は死亡した場合において、改正前国共済法第六十一條第二項又は第六十四條の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、改正前国共済法の規定の例によるものとし、新設健保組合が当該給付を支給する。

（審査請求に関する経過措置）

第四十三條 旧組合が改正前国共済法の規定により行つた短期給付に係る組合員の資格若しくは給付に関する決定又は掛金の徴収に対する審査請求であつて、施行日以後に審査請求が行われたものについては、なお従前の例による。

2 新設健保組合が改正前国共済法の規定により行つた旧組合の短期給付に係る組合員の資格若しくは給付に関する決定又は掛金の徴収に対する

審査請求については、改正後国共済法第百三条から第百七条までの規定を適用する。この場合において、改正後国共済法第百六条中「組合」とあるのは、「日本年金機構法（平成十九年法律第九十九号）附則第三十七條に規定する新設健保組合」とする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第七十三條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされてゐる申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされてゐる事項については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対してしなければならないとされた事項についてその手続がされてゐないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第七十四條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年七月六日法律第一一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第二十七條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年七月六日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年二月一九日法律第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七條並びに附則第三条、第八条、第十九條、第二十條及び第二十五條の規定 公布の日

（政令への委任）

第二十五條 附則第三条から第十條まで、第十三條及び第十五條に定めるもののほか、国立高度専門医療研究センターの設立に伴い必要な経過

措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第二十六条 附則第十七条及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第三条の規定が同一の日に施行されるときは、これらの規定により改正される国家公務員共済組合法の規定は、同条の規定によつてまず改正され、次いで附則第十七条の規定によつて改正されるものとする。

附則 (平成二〇年二月二六日法律第九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年三月三〇日法律第五号) 抄

第一条 この法律は、平成二十一年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条並びに附則第四条、第七条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十九条の規定 平成二十二年四月一日

第十条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「新国共済法」という。)第六十八條の二及び附則第十一条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始された新国共済法第六十八條の二第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金について適用し、同日前に開始された前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(附則第十五条において「旧国共済法」という。)第六十八條の二第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金については、なお従前の例による。

第十九条 この法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金

保険法等の一部を改正する法律によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二一年三月三十一日法律第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 二 第一条の規定、第二条(第一号に係る部分に限る。)、第三条(第一号から第三号まで及び第五号から第九号までの規定(独立行政法人国立国語研究所(以下「国立国語研究所」という。))に係る部分に限る。)、同条第十項の規定、同条第十二項の規定(国立国語研究所に係る部分に限る。)、附則第三条第一項の規定、附則第六條第一項及び第二項の規定(国立国語研究所に係る部分に限る。)、附則第十条の規定、附則第十一条の規定(国立国語研究所に係る部分に限る。)、附則第十五條の規定、附則第十六條の規定(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)別表第三の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。)、附則第十九條の規定、附則第二十條の規定(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)第四条のうち船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)別表第一の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。))並びに附則第二十二條の規定 平成二十一年十月一日

附則 (平成二二年五月一日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七條第一項及び附則第十七條の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二

十五年改正法」という。)附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四百一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七條第一項(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。))第二條第八項、平成二十五年改正法附則第四百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百一条の規定による改正前の厚生年金特例法第五條第八項若しくは平成二十五年改正法附則第四百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百一条の規定による改正前の厚生年金特例法第八條第十三号)第二十二條第一項の規定に基づきこれらの規定の例によることとされる場合を含む。、国民年金法第九十七條第一項(第三百三十四條の二第二項において準用する場合を含む。))及び附則第九條の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十二條の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第四百四十四條の十三第三項及び附則第三十四條の二、私立学校教職員共済法第三十條第三項及び附則第三十五條、石炭鉱業年金基金法第二十二條第一項において準用する厚生年金保険法第八十七條第一項及び附則第十七條の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体の職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体の職員共済組合法等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という。))附則第五十七條第四項において準用する厚生年金保険法第八十七條第一項及び附則第十七條の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六條第一項及び附則第三條の二、健康保険法第五百八十一條第一項及び附則第九條、船員保険法第三百三十三條第一項及び附則第十條、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。))第二十八條第一項及び附則第十二條、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。))第十九條第三項において準用する徴収法第二十八條第一項及び附則第十二條並びに石綿による健康被害の救済に関

する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。))第二十八條第一項において準用する徴収法第二十八條第一項及び附則第十二條の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金の掛金(平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四百四十四條第一項の規定による徴収金を含む。)、厚生年金特例法第二十二條に規定する特例納付保険料、平成二十五年改正法附則第四百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金特例法第四條第一項に規定する未納掛金に相当する額及び平成二十五年改正法附則第四百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百四十四條の規定による改正前の厚生年金特例法第八條第二項に規定する特例掛金、児童手当法第二十二條第一項の拠出金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十二條の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金、地方公務員等共済組合法第四百四十四條の三第一項に規定する団体が納付すべき掛金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による掛金、石炭鉱業年金基金の掛金、平成十三年統合法附則第五十七條第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十九條第二項に規定する労働保険料、整備法第十九條第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七條第一項に規定する一般拠出金(以下「保険料等」という。))に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

(調整規定)

第八条 この法律及び日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正

組合法第八十三条第四項（第六条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による障害共済年金の額の改定は、国家公務員共済組合法第七十三条第三項の規定にかかわらず、施行日の属する月から行う。

（政令への委任）

第三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十二年二月三日法律第六一号）抄

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年四月二七日法律第二六号）抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二十三年五月二五日法律第五〇号）抄

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則（平成二十三年五月二七日法律第五六号）抄

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。

附則（平成二十三年六月二二日法律第七二号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四号の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第二項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）

二 第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九條、第十一條、第十五條、第二十二條、第四十一條、第四十七條（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を

削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十三年六月二四日法律第七四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号）抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二十三年十一月二日法律第一一七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで 略

四 附則第十一條の規定 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二一〇号）の施行の日

附則（平成二十三年十一月二四日法律第一二二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年三月三一日法律第二四号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年五月八日法律第三〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（郵政民営化法目次中「第六章 郵便事業株式会社」第一節 設立等（第七十條―第七十二條）第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例（第七十三條―第七十四條）第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第七十五條―第七十八條）第七章 郵便局株式会社」を「第六章 削除」第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第十九條第一項第一号及び第二号、第二十六條、第六十一條第一号並びに第六二條の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七九條第三項第二号及び第八十三條第一項の改正規定、同法第九十條から第九十三條までの改正規定、同法第九十五條第一項、同項第二号及び第九十條第一項第二号の改正規定、同法第九十條の次に一條を加える改正規定、同法第九十五條第一項、同項第二号及び第九十條第二項第四号の改正規定、同法第九十八條の次に一條を加える改正規定（第九十條の五に係る部分に限る。）

（罰則に関する経過措置）

第四十六條 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十七條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十四年六月二七日法律第四二号）抄

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年八月二二日法律第六二号）抄

第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七條及び第七十一條の規定 公布の日

二 略

三 第一条中国国民年金法第三十七條、第三十七條の二、第三十九條、第四十條第二項、第四十一條第二項、第四十一條の二及び第五十二條の二の改正規定、第三十條中厚生年金保険法第六十五條の二にただし書を加える改正規定及び同法第六十六條の改正規定、第四十條中国国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第七十四條の改正規定、第八十條中国国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四〇号）以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十條第一項及び第十三條第七項の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十五條の前の見出しを削る改正規定、同条及び平成十六年国民年金等改正法附則第十六條の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十六條の二を削る改正規定並びに平成十六年国民年金等改正法附則第三十二條の三の改正規定、第十十條中国公務員共済組合法第九十一條の改正規定、第十二條中国公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五〇号）以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十九條の改正規定、第十四條の規定、第十五條中地方公務員等共

した行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十七條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十四年六月二七日法律第四二号）抄

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年八月二二日法律第六二号）抄

第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七條及び第七十一條の規定 公布の日

二 略

三 第一条中国国民年金法第三十七條、第三十七條の二、第三十九條、第四十條第二項、第四十一條第二項、第四十一條の二及び第五十二條の二の改正規定、第三十條中厚生年金保険法第六十五條の二にただし書を加える改正規定及び同法第六十六條の改正規定、第四十條中国国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第七十四條の改正規定、第八十條中国国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四〇号）以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十條第一項及び第十三條第七項の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十五條の前の見出しを削る改正規定、同条及び平成十六年国民年金等改正法附則第十六條の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十六條の二を削る改正規定並びに平成十六年国民年金等改正法附則第三十二條の三の改正規定、第十十條中国公務員共済組合法第九十一條の改正規定、第十二條中国公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五〇号）以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十九條の改正規定、第十四條の規定、第十五條中地方公務員等共

濟組合法第九十九条の四の改正規定、第十七条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）附則第三十条の改正規定、第十八条の規定、第二十三条の規定並びに第二十四条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第二十条第一項（同項第四号に係る部分を除く。）の改正規定並びに附則第三条（同条第二号に係る部分に限る。）及び第八条の規定（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日

四 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第二項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第九十九条の四第一項、第九十九条の十第一項第九号、第九十九条及び第九十九条の改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九十九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第九十条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第九十条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十六条第一項及び第九十条の二の改正規定、同法附則第十八条第八項及び第二十号の二の改正規定並びに同法附

則第二十八条の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済法第三十九条第三号の改正規定を除く。）、第二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改正規定（「附則第七條第一項」を「附則第九條第一項」に改める部分を除く。）及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項並びに附則第四条から第七條まで、第九條から第十二條まで、第十八條から第二十二條まで、第二十二條から第三十四條まで、第三十七條から第三十九條まで、第四十二條、第四十三條から第四十四條、第四十七條から第五十條まで、第六十一條、第六十四條から第六十六條まで及び第七十條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条の二の規定、第二十五条中健康保険法第三条、第四十一条第一項及び附則第五条の三の改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七條から第二十九條までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六條、第十七條、第四十五條、第四十六條、第五十一條から第五十六條まで、第五十九條、第六十條及び第六十七條の規定 平成二十八年十月一日

（検討等）
第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条の二 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのっとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得

である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

第三十条 第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第四十二条第一項及び第十二項の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第十一項に規定する産前産後休業（次条及び附則第三十二条において「産前産後休業」という。）について適用する。

（三歳に満たない子を養育する組合員等の標準報酬の月額の特例に関する経過措置）
第三十一条 第四号施行日において、国家公務員共済組合法第七十三条の二の規定の適用を受けている者であつて、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第九十条の二の規定の適用を受ける産前産後休業をしているものについては、第四号施行日に産前産後休業を開始したものとみなし、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十三条の二第一項第六号の規定を適用する。

（国家公務員共済組合法による産前産後休業期間中の組合員の特例に関する経過措置）
第三十二条 第四号施行日前に産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日とその産前産後休業を開始した日とみなして、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第九十条の二の規定を適用する。

（支給の繰下げに関する経過措置）
第三十三条 第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十八条の二の規定は、第四号施行日の前日において、同条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十八条の二第二項各号のいずれかに該当する者に対する同条の規定の適用については、同項中「ときは」とあるのは「ときは、次項の規定を適用する場合を除き」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「当該申出のあつた」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する

法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する」とする。
（特例による退職共済年金の額の算定等の特例の経過措置）
第三十四条 第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項の規定は、同条第一項に規定する退職共済年金の受給権者（以下この条において「退職共済年金の受給権者」という。）又は退職共済年金の受給権者であつた者が、第四号施行日以後に第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項各号のいずれかに該当する場合について適用する。ただし、第四号施行日において退職共済年金の受給権者であつた者であつて、組合員でなく、かつ、同項第一号に規定する障害共済年金等を受けることができるものについては、第四号施行日に同項各号のいずれかに該当したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に規定する日」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

（退職共済年金の職域加算額の支給に関する経過措置）
第三十五条 施行日の前日において現に平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（退職を給付事由とするものに限る。以下この条において「退職共済年金の職域加算額」という。）の受給権を有しない者であつて、改正前支給要件規定（第十条の二の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法及び同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法（平成二十四年一元化法附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）をいう。以下この条において同じ。）による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するものについては、施行日において改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するに至つたものとみなし

法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する」とする。
（特例による退職共済年金の額の算定等の特例の経過措置）
第三十四条 第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項の規定は、同条第一項に規定する退職共済年金の受給権者（以下この条において「退職共済年金の受給権者」という。）又は退職共済年金の受給権者であつた者が、第四号施行日以後に第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項各号のいずれかに該当する場合について適用する。ただし、第四号施行日において退職共済年金の受給権者であつた者であつて、組合員でなく、かつ、同項第一号に規定する障害共済年金等を受けることができるものについては、第四号施行日に同項各号のいずれかに該当したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に規定する日」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する

法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する」とする。
（特例による退職共済年金の額の算定等の特例の経過措置）
第三十四条 第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項の規定は、同条第一項に規定する退職共済年金の受給権者（以下この条において「退職共済年金の受給権者」という。）又は退職共済年金の受給権者であつた者が、第四号施行日以後に第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項各号のいずれかに該当する場合について適用する。ただし、第四号施行日において退職共済年金の受給権者であつた者であつて、組合員でなく、かつ、同項第一号に規定する障害共済年金等を受けることができるものについては、第四号施行日に同項各号のいずれかに該当したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に規定する日」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する

法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する」とする。
（特例による退職共済年金の額の算定等の特例の経過措置）
第三十四条 第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項の規定は、同条第一項に規定する退職共済年金の受給権者（以下この条において「退職共済年金の受給権者」という。）又は退職共済年金の受給権者であつた者が、第四号施行日以後に第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項各号のいずれかに該当する場合について適用する。ただし、第四号施行日において退職共済年金の受給権者であつた者であつて、組合員でなく、かつ、同項第一号に規定する障害共済年金等を受けることができるものについては、第四号施行日に同項各号のいずれかに該当したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に規定する日」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する

法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する」とする。
（特例による退職共済年金の額の算定等の特例の経過措置）
第三十四条 第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項の規定は、同条第一項に規定する退職共済年金の受給権者（以下この条において「退職共済年金の受給権者」という。）又は退職共済年金の受給権者であつた者が、第四号施行日以後に第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項各号のいずれかに該当する場合について適用する。ただし、第四号施行日において退職共済年金の受給権者であつた者であつて、組合員でなく、かつ、同項第一号に規定する障害共済年金等を受けることができるものについては、第四号施行日に同項各号のいずれかに該当したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に規定する日」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する

て、施行日以後、その者に対し、改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額を支給する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）
第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十四年八月二日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第五十九条及び第六十条の規定 公布の日
- 二 附則第八十七条中国民法法（昭和三十四年法律第四十一号）第二十七条の五第二項第四号の改正規定並びに附則第七七条、第九九条及び第九十九条の二の規定 平成二十五年四月一日
- 三 附則第二十四條の規定、附則第九十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十三條第六項の改正規定（「第二十一条第二項」を「第二十一条第七項」に改める部分に限る）、附則第九十六條の規定、附則第九十八條中国公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五五号）附則第十六條、第十七條、第二十一条、第二十八條及び第二十九條の改正規定並びに同法附則第五十七條の次に三條を加える改正規定、附則第九十條の改正規定、附則第九十條中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六條、第十七條、第二十一条、第二十九條及び第三十條の改正規定並びに同法附則第九十八條の次に三條を加える改正規定並びに附則第九十五條及び第九十五二條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条 この法律による公務員共済の職域加算額（第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（次項において「改正前国共済法」という。）第七十四條第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額並びに第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前地共済法」という。）による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六條第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものをいう。）の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前地共済法」という。）による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六條第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものをいう。）の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

（用語の定義）

第四条 この条から附則第八十條までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前厚生年金保険法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 二 旧厚生年金保険法 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下附則第七十五條までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 三 改正前国共済法 第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。
- 四 改正前地共済法 附則第九十七條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）をいう。
- 五 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五五号）以下附則第四十九條までにおいて「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。
- 六 改正前地共済法 第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 七 改正前地共済施行法 附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）をいう。
- 八 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）以下附則第七十五條までにおいて「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 九 改正前私学共済法 第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。

十 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）附則第八條第一項において「昭和六十年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。

十一 旧国家公務員共済組合員期間 国家公務員共済組合の組合員であった者のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前における当該組合員であった期間（改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。

十二 旧地方公務員共済組合員期間 地方公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間（改正前地共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。

十三 旧私立学校教職員共済加入者期間 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者の施行日前における当該加入者であった期間（改正前私学共済法又は他の法令の規定により当該加入者であった期間とみなされた期間を含む。）をいう。

第十條 この附則に別段の規定があるものを除くほか、次に掲げる処分、手続その他の行為は、厚生年金保険法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

一 改正前国共済法、旧国共済法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為
（老齢厚生年金等の額の計算等の特例）

第十一條 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎としない。
一 改正前国共済法による退職共済年金（他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。）又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。）

2 施行日の前日において前項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎としない。

3 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法第四十二條の規定による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間、旧国家公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、第一項の規定にかかわらず、計算の基礎とする。

一 改正前国共済法附則第十二條の三又は第十二條の八の規定による退職共済年金（改正前厚生年金保険法等による保険給付に関する経過措置）

第十二條 改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八條第一項及び第七十七條第一項に規定する年金たる保険給付については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次条から附則第十六條までの規定を適用する場合を除き、改正前厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定であつてこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）によつて改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「改正前厚生年金保険法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法等の規定の適用に關し必要な読替えその他改正前厚生年金保険法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 改正前国共済法による退職共済年金（他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。）又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。）

(老齢厚生年金等の支給の停止に関する特例)
第十三条 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者(次条第一項及び附則第十六条に規定する者を除く。)が厚生年金保険法の被保険者(施行日前から引き続き当該被保険者たる国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済法の加入者である者に限る。)である日(改正後厚生年金保険法第四十六條第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。)次項において「被保険者である日」という。国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(施行日前から引き続き国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日(次項において「国会議員等である日」という。)

又改正後厚生年金保険法第四十六條第一項に規定する七十歳以上の使用される者(施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済法の加入者である者に限る。)である日(施行日の属する月以後の月)に属する月(施行日の属する月以後の月に属する月)において、同項に規定する総報酬月額相当額(次項、次条第二項及び附則第十五条第二項において「総報酬月額相当額」という。)と改正後厚生年金保険法第四十六條第一項に規定する基本月額(次条第二項において「基本月額」という。)との合計額から支給停止調整額(改正後厚生年金保険法第四十六條第三項に規定する支給停止調整額をいう。以下同じ。)を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額に十二を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第十四条 厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者(附則第十六条に規定する者を除く。)

であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者(昭和二十五年十月一日以前に生まれた者に限る。)であるものについて、改正後厚生年金保険法第四十六條第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三

号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六條第五項の規定を適用する場合には、改正後厚生年金保険法第四十六條第一項中「老齢厚生年金の額(第四十四條第一項に規定する加給年金額及び第四十四條の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「老齢厚生年金等の額の合計額(当該老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第十四條第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいい、第四十四條第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるもの)に規定する加給年金額及び第四十四條の三第四項(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第八十七條の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定又は他の法令で定める同項の規定に相当するものとして政令で定めるもの)に規定する加算額を合算して得た額を除く」と、

「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該老齢厚生年金の額(第四十四條第一項に規定する加給年金額及び第四十四條の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。))を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六條第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額から改正後厚生年金保険法第四十六條第一項の規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額(以下この項において「調整前支給停止額」という。)を控除した額の十分の一に相当する額に調整前支給停止額を合算して得た額(以下この項において「支給停止相当額」という。)を超えるときは、支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定に

よる当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 第一項に規定する受給権者であつて、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済法の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、改正後厚生年金保険法第四十六條第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六條第五項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第十五条 厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)であるものについて、厚生年金保険法附則第十一條の規定を適用する場において、同条第一項中「老齢厚生年金の額」とあるのは「老齢厚生年金等の額の合計額(附則第八條の規定による老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第十五條第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。）」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一條第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から同項の規定その他の政令で定める規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額(以下この項において「調整前特例支給停止額」という。)を控除した額(以下この

項において「調整前老齢厚生年金等合計額」という。)の十分の一に相当する額に調整前特例支給停止額を合算して得た額(以下この項において「特例支給停止相当額」という。)を超えるときは、特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から三十五万円を控除した額に調整前特例支給停止額を合算して得た額(以下この項において「特定支給停止相当額」という。)を超えるときは、特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 第一項に規定する受給権者であつて、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済法の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、厚生年金保険法附則第十一條の規定を適用する場において、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第十七条 改正後厚生年金保険法第四十六條の規定並びに附則第十三條第一項及び第十四條の規定は、同条第一項の政令で定める年金たる給付の支給の停止について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 厚生年金保険法附則第十一條の規定並びに附則第十三條第二項及び第十五條の規定は、同条第一項の政令で定める年金たる給付の支給の停止について準用する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第十八条 厚生年金保険法第四十七條の二第一項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病による

の項において「調整前老齢厚生年金等合計額」という。)の十分の一に相当する額に調整前特例支給停止額を合算して得た額(以下この項において「特例支給停止相当額」という。)を超えるときは、特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が調整前老齢厚生年金等合計額から三十五万円を控除した額に調整前特例支給停止額を合算して得た額(以下この項において「特定支給停止相当額」という。)を超えるときは、特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

る障害については、改正前国共済法若しくは旧国共済法、改正前地共済法若しくは旧地共済法又は改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金たる給付（他の法令の規定によりこれらの年金たる給付とみなされたものを含む。）のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者その他政令で定める者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

2

2 施行日前に改正前国共済法若しくは旧国共済法、改正前地共済法若しくは旧地共済法又は改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金たる給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者であつて旧国共済法若しくは旧地共済法若しくは旧私学共済法若しくは旧私学共済法による年金たる給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有するもの（施行日において当該給付の受給権を有するもの及び当該給付の支給事由となつた傷病について国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十八号）以下この項において「平成六年国共済改正法」という。）附則第八条第三項の規定により支給される改正前国共済法による障害共済年金、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十九号）附則第八条第三項の規定により支給される改正前地共済法による障害共済年金又は改正前私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成六年国共済改正法附則第八条第三項の規定により支給される改正前私学共済法による障害共済年金の受給権を有する者を除く。）が、当該給付の支給事由となつた傷病により、施行日において厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級（以下この項において単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に至つたとき、その者が、施行日（施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

3

3 前項の規定による請求があつたときは、厚生年金保険法第四十七条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害厚生年金を支給する。

（初診日が施行日前にある傷病による障害等の場合における経過措置）

第十九条

疾病にかかり、若しくは負傷した日が施行日前にある傷病又は初診日が施行日前にある傷病による障害（旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間中の傷病による障害に限る。）について厚生年金保険法第四十七条から第四十七条の三まで及び第五十五条の規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。

第二十條

（遺族厚生年金の支給要件の特例）
次に掲げる年金たる給付（死亡を支給事由とするものを除く。）の受給権者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。

一 改正前国共済法による年金たる給付（他の法令の規定により当該年金たる給付とみなされたものを含む。）又は旧国共済法による年金たる給付（他の法令の規定により当該年金たる給付とみなされたものを含む。）

（老齢厚生年金に係る加給年金額等の特例）

第二十一条

施行日の前日において附則第十一條第一項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者（当該年金たる給付の額の計算の基礎となる期間の月数が二百四十に満たない者に限る。）であつて、施行日以後に老齢厚生年金の受給権を取得したもののついて、厚生年金保険法第四十四条及び第六十二条の規定その他の法令の規定でこれらの規定に相当するものとして政令で定めるものを適用する場合において、同法第四十四条第一項中「被保険者期間の月数が二百四十以上」とあるのは「被保険者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七條第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得

た被保険者期間とする。以下この項において同条の月数が二百四十以上」とと、同法第六十二条第一項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得

た被保険者期間とする。以下この項において同条の月数が二百四十以上」とと、同法第六十二条第一項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。）」とする。その他必要な事項は、政令で定める。

第二十二條

附則第十四條及び第十五條に定めるもののほか、改正後厚生年金保険法第七十八條の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る厚生年金保険法、旧厚生年金保険法その他の法律で政令で定めるものによる給付の額の計算及びその支給停止に關する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第二十三條

（脱退一時金の額の計算に係る経過措置）

第二十四條

第二号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合には、同法附則第二十九條第四項に規定する最終月の属する年の前年十月（当該最終月が一月から八月までの場合にあっては、前々年十月）が平成二十五年から平成二十九年までの間に該当するとき、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、平成二十五年十月分にあつては同月分の国共済の掛金率（改正前国共済法第百条第三項の規定により国家公務員共済組合連合会の定款で定める同項に規定する割合をいう。以下この項において同じ。）に二を乗じて得た率と、平成二十六年十月分にあつては同月分の国共済の掛金率に二を乗じて得た率と、平成二十七年十月から平成二十九年十月までの月分にあつては附則第八十三條の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

第二十六條

附則第二十条各号に掲げる年金たる給付に要する費用のうち、厚生年金相当給付費

（厚生年金保険事業に要する費用の特例）

（厚生年金保険法による年金たる保険給付に要する費用として政令で定めるところにより計算した費用をいう。）は、同法第二条の四第一項の規定の適用については、同法による保険給付に要する費用とみなし、改正後厚生年金保険法第八十一条第一項の規定の適用については、同項に規定する厚生年金保険事業に要する費用とみなし、改正後厚生年金保険法第八十四条の三の規定の適用については、同条に規定するこれに相当する給付として政令で定めるものに要する費用とみなす。

第三十條

（改正前国共済法の長期給付に關する規定の適用に關する経過措置）

第三十一條

施行日の前日において改正前国共済法の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員（昭和二十年十月一日以前に生まれた者で施行日において国家公務員共済組合の組合員であるものに限る。）は、改正前国共済法の長期給付に關する規定の適用については、施行日の前日に退職（改正前国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。次条第三項、附則第三十二条第一項並びに附則第三十五条第四項及び第五項第二号において同じ。）をしたものとみなす。

第三十二條

（遺族の範囲の特例）

第三十三條

施行日の前日において遺族（改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下この項及び次項において同じ。）である配偶者、子、父母又は孫が改正前国共済法の遺族共済年金（他の法令の規定により当該遺族共済年金とみなされたものを含む。）の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父、その者が孫であるときは祖父、施行日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

2

施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が旧国共済法による遺族年金（他の法令の規定により当該遺族年金とみなされたものを含む。）又は改正前国共済法施行法第三条に規定する給付のうち死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が孫及び祖父、その者が孫であるときは祖父、施行日においてそれぞれ当該遺族年金又は

（厚生年金保険事業に要する費用の特例）

当該死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3 施行日の前日において改正前国共済法第三十二条に規定する給付のうち退職又は障害を給付事由とする年金である給付の支給を受けている者が施行日以後に死亡した場合において、その者の父母は、当該者の配偶者又は子、その者の孫は、当該者の配偶者、子又は父母、その者の祖母は、当該者の配偶者、子、父母又は孫が、当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることとなつたときは、それぞれ当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることができる者としてしないものとする。

第三十二条 施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員であつた者(同日において退職又は死亡した者を除く。)で同日において退職をすとしたならば、改正前国共済法による障害一時金を受ける権利を有することとなるものには、その者が同日において退職をしたものとなして、改正前国共済法第八十七条の五から第八十七条の七までの規定の例により、障害一時金を支給する。ただし、附則第十九条の規定に基づく政令の規定により同一の傷病について障害手当金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

2 前項の障害一時金は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

(特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例)

第三十三条 改正前国共済法附則第十二条の七第二項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八条の規定の適用については、改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。

2 前項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が六十歳未満の厚生年金保険の被保険者である間は、支給を停止する。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢厚生年金に關し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の七及び第十二条の七の二の規定に準じて、政令で定める。

(特例による老齢厚生年金の支給の繰上げ)

第三十四条 改正前国共済法附則第十二条の八第二項に規定する者が改正前国共済法附則別表第

二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受けることを希望する旨を国家公務員共済組合連合会に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

2 前項の規定による老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額から、政令で定める額を減じた額とする。

3 厚生年金保険法第四十四条の規定は、第一項の規定による当該老齢厚生年金の受給権者が改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、適用しない。

4 第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した額から、第二項の規定により減じられるべきこととされた額を参酌して政令で定める額を減じた額とする。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢厚生年金に關し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の八の規定に準じて、政令で定める。

(衛視等に対する老齢厚生年金等の特例)

第三十五条 旧国家公務員共済組合員期間のうちに特定衛視等であつた期間を有する者に対する厚生年金保険法の規定の適用については、同法第四十四条第一項中「老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)」とあるのは「老齢厚生年金」と、同法第五十八条第一項第四号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る。」又は「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第三十五条第一項に規定する特定衛視等に限る。」又は同項に規定する特定衛視等」と、同法第六十二条第一項中「遺族厚生年金(第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期

間の月数が二百四十未満であるものを除く。)」とあるのは「遺族厚生年金」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

2 前項に規定する特定衛視等とは、衛視である国会議員、副守長、看守部長若しくは看守である法務事務官、海上保安士である海上保安官又は陸曹長、海曹長若しくは空曹長以下の自衛官である国家公務員共済組合の組合員(以下この項及び次項において「衛視等」という。)のうち昭和五十五年一月一日(以下この項において「基準日」という。)前に衛視等であつた期間を有する者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 基準日前の衛視等であつた期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の衛視等であつた期間の年数と基準日以後の衛視等であつた期間の年数とを合算した年数がそれぞれイからホまでに定める年数以上であるもの

イ 基準日前の衛視等であつた期間が十二年以上十五年未満である者 十五年

ロ 基準日前の衛視等であつた期間が九年以上十二年未満である者 十二年

ハ 基準日前の衛視等であつた期間が六年以上九年未満である者 七年

ニ 基準日前の衛視等であつた期間が三年以上六年未満である者 八年

ホ 基準日前の衛視等であつた期間が三年未満である者 九年

3 改正前地共済法附則第二十八条の四に規定する警察職員(以下この項において「警察職員」という。)であつた衛視等に対する前二項の規定の適用については、警察職員であつた間衛視等であつたものとみなす。

4 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十七号。以下この項において「昭和五十六年法律第七十七号」という。)の公布の日において現に国家公務員共済組合の組合員であつた者で、その者に係る国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)第一条の規定による改正前の国家公務員法(昭和二十二年法律第三十号。以下この項において「旧国家公務員法」という。)第八十一条の二第一項に規定する定年退職日(昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号の施行の日。以下この項において「定年退職日」という。)以下この項において「定年等」という。)に於いて、その者の改正前国共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等(次項において「組合員期間等」という。)が二十五年未満であつて、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の改正前国共済法第三十八条第一項に規定する組合員期間(次項において「組合員期間」という。)が十五年以上であるときは、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものとみなす。

5 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前項の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法附則第十三条の三第一項又は第二項の規定により長期給付に關する規定の適用を受けることとされる組合員(以下この項において「特例継続組合員」という。)以外の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者の組合員期間等が二十五年未満であるとき。

七号の施行の日。以下この項において「定年退職日」という。)まで引き続き組合員であつたものが、旧国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職をした場合(旧国家公務員法第八十一条の三(昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。))の規定により勤務した後退職をした場合及び旧国家公務員法第八十一条の四(昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。))の規定により任用された後退職をした場合を含む。次項において「定年等」という。)に於いて、その者の改正前国共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等(次項において「組合員期間等」という。)が二十五年未満であつて、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の改正前国共済法第三十八条第一項に規定する組合員期間(次項において「組合員期間」という。)が十五年以上であるときは、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものとみなす。

次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前項の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法附則第十三条の三第一項又は第二項の規定により長期給付に關する規定の適用を受けることとされる組合員(以下この項において「特例継続組合員」という。)以外の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者の組合員期間等が二十五年未満であるとき。

第三十六條 改正前国共済法による職域加算額の経過措置
改正前国共済法第七十七條第二項各号に定める金額に相当する給付及び改正前国共済法の障害共済年金のうち改正前国共済法第八十二條第一項第二号に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前支給要件規定」という。）は、旧国家公務員共済組合員期間を有する者（施行日において改正前国共済法による退職共済年金（改正前国共済法附則第十二條の三又は第十二條の八の規定による退職共済年金を除く。）又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。）について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に關し必要な読替えその他の改正前支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定（障害を給付事由とする給付に係るものに限る。）は、その病氣又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この項及び第四項並びに附則第三十七條の三において「初診日」という。）が施行日前にある傷病により障害の状態となつた場合について適用し、初診日が施行日以後にある傷病により障害の状態となつた場合については、適用しない。

3 旧国家公務員共済組合員期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族（第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族（改正前国共済法附則第十二條の二の規定の適用を受ける場合を含む。）をいう。）があるときは、改正前国共済法の遺族共済年金のうち改正前国共済法第八十九條第一項第一号イ（2）及びロ（2）に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前遺族支給要件規定」という。）は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に關し必要な読替えその他の改正前遺族支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前遺族支給要件規定は、初診日が施行日前にある傷病により死亡した場合及び初診日が施行日以後にある公務によらない傷病により死亡した場合について適用し、初診日が施行日以後にある公務による傷病により死亡した場合については、適用しない。

5 第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。以下この条、附則第三十七條の二及び第四十六條から第四十八條までにおいて「改正前国共済法による職域加算額」という。）については、第十項及び第十一項の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する規定を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前国共済法第四十九條ただし書中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは遺族共済年金」と、改正前国共済法第五十條ただし書中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」と、改正前国共済法第七十七條第二項第一号中「組合員期間」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（以下「旧国家公務員共済組合員期間」という。）の」と、同項第二号中「組合員期間」とあるのは「旧国家公務員共済組合員期間」と、改正前国共済法第八十九條第一項第一号イ（2）及びロ（2）並びに第三項中「組合員期間」とあるのは「旧国家公務員共済組合員期間」とするほか、改正前国共済法の規定の適用に關し必要な読替えその他の改正前国共済法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法の遺族共済年金（公務

によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が令和七年十月一日以後に生じたものに限る。）のうち改正前国共済法第八十九條第一項第一号イ（2）及びロ（2）に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ（2）又はロ（2）の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

令和七年十月一日から令和八年九月三十日まで	十九
令和八年十月一日から令和九年九月三十日まで	十八
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	十七
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	十六
令和十一年十月一日から令和十二年九月三十日まで	十五
令和十二年十月一日から令和十三年九月三十日まで	十四
令和十三年十月一日から令和十四年九月三十日まで	十三
令和十四年十月一日から令和十五年九月三十日まで	十二
令和十五年十月一日から令和十六年九月三十日まで	十一
令和十六年十月一日以降	十分の二

9 改正前国共済法による職域加算額は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

10 改正前国共済法による職域加算額については、第五項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三條、第四十四條、第七十二條の三から第七十二條の六まで、第七十七條第四項、第七十九條、第八十條、第八十七條及び第八十七條の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

11 改正前国共済法による職域加算額については、改正後厚生年金保険法第四十三條の二から第四十三條の五まで及び第四十六條の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

12 改正前国共済法による職域加算額を受ける権利を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

7 旧国家公務員共済組合員期間を有する者のうち、一年以上の引き続く旧国家公務員共済組合員期間を有しない者であり、かつ、当該旧国家公務員共済組合員期間と当該期間に引き続く第二号厚生年金被保険者期間（附則第七條第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされたものを除く。次項において同じ。）とを合算した期間が一年以上となるものに係る改正前国共済法第七十七條第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

8 旧国家公務員共済組合員期間を有する者のうち、旧国家公務員共済組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該旧国家公務員共済組合員期間と第二号厚生年金被保険者期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き

第三十七條 施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）については、第三項及び第四項並びに附則第三十一條の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他のこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する給付は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三條、

続旧国家公務員共済組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く旧国家公務員共済組合員期間を有する者とみなされるものに限る。）に係る改正前国共済法第七十七條第二項及び第八十九條第一項第一号イ（2）の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

9 改正前国共済法による職域加算額は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

10 改正前国共済法による職域加算額については、第五項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三條、第四十四條、第七十二條の三から第七十二條の六まで、第七十七條第四項、第七十九條、第八十條、第八十七條及び第八十七條の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

11 改正前国共済法による職域加算額については、改正後厚生年金保険法第四十三條の二から第四十三條の五まで及び第四十六條の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

12 改正前国共済法による職域加算額を受ける権利を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

（改正前国共済法による給付等）

第三十七條 施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）については、第三項及び第四項並びに附則第三十一條の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他のこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する給付は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三條、

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって退職共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の受給権者が遺族厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。
（追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額のの特例）

第四十七条 附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金の額（国民年金法の規定による障害基礎年金又は改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、障害共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額（改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額。以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）から控除前障害共済年金額を国共済組合員等期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）を控除した額とする。

2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって障害共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって障害共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 前各項に定めるもののほか、附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。
（追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額のの特例）

第四十八条 附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金若しくは遺族基礎年金又は改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額（改正前国共済法による職域加算額が支給される場合において「控除前遺族共済年金額」という。）から控除前遺族共済年金額を国共済組合員等期間の月数（厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までの規定を適用するとし、たならば支給されることとなる遺族共済年金にあつては、当該月数が三月未満であるときは、三月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）を控除した額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって遺族共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

5 附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の受給権者が、老齢厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、遺族共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。
（費用の負担）

第四十九条 国家公務員共済組合連合会が附則第三十二条、第三十六条、第三十七条及び第四十一条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。
一 当該費用のうち、国家公務員共済組合の組合員であつた期間以外の期間として年金額の計算の基礎となつてゐるものに対応する費用については、国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法第五十四条の規定による費用の負担の例による。
二 当該費用のうち、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用については、国民年金の管掌者たる政府が負担する。
三 当該費用のうち、改正前国共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び昭和六十年国共済改正法附則第六十四条第三号に規定する給付に要する費用（前二号に規定する費用を除く。）については、改正前国共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用の負担の例による。

四 当該費用のうち、昭和六十年国共済改正法附則第三十一条第一項の規定により国が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、国が負担する。
（国の組合の経過的長期給付積立金の積立て）

第四十九条の二 国家公務員共済組合連合会は、（国の組合の経過的長期給付）（附則第三十六条第五項又は第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法による年金である給付その他の給付であつて、改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額に相当する給付、改正前国共済法第八十二条第一項第二号又は第八十九条第一項第一号イ（二）若しくはロ（二）に掲げる金額に相当する給付その他これらの給付に相当するものとして政令で定める給付をいう。附則第五十条第二項及び第三項並びに第八十六条の二において同じ。）その他政令で定める費用に充てるべき積立金（次条、附則第四十九条の四及び第八十六条の二において「国の組合の経過的長期給付積立金」という。）を積み立てなければならない。
（国の組合の経過的長期給付積立金の管理及び運用）

第四十九条の三 新国共済法第三十五条の三から第三十五条の五までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、国の組合の経過的長期給付積立金について準用する。
（国の組合の経過的長期給付積立金の当初額）

第四十九条の四 改正前国共済法第三十五条の二に規定する積立金のうち、その額から附則第二十七条第一項の規定により実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、国の組合の経過的長期給付積立金として積み立てられたものとみなす。
（地方公務員共済組合連合会に対する経過的長期給付に係る拠出金）

第五十条 国家公務員共済組合連合会は、毎事業年度において、当該事業年度における附則第七十六条第三項に規定する地方の組合の経過的長期給付に係る支出の額が同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額（以下この項において「地方の不足額」という。）が前事業年度の末日における地方の組合の経過的長期給付積立金の額（同条第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付積立金の額をいう。以下この項において同じ。）を上回る場合には、地方の不足額から前事業年度の末日における地方の組合の経過的長期給付積立金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（前事業年度の末日における国の組合の経過的長期給付積立金の額から当該事業年度における国の組合の経過的長期給付に係る支出の額を控除し、当該事業年度における国の組合の経過的長期給付に係る収入の額を加算した額をいう。）を超える場

合にあつては、当該限度額を、地方公務員共済組合連合会への拠出金として拠出するものとする。この場合における地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十六条の二及び第六十六条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「下回る場合」とあるのは、「下回る場合又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第五十条第一項の規定に基づく拠出金の拠出が行われる場合」と、「相当する額」とあるのは、「相当する額に同項の規定に基づく拠出金に相当する額を加算した額」とする。

2 前項に規定する「国の組合の経過の長期給付に係る収入の額」とは、国の組合の経過の長期給付に係る国家公務員共済組合連合会の収入として政令で定めるものの額の合計額をいう。

3 第一項に規定する「国の組合の経過の長期給付に係る支出の額」とは、国の組合の経過の長期給付に係る国家公務員共済組合連合会の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定に基づく拠出金の拠出に關し必要な事項は、政令で定める。

（再評価率の適用の特例）

第八十二条 附則第二十号各号に掲げる年金たる給付の額の改定については、これらの年金たる給付は厚生年金保険法による年金たる保険給付とみなして、同法第四十三条から第四十三条の五までの規定中同法第四十三条に規定する再評価率に關する部分を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第八十六条の二 政府は、国の組合の経過の長期給付について、その収支及び国の組合の経過の長期給付積立金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、国の組合の経過の長期給付の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十条 一の附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十四年一月二十六日法律第九十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第七条、第八条及び第十条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第六条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二条、第三条及び第四条第十一号の改正規定 この法律の公布の日、地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）の公布の日又は私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十八号）の公布の日のうち最も遅い日

五 略

六 第五条の規定並びに附則第六条、第九条、第十条及び第六十条から第二十二号までの規定 平成二十七年十月一日

（厚生年金保険給付積立金の当初額）

第六条 第六条の規定による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「新一元化法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（附則第十号第三項及び第四項において「一元化改正前国共済法」という。）第三十五条の二に規定する積立金のうち、その額から新一元化法附則第四十九条の四の規定により新一元化法附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過の長期給付積立金として積み立てられたものとみなされる額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（次条、附則第八条及び第十条において「第六号施行日」という。）において、第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後国共済法」という。）第二十一条第二項第一号ハに規定する厚生年金保険給付積立金として積み立てられたものとみなす。

（退職等年金給付積立金管理運用方針に關する経過措置）

第七条 国家公務員共済組合連合会は、第六号施行日以前においても、改正後国共済法第三十五条

の三の規定の例により、同条第一項に規定する退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された退職等年金給付積立金管理運用方針は、第六号施行日において改正後国共済法第三十五条の三の規定により定められ、公表されたものとみなす。（国の組合の経過の長期給付積立金管理運用方針に關する経過措置）

第八条 国家公務員共済組合連合会は、第六号施行日以前においても、新一元化法附則第四十九条の三において準用する改正後国共済法第三十五条の三の規定の例により、新一元化法附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過の長期給付積立金の管理及び運用の方針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された管理及び運用の方針は、第六号施行日において新一元化法附則第四十九条の三において準用する改正後国共済法第三十五条の三の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（旧国家公務員共済組合員期間を有する者に係る改正後国共済法の規定の適用）

第九条 新一元化法附則第四号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（次条第三項及び第四項において「旧国家公務員共済組合員期間」という。）を有する者に係る改正後国共済法第七十五条第一項、第八十四条第二項各号及び第九十条第二項の規定の適用については、改正後国共済法第七十五条第一項中「組合員期間」とあるのは「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）以後の組合員期間」と、改正後国共済法第八十四条第二項各号及び第九十条第二項中「組合員期間」とあるのは「第六号施行日以後の組合員期間」とする。

（公務傷病に係る規定の適用に關する経過措置）

第十条 改正後国共済法の公務傷病年金に關する規定は、その病氣又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この条において「初診日」という。）が第六号施行日以後にある傷病による障害に關しては、初診日が第六号施行日以前にある傷病による障害に關しては、適用しない。

2 改正後国共済法の公務遺族年金に關する規定は、改正後国共済法第八十九条第一項各号における死亡の原因となつた改正後国共済法第八十一条第一項に規定する公務傷病（以下この条において「公務傷病」という。）に係る初診日（初診日がない場合にあつては、当該公務傷病の発した日。以下この項において同じ。）が第六号施行日以後にある場合について適用し、初診日が第六号施行日以前にある場合については、適用しない。

3 旧国家公務員共済組合員期間を有し、かつ、公務傷病に係る初診日が第六号施行日以後にある者に支給する改正後国共済法第八十四条の規定による公務障害年金の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額と新一元化法附則第三十六条第五項の規定により読み替えて適用する一元化法改正前国共済法第八十二条第一項第二号又は第二項の規定の例により算定した金額のいずれか高い金額とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 旧国家公務員共済組合員期間を有し、かつ、公務傷病に係る初診日が第六号施行日以後にある者に支給する改正後国共済法第九十条の規定による公務遺族年金の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額と新一元化法附則第三十六条第五項の規定により読み替えて適用する一元化法改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ（2）若しくはロ（2）又は第三項の規定の例により算定した金額のいずれか高い金額とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十四年一月二十六日法律第九十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第四条及び第七条の規定 公布の日

二 第二条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法

律附則第八十六条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（政令への委任）
第七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十四年一月二十六日法律第九八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年一月二十六日法律第九九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日又は財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条及び第八条の規定 公布の日
- 二 第一条中国民法法等の一部を改正する法律附則第七条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十七条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十八条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十九条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五十二条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同

条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五十三条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五十四条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第二条の規定、第三条中国国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第七條の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十五条第一条を加える改正規定、同法附則第二十五条第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第五条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の改正規定、同法附則第四条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五条に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第七條の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第七條の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法附則第十七條第二項の改正規定並びに第六條の規定並びに次条から附則第六條までの規定 平成二十五年十月一日

（国家公務員共済組合法等による年金である給付等に関する経過措置）
第四条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条の二、第五条の二及び第二十五条の二の規定は、平成二十五年十月以後の月分として支給される国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による年金である給付、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金である給付及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十三條第一項に規定する特例年金給付（以下この条において「国家公務員共済組合法等による年金である給付等」という。）について適用し、同月前の月分として支給される国家公務員共済組合法等による年金である給付等については、なお従前の例による。

- 一 附則第七条及び第八条の規定 公布の日
- 二 第一条中国民法法等の一部を改正する法律附則第七条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十七条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十八条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十九条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五十二条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同

附則（平成二五年五月三十一日法律第二六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年五月三十一日法律第二八号）抄

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十三條から第四十二條まで、第四十四條（内閣府設置法第四條第三項第四十一號の次に一號を加える改正規定に限る。）及び第五十條の規定 公布の日

附則（平成二五年六月二十六日法律第六三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中国民法法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四條の改正規定、第五條中国民法法等の一部を改正する法律附則第十九條第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三百三十九條、第四百三十三條、第四百六六條及び第五百三十三條の規定 公布の日
- （罰則に関する経過措置）
第五百五十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第五百五十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二六年三月三十一日法律第一三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第七条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十一條の二の規定は、施行日以後に開始された国家公務員共済組合法第六十八條の二第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金について適用し、施行日前に開始された同項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金については、なお従前の例による。

- 一 附則第七条及び第八条の規定 公布の日
- 二 第一条中国民法法等の一部を改正する法律附則第七條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十七條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十八條に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十九條に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十一條の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五十二條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同

附則（平成二六年四月十八日法律第二二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条及び附則第三十九條から第四十二條までの規定 公布の日

附則（平成二六年五月二一日法律第三八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年六月一日日法律第六四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十三條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十六條及び第十九條の規定 公布の日
- 二 第一条中国民法法附則第九條の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第七條の十四の改正規定、第六條から第十二條までの規定、第十三條中年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九條の次に一条を加える改正規定及び第十四條の規定並びに附則第三条及び第十七條の規定 平成二十七年一月一日

附則（平成二六年六月一日日法律第六四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十三條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十六條及び第十九條の規定 公布の日
- 二 第一条中国民法法附則第九條の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第七條の十四の改正規定、第六條から第十二條までの規定、第十三條中年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九條の次に一条を加える改正規定及び第十四條の規定並びに附則第三条及び第十七條の規定 平成二十七年一月一日

附則（平成二六年六月一日日法律第六四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十三條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十六條及び第十九條の規定 公布の日
- 二 第一条中国民法法附則第九條の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第七條の十四の改正規定、第六條から第十二條までの規定、第十三條中年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九條の次に一条を加える改正規定及び第十四條の規定並びに附則第三条及び第十七條の規定 平成二十七年一月一日

- 一 第十三條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十六條及び第十九條の規定 公布の日
- 二 第一条中国民法法附則第九條の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第七條の十四の改正規定、第六條から第十二條までの規定、第十三條中年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九條の次に一条を加える改正規定及び第十四條の規定並びに附則第三条及び第十七條の規定 平成二十七年一月一日

(延滞金の割合の特例等に関する経過措置)
第十七条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定とする延滞金(第十五号)については、加算金。以下この条において同じ。)のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

一から六まで 略
七 第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第二十条の九第五項 国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項

(その他の経過措置の政令への委任)
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二六年六月一三日法律第六七号)抄
七号)抄

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)
第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)
第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附則(平成二六年六月一三日法律第六九号)抄
九号)抄

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。
(経過措置の原則)
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものを取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則(平成二六年六月二五日法律第八三号)抄
三号)抄

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七條、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十一条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日
二から五まで 略

六 第六十一条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第六十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第一百六条の二第一項第六号の改正規定(「同法第八号第二十四項」を「同法第二十五項」に改める部分に限る。)、及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定(「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定(「規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、同法第二十条の二の改正規定(「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、及び同法第二十条の八第四項の改正規定(「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定(「同法第八条第二十四項」を「同法第二十五項」に改める部分に限る。)、並びに同法附則第二条及び第十三条の規定並びに附則第二十条(第一項ただし書を除く。)、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二十九号)第二条第二項第四号口の改正規定(「居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、附則第五十二条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)、並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)
第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二七年三月三一日法律第九号)抄
号)抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二七年五月七日法律第一七号)抄
号)抄

第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。

附則(平成二七年五月二七日法律第二七号)抄
七号)抄

第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。

附則(平成二七年五月二七日法律第二七号)抄
七号)抄

第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。

附則(平成二七年五月二七日法律第二七号)抄
七号)抄

の第三第二項の規定は、第一号施行日以後に開始された同条第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金について適用し、第一号施行日前に開始された前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十八条の第三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金については、なお従前の例による。

2 第一号施行日前に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十八条の第三第一項に規定する介護休業を開始した者であつて、第一号施行日において当該介護休業の開始の日から起算して三月を超えていないものに係る前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十八条の第三第二項の規定の適用については、同項中「介護休業の日数」とあるのは、「介護休業の日数（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第七条の規定の施行の日前の介護休業の日数を含む。）とする。

附則（平成二十八年一月二四日法律第八四号）抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年一月二八日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条の規定（教育職員免許法第四条の改正規定及び同法附則第十七項の改正規定（同項を附則第十六項とする部分を除く。）に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第十二条及び第十六条の規定 公布の日
(政令への委任)

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成二十八年一月二六日法律第一一四号）抄
一 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第七条の規定 平成二十九年四月一日
附則（平成二十九年三月三十一日法律第一四号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二 略
三 第二条中雇用保険法第六十一条の第四第一項の改正規定及び第七條(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに附則第十五条、第十六条及び第二十三条から第二十五条までの規定 平成二十九年十月一日
(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十九年六月二日法律第四五号）抄
この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第百六十七條の二、第百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。
附則（平成二十九年六月二日法律第五二号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七條、第二十九條、第三十一條、第三十六條及び第四十七條から第四十九條までの規定 公布の日
二 (検討)

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附則（平成三〇年六月八日法律第四一四号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条の改正規定(「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める部分を除く。)、第六条第二項の改正規定、第九条第一項の改正規定、第十条の改正規定、第十三条第一項の改正規定、第十四条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定、第二十九條に一号を加える改正規定、第二十五条の改正規定、第二十六条の改正規定並びに第三十二条の次に一条を加える改正規定並びに附則第二条第三項の改正規定並びに附則第三条、第十二條(郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)附則第十九条第一項第一号の改正規定中「第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(一)を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一十号)」に改める部分を除く。)、及び第十三条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
二 題名の改正規定、第一条及び第二条の改正規定、第三条の改正規定(「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める部分に限る。)、第九條第二項の改正規定並びに第十四條第四項の改正規定並びに附則第四条から第八条まで、第九條(日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)附則第二条第一項の改正規

定に限る。)、第十一条及び第十二條(郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第九條第一項第一号の改正規定中「第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(一)を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一十号)」に改める部分に限る。)」の規定 平成三十一年四月一日
(政令への委任)
第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。
附則（令和元年五月二二日法律第九号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律第六十条の二の改正規定及び同条一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第六十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第九十條の二の改正規定、同条一項を加える改正規定並びに同法第九十三條の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六條の規定 公布の日
二 略
三 第一条の規定(健康保険法第三条第七項の改正規定を除く。)、第四条の規定、第六条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第九條中国民健康保険法第八十二条第二項の改正規定、同法第八十五條の次に二條を加える改正規定及び同法第九十四條の改正規定、第十二條の規定(第五号に掲げる改正規定並びに介護保険法第十五條の四十五中第五項を第九項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第九十七條第三項第六号の改正規定を除く。))並びに第十四條中船員保険法第一百一十條第二項の改正規定並びに附則第七條中私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十六條第三項の改正規定、附則第八條中国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第九十八條第二項の改正規定、附則第九條中地方公務員等

に定めるものほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。
附則（令和元年五月二二日法律第九号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律第六十条の二の改正規定及び同条一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第六十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第九十條の二の改正規定、同条一項を加える改正規定並びに同法第九十三條の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六條の規定 公布の日
二 略
三 第一条の規定(健康保険法第三条第七項の改正規定を除く。)、第四条の規定、第六条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第九條中国民健康保険法第八十二条第二項の改正規定、同法第八十五條の次に二條を加える改正規定及び同法第九十四條の改正規定、第十二條の規定(第五号に掲げる改正規定並びに介護保険法第十五條の四十五中第五項を第九項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第九十七條第三項第六号の改正規定を除く。))並びに第十四條中船員保険法第一百一十條第二項の改正規定並びに附則第七條中私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十六條第三項の改正規定、附則第八條中国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第九十八條第二項の改正規定、附則第九條中地方公務員等

共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第百二十二条第三項の改正規定及び附則第十四条の規定 令和二年十月一日

四 第二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、第五条の規定（次号及び第六号に掲げる改正規定を除く）、第九条の規定（前号に掲げる改正規定を除く）、第十一条の規定及び第十四条の規定（船員保険法第二条第九項の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第七条の規定（私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く）、附則第八条の規定（国家公務員共済組合法第二条第一項第二号及び第四十号第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第九条の規定（地方公務員等共済組合法第二条第一項第二号及び第四十三号第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第五号中高齢者の医療の確保に関する法律第百四十五号第三項の改正規定、第七号の規定及び第十二号介護保険法第百六十六号第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定 令和三年四月一日

（罰則の適用に関する経過措置）
第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和二年三月三十一日法律第八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 次に掲げる規定 令和三年一月一日
イ及びロ 略
ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法

第四十一条の十九第一項の改正規定（「千円」を「八百万円」に改める部分に限る）、同法第九十三号の改正規定（同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第九十四号の改正規定、同法第九十五号の改正規定及び同法第九十六号の改正規定並びに附則第七十四号第一項及び第三項、第九十一号、第九十四号並びに第九十九号の規定（罰則に関する経過措置）
第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則（令和二年三月三十一日法律第一四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九号第一項の改正規定、同法第三十六号の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八号及び第五十四号の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日
（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第十六条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十八号の二の規定は、施行日以後に開始される同条第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金について適用し、施行日前に開始された前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十八号の二第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次

条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中厚生年金法第八十七号第三項の改正規定、第四条中厚生年金法第九十号の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法附則第二十三号の二第二項の改正規定、第六号の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二号の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三号の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十号中確定給付企業年金法第三十六号第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八号の三、第七十三号及び第八十九号第一項第三号の改正規定、第二十四条中公

的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八号第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八号の二の項及び第四十号第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中厚生年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二号から第四十五号までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中使用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三号第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九

十五号中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七号の規定 公布の日
二から四まで 略
五 第一条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中厚生年金保険法附則第二十九号第四項の改正規定、第七号の規定、第九号中政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四号第一項第二号の改正規定、第十五号中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。第九号及び附則第四十九号において「平成八年厚生年金等改正法」という。）附則第五十四号の改正規定並びに附則第五十五条中平成二十四年一元化法附則第四十九号第四号の改正規定 令和三年四月一日

六及び七 略
八 第四条中厚生年金保険法第六号第一項第一号及び第十二号並びに附則第四条の二の改正規定、第九号の規定、第十五号中国家公務員共済組合法第二条第一項第一号、第四十条、第七十二条、第二百二条の二及び第二百二十五条から第二百二十六条の二まで並びに附則第二十条の二第一項及び第二十条の六第一項の改正規定、第十七号中地方公務員等共済組合法第二条第一項第一号、第四十三号、第七十四号、第九号第一項及び第九十一号から第九十二号まで並びに附則第四十条の三の改正規定、第十九号中私立学校教職員共済法第二十二号第二項の改正規定、第二十三号の規定、第二十九号の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第六項並びに附則第十四条、第十九号及び第二十四号の規定 令和四年十月一日
九 第三条、第五条、第十六条、第十八号及び第二十五条並びに附則第七号、第十一号、第

十八条、第二十三条、第四十三条及び第四十五条の規定、附則第四十九条中平成八年厚生年金等改正法附則第三十三条の二の改正規定並びに附則第五十条、第五十二条及び第五十四条の規定、令和五年四月一日

(検討)

第二条

政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百二十二号)第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項(次項及び第四項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(改正後の国家公務員共済組合法における標準報酬に関する経過措置)

第十四条

附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日(以下「第八号施行日」という。)前に国家公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第八号施行日まで引き続きその資格を有する者(国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員及び令和四年十月から標準報酬を改定されるべき者を除く。)のうち、同年九月の標準報酬の月額が九万八千円であるもの(当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が九万三千円以上であるものを除く。)の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額を第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第四十条第一項及び第二項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、第八号施行日において改定するものとする。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、令和四年十月から令和五年八月までの各月の標準報酬とする。

(改正後の国家公務員共済組合法における退職年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第十五条

第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第八十条の規定は、施行日の前日において、七十歳に達していない者について適用する。

(改正後の国家公務員共済組合法における時効に関する経過措置)

第十六条

第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百十一条第一項(退職等年金給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。)、第二項及び第四項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

(改正後の国家公務員共済組合法における日本国籍を有しない者に対する一時金の支給に関する経過措置)

第十七条

第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十三条の二の規定は、施行日前に厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求した者が、施行日以後に第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十三条の二第二項の規定による一時金の支給を請求した場合についても、適用する。

(受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の国家公務員共済組合法による退職年金の請求に関する経過措置)

第十八条

第十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第八十条の規定は、第九号施行日の前日において、七十一歳に達していない者について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(受給権の保護に関する経過措置)

第七十七条

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条に規定する給付で年金として給されるものについては、同条の規定にかかわらず、国家公務員共済組合法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。次条において「昭和二十三年国家公務員共済組合法」という。)第二十八条第二項の規定は、適用しない。

第七十八条

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条第一項及び第二項並びに第九十二条に規定する給付で年金として給されるもの(同法第三条第一項に規定する退職料等及び同条第二項に規定する退職年金条例の通算退職年金を除く。)については、同法第三条

第一項及び第二項並びに第九十二条の規定にかかわらず、平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第四十九条ただし書(年金である給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合に係る部分に限る。)の規定、昭和二十三年国家公務員共済組合法第二十八条第二項の規定、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十二号)第一条の規定による改正前の地方公務員共済組合法附則第二条の規定による廃止前の市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第百二十四号)第二十八条第二項の規定、昭和六十年国家公務員共済改正法附則の規定によりその例によることとされる昭和六十年国家公務員共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第四十九条ただし書(年金である給付を受ける権利を国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合に係る部分に限る。)の規定、昭和四十二年年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十三号)第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この条において「昭和五十六年改正前地方公務員等共済組合法」という。)、第二百二条において準用する昭和五十六年改正前地方公務員等共済組合法第五十一条ただし書(年金である給付を受ける権利を国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合に係る部分に限る。)の規定又は平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第五十一条ただし書(年金である給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(受給権の保護の例外に関する経過措置)

第八十条

この法律の施行の際現に担保に供されている年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

2 附則第三十六条第一項、第七十条第一項及び第七十一条第一項に規定する申込みに係る年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 附則第五十五条の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第百二十二条の規定により附則第六十九条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二項に規定する恩給等とみなされる給付(平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項及び第六十五条第一項に規定する年金たる給付に限る。)

を受ける権利については、第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十一条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第九十七条

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和二年六月二日法律第五二号) 抄

第一号 抄

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中介護保険法附則第十三条(見出しを含む。)、及び第十四条(見出しを含む。)の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条(見出しを含む。)、及び第十二条(見出しを含む。)、の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。)

附則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

第一号 抄

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。))

改正規定、附則第二十一条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四百四十四条の三十三項の改正規定、附則第二十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定、附則第二十六条中生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八十条の四第二項の改正規定及び附則第二十九条の規定公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

（国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第五号

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の健康保険法附則第四条の三の規定、第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の船員保険法附則第七条の規定、第六条の規定（附則第一条第一号、第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。第六項において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次項及び第六項において「旧高確法」という。）附則第十三条第二項の規定、附則第十九条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員共済組合法附則第十一条の三の規定、附則第二十一条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二條の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他これらの規定に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三條第二項の改正規定及び同法第九條第二項の改正規定並びに第十三條の規定並びに附則第十七條、第十九條及び第二十條の規定 公布の日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二條第七項の改正規定（同項中「記載され」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八條の二の改正規定、同法第三十八條の八第一項の改正規定及び同法第四十四條の改正規定並びに第五條、第六條及び第八條から第十二條までの規定並びに次条並びに附則第十五條、第十六條、第十八條、第二十二條から第二十五條まで及び第二十七條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）は、第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、当分の間、同項の規定にかかわらず、職権で、被保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定めるところにより、同項の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を同項に規定する電磁的方法により提供することができる。

2 前項の規定は、第六条の規定による改正後の船員保険法第二十八条の二第一項、第八条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條第六項、第九條の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十三條の二第一項、第十條の規定による改正後の国民健康

保険法第九條第二項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、第十一條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第五十五條の二第一項又は第十二條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四條第三項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令への委任）

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和六年四月二日法律第二〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

（施行期日）

別表第一（第七十一条関係）

損害の程度	月数
一 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	三月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	二月
一 住居及び家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	二月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	二月
三 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	一月
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	一月
一 住居及び家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	一月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	一月
三 住居又は家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	〇・五
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	〇・五

別表第二（第二百二十四条の三関係）	根拠法
名称	

独立行政法人教職員支援機構	独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）
独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）
国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三十三号）
国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）
独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）
独立行政法人大学入試センター	独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）
独立行政法人国立青少年教育振興機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）
国立研究開発法人防災科学技術研究所	国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）

独立行政法人国立文化財機構	独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	国立研究開発法人国立研究開発法（平成二十年法律第九十三号）
独立行政法人家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第八十五号）	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）	国立国際医療研究センター	
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号）	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	
国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第九十八号）	国立研究開発法人国立研究開発法（平成十一年法律第九十九号）	
国立研究開発法人水産研究・教育機構	国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第九十九号）	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）
独立行政法人工業所有権情報・研修館	独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）		
国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）		
国立研究開発法人建築研究所	国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）		
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）		
独立行政法人海技教育機構	独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）		
独立行政法人航空大学校	独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）		
国立研究開発法人国立環境研究所	国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）		
独立行政法人自動車技術総合機構	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）		
国立研究開発法人高度専門医療に関する研究等国立がん研究センター	国立研究開発法（平成十一年法律第二百十九号）		